

大和郡山市地域防災計画

令和3年3月

大和郡山市防災会議

大和郡山市地域防災計画

目 次

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	防災に関する基本方針	3
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節	地域の概要	13
第5節	災害の想定	20

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画	29
第2節	自主防災組織の育成に関する計画	33
第3節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	37
第4節	防災訓練計画	39
第5節	防災体制の整備計画	42
第6節	航空防災体制の整備計画	47
第7節	通信体制の整備計画	49
第8節	都市の防災構造の強化計画	52
第9節	文化財災害予防計画	57
第10節	避難計画	60
第11節	医療計画	66
第12節	ボランティア活動支援環境整備計画	68
第13節	要配慮者の安全確保計画	70
第14節	緊急輸送道路の整備計画	76
第15節	防災用資機材整備計画	79
第16節	食料、生活必需品の確保計画	81
第17節	防疫予防計画	85
第18節	廃棄物処理計画	86
第19節	火葬場等の確保計画	87
第20節	火災予防計画	88
第21節	林野火災予防計画	92
第22節	水害予防計画	94
第23節	風害予防計画	96
第24節	道路災害予防計画	98
第25節	土石流等予防計画	100
第26節	地すべり予防計画	101
第27節	急傾斜地崩壊予防計画	102
第28節	総合的な土砂災害防止対策	103

第 29 節	山地災害予防計画.....	105
第 30 節	ため池災害予防計画.....	106
第 31 節	宅地等災害予防計画.....	107
第 32 節	危険物施設災害予防計画.....	109
第 33 節	火薬類施設災害予防計画.....	111
第 34 節	毒物・劇物保管施設災害予防計画.....	112
第 35 節	放射性物質保管施設災害予防計画.....	113
第 36 節	鉄道災害予防計画.....	114
第 37 節	原子力災害予防計画.....	115
第 38 節	電気災害予防計画.....	116
第 39 節	ガス災害予防計画.....	117
第 40 節	上水道災害予防計画.....	118
第 41 節	下水道災害予防計画.....	120
第 42 節	住宅応急対策予防計画.....	122
第 43 節	第 4 次地震防災緊急事業五箇年計画.....	123

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画.....	125
第 2 節	気象情報・地震情報等の伝達計画.....	145
第 3 節	早期災害情報収集の計画.....	156
第 4 節	被害状況の調査・報告計画.....	160
第 5 節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ計画.....	182
第 6 節	通信運用計画.....	185
第 7 節	広報・広聴計画.....	188
第 8 節	各機関への派遣要請計画.....	191
第 9 節	医療救護計画.....	199
第 10 節	ボランティア活動支援計画.....	204
第 11 節	海外からの支援受入れ計画.....	208
第 12 節	要配慮者の支援計画.....	210
第 13 節	避難対策計画.....	214
第 14 節	緊急輸送計画.....	225
第 15 節	交通規制計画.....	230
第 16 節	食料、生活必需品の供給計画.....	233
第 17 節	給水計画.....	241
第 18 節	防疫、保健衛生計画.....	244
第 19 節	遺体の火葬等計画.....	248
第 20 節	廃棄物の処理及び清掃計画.....	253
第 21 節	文教対策計画.....	256
第 22 節	文化財災害応急対策計画.....	260
第 23 節	住宅応急対策計画.....	262

第 24 節	公共施設等の応急復旧計画.....	266
第 25 節	労務計画.....	270
第 26 節	災害救助法等による救助計画.....	274
第 27 節	義援金品の取扱いに関する計画.....	277
第 28 節	火災応急対策計画.....	281
第 29 節	林野火災応急対策計画.....	285
第 30 節	風水害応急対策計画.....	288
第 31 節	道路災害応急対策計画.....	296
第 32 節	地盤災害等応急対策計画.....	298
第 33 節	危険物等施設応急対策計画.....	302
第 34 節	ライフライン施設の応急復旧計画.....	305
第 35 節	突発重大事故対策計画.....	309

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設の災害復旧.....	311
第 2 節	被災者の生活確保.....	314
第 3 節	り災証明書の発行.....	322
第 4 節	被災中小企業の振興.....	325
第 5 節	農業・水産業者への融資.....	326
第 6 節	激甚災害の指定に関する計画.....	327
第 7 節	災害復興計画.....	330

第 5 章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第 1 節	総則.....	333
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報.....	335
第 3 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	338
第 4 節	防災訓練計画等.....	339
第 5 節	地震防災上必要な防災知識の普及計画.....	340
第 6 節	地域防災力の向上に関する計画.....	343
第 7 節	広域かつ甚大な被害への備え.....	344
第 8 節	地震発生時の応急対策等.....	346
第 9 節	支援・受援体制の誠意.....	349

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

大和郡山市地域防災計画（以下、「本計画」という）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地方公共団体の責務として長期的視野に立ち、計画的な防災活動体制を確立し、効果的かつ具体的な防災活動を可能するため、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を主眼とした総合的な防災行政の推進を図り、住民を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の運用

関係各課は、本計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画を作成し、その具体的推進に努める。

第3 計画の修正

大和郡山市防災会議（以下、「市防災会議」という）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画を社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要がある時は市防災会議に諮り修正する。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

ア. 市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。

イ. 市防災会議は、防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定により奈良県知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。なお、公表は市広報紙（つながり）に掲載する等によって行う。

ウ. 市防災会議を開催し、防災計画を審議・決定する。

第4 計画の構成

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階がある。

本計画では、それぞれの段階において市、県、防災関係機関及び住民・事業所がとるべき災害対策を実施する際の基本体系を示している。

また、本市の地形、地質、気象、地域特性によって想定される台風、大雨などの風水害や地震災害等の災害を対象として、以下の事項について定める。

なお、本計画のうち、具体的な活動内容や基準、参考資料等は、資料編として編集する。

(1) 総則

計画の目的を明らかにし、大和郡山市（以下、「市」という）及び関係機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定めた総則。

(2) 災害予防計画

災害による被害を最小限に食い止めるための措置、住民への啓発活動、災害発生直後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備え等について明記した、平常時にとるべき

防災活動全般についての予防計画。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定めた応急対策計画。

(4) 災害復旧・復興計画

災害が発生した後の公共施設を復旧し、住民生活を安定化させるための措置を定め、地域社会を速やかに復興させるための基本方針を定めた復旧・再建計画。

(5) 南海トラフ巨大地震等の広域災害対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、市の南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

第5 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関し重要な施設の管理者に対して計画の内容を周知徹底すると共に、計画のうち特に必要と認めるものについては、住民に対しても周知徹底する。

第2節 防災に関する基本方針

第1 基本理念

市は、大和郡山市第3次総合計画基本構想（以下、「市総合計画」という）において、「協働のまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりがまちづくりへ主体的に参画し、相互に協力することにより、豊かなコミュニティを形成することを目指している。

一方、近年の豪雨災害や東日本大震災や阪神淡路大震災等の地震災害の教訓では、「自分の命は自分で守る」、「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」等が重要な防災対策の根幹をなすことが示されており、「自助・公助・共助」の連動について、その必要性が指摘されている。

自助：住民一人ひとりが自分自身を守ること 公助：行政が住民を災害から守ること 共助：地域社会がお互いを災害から守ること

従って、これらのことを基調とし、市は、「自助・公助・共助」の3つの役割がそれぞれ主体的に動き出し、相互に連携しあう防災協働社会の構築を目指すことを基本理念とする。

第2 基本方針

基本理念を踏まえ、災害を防止し、あるいは災害発生時の被害をできるだけ少なくするために、次に掲げる項目を実施することを基本方針とする。

(1) 災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」とは、防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる「人」の育成を目標とした、いわゆる個人、一人ひとりの防災能力のレベルアップを指す。

(2) 災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、災害に強い都市構造をもち、防災機器等の配備された「まち」の形成を目指すもので、施設の安全性の向上や機能強化を指す。

(3) 災害に強い仕組みづくり

「災害に強い仕組みづくり」とは、災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための「仕組み（＝組織運営体制）」の機能強化や関係機関との連携体制の強化等を指す。

第3 施策の大綱

基本方針に従い、国、県、個人や家庭、地域、企業、団体、防災関係機関等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、特に次の防災施策を重点的に実施していく。

(1) 災害に強い人づくり

ア. 防災知識の普及と防災意識の高揚

定期的な防災訓練を通じて防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、職員や住民の防災意識の高揚に努め、職員や住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境の整備に努める。

また、あらゆる機会を利用して、職員、住民に対して防災に関する情報を提供し、防災に必要な知識の普及を図っていく。

イ. 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進

災害時において特に配慮を要する高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下、「要配慮者」という）への対応を強化するため、日常から要配慮者に関する情報を把握すると共に、関係施設における防災対策の確立を図る。また、近隣での相互扶助体制を醸成する等、地域コミュニティの活用を図る。

ウ. 自主防災組織の育成

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立った地域づくりを進め、住民参加による自立的な防災体制を確立するため、男女共同参画の視点を取り入れ、地域の実状に即した自主防災組織の育成を図り、自主防災体制の確立を目指す。

(2) 災害に強いまちづくり

ア. 水害対策の推進

国、県が管理する水防指定河川やその他、要水防区域を有する河川、内水はん濫を生じやすい低地、老朽ため池、排水不良地等において、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、危険箇所の改修補強等、治水施設の整備を促進する。

また、市が管理する普通河川についても危険箇所の調査、把握に努め、改修を順次進める。

イ. 土砂災害対策の推進

市における大雨、台風等による被害は、前述の水害の他、斜面崩壊、土石流及び地すべりによる土砂災害、並びにこれらに伴う道路の分断及び集落の孤立化等がある。とりわけ、災害危険箇所の分布する市域西部の矢田丘陵山麓付近では斜面崩壊と土石流の危険性が高い。

従って、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、急傾斜地崩壊防止対策等、災害防止工事の推進を図ると共に、危険箇所の把握、住民への周知、県と連携して危険箇所の監視体制や警戒避難体制の強化に努める。

(3) 災害に強い仕組みづくり

ア. 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備は、災害発生の防止及び被害軽減に対して、特に重要であるため、次の点に着目し、各種計画を策定する。

-
- (ア) 職員参集基準の明確化、及び非常配備動員体制の確立等による市災害対策本部体制の強化
 - (イ) 防災行政無線等、多様な情報機器の整備、活用による情報収集・伝達体制の整備
 - (ウ) 消防力の強化及び消防団、自治会や自主防災組織による地域の初期消火体制の強化
 - (エ) ボランティア協力体制を含めた被災者への生活、自立支援方策の実施
 - (オ) 近隣市町はもとより国、都道府県といった、より広域的な応援協力体制の強化
 - (カ) 平常時からの県、自衛隊等の関係機関との相互連携体制の強化

イ. 備蓄対策

分散型の備蓄倉庫の整備を推進し、防災対策用資機材並びに応急食料等の自主備蓄を進め、災害時にこれらを効果的に機能させるように努める。また、併せて流通備蓄体制の確立を目指し、関係機関との連携を図っていく。

ウ. 警戒避難対策

大雨警報及び水防警報に基づき、洪水等による水害を警戒し、これらによる被害を軽減するために、市内各河川に対する水防上必要な監視、予報、連絡を行う体制を整備する。また、より安全な避難所や避難路の検討を行い、避難時の安全性向上を図ると共に、住民の自主的な相互協力が得られるように、平常時から広報と啓発の徹底、避難所や避難路等への適切な誘導標識の設置、各地区の地域特性に応じた警戒避難体制を整備する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、指定地方行政機関、県、自衛隊、指定公共機関等は概ね次の事務又は業務を処理する。

第1 大和郡山市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大和郡山市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 上水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入れ準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の勧告又は指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局 奈良地域センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の供給あつ旋 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林業等に対する災害融資のあつ旋指導
南近畿土地改良 調査管理事務所	所管基幹水利施設の保全	所管基幹水利施設の応急対策	所管基幹水利施設の復旧
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
奈良地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣(知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供 	

第3 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な情報・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画
警察本部 (郡山警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査又は検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通情報の収集、伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	<ol style="list-style-type: none"> 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 防災訓練等への参加 	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 避難の援助 遭難者等の捜索救助 水防活動 消防活動 道路又は水路の啓開 応急医療・救護・防疫 人員及び物資の緊急輸送 炊飯及び給水 救援物資の無償貸与又は譲与 危険物の保安及び除去等 	災害復旧対策の支援

第5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便(株) (奈良支店)		<ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者あて救助用郵便物の料金免除 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 	
西日本旅客鉄道(株)	鉄道施設の保全と整備	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における緊急鉄道輸送の確保 鉄道施設の災害応急対策 	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) (奈良支店)	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信設備の保全と整備 気象情報の伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信設備の応急対策 災害時における非常緊急通信の調整 	被災電気通信設備の災害復旧
日本放送協会 (奈良放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 放送施設の保全と整備 気象予警報等の放送 	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報等および災害情報の放送 災害時における広報活動 放送施設の応急対策 	被災放送施設の復旧
関西電力(株) (奈良支店)	電力施設の保全	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における電力供給対策 電力施設の応急対策 	被災電力施設の復旧
大阪ガス(株) (導管事業部北東部導管部)	ガス供給施設の保全と防災管理	<ol style="list-style-type: none"> ガス供給施設の応急対策 災害時における供給対策 	被災ガス供給施設の復旧
西日本高速道路(株)(関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本通運(株) (奈良支店)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
日本赤十字社 奈良県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 	義援金の受入・配分の連絡調整

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道(株) 奈良交通(株)	輸送施設等の保全と整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策 	被災輸送施設等の復旧
(社)奈良県トラック協会		<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保 	
奈良テレビ放送(株) 関西テレビ放送(株) 讀賣テレビ放送(株) (株)毎日放送 朝日放送(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報の放送 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策 	被災放送施設の復旧
(株)朝日新聞社 (株)毎日新聞社 (株)讀賣新聞 (株)産業経済新聞社 (株)日本経済新聞社 (株)中日新聞社 (株)奈良新聞社 (株)共同通信社 (株)時事通信社 (株)奈良日日新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底 	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
奈良県土地開発公社 奈良県道路公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

第7 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業協同組合	共同利用施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 共同利用施設の災害応急対策 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋 県、市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 農作物・林産物の災害応急対策の指導 	<ol style="list-style-type: none"> 被災共同利用施設の復旧 被災組合員に対する融資、又はこのあつ旋
(一社)大和郡山市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施 防災知識の普及 医療救護班の編成及び派遣体制の整備 	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	<ol style="list-style-type: none"> 医療機関の早期復旧 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
病院等	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 防災訓練 	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 避難施設の整備 避難訓練 	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
(福)大和郡山市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 市災害ボランティア本部の設置・運営訓練 	市災害ボランティアセンターの運営	
(財)大和郡山市文化体育振興公社	文化施設の整備	文化施設の災害応急対策	被災文化施設の復旧
大和郡山市商工会		<ol style="list-style-type: none"> 物価安定についての協力 救助用物資・復旧資材の確保・協力あつ旋 	<ol style="list-style-type: none"> 商工業者への融資、あつ旋実施 災害時における中央資金源の導入
金融機関			<ol style="list-style-type: none"> 被災事業者に対する資金融資、その他緊急措置 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置

第8 住民、事業所等

(1) 住民

自らの安全は自ら守ることが防災の基本である。住民はこのことを自覚し、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、次のことに努める。

ア. 平常時の実践事項

- (ア) 防災知識を習得すること。
- (イ) 避難所、避難路を確認すること。
- (ウ) 飲料水、食料及び生活必需品を備蓄すること。
- (エ) 自治会や自主防災組織等、地域の防災活動へ積極的に参画すること。

イ. 災害時に実践に努める事項

- (ア) 避難所を自主的に運営すること。
- (イ) 正確な災害情報を把握し、必要に応じて情報を伝達すること。
- (ウ) 近隣の負傷者を救出及び救護すること。
- (エ) 要配慮者を支援すること。
- (オ) 適切に避難すること。
- (カ) 防災関係機関が行う防災活動に連携及び協力すること。

(2) 事業所等

自らが災害時に果たす役割を十分に認識し、従業員や利用者等の安全を確保する等、防災体制の充実を図ると共に、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

ア. 平常時の実践事項

- (ア) 事業所等での防災計画を策定し、自衛消防組織の整備等、防災体制を整備すること。
- (イ) 施設及び設備等を安全管理すること。
- (ウ) 防災訓練を実施すること。
- (エ) 従業員への防災知識を普及させること。
- (オ) 保有する防災資機材を地域の防災活動に活用する等、地域の防災活動に参加及び協力すること。
- (カ) 防災資機材を備蓄すること。
- (キ) 飲料水、食料及び生活必需品を備蓄すること。

イ. 災害時に実践に努める事項

- (ア) 正確な情報を把握し伝達すること。
- (イ) 従業員や利用者等を避難誘導すること。
- (ウ) 従業員のみならず、住民負傷者を救出及び救護すること。

第4節 地域の概要

第1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

市域は、奈良県北西部に位置する奈良盆地の中央部にあたり、一級水系である大和川水系に位置しており、市域の中央部を佐保川や富雄川が南流している。

市域の地形は、佐保川沿いのはん濫原にあたる低地部と富雄川より東側にあたる緩傾斜の扇状地部を中心として平坦地が広がっているが、富雄川より西側にあたる地域は生駒市、平群町、斑鳩町との間に位置する矢田丘陵と呼ばれる丘陵地形となっている。

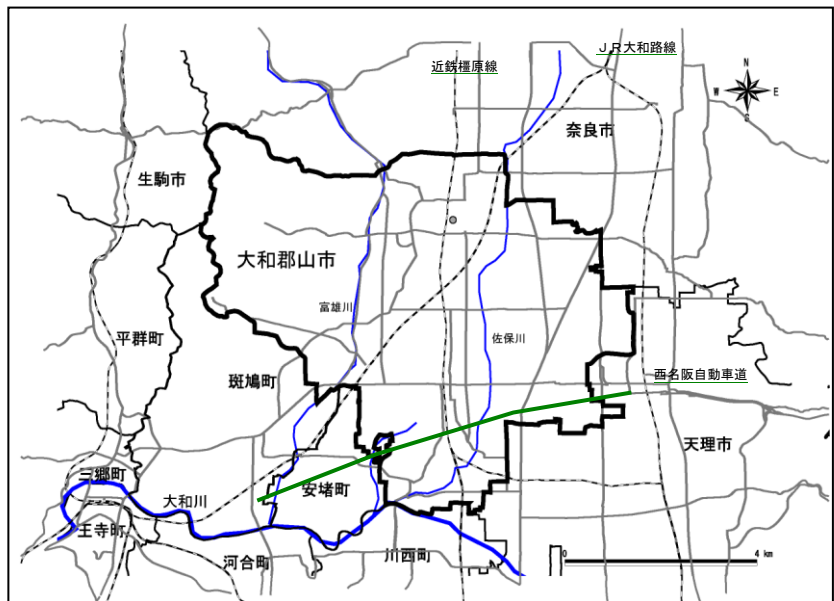
市内の平坦地には金魚池やため池が多く、市東部の平坦地は、条里制に基づき整備された水田地帯が広がっている等、独自の景観を形成している。

市域北部の郡山城址を中心に形成された旧市街地は、水田地帯より少し標高が高い西の京丘陵を中心とした微高地に位置しており、近鉄郡山駅及びJR郡山駅は、西の京丘陵の東部に位置している。

旧市街地には、細街路が入り組んだ城下町の街並みが残っており、佐保川の東側に位置する稗田集落等、村の周囲に濠をめぐらして外敵を防いだ中世の遺構である環濠集落は、市内に32集落あるとされている。

市域南部の昭和工業団地（面積約108.5ha）は、昭和38年から計画され昭和42年に造成を完了した内陸工業団地で、多くの工場が立地する工業地帯となっている。

なお、市の概要を次の表に示す。



[市の概要]

人口	89,101人	
世帯	37,141世帯	
面積	42.68 k m ²	
地勢	位置	東経135° 47' 9" 北緯34° 38' 44"
	範囲	東西9km 南北7km
	標高	標高 最高325m 最低45m
	隣接都市	奈良市、天理市、生駒市 斑鳩町、安堵町、川西町

(平成26年3月31日現在)

(2) 地形

市の地形は、次に示す低地、緩扇状地、丘陵地に大別できる。

ア. 低地

市域の約 1/4 を占める低地は、佐保川沿いの佐保川はん濫原である。佐保川沿いには自然堤防状の微高地や旧河道が見られ、流路の変化や洪水時の堆積作用を示唆している。古くから自然堤防は住居、低地は田畑や金魚池として利用されていた。しかし、近年の都市化に伴い広範囲にわたって田畑は盛土され、ため池・金魚池は埋め立てられて住宅地、工業用地として利用されている。

イ. 緩扇状地

市域の約 1/2 を占める緩扇状地は、中央部の富雄川緩傾斜扇状地と東部の奈良盆地東縁扇状地である。富雄川緩傾斜扇状地は、市街地西部の丘陵末端付近を扇頂に旧富雄川によって比高差約 10m の緩扇状地を形成している。奈良盆地東縁扇状地は、奈良盆地東端の春日断層崖を開析する菩提仙川や高瀬川等によって形成されている。両扇状地とも自然堤防状の微高地や旧河道が見られる。この緩扇状地も低地同様、近年の都市化に伴って住宅地、工業用地として造成されている。

ウ. 丘陵地

市域の約 1/4^{*}を占める丘陵地は、郡山城が築城されている西の京丘陵、西部の矢田丘陵、南部の額田部丘陵である。西の京丘陵は、富雄川と秋篠川に挟まれ南北に長く、西側（富雄川側）が高く東側（秋篠川側）が低い起伏量 100m 以下の小起伏丘陵地である。矢田丘陵は、富雄川と竜田川により形成された生駒谷に挟まれた南北に連なる起伏量 100～200m の大起伏丘陵地であり、縁辺部（東側）に小起伏丘陵群が形成されている。また、南部には丘陵の頂面が平坦な額田部丘陵がある。ここでも都市化に伴って大規模な造成が行われ、特に矢田丘陵の周辺の小起伏山地で宅地化、額田部丘陵で工業団地化している。

※数値には、点在する平坦面を示す段丘、土石流堆（土石流が流下、堆積する過程で形成される小丘陵地形）等の砂礫台地を含めた。

(3) 地質

市の地質は、地形に対応させると次のように示される。

- ・ 低地：沖積層（新生代第四紀）
- ・ 緩扇状地：沖積層（新生代第四紀）
- ・ 丘陵地：大阪層群相当層（新生代新第三紀鮮新世）、領家複合岩類（古生代末～中生代白亜紀）

ア. 低地・緩扇状地

低地・緩扇状地の地層は礫・砂・泥である。堆積物は未固結～半固結で細・中粒砂～シルト～粘土の互層からなり、比較的泥質である。泥がち堆積物は大和平野に広く分布し、旧河川の自然堤防外の滞水域で形成されたとみられる。シルトないし泥がちであるが、砂層・泥炭層を挟む。この泥炭層は薄いところで 0.1m、最も厚いところで 2m に達する。分布深度も 0.5m～10m 以上に及ぶ。現在は地下水面下にあるが、地下水位の低下によっては本層の収縮により地盤沈下や不同沈下のおそれがある。

イ. 丘陵地

矢田丘陵の縁辺の小起伏丘陵群、西の京丘陵、額田部丘陵の大坂層群相当層、矢田丘陵本体の領家複合岩類に大別される。矢田丘陵の縁辺の小起伏丘陵群、西の京丘陵、額田部丘陵の大坂層群相当層の地質は、大坂層群である佐保累層とよばれる。佐保累層は粘土・砂の互層よりなるが、泥がちであり下位の藤原層群に由来する凝灰質泥岩の小円礫が多い。

矢田丘陵の地質は、本体の領家複合岩類に上部を大坂層群が覆っている。本体の領家花崗岩類は、花崗岩類、塩基性火成岩類、低圧高温型変成岩類によって構成されており、その大部分は花崗岩類によって占められる。この花崗岩類は、細粒の両黒雲母花崗岩と角閃石・黒雲母に富む粗粒花崗岩からなり、表層風化が著しい。

これらの火成岩類・変成岩類の形成時期は明確ではないが、構成年代は古生代末から白亜紀にかけての時期とみなされている。

また、丘陵主稜線付近に小起伏面が発達し、僅かに礫層の大坂層群下部層が見られる。なお、市域の地形・地質図を資料編の資料13-1に示した。

(4) 気象

ア. 一般的な気象状況

市の気候特性は、次の通りである。

- (ア) 気候は、奈良盆地の気候の特色を示している。奈良盆地は海洋から離れ、山地で囲まれているゆえ、近畿中部の特色である「内陸性気候」と称されるものである。すなわち気候は一般的には温和であるが、海洋性気候の地方よりも、やや寒暑の差が大となり、降水量も割合少なくなっている。
- (イ) 降水量は、年間1,400mm弱で、月別では梅雨期の6月、台風期の9月に多く、7月には低気圧を伴った豪雨も見られる。
- (ウ) 気温は、年平均14～15℃で一般の奈良盆地とほぼ同様である。また、1～2月は寒く、日最低気温が0℃を下回る日が半数ほど見られる。

イ. 大雨の特性

昭和28年以降における、気象庁奈良地方気象台奈良観測所の大雨に関するデータは、次の通りである。下表に見られるように、近年では最大1時間雨量や最大10分間雨量の極値が更新されつつあり、短時間豪雨の発生が増加しつつある傾向も伺える。

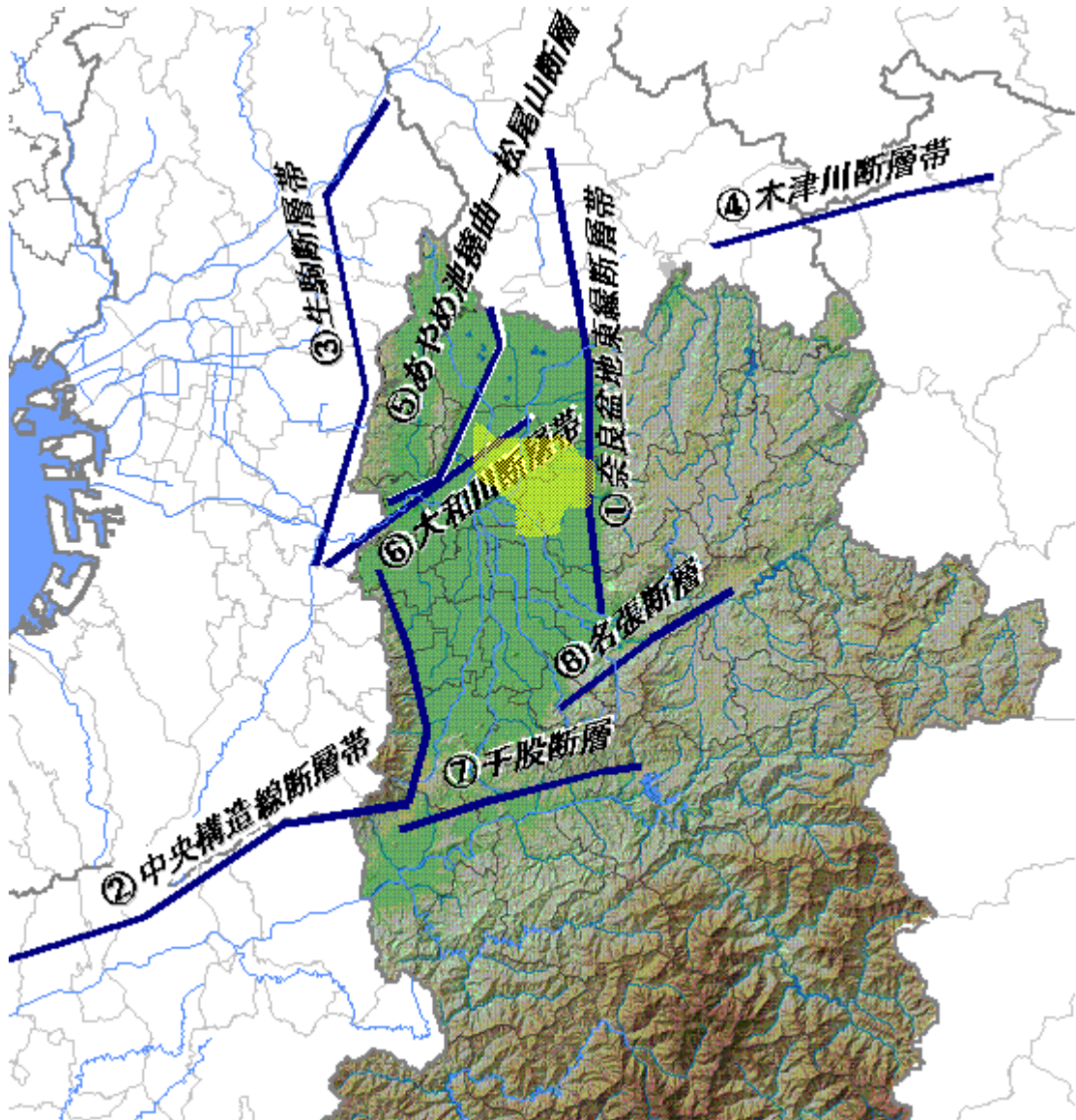
[大雨特性]

気象要素 (降水量)	気象庁奈良地方気象台 奈良観測所 北緯34度41.6分 東経135度49.6分 標高：104m	発生年月日
最大年総雨量 (mm)	1790.2	昭和34年
最大日雨量 (mm)	182.3	昭和34年8月13日
最大1時間雨量 (mm)	79.0	平成12年5月13日
最大10分間雨量 (mm) ただし、観測期間は昭和36年から	27.0	平成25年8月5日

(5) 大和郡山市周辺の活断層

市の周辺には、奈良盆地東縁断層帯（京都盆地-奈良盆地断層帯）、中央構造線断層帯（紀伊半島断層帯）、生駒断層帯をはじめ、多くの活断層帯が確認されている。

〔周辺の活断層〕



第2 社会的条件

昭和55年以降の人口推移を、国勢調査に基づき示すと次表の通りである。

市は、これまで県央にある地勢から、民間開発と土地区画整理事業等により宅地が増加し、これに伴い人口も増加してきたが、市総合計画で示されるように、平成7年の約95,165人をピークにその後は減少に転じている。

一方、人口構成に関しては、平成22年の国勢調査では、15歳未満が占める割合が12.9%、15～64歳が62.4%、65歳以上が24.7%となっている。全国的な傾向である出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化が進展している。

[年次別人口推移表]

(単位：人)

年 度	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口	89,624	92,948	95,165	94,188	91,672	89,023

資料：国勢調査

次に、市の都市環境は、かつては農業が盛んな地域であったが、近年では基盤交通網の整備、高度化により急速な住宅開発が進み、大阪等を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。さらに市は、大和平野を中心とした12市12町1村（平成26年1月1日現在）からなる「大和都市計画区域」に含まれており、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道等の都市整備を推進することが計画されている。

第3 災害履歴

(1) 奈良県における既往風水害

奈良県では、梅雨期等に発生する集中豪雨や台風に伴う風水害が毎年のように発生している。近年では、死者88名、行方不明者25名等の被害をもたらした昭和34年9月の伊勢湾台風及び死者14名、行方不明者2名、負傷者38名等の被害をもたらした昭和57年7月から8月にかけての台風第10号と低気圧による風水害があげられる。

これらを含め、奈良県内に被害を与えた主な風水害を資料編の資料13-8に示す。

(2) 市の既往風水害

市の既往風水害のうち近年で大きな被害をもたらしたものは、昭和57年7月から8月にかけての台風第10号と低気圧によるものであり、死者1名、全壊1棟、半壊3棟、一部破壊3棟、床上浸水46棟、床下浸水1,665棟等の被害をもたらした。（災害状況の詳細は、資料編の資料13-9参照）

また、過去10年間を遡ると、浸水被害をもたらした降雨は6回あった。その中で最も大きな被害をもたらしたものは、平成12年7月の集中豪雨であり、九条・北郡山地区、平和地区等を中心に床上浸水103棟、床下浸水602棟等の被害をもたらした。（平成7年以降の浸水実績は、次の表参照）

これら近年の浸水被害は、全国的にも増加傾向にある局所的なゲリラ豪雨等の異常豪雨によるものであり、特に生活、経済の大部分が営まれている都市部等を中心にその対応が強く求められている。

[平成7年以降の浸水実績]

	日時	総降雨量	時間 最大	床上	地域(戸数)
				床下	
1	平成10年 8月23日	68	60	8	九条・北郡山
				69	九条・北郡山
2	平成11年 8月11日	152	40	92	九条・北郡山(34)、平和(58)
3	平成11年 8月20日	49.5	40	5	九条・北郡山
				8	九条・北郡山
4	平成11年 9月21日	55	50	62	九条・北郡山(22)、美農庄(12)、筒井(27)、他(1)
				103	九条・北郡山(102)、他(1)
5	平成12年 7月4日	152	100	602	九条・北郡山(203)、天井・柳六丁目(50)、平和(302)、小泉(46)、他(1)
				16	九条・北郡山(4)、天井・柳六丁目(6)、他(6)
7	平成19年 8月29日	34	26	8	池沢(5)、八条(3)
				3	九条・北郡山
9	平成22年 8月10日	43.5	28.5	7	筒井

[平成7年以降の浸水回数]

地域	床上	床下
九条・北郡山	3	7
平和		3
天井・柳六丁目		2
筒井		2
美農庄		1
小泉		1
池沢		1
八条		1

(3) 既往被害地震

市域に影響が及んだ大規模な地震としては、潰家（家屋倒壊）150棟、死者80～150名の記録がある伊賀・伊勢・大和及び隣国地震（伊賀上野地震）（1854年）があった。その後、市域に、影響が及んだ大規模な地震としては兵庫県南部地震（1995年）があるが目立った被害はなかった。

過去に奈良県域に影響が及んだ地震では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（1946年：南海地震等）、畿内に震源を持つマグニチュード7クラスの地震（1596年：伏見地震等）及び濃尾地震（1891年）等があり、市域にも少なからず影響を受けたと推定される。

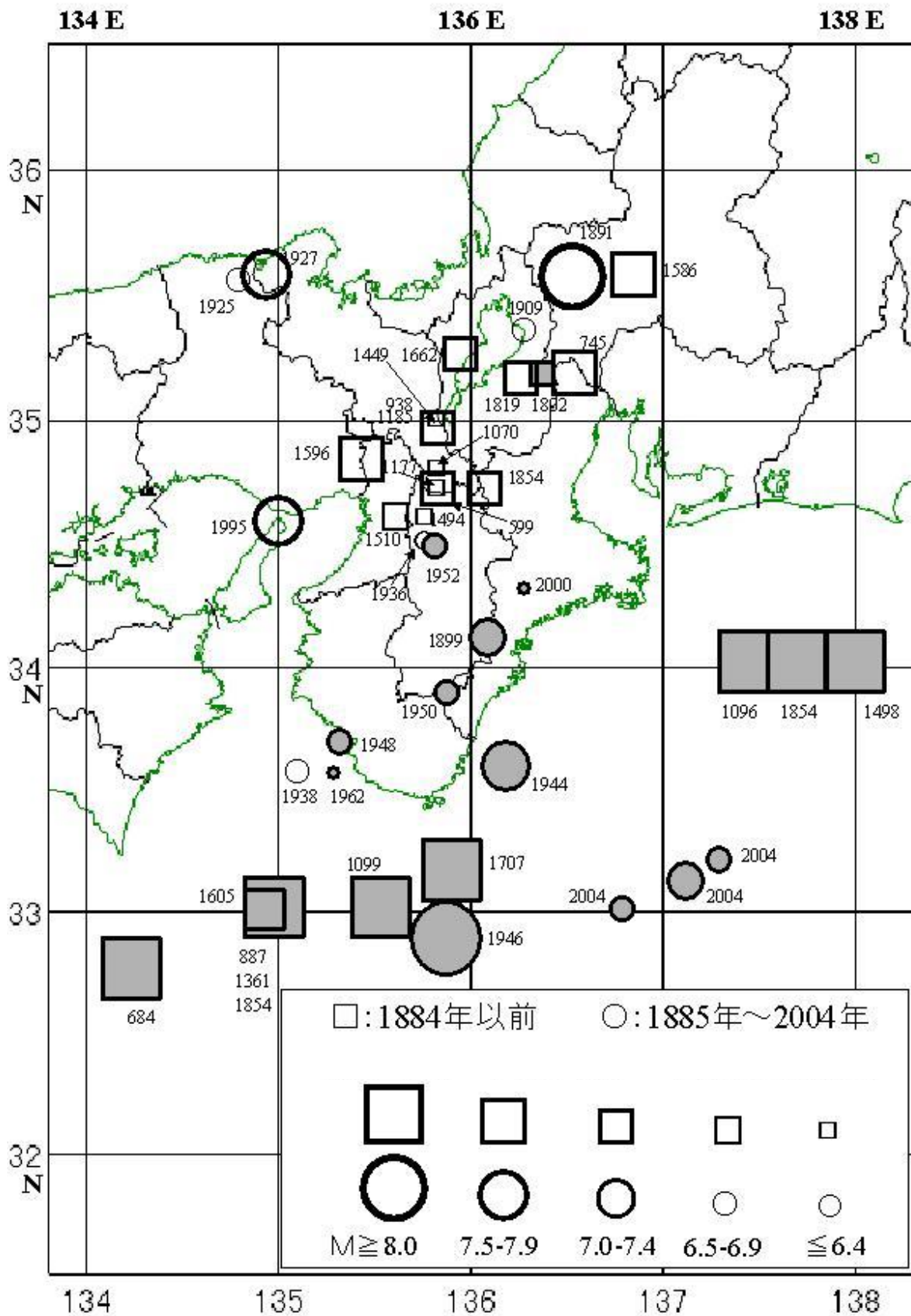
これらを含め、過去に奈良県内に被害を与えた主な地震災害の一覧表を資料編の資料13-3に示す。

また、次頁に、過去に近畿地方及びその周辺に被害を与えた地震の震央図を示す。

(4) 地震による液状化被害

市域で液状化が確認された地震記録は1件あり、「日本の地盤液状化履歴図（1991年：若松他）」によれば、伊賀・伊勢・大和及び隣国地震（伊賀上野地震）（1854年）時に、郡山城趾を中心に形成された旧市街地付近で液状化現象があったとされている。

[過去に近畿地方及びその周辺に被害を与えた地震の震央図]



資料：県計画震災対策計画編

第5節 災害の想定

本計画の策定に当たっては、水害、土砂災害等については、大和郡山市地域防災計画基礎調査業務 平成8年3月（以下、「市基礎調査」という）を参考とし、これを前提とした。

また、地震災害については、県が調査・公表している第2次奈良県地震被害想定調査結果（以下、「県調査結果」という）を参考に災害を想定し、これを前提とした。

第1 水害の危険性

市基礎調査では、水害を内水はん濫、外水はん濫として捉え、これらの水害が発生した場合の危険性を次のように取りまとめている。

- ア. 市における浸水のおそれがある地形要素として相対的な低地があげられる。これらの地形要素は、旧河道、はん濫平野、後背低地、谷底平野、ため池の埋土地等である。
- イ. 昭和57年災害の浸水地域と地形を比較すると、佐保川沿いでは旧河道や自然堤防縁辺部の背後低地に集中して浸水箇所が分布している。また、郡山城からJR郡山駅にかけての地域は西の京丘陵からの水みち[※]であると考えられ、周辺の雨水が集中して排水不良による内水はん濫が発生したと考えられる。こうした地域は、過去の災害でも浸水した可能性が高く浸水常襲地域である。

また、丘陵地・台地では、市街地の拡大によって造成が行われ、流域の保水・遊水機能が低下し、流出率及び流出速度が増大する。このため、流出水が集中する場所で内水はん濫が発生している。

※水みち…大局的な視点で地形、地質状況をみた場合、地下水の流動方向が常に同じ方向へ流れる状況

第2 土砂災害の危険性

市基礎調査では、土砂災害を崖崩れ、地すべり、土石流として捉え、これらの土砂災害が発生した場合の危険性を次のように取りまとめている。

- ア. 崖崩れのうち、市で問題となるのは丘陵地や段丘の縁辺部の急斜面で発生する崖崩れである。
- イ. 矢田丘陵の表面は著しく風化、内部は断層によって破碎されていると考えられ、断層周辺の地層は脆弱である。地すべりは、こうした片麻岩類の崩積土が再移動するか、基盤岩の上に薄く堆積する粘性土層が境界部をすべり面として滑動する場合が多い。
- ウ. 矢田丘陵は大部分が強風化した片麻岩類で構成され、山腹が脆弱であるため、斜面崩壊が発生しやすい。こうした崩積土は山麓部に土石流堆（土石流が流下、堆積する過程で形成される小丘地形）や段丘を形成してきた。土石流の多くは、豪雨時に山腹崩壊（表層滑落型崩壊）を引金として発生しやすいと考えられる。

第3 内陸型地震による被害想定

県調査結果では、比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる8つの活断層（内陸型地震）による地震被害を予測している。これらの地震が発生した場合の市

で想定される被害等は、次のようになっている。

(1) 想定される震度

市で想定される震度は、奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合が最も大きく、全域が震度6強以上、地盤条件の悪いところ（面積的には市域の4割弱程度）で震度7となることが予想されている。

[県調査結果に示された市において想定される震度]

想定断層	断層長さ (km)	想 定 (マグニチュード)	大和郡山市における予想 震度(％：震度別面積比)
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5	7 (38.8)、6強 (61.2)
②中央構造線断層帯	74	8.0	6強 (100)
③生駒断層帯	38	7.5	7 (13.7)、6強 (86.3)
④木津川断層帯	31	7.3	6強 (81.0)、6弱 (19.0)
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0	7 (10.9)、6強 (89.1)
⑥大和川断層帯	22	7.1	7 (19.9)、6強 (80.1)
⑦千股断層	22	7.1	6強 (60.0)、6弱 (40.0)
⑧名張断層	18	6.9	6強 (63.2)、6弱 (36.8)

(2) 想定される被害

市で想定される被害は、奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合が最も大きく、1,700人程度の死傷者、30,000人程度の避難者が発生すること等が予想されている。

[県調査結果に示された市において想定される被害（抜粋）]

想定断層	死者 (人)	負傷者 (人)	住家 全壊 (棟)	住家 半壊 (棟)	炎上 出火 (件)	避難者 (1週間後) (人)	断水 (直後) (世帯)	停電 (直後) (世帯)	ガス被害 (直後) (世帯)
①奈良盆地東縁断層帯	461	1,213	10,484	6,004	106	30,754	32,047	32,089	20,090
②中央構造線断層帯	343	1,083	7,712	6,709	77	30,707	32,047	32,089	20,090
③生駒断層帯	402	1,160	9,040	6,582	90	30,638	32,047	32,089	20,090
④木津川断層帯	214	1,241	4,658	6,731	52	27,012	25,360	32,089	20,090
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	396	1,148	8,891	6,590	88	30,642	32,047	32,089	20,090
⑥大和川断層帯	420	1,181	9,520	6,380	96	30,690	32,047	32,089	20,090
⑦千股断層	128	1,468	2,607	6,218	32	16,366	14,182	32,089	20,090
⑧名張断層	150	1,559	3,155	6,315	36	18,533	17,185	32,089	20,090

(3) 必要とされる物資等の目安

市で想定される被害から算定された必要物資等の各種数量は、次の通り予想されている。

[県調査結果に示された市において必要とされる物資等（抜粋）]

想定断層	食料 (食)	飲料水 (リットル)	生活必需品 (毛布、肌着等) (セット)
①奈良盆地東縁断層帯	90,893	90,893	30,298
②中央構造線断層帯	87,358	87,358	29,119
③生駒断層帯	89,071	89,071	29,690
④木津川断層帯	81,939	81,939	27,313
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	88,862	88,862	29,621
⑥大和川断層帯	89,698	89,698	29,899
⑦千股断層	50,969	50,969	16,990
⑧名張断層	57,413	57,413	19,138

※必要とされる物資の算出根拠は県調査結果報告書参照

(4) 清掃、衛生上の目安

市で想定される被害から算定されたがれきの発生量は、次の通り予想されている。また、仮設トイレ設置目安については、「震災時のトイレ対策－あり方とマニュアル－※」を参考として、避難者100人当たり1基を必要数として算出した。

※震災時のトイレ対策－あり方とマニュアル－

(財)日本消防設備安全センター(平成9年3月)が発行する阪神・淡路大震災の教訓から震災時のトイレ対策について整理した書籍。

[清掃、衛生上の目安]

想定断層	がれき発生量 (トン)	仮設トイレ設置目安 (基)
①奈良盆地東縁断層帯	1,424,319	303
②中央構造線断層帯	1,170,521	291
③生駒断層帯	1,304,095	297
④木津川断層帯	877,576	273
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	1,287,826	296
⑥大和川断層帯	1,342,903	299
⑦千股断層	604,341	170
⑧名張断層	666,410	191

第4 海溝型地震による被害想定

東南海・南海地震は100年から150年間隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されている。

県調査結果では、東南海・南海地震が同時に発生した場合、地震の規模はマグニチュード8.6となり、奈良県下では、県南東部に比較的強い揺れが予想され、強い揺れは1分間以上続き、数分間続くこともあると想定している。また、海溝型地震による被害想定を東南海・南海地震同時発生型、東南海地震単独型、南海地震単独型、東海・東南海地震同時発生型、東海・東南海・南海地震同時発生型の5つのパターンで予測を行っている。

これらの地震が発生した場合の市で想定される被害等は、次のようになっている。

(1) 想定される震度

市で想定される震度は、いずれの場合においても、ほぼ震度5弱～5強程度になることが予想されている。

〔県調査結果に示されたしにおいて想定される震度〕

想定断層	想定 (マグニチュード)	大和郡山市における予想 震度(%:震度別面積比)
①東南海・南海地震同時発生	8.6	5強(91.6)、5弱(8.4)
②東南海地震	8.2	5強(51.7)、5弱(48.3)
③南海地震	8.6	5強(49.4)、5弱(44.9)、 4以下(5.7)
④東海・東南海地震同時発生	8.3	5強(51.7)、5弱(48.3)
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7	5強(91.6)、5弱(8.4)

(2) 想定される被害

市で想定される被害は、いずれの場合においても内陸型地震より少ないことが予想されており、直接的な人的被害は、規模が大きくなる同時発生型の場合で、負傷者が50人程度、東南海・南海地震同時発生型では概ね人的被害がないことが予想されているが、住宅被害、断水、停電等の被害が一部地域で発生することは予想されている。

〔県調査結果に示された市において想定される被害(抜粋)〕

想定断層	死者 (人)	負傷者 (人)	住家 全壊 (棟)	住家 半壊 (棟)	炎上 出火 (件)	避難者 (1週間後) (人)	断水 (直後) (世帯)	停電 (直後) (世帯)	ガス被害 (直後) (世帯)
①東南海・南海地震同時発生	0	50	139	117	0	606	1,779	3,475	959
②東南海地震	0	21	59	47	0	257	25	1,475	407
③南海地震	0	23	65	54	0	287	81	1,625	449
④東海・東南海地震同時発生	0	21	59	47	0	257	25	1,475	407
⑤東海・東南海・南海地震 同時発生	0	50	139	117	0	606	1,787	3,475	959

(3) 必要とされる物資等の目安

市で必要とされる物資等は、いずれの場合においても内陸型地震より少なく、次の通り予想されている。

〔県調査結果に示された市において必要とされる物資等(抜粋)〕

想定断層	食料 (食)	飲料水 (リットル)	生活必需品 (毛布、肌着等) (セット)
①東南海・南海地震同時発生	1775	1775	592
②東南海地震	752	752	251
③南海地震	842	842	281
④東海・東南海地震同時発生	752	752	251
⑤東海・東南海・南海地震 同時発生	1775	1775	592

(4) 清掃、衛生上の目安

市で想定される被害から算定されたがれきの発生量は、いずれの場合においても内陸型地震より少なく、次の通り予想されている。また、仮設トイレ設置目安については、前項(4)に準じて、避難者100人当たり1基を必要数とした。

[清掃、衛生上の目安]

想定断層	がれき発生量 (トン)	仮設トイレ設置目安 (基)
①東南海・南海地震同時発生	21,280	6
②東南海地震	8,868	3
③南海地震	9,835	3
④東海・東南海地震同時発生	8,868	3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	21,280	6

第5 南海トラフ巨大地震の被害想定**(1) 前提とする地震の性格**

内閣府は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。(想定される地震規模：マグニチュード9.1)

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源、パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、60～70%に達すると評価されている。

(2) 本県において想定される被害の概要**ア 県内における想定震度**

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震震は6強であり、市内での最大震度を見ると、震度6強の揺れが想定されている。

イ 本県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおりである。

[県内における人的被害・建物被害の想定]

	基本ケース (被害が最少の場合)	睦側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約100人	約1,700人
住家全壊棟数	約7,500棟	約47,000棟

第6 地震被害想定のおまとめ

本計画では、その性格上、想定し得る最悪の条件を考慮する必要があることから、奈良盆地東縁断層帯を震源とした地震が最大規模で発生した場合を計画規模とし、次の数値を計画上の参考値とする。

[計画上の参考値]

項目	想定内容
震源	奈良盆地東縁断層帯 (断層長さ 35km)
地震の規模	マグニチュード 7.5*
震度	市庁舎の計測震度計で震度 7
発生時期	冬の早朝(5時頃)
気象条件	風速 10m/s
死者	500人程度
負傷者	1,200人程度
避難者	30,000人程度
建物全壊・大破	10,000棟程度
建物半壊・中破	6,000棟程度
出火	100件程度
延焼	1,500棟程度
断水世帯	ほぼ全供給世帯
停電世帯	ほぼ全供給世帯
ガス供給停止	ほぼ全供給世帯
電話・通信被害	4,500世帯程度
1日当たりの飲食必要物資	食料：90,000食、飲料水：90,000リットル 生活必需品（毛布、肌着等）：30,000セット
がれき発生量	140万トン程度
必要仮設トイレ	300基程度

*奈良盆地東縁断層帯の評価は平成17年1月に地震調査研究会においてマグニチュード7.4に変更されている。

第7 災害の特性

本計画の作成にあたって、市の地勢、地形・地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

本計画において想定する主な災害は、次の通りである。

(1) 一般災害

- ア. 台風による災害
- イ. 集中豪雨等、異常降雨による災害
- ウ. 地震災害
- エ. 市街地等における大規模火災及び林野火災
- オ. 危険物の爆発等による災害
- カ. 航空機、鉄道等による災害
- キ. その他による災害

(2) 災害の特性

市基礎調査結果等によると、次のような自然的条件、並びに社会的条件に係わる災害特性がある。

ア. 自然的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

(ア) 低地・緩扇状地

佐保川沿いの低地には、はん濫平野が広がり、その標高は40～50mと市域で最も低い。現在、これらの多くは宅地化、工業用地化が進み、盛土によってかさあげされており、低地のままのはん濫平野がまとまって分布するのは、左岸側の番条町、伊豆七条町、八条町付近のみである。

佐保川・富雄川沿いには、過去の洪水はん濫の繰り返しによって形成された自然堤防起源の微高地が散在する。古い時期の空中写真によれば、旧河道と見られる帯状の低地がかなり判読できる。しかし、現在は旧河道のほとんどが盛土され、宅地、商工業用地として利用されている。

また、県調査結果によれば、奈良盆地東縁断層帯に起因する地震時は、市域は概ね震度6強以上の揺れを受けることが想定されている。しかし、特に上記のような低地部で震度7の揺れを受けることが想定されており、大きな地割れ等が発生して地形が変わる可能性もある。また、ため池の埋め立て地等軟弱な地盤が分布する地域は、液状化危険度も高いと想定されている。

(イ) 丘陵地

丘陵地は、造成されたことで地表面状態が変化する。これに伴い雨水の流出率及び流出速度が増大し、流出水が集中する場所では内水はん濫の危険が大きくなる。

丘陵地を構成する花崗岩類は風化が著しく、松野山断層によって破碎され、より内部まで風化していると考えられる。このため崖崩れ・地すべりといった斜面崩壊の危険性がある。また、斜面崩壊で直接被害がない場合でも、降雨時にそれらの崩積土が出水によって再移動し、土石流の危険性が考えられる。

また、こうした丘陵地は、低地部と比較して、地盤が良いため、県調査結果における

奈良盆地東縁断層帯に起因する地震時においても、揺れは概ね震度6強の範囲内にとどまることが想定される。ただし、宅地開発等により切り開かれた丘陵地（人工改変地）のうち、谷を埋めた箇所や盛土した箇所は、一般的に不同沈下や亀裂（地割れ）が起こりやすくなると想定される。

イ. 社会的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

市の社会的条件から見た災害危険性については、法的規制等に関するもの、危険物施設等に関するもの、社会的混乱の発生のおそれがあるもの等がある。

(ア) 法的規制等

(a) 重要水防箇所

国土交通省大臣が管理する大和川、佐保川のほか、知事が管理する富雄川、地藏院川、秋篠川が水防警報河川に指定されている。また、それらの河川のほか、前川、沖台川、芦川、珊瑚珠川に重要水防箇所がある。（資料編の資料3-1参照）

(b) 土石流危険渓流

市内には、17箇所の土石流危険渓流がある。保全対象は合計で人口601人、人家戸数206戸であり、公共施設等については高校、公民館等である。（資料編の資料16-2参照）

(c) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は2箇所であり、保全対象は人家戸数1戸、公共施設は市道である。（資料編の資料16-3参照）

(d) 急傾斜地崩壊危険箇所

市内には、16箇所の急傾斜地崩壊危険箇所がある。被害想定区域内に人家が5戸以上等あるものは1箇所、被害想定区域内に人家が1~4戸あるものは14箇所、被害想定区域内に人家がない場合でも都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられるものが1箇所である。（資料編の資料16-4参照）

(e) 土砂災害警戒区域等

市内には、計50箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、そのうち、4箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。（資料編の資料16-5参照）

(f) 山地災害危険地区（治山）

この危険地区は矢田に7箇所、山田に2箇所の合計9箇所が指定され、予想される危険は山腹崩壊及び崩壊土砂流出である。保全対象は合計で人家戸数97戸、公共施設1箇所、県道及び市道である。（資料編の資料16-6参照）

(g) ため池要整備箇所

市内には8基のため池要整備箇所があり、災害時に予想される被害は合計で人家戸数47戸、田畑22.4ha、県道、市道及び農道である。（資料編の資料16-7参照）

(h) 宅地造成工事規制区域

市内の宅地造成工事規制区域は1,120ha（平成25年4月1日現在）となっている。（資料編の資料16-8参照）

(i) 防火・準防火地域

市内の防火・準防火地域の指定は準防火地域の指定のみであり、現在の指定面積は旧

郡山地区を中心とした132.4haである。(資料編の資料16-9参照)

(イ) 危険物施設等

上記のほかに、災害要因となるものとして危険物施設等がある。

市内には危険物規制対象物としての製造所が8箇所、貯蔵所209箇所、取扱所76箇所があり、高圧ガス貯蔵・販売・製造施設が5箇所ある。また、火薬類販売業者1箇所、毒物・劇物保有施設が5箇所あり、危険物等を保有する施設は、市域では旧郡山地区を中心とした市街地、国道24号沿い、昭和工業団地付近等に集中して分布する。

なお、火薬類製造業者、毒物・劇物輸入業者及び電気メッキ等を行う事業所で無機シアン化合物を使用する事業所はない。(資料編の資料2-1~3参照)

ウ. 大規模地震時に人口集中、建物密集等社会的混乱が予想される地域

(ア) 人口集中地域

旧郡山地区を中心とした市街地は、JR関西本線の郡山駅、近鉄橿原線の近鉄郡山駅を中心に朝夕混雑し、商店街に多数の人々が往来している。この市街地は、前述の低地部に相当する地盤の上に形成されており、比較的強い揺れを受けやすいため、市域でも各種被害量が大きくなる地域となることが想定される。

(イ) 建物密集地域

(ア)の人口が集中する地域は、建物密度も相対的に高い。特に、市街地は、歴史的木造建造物等多く残されているため、地震火災が発生した場合、延焼する可能性がある。

(ウ) 交通・土木構造物の危険度

県調査結果における奈良盆地東縁断層帯に起因する地震発生時の予測では、震度7が想定される地域の道路、鉄道、橋りょうや地表最大加速度の高い地域のため池で被害が大きくなると想定されている。

特に市域は、県内でも相対的に被害が大きいことが示されており、JR関西本線、近鉄橿原線等鉄道網は寸断される可能性がある。

(エ) ライフライン被害

県調査結果における奈良盆地東縁断層帯に起因する地震発生時の予測では、上水道、下水道、ガス管等の地下埋設管の被害は、相当量見込まれ、ほぼ市域全域の供給世帯で支障をきたすことが想定されている。

第 2 章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、こども福祉課、教育総務課、学校教育課、 関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---

「自らの安全は、自らが守る」が防災の基本であり、市及び関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が平常時から災害に対する備えを心がけると共に、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

市は、関係機関と相互に密接な連携を保ち、職員、住民、事業所等が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

第1 市職員に対する防災教育

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

市民安全課は、職員等に対して、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次の内容の防災教育を実施し、防災知識の普及と徹底を図る。

なお、技術的な職務を担当する所属では、所属長は定期的に実技修得演習の実施等専門教育の強化に努める。

(1) 教育の実施時期

あらゆる機会をとらえて実施するが、防災週間（毎年8月30日～9月5日）や組織改編が行われた時等、適宜必要な時期を概ねの目安とする。

(2) 教育の方法

- ア. 講習会、研修会等の実施
- イ. 見学、現地調査等の実施
- ウ. 災害時初動マニュアル等の配布
- エ. 県や防災関係機関が行う講習会、研修会等への派遣

(3) 教育の内容

- ア. 防災関係職員としての心構え
- イ. 本計画、市水防計画、県計画、県水防計画等及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ウ. 非常参集の方法
- エ. 気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識、災害種別ごとの特性
- オ. 過去の主な災害・被害事例
- カ. 防災知識と防災資機材等の取扱い方法
- キ. 防災関係法令
- ク. その他必要な事項

第2 一般住民に対する防災知識の普及

担当部署	市民安全課、企画政策課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------------

市民安全課は、企画政策課、奈良県広域消防組合消防本部等と連携して、住民に対して、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、次の内容の普及啓発活動を実施し、防災知識の普及と徹底を図る。

(1) 普及啓発の実施時期

あらゆる機会をとらえて実施するが、次の災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等の時期を概ねの目安とする。

ア. 水防月間	5月1日～5月31日
イ. 土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
ウ. 崖崩れ防災週間	6月1日～6月7日
エ. 春季火災予防運動	3月1日～3月7日
オ. 秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
カ. 防災週間	8月30日～9月5日
キ. 防災の日	9月1日
ク. 防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
ケ. 防災とボランティアの日	1月17日

(2) 普及啓発の方法

ア. 防災マップやパンフレット等による啓発

防災マップや防災パンフレット、ビデオ等を作成・活用すると共に、市広報紙（つながり）及びテレビ、ラジオ等マスメディアを利用した普及啓発を実施する。また、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、外国語版、点字版の防災マップ、防災パンフレット等の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等の措置をとるように努める。

イ. 活動等を通じた啓発

(1)の時期に開催される各種防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ウ. 防災教育啓発施設（防災センター）の活用

住民が防災意識を高め、また、災害時の対応力を向上することができるよう、展示ホール、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設（防災センター）を活用する。

エ. IT（情報技術）の活用等による啓発

市ホームページ等、IT（情報技術）を活用した普及啓発を実施する。

(3) 啓発の内容

ア. 災害に対する知識

- (ア) 平常時の心構え
- (イ) 地域及び住民の役割
- (ウ) 災害の態様や危険性
- (エ) 各関係機関の防災体制及びこれらの機関が講じる措置
- (オ) 地域の危険場所

イ. 災害への備え

- (ア) 3日分程度の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品の準備
- (ウ) 家具、什器（じゅうき）類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- (エ) 避難所、家族との連絡方法等の確認
- (オ) 自主防災組織活動、防災訓練等の防災活動への参加

ウ. 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- (イ) 災害情報、避難情報の入手方法
- (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意
- (エ) 要配慮者への支援
- (オ) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の伝達方法

第3 学校等における防災教育の推進

担当部署	こども福祉課、教育総務課、学校教育課
------	--------------------

小学校、中学校、幼稚園等、学校教育施設及び保育園等の児童福祉施設（以下、「学校等」という）は、教育の場において、幼児、児童、生徒、園児（以下、「児童・生徒等」という）に対して、災害に対する知識の普及を図ると共に、避難訓練を実施する等、防災意識の高揚に努めている。

こども福祉課、教育総務課、学校教育課は、防災教育の充実を図ると共に、学校等における防災の手引き等を作成し、教職員、児童・生徒等及び保護者への周知徹底に努める。また、学校等において、災害、防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(1) 児童・生徒等に対する教育

次に掲げる各校種毎の目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し、指導する。

ア. 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

イ. 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

ウ. 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(2) 教職員に対する教育

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第4 防災上重要な施設の施設管理者等の教育

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

奈良県広域消防組合消防本部は、消防法第8条に規定する防火対象物に該当する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して技能講習会等を実施し、防火・防災知識の普及及び啓発を図る。

第5 災害教訓の伝承

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

大規模な災害が発生した場合には、一時的な混乱等に伴い、防災関係機関の防災活動に遅れが生じ、活動能力が低下することが予想される。

従って、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要になる。これらの自主的な防災活動を行う場合には、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによってより一層の防災効果が期待できる。

市は、住民、事業所等に対して、自主防災組織や自衛消防組織等の育成強化のための取り組みを指導、支援し、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 住民等の自主防災組織

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

(1) 実施責任者

市長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、市における地域防災のための住民活動の推進に努める。なお、市民安全課は、奈良県広域消防組合消防本部と協力して、自主防災組織の育成に係る災害予防対策を実施する。

(2) 自主防災組織の育成方針

市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めると共に、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

また、自主防災組織には、女性の参加が促進するよう啓発に努める。

(3) 自主防災組織の育成方法

市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部は、消防団や防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ等の防火・防災に関する組織の他、青年団、自主防犯組織、大和郡山市赤十字奉仕団等の公共的団体と連携して、次の方法により地域の実情に応じた自主防災組織の育成を推進する。

ア. 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施

イ. 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導

ウ. 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援

エ. 各コミュニティへの個別指導・助言

オ. 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援

カ. 自主防災に関する啓発資料の作成

キ. 自主防災に関する情報の提供

(4) 自主防災組織への指導、支援

市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部は、自主防災組織に対して、次のような指

導、支援を行い、災害時の活動が円滑に進むよう組織の充実に努める。

ア. 自主防災計画の策定の指導

災害を予防し、災害による被害を軽減するために、効率的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災組織による防災計画を定めるよう指導する。なお、防災計画記載事項については、概ね次の事項とする。

- (ア) 地域及びその周辺における災害による危険が予想される場所の点検及び災害対策
- (イ) 住民の任務分担（班編成等の組織体制の構築）
- (ウ) 自主防災訓練の時期及び内容、市が行う訓練への積極的な参加
- (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤、その他資機材の配置場所等の周知及びこれらの点検整備
- (カ) 避難場所、避難路、避難情報の伝達、避難誘導方法、避難時の非常持ち出し品
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設
- (ク) 地域の要配慮者の支援体制
- (ケ) その他自主的な防災に関すること

イ. 平常時の活動の取り組みについての啓発

自主防災組織に対して、平常時に取り組むべき次のような活動の実施を(3)に示す方法により啓発すると共に、必要な指導、支援を行う。

- (ア) 各防災に関する知識の向上
- (イ) 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域における危険箇所の把握
- (エ) 地域における消防水利
- (オ) 家庭における防火・防災等予防上の措置
- (カ) 地域における情報収集・伝達体制の確認
- (キ) 要配慮者の把握
- (ク) 避難場所・医療救護施設の確認
- (ケ) 防災資機材の整備、維持及び管理
- (コ) 防災訓練の実施
- (サ) 自主防災組織のリーダー、サブリーダーの発掘と育成
- (シ) 地域全体の防災意識向上の促進

ウ. 災害時の活動の取り組みについての支援

自主防災組織に対して、災害時に必要となる次のような活動の実施を(3)に示す方法により啓発すると共に、必要な指導、支援を行う。

- (ア) 出火防止と初期消火
- (イ) 負傷者の救助
- (ウ) 住民の安否確認
- (エ) 情報の収集、伝達
- (オ) 避難誘導
- (カ) 避難所の運営、避難生活の指導
- (キ) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

(ク) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

エ. 関係機関等との連携強化

自主防災組織に対して、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等に組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ。青年団、婦人会、自主防犯団体、民生・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるよう周知する。

第2 企業防災の促進

担当部署	市民安全課
------	-------

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

特に、災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

市は、事業所等に対して、企業防災を促進するために必要な情報の啓発活動を実施する。

(1) 市

市民安全課は、市広報紙（つながり）等を活用し、事業所等に対して、事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 事業者等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守り、地域への災害の拡大を防止するとともに事業活動を維持できるよう、次のような防災対策の実施に努める。

- ア. 勤務時間外の連絡体制の整備
- イ. 非常時体制の整備
- ウ. 建物の耐震化
- エ. 機械設備等の転倒・落下防止対策
- オ. 二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベータ内への閉じ込め等）の防止対策等
- カ. 事業所からの避難経路の確保、周知
- キ. 避難訓練等の防災訓練の実施
- ク. 災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄
- ケ. 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用
- コ. 事業継続計画（BCP）の定期的な内容の点検、見直し
- サ. 被災従業員への支援も含む防災計画の作成

(3) 大和郡山市商工会等

大和郡山市商工会等の経済団体は、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発すると共に、県や市が行う支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第3節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

担当部署	市民安全課
------	-------

消防団は、地元精通している住民で組織されていることから、地域に対して密着性があり、即時に対応できるという特性を持っており、住民の被害軽減や安全確保には必要不可欠のものである。

市は、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団員を確保し、組織の活性化を促進する等、地域防災体制の充実強化に努める。

第1 消防団員の確保

市民安全課は、消防団が動員能力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保に努めると共に、次の対策により、消防団の組織強化に努める。

(1) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

社会構造の変化等から、団員が消防団活動に割ける時間は減少しつつあり、より訓練等の効率化が不可欠であることから、従来の訓練方法の抜本的見直しを図り、団員の拘束日数、時間数を軽減し、より実質的、効率的な訓練を実施する。また消防団員を雇用している企業に対しては、消防団の任務を宣伝し、企業も地域社会の一員であり、地域と共に栄えるものであることの理解を促し、その社会的責任として団員への企業内インセンティブの付与の他、消防団活動への協力の要請に努める。

(2) 女性団員の確保

消防団の予防活動の強化等、平常時の存在意義を高める視点から女性団員の参画を促進し、予防査察の他、住民への広報活動、幼少年に対する防火指導等、活躍分野の拡大に努める。

(3) 若年層の入団促進

消防団員を確保するため、若年層の入団を促進する目的で、スポーツ・レクリエーション活動を推進することで、消防団活動が楽しく、若年層が入りやすい環境の整備に努める。

(4) 消防団員の処遇改善

消防団員に対する福利厚生の実施に努めると共に、年額報酬、費用弁償等、随時処遇の見直しと改善に努める。

(5) 地域防災体制の連携強化

消防団を中核とした安全で災害に強いコミュニティづくりを推進するため、住民や事業所等との連携を強化し、消防団の社会的地位向上と住民の理解と協力が得られるような施策を推進する。

ア. 町内会、事業所等の行事への積極的な参加による連携強化

イ. 各種訓練への相互参加の推進

第2 消防団施設、装備の強化

市民安全課は、消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ等の消防資機材の充実強化を図る。また、消防団に対して、毎月1回以上の消防・救急救助用資機材の性能、数量の点検及び整備実施について指導する。

第3 消防団員の教育訓練

市民安全課は、消防大学校及び県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図る。

(1) 基礎訓練

規律訓練、車両訓練、操法訓練等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練

(2) 応用訓練

火災発生等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示して行う訓練

(3) 図上訓練

各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練

(4) その他訓練

訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練

第4節 防災訓練計画

担当部署	市民安全課、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------------

防災知識や防災技術は、平常時の訓練の積み重ねにより災害時に大きな力を発揮する。

市及び関係機関は、住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の積極的参加と住民、自治会や自主防災組織及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

なお、各訓練を行うにあたっては災害の想定を明らかにすると共に、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、また参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的な訓練となるよう努める。また、訓練後には評価を行い、今後の課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善に努める。

第1 防災総合訓練

担当部署	市民安全課、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------------

市民安全課は、関係各課及び奈良県広域消防組合消防本部と連携して、適宜、市単独又は県と共同して、地域防災計画等の習熟、防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ること等を目的として、防災関係機関等の参加と住民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等、様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

(1) 参加機関

市、消防団、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署、(福)大和郡山市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という)、自治会や自主防災組織、(一社)大和郡山市医師会(以下、「市医師会」という)、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

第2に示す個別訓練を組み合わせた内容とする。

第2 個別訓練

担当部署	市民安全課、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------------

市民安全課、関係各課及び奈良県広域消防組合消防本部は、適宜効果的な時期を選定し、次の個別訓練の実施に努める。なお、訓練は、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。

(1) 組織動員訓練

災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を実施する。

(2) 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

(3) 消防訓練

火災の防衛と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

(4) 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水や給食等、住民の生命又は身体を災害から保護するための訓練を実施する。

(5) 避難訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等、住民を安全に避難場所へ避難させるための訓練を実施する。また、要配慮者の積極的な参加をもって、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等についての訓練を住民、自治会や自主防災組織等と連携して重点的に実施する。

(6) 施設復旧訓練

災害により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

(7) 水防訓練

水防活動を円滑に遂行するため、水位・雨量観測、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

(8) その他訓練

上記の他、広報訓練、道路啓開訓練、救助物資輸送配分訓練、応急給水訓練、炊出訓練、防災資機材取扱い訓練、災害ボランティアセンター設置訓練、被災建築物応急危険度判定訓練等、必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、多くの住民が訓練への参加機会が得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民が参加できるよう配慮し、以下のような訓練等を実施する。

(1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

要配慮者の避難支援訓練を含む。

(2) 避難所開設・運営訓練

要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する。

(3) 安否確認訓練

平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市等に報告する。

(4) 情報収集・伝達訓練

避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する。

(5) 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等**(6) 緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動等の研修会等****第4 防災関係機関が実施する訓練**

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

奈良県広域消防組合消防本部は、学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者に対して、その定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的を実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進めるよう指導する。

また、ライフライン機関、事業所等、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行うと共に、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

第5節 防災体制の整備計画

担当部署	市民安全課、総務課、各支所、市民課、保険年金課、介護福祉課、保健センター、都市計画課、学校給食事務所、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---

危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図ると共に、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 市職員の体制整備

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、必要に応じて組織改編時等に市の災害時応急対策活動の配備体制、連絡手段（携帯電話等）、勤務時間外における参集体制等を整備する。また、災害の推移に応じた災害応急マニュアルを作成、配布すると共に、定期的に訓練を実施し、動員や配備、任務分担、災害時の活動手順、資機材や装備の使用方法、他の防災関係機関との連携方法等について周知徹底を図る。

第2 防災拠点の整備

担当部署	市民安全課、総務課、各支所、市民課、保険年金課、介護福祉課、保健センター、都市計画課、学校給食事務所
------	--

市は、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。（資料編の資料8-1、資料8-2参照）

(1) 防災地区の設定

災害発生時の応急対策活動及び避難誘導について、どのような状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するために、市域をいくつかの地域に分割し、防災活動に適した単位での応急対策活動を実施することが望ましい。

市は、支所単位を基本として次の7つの防災地区を設定し、このブロック単位ごとに避難場所や防災拠点となる施設を指定し、それぞれの単位で防災体制を整備する。

ただし、この地区設定は、計画上の目安を示すものであり、運用に際して避難者が集中する地区がある等、他地区への避難が適当な場合には支所間で柔軟に調整できるものとする。また、市外への避難又は市外からの避難が適当な地区については、平常時より、隣接市町と連携して、緊急時に柔軟な相互協力が図れるよう連絡調整に努める。

[防災地区の設定]

防災地区	該当行政区	人口※ (人)	人口密度※ (人/km ²)
郡山	南郡山町、北郡山町、九条町、東奈良口町、西奈良口町、観音寺町、西観音寺町、野垣内町、西野垣内町、北鍛冶町、中鍛冶町、南鍛冶町、塩町、本町、茶町、雑穀町、魚町、奈良町、藪町、新中町、堺町、綿町、今井町、材木町、高田町、高田口町、新紺屋町、紺屋町、車町、豆腐町、柳一丁目、柳二丁目、柳三丁目、柳四丁目、柳五丁目、柳六丁目、大宮町、洞泉寺町、北大工町、南大工町、柳町、東岡町、西岡町、新木町、矢田町通、城の台町、九条平野町、代官町、城北町、植槻町、天理町、城内町、冠山町、城見町、永慶寺町、藤原町、朝日町、城南町、箕山町	28,085	6,066
筒井	筒井町、丹後庄町、杉町、本庄町、天井町	6,185	2,464
矢田	矢田町、城町、外川町、新町、山田町、矢田山町、千日町、泉原町	14,307	1,535
平和	上三橋町、下三橋町、稗田町、若槻町、大江町、番匠田中町、井戸野町、美濃庄町	7,301	1,711
治道	横田町、石川町、白土町、発志院町、中城町、番条町、櫛枝町、伊豆七条町、新庄町	3,044	598
昭和	長安寺町、八条町、椎木町、今国府町、宮堂町、柏木町、西町、池沢町、馬司町、額田部寺町、額田部南町、額田部北町、昭和町	8,892	1,607
片桐	小泉町、小林町、北西町、南井町、豊浦町、小南町、池之内町、田中町、満願寺町、西田中町、小泉町東一丁目、小泉町東二丁目、小泉町東三丁目、小林町西一丁目、小林町西二丁目、小林町西三丁目	21,209	3,792

※人口、人口密度は平成22年度国勢調査に基づく（詳細は資料編の資料17-1参照）

(2) 総合防災拠点の整備

市は、市役所を総合防災拠点と位置づけ、災害が発生した場合、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告や応援要請等、あらゆる災害、被災情報を統括する災害対策本部を庁舎内（市長応接室）に設置する。

ア. 防災中枢機能の確保

総務課は、市庁舎や庁舎内設備の耐震化を優先的に推進する。また、市役所が被災し、災害対策本部の機能を果たせない時に備え、防災センターに災害対策本部としての代替機能が果たせるよう情報通信設備等の整備に努める。

イ. 機器等の整備

市民安全課は、災害対策本部設置に必要な無線、有線等の通信機器、視聴覚機器、非常電源等を整備し、災害対策本部室等の機能強化を図る。

(3) 医療救護拠点の整備

市は、保健センターを市の医療救護拠点として位置づける。

保健センターは、災害時には医療機関と相互の連絡調整を図ると共に、医療救護チームを編成する等、市の医療・救護活動を統括するために必要な体制を確立する。

(4) 輸送拠点及び食料供給拠点

市は、九条公園体育館及び総合公園多目的体育館を援助物資の集出荷施設としての輸送拠点と位置づけると共に、各支所を地区輸送拠点に位置づける。また、中学校給食センターおおぞら、小学校給食センターあすなろを災害時において炊出し等を行う食料供給拠点として

位置づける。

なお、輸送拠点とは、主に県内及び県外から届けられる救援物資（義援物資）を一時的に集積し、支所単位で物資の配分を行うための場所とする。また、各地区輸送拠点とは、輸送拠点から運ばれる物資を一時的に集積し、当該支所管内の避難所、病院、社会福祉施設等、施設ごとに物資の配分を行う場所とする。

総務課、各支所、都市計画課は、施設管理者（指定管理者を含む）と連携して、災害時に輸送拠点として施設を利用する際の方法等をあらかじめ定めると共に、緊急時に円滑な情報交換が図れるよう相互の連絡体制を整備する。

また、市民課、保険年金課、学校給食事務所は、平常時より、災害対策本部体制時に食料の調達、炊き出しの実施、炊き出しの配分等、食料供給に関する業務について、円滑な連携が図れるよう、相互の協力体制を整備する。

(5) ボランティア拠点

市は、災害時に円滑なボランティア活動が実施されるように、社会福祉会館をボランティア拠点として位置づけ、災害時には（仮称）災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する拠点とする。ただし、大規模な災害発生時は、施設が被災する可能性があるため、状況に応じて、適宜代替施設を選定する。

介護福祉課は、平常時より、市社会福祉協議会と連携して、（仮称）災害ボランティアセンターの設置に関する事務分掌を定める等、実施体制を整備する。

(6) 地区拠点

市は、各支所を各防災地区の活動拠点として位置づける。なお、災害時には、状況に応じて、支所に地区住民の情報の窓口となる地区連絡所を設置する。

各支所は、平常時より、管内の災害時避難所（本編の第2章第10節第2参照）の施設管理者と緊急時に円滑な情報交換が図れるよう連絡体制を整備する。

[防災拠点施設一覧]

拠点名称	施設名称	所在地	電話番号
総合防災拠点	市役所	北郡山町 248-4	53-1151
	代替施設	防災センター	本庄町 300
医療救護拠点	保健センター「さんて郡山」	本庄町 317-2	58-3333
輸送拠点	九条公園体育館	九条町 100	52-1245
	総合公園多目的体育館	矢田山町 2	55-1010
食料供給拠点	中学校給食センターおおぞら	矢田町 4563-1	52-2809
	小学校給食センターあすなろ	高田町 347-1	53-7800
地区拠点 (地区輸送拠点) (地区医療救護拠点)	矢田支所	矢田町 4547	52-3404
	平和支所	若槻町 4-4	52-2346
	治道支所	横田町 261-1	56-3085
	昭和支所	馬司町 331-56	56-0015
	片桐支所	小泉町 105-1	52-3001
ボランティア活動拠点	社会福祉会館	植槻町 3-8	53-6531

第3 応急復旧体制・資機材の整備等

担当部署	関係各課
------	------

関係各課は、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄・点検及び技術者等の把握

装備、資機材等の充実、点検に努めると共に、関係団体との連携により資機材、技術者等の確保について、体制整備に努める。

(2) 備蓄倉庫の整備

各支所に備蓄倉庫等を整備し、災害時に必要となる防災資機材、医療資機材、食料、生活必需品等の整備を計画的に推進する。

(3) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図・構造図の復旧に必要な各種データを整備して保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

(4) 防災関係情報の共有化

災害発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第4 広域応援体制の整備

担当部署	市民安全課、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------------

市及び奈良県広域消防組合消防本部は、大規模な災害発生時において、他の公共団体等からの応援を受入れることが想定されることから、応援受入れ体制の整備を図る。また、応援や受援に備えて、平常時から他の公共団体等と情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定等を締結し、より実践的な体制の確立を図る。

(1) 県・近隣市町との広域応援体制の整備

市民安全課は、災害時の相互援助を行うことを目的として、県や近隣市町と連携強化を図り、より広域的な相互応援体制の推進に努める。さらに、広域的な災害にも備えるため、遠隔地の自治体との相互応援協定等の締結に努める。

(2) 防災関係機関との応援体制の整備

市民安全課は、人的な応援体制の他、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達、並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の整備に努める。

(3) 支援体制の整備

市民安全課は、関係各課と協力して、市外での大規模災害発生時に備えた支援体制の整備に努めると共に、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、派遣可能な医師、保健師、土木及び農林関係専門職員等の人数の把握に努める。

また、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進めると共に、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相

互の連協協力を確認しておく。

(4) 受援体制の整備

市民安全課は、自衛隊をはじめとする防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）をあらかじめ整理する。また、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。

(5) 消防受援体制の整備

奈良県広域消防組合消防本部は、緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火、救急、救助に係る全国的な応援・受援体制を整備する。

第5 防災に関する調査研究の推進

担当部署	関係各課
------	------

関係各課は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

第6節 航空防災体制の整備計画

担当部署	市民安全課
------	-------

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定や整備、並びに受入れ体制を整備する。

第1 県消防防災ヘリコプター受入れ体制の整備

(1) 要請担当窓口

県消防防災ヘリコプター要請担当窓口は、市民安全課とする。

市民安全課は、平常時より、県（消防救急課）と連絡調整し、県消防防災ヘリコプターの派遣要請に必要な事項を確認すると共に、派遣要請手続きを習熟する。（派遣要請手続きは、本編の第3章第5節第3参照）

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

県は、市域にある次の施設を消防防災ヘリコプター等の緊急時における飛行場外離着陸場に指定している。

[消防防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場]

番号	名称	所在地	座標	長さ(m) ×幅(m)	燃料補給 の可否	公共用、非公 共用の別
1	総合公園 多目的運動場	矢田山町2	34° 38' 34" 135° 44' 55"	20×20	可	非公共用
2	浄化センター	額田部南160	34° 35' 39" 135° 47' 05"	20×20	可	非公共用
3	矢田公園 (子供の森)	矢田町2073	34° 39' 37" 135° 44' 21"	40×40	可	非公共用
4	九条グラウンド	九条町11	34° 39' 34" 135° 47' 33"	—	—	非公共用
5	西池グラウンド	北西町48-1	34° 37' 32" 135° 46' 28"	—	—	非公共用

資料：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度修正）

(3) ヘリポートの管理

市民安全課は、指定されたヘリポートのうち、市が管理する施設について、平常時から施設管理者と連絡を取り、現状の把握を努めると共に、常に使用できるよう配慮する。

(4) その他必要な事項

緊急物資輸送の際は、総合公園多目的運動場を優先的に使用する。ただし、総合公園多目的運動場を広域避難地として利用する場合には、発着に使用しない。

第2 緊急ヘリポートの整備

(1) 災害活動用緊急ヘリポートの確保

市民安全課は、次の施設を災害活動用緊急飛行場外離着陸場として確保し、緊急ヘリポートを示す表示版や夜間誘導灯火、航空無線施設等の支援施設の整備に努める。

[自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場]

番号	名称	所在地	面積 (m ²)	標高 (m)	市役所との距離 (m)	水利状況		OH6 離着陸	UH1	
						種類	容量・能力		離着陸	消火剤吊上
1	桜花グラウンド	城見町571	6,300	65	500	池 消火栓	鶯池 50,000m ³ 3kg/cm ² 、1m ³ /分	◎2	◎1	×
2	総合公園 多目的運動場	矢田山町2	12,000	79	3,300	公共下 水道	φ75mm	◎4	◎2	×

OH6 は小型、UH1 は中型をいい、◎は適地、×は不適地を示す。

また、◎横の数字は離発着が可能な機数を示す。

資料：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度修正）

(2) 災害活動用緊急ヘリポートの拡充

市民安全課は、着陸地点等の基準（資料編の資料7-2参照）を参考に、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充に努めると共に、新たにヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合には、略図を添付のうえ、県（消防救急課）に次の事項について報告する。

- ア. ヘリポート番号
- イ. 所在地及び名称
- ウ. 施設等の管理者及び電話番号
- エ. 発着場面積
- オ. 付近の障害物の状況
- カ. 離着陸可能な機数

第7節 通信体制の整備計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------------

大規模な災害発生時においては、情報通信回線の被害等により、災害応急活動の実施に必要な情報の収集、伝達が困難な状況が予想される。

このため、市は災害発生時の応急対策に不可欠な情報収集伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、有線通信施設及び無線通信施設の安全化、多重化等を進める。

第1 防災行政無線の整備・拡充

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、災害時に電気、電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、防災行政無線（同報系）等の導入整備に努める。また、導入している移動系防災行政無線について、次の運用や管理を徹底する他、無線網の拡充、強化及び更新（戸別受信機を含む）並びにデジタル化等に加え有線系・携帯電話も含めた多様な手段の整備に努める。

(1) 保守点検の実施

各無線局の設備及び各機器について、概ね1年に1回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させると共に、耐災性の向上に努める。

(2) 非常用電源設備の高度化

自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

(3) 情報伝達訓練の実施

機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

第2 消防防災無線の増強

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

奈良県広域消防組合消防本部には、現在、移動系消防防災無線が整備されており、消防団等との災害時情報伝達体制が確立されている。従って、奈良県広域消防組合消防本部は、これらについて必要に応じ増強計画を立案し、逐次増強を図る。

第3 通信訓練

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、平常時より県（防災統括室）と意思疎通に努めると共に、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第4 電信電話施設

担当部署	市民安全課
------	-------

市内の電気通信設備等の防災については、西日本電信電話(株)において、平常時から関係法令に定める地域及び実績を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画が策定され、施設の維持管理等が行われている。

市民安全課は、災害の発生に備え、西日本電信電話(株)との緊急時の情報収集連絡窓口を定める他、西日本電信電話(株)が実施する災害予防対策の協力を努める。

第5 その他通信手段の整備

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、上記の他、次の通信手段の整備を行い、多重な緊急通信手段の確保に努める。

(1) インターネット

インターネットLANの整備充実を行い、災害時の活用を図る。

(2) 有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備

情報連絡に用いる電話について、必要に応じて災害時の電話の輻輳(ふくそう)時においても発信できる災害時優先扱い電話の整備を行う。

(3) 携帯電話の整備

携帯電話、衛星携帯電話等の整備を進め、災害時に職員動員等へ有効活用できるよう検討する。

(4) 防災相互通信用無線

災害時に相互通信ができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備増強を行う。

(5) 放送機関との協力体制の整備

ラジオ放送局等の放送機関と、災害時に広域に正確な情報発信を行うことを目的とした緊急放送の実施に関する協定の締結に努める。

(6) 緊急速報メール

住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、地震の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整備する。

(7) 公共情報コモンズ

県と共に、災害発生時における住民への情報伝達手段として、公共情報コモンズ等の導入を検討する。

第6 情報収集伝達体制の強化

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、被害情報に関する収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段

の確保を図ると共に、職員の情報分析力の向上を図る等、情報収集伝達体制の強化に努める。

第7 災害広報体制の整備

担当部署	企画政策課
------	-------

企画政策課は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常時伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(1) 災害時広報体制の整備

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等に必要な次の体制を整備すると共に、パソコン通信やFAX情報サービス（自動応答によるFAX送信）等の複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備を検討する。

- ア. 広報責任者の選任
- イ. 災害発生後の時間経過に応じて、提供すべき情報の項目整理
- ウ. 広報文案の事前準備
 - (ア) 気象、水位、地象等の状況把握
 - (イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
 - (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - (エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況の把握
- エ. 要配慮者に配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保
- オ. 車載用スピーカー等の広報装置の点検整備、拡充

(2) 災害時広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やFAX、インターネット等の広聴体制の整備に努める。

第8節 都市の防災構造の強化計画

担当部署	市民安全課、総務課、介護福祉課、厚生福祉課、農業水産課、建設課、管理課 入札検査課、住宅課、都市計画課、関係各課
------	---

市の中心市街地は、建築密度が比較的高く、戦前からの木造建築物も残されていること等から、火災に対して脆弱な面があると想定される。

このため、市は、関係機関と連携して建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、及び都市整備事業等により、都市環境並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化を推進する。また、その推進に当たっては、行政機関のみならず、住民や企業等の積極的な参画を促す。

さらに、市及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を向上させる。特に、公立学校等の公共建築物については、耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震構造・耐火構造の普及に努める。

第1 防災ブロックの強化

担当部署	都市計画課
------	-------

都市計画課は、市街地状況を考慮し、帯状の都市施設である道路、河川、緑道等を骨格として、必要に応じて都市防災総合推進事業等を活用し、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるよう、これらの施設の整備促進に努める。なお、都市防災総合推進事業とは、密集市街地に代表される防災上危険な市街地において実施される次の事業を指す。

- ア．地震等の災害に対する危険性を総合的に判断する災害危険度判定調査
- イ．住民等の主体的なまちづくり活動に対する支援
- ウ．地区内の道路・公園等の整備
- エ．避難地・避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する事業

第2 防災空間の確保

担当部署	都市計画課、建設課
------	-----------

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、下水処理場等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

また、これらの防災空間に対して、災害応急対策、復旧対策を円滑に実施する災害対策活動拠点や、臨時ヘリポート、がれき等の一時集積場、応急仮設住宅用地等としての活用を検討する。

(1) 都市公園等の整備

都市計画課は、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

ア. 広域避難地となる都市基幹公園の整備

広域的な避難の用に供する総合公園や運動公園を整備する。

イ. 一時的な避難場所となる住区基幹公園の整備

(ア) 近隣の住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備する。

(イ) 緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

ウ. 安全性の向上

避難所、一時的な避難場所としての利用が予想される建物・施設周辺の危険箇所を点検し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策事業を推進する。

(2) 道路・緑道の整備

都市計画課、建設課は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら、次のような計画的な道路や緑道整備に努める。

ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の拡幅等を行い、交通網の多重ネットワーク化に努める。

イ. 広域避難地等に通じる避難路となる道路・緑道を整備する。

ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

エ. 市街地緑化の機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

担当部署	市民安全課、農業水産課、管理課、都市計画課
------	-----------------------

市民安全課、農業水産課、管理課、都市計画課は、所掌する業務に係る公園、河川、ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

(1) 公園における防災機能の強化

避難場所となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、自家発電装置、放送設備及びヘリポート等）の設置に努める。

併せて耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等の整備を推進する。

(2) 河川、ため池等における防災機能の強化

河川水やため池の防火用水としての活用について検討する。

第4 住環境の整備

担当部署	関係各課
------	------

関係各課は、土地区画整理計画を推進し、住宅密集地では老朽化した木造住宅の建て替えの促進及び都市基盤施設の整備を推進する等、生活環境を改善することにより都市災害の防止を図る。

(1) 各種規制・誘導

ア. 防火地域等の指定

(ア) 防火地域の指定

防火地域は、原則として商業地域について指定を行う。

(イ) 準防火地域の指定

準防火地域は、原則として近隣商業地域について指定を行う。

イ. 特定賃貸住宅建設資金融資^{*}等の助成

※特定賃貸住宅建設資金融資

賃貸共同住宅等を建設しようとする土地所有者等に対し、融資のあっせんを行い、融資を行う金融機関に利子補給及び預託を行う制度に基づく。

(2) 各種事業の推進

関係各課は、次の事業を通じて災害に強い市街地づくりを推進する。

ア. 土地区画整理事業

イ. 市街地再開発事業

ウ. 住宅地区改良事業

エ. 駅前整備事業

オ. 公園事業

カ. 街路事業

キ. 道路事業

ク. 河川整備事業

ケ. 住宅市街地総合整備事業

コ. 都市防災総合推進事業

サ. 都市再生整備計画事業

第5 建築物の耐震対策等の促進

担当部署	総務課、入札検査課、住宅課、教育総務課、関係各課
------	--------------------------

入札検査課、住宅課、関係各課は、地震に対する安全性を総合的に高めるため、特に昭和56年5月31日以前に着工された建築物を重点に、住宅・建築物の耐震改修等の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた震災対策を実施する。

(1) 公共建築物の耐震性能の向上

- ア. 公共建築物について、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説により、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- イ. 公共住宅について、計画的な建替事業を推進すると共に、オープンスペース等の確保等と併せた一体的整備に努める。
- ウ. 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた震災対策を実施する。また、既設の公共建築物については、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説により耐震化に努める。さらに、新設の公共建築物については、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説により耐震化に努める。
- エ. 公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の推進に努める。

(2) 民間建築物

- ア. 住宅・建築物の所有者に対して、建築物の耐震化の促進の周知に努める。
- イ. 建築物に付随するブロック塀・看板等の落下防止等、安全設置方法等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- ウ. 住宅・建築物の所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断が義務化された建築物にあっては、定められた期限までに診断の結果を報告すよう所有者へ周知するとともに助成制度の充実を図る。
- エ. 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。
- オ. 既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(3) 耐震性向上の普及、啓発

既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかりやすい耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発に努める。

(4) 耐震診断・改修技術者の養成

県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努める他、これらの技術者を認証・登録することにより、改修についての技術レベルの確保と向上を図る。

第6 建築物等の安全性に関する指導

担当部署	市民安全課、介護福祉課、厚生福祉課、入札検査課、都市計画課、関係各課
------	------------------------------------

(1) 都市施設の整備に関する協議・指導

入札検査課は、介護福祉課、厚生福祉課と連携し、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

(2) 液状化対策

入札検査課、都市計画課は、液状化危険性の高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化に努める。

(3) コンピュータの安全対策

関係各課は、自ら保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管等の所要の安全対策の実施に努める。

(4) 家具等転倒防止対策

市民安全課は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、リーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第7 被災建築物応急危険度判定士養成及び実施体制の整備

担当部署	入札検査課
------	-------

入札検査課は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導のもと、被災建築物応急危険度判定判定士^{※1}の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

また、震災後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会^{※2}との連絡・協力体制を確立し、県内の応急危険度判定の相互支援体制の整備に努める。

※1 被災建築物応急危険度判定士

被災した市町村又は都道府県の要請により、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度を判定する土木、建築等の技術者。応急危険度判定士になるためには、都道府県知事等が実施する被災建築物危険度判定講習会を修了し、危険度判定を適正に執行できると認定され（もしくは同等以上の知識および経験を持つと認められ）、登録される必要がある。

※2 被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会

被災した建築物、宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として、全国的に設立された協議会で、奈良県では、土木部建築課が担当窓口となっている。

第9節 文化財災害予防計画

担当部署	生涯学習課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

第1 基本計画

担当部署	生涯学習課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

生涯学習課は、文化財（資料編の資料 9-2 参照）を火災、風水害等の災害から守るため、平常時から奈良県広域消防組合消防本部、関係機関、文化財所有者、住民、専門家と連携、協力して文化財に対する次の災害予防対策を推進する。

(1) 耐震性能の確保と防火対策の強化

文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」^{※1}及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」^{※2}に基づき、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

※1 文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針

文化財建造物等の地震被害の想定、並びに対処方針に係る基本的な考え方を示したものであり、「文化財建造物等の地震時における安全性確保について（通知）」（平成8年1月17日文化庁文化財保護部長通知）において示された指針。

※2 重要文化財（建造物）耐震診断指針

所有者等が重要文化財（建造物）の耐震診断を行うに際して推奨される標準的な手順と手法、及び留意すべき事項を示したものであり、「重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定について（通知）」（平成11年4月8日文化庁文化財保護部長通知）において示された指針。平成24年6月に一部改訂された。

(2) 査察等による指導

奈良県広域消防組合消防本部の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導（災害時における建築物の防護、文化財搬出体制の整備等）に努める。また、所有者・管理者に対しては、平常時の災害予防対策の実施と防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

(3) 倒壊・破損の防止

火災、風水害等による建築物や構造物の倒壊、破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護、補強、防護措置等を行う。

(4) 防災関係機関との協力体制の確立

県との連絡・協力体制を確立し、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署、近隣市町村及び府県と連絡・協力体制を整備する。

また、被災時において迅速な支援体制を遂行可能にするため、次のように指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

ア. 指定文化財等の目録や地図を作成し、近隣府県文化財主管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。

- イ. 目録や地図は個別指定文化財の所在地、内容、規模、員数、及び特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年に1回とする。
- ウ. 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県と共有する。
- エ. 災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口、及び各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

第2 文化財種別対策

担当部署	生涯学習課
------	-------

(1) 建造物

防災設備未設置文化財への防災設備の設置と、既設設備の点検整備とを推進すると共に、風水害等に備えた周辺環境整備を図る。また、定期的な保存修理による建築物としての性能維持を図る。

(2) 美術工芸品

防火・防犯設備未設置本堂等への防火・防犯設備設置と収蔵庫建設の推進を図る。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については建造物に準じた対策を実施する。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策

災害別	予防方法	予防対策
火災	防火管理者の選任	・ 消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	警報設備の充実強化	・ 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 ・ 既設設備の日常的な点検による維持保全
	消火設備の充実強化	・ 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） ・ 既設設備の日常的な点検による維持保全
	その他	・ 火元の点検、巡視・監視の励行 ・ 環境の整備と危険箇所の点検 ・ 火気使用禁止区域の制定及び標示 ・ 消防活動空間の確保 消防隊進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理、自衛消防隊の編成・訓練 ・ 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植樹防火帯 ・ 収蔵庫等耐火建築物への収納

災害別	予防方法	予防対策
風水害	環境整備	・倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 ・排水設備及び擁壁・石垣の整備
	応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置水損物の脱水・陰干し
	維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
落雷	避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
漏電	屋内外の電気設備の整備	・定期的な設備点検の実施 ・漏電火災警報機の設置 ・不良配線の改修 ・安全設備の設置と点検
虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	・定期点検による早期発見 ・環境整備 ・防虫処理
材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	・音・湿度の定期的測定 ・保存箱・収蔵庫への収納 ・有害光線の減衰 ・扉の適時開閉
全般	全般 防犯対策の強化	・防災訓練の見学と学習 ・防災施設の見学 ・防災講演会の実施 ・防災・防犯診断の実施 ・各種設置機械類の機能検査 ・文化財管理状況の把握 ・文化財の搬出避難計画の検討 ・所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 ・施錠 ・入口・窓等の補強 ・柵・ケース等の設置 ・防犯灯・防犯警報装置の設置 ・記帳等による参観者の把握 ・監視人の配置 ・連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第10節 避難計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、総務課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、管理課、教育総務課、学校教育課
------	--

市は、災害により危険区域となる地域の住民の安全を確保するため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

なお、本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類するものとし、使用する用語を次のとおりとする。

- 指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設
- 指定避難所：一定期間滞在して避難生活を送る場所

第1 避難計画の作成

担当部署	市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、学校教育課
------	--

市は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。また、防災上重要な施設の管理者に対して、避難計画を作成するよう指導する。

(1) 市の避難計画

市民安全課は、次の事項を具体的に定めた避難計画を作成する。

- ア. 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準及び伝達方法
- イ. 指定緊急避難場所（以下、「避難場所」という）の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ. 避難場所への経路及び誘導方法
- エ. 避難場所の整備に関する事項
- オ. 避難準備及び携帯品の制限等
- カ. その他必要事項

(2) 防災上重要な施設における避難計画

介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、学校教育課は、それぞれ所掌する業務に係る学校、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者に対して、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難訓練を実施するよう指導する。

ア. 学校等における避難計画

こども福祉課、学校教育課は、学校等の責任者（以下、「学校長等」という）に対して、学校等の実情や児童・生徒等の実態に応じて、次の点に留意しながら避難計画を作成し、毎年所要の見直しを行うよう指導する。

- (ア) 学校等での活動中を想定した計画

- (a) 学校等内における避難場所を確立する。
- (b) 避難訓練のマニュアルを作成する。
- (c) 年間計画の中に避難訓練の実施を位置づける。
- (d) 災害発生時における教職員の児童・生徒等への指示及び措置方法を明らかにする。
- (e) 学校等の施設や設備の状況を把握する。
- (f) 避難場所と避難経路の安全確保及び避難の誘導方法を明らかにする。
- (g) 教職員の配備と児童・生徒等の安全確認を明らかにする。
- (イ) 学校等外での活動中を想定した計画
 - 災害が登下校（園）時及び校（園）外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

イ. 社会福祉施設における避難計画

介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、保健センターは、社会福祉施設の施設管理者に対して、施設等の実情や患者、入所者の実態に応じて、次の点に留意しながら避難計画を作成し、毎年所要の見直しを行うよう指導する。

(ア) 社会福祉施設

高齢者、障害者等が入居する社会福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。

第2 避難場所等の指定

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、緊急時に対応できるよう避難場所、避難所を指定し、住民に対して周知徹底を図る。（資料編の資料8-1、資料8-2参照）

(1) 避難場所、避難所の指定

避難場所、避難所は、各地区で予想される水害、土砂災害、火災、地震等各災害の特性を考慮し、次の選定基準によって指定する。

	避難場所	避難所
選定基準	1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。 2) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。 3) 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、4)、5)に適合する施設については、この限りでない。 4) 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。 5) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。	1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 5) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

(2) 多様な施設の利用

避難所では、避難者を十分収容できない場合に備えて、県有施設を二次的避難所として、利用できるよう調整する。また、二次的避難所でも避難者が十分収容できない場合に備え、他の公共施設や民間の宿泊施設等について、避難所としての利用可否を調査し、必要に応じて、施設管理者と協議しておく。

(3) 広域避難地の指定

火災の延焼拡大によって生じる輻射（ふくしゃ）熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難地として指定する。

現在、市の広域避難地は、城跡公園、総合公園多目的運動場が指定されているが、必要に応じてさらに指定する。なお、総合公園多目的運動場を広域避難地として利用する場合で、かつヘリポートを設置しなければならない場合には、ヘリポートを他の場所に設置する。

(4) 福祉避難所の指定

避難所での避難生活が困難な要配慮者に対して、状況に応じて指定する要配慮者用避難所で、原則、市の社会福祉施設を利用する。

ただし、既存の社会福祉施設のみでは要配慮者の受入れが困難な場合等に備え、公共施設や民間の福祉関連施設等について、福祉避難所としての利用可否を調査し、必要に応じて、施設管理者と協議しておく。

(5) 避難場所等の指定の通知等

避難場所、避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示する。また、当該避難場所、避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認められるときは、指定を取消し、その旨を知事に通知するとともに公示する。

第3 避難場所等の整備

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は関係各課と連携して、避難場所等に関して、次の施設整備等に努める。

(1) 避難場所の整備

- ア. 指定されている施設等の耐震性の確保
- イ. 高齢者や障害者等に配慮した避難場所への避難誘導標識等の整備
- ウ. 近隣居住者等を加えた避難場所の鍵の分散管理

(2) 避難所の整備

- ア. 指定されている施設等の耐震性の確保
- イ. 設備の充実による避難施設としての機能強化
 - 非常用電源、自家発電機、衛星携帯電話等複数の通信手段、照明設備、食料、飲料水、生活用品、マスクや手指消毒液、暖房器具、マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料、簡易トイレ、パーテーション等
- ウ. 要配慮者や女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備
 - 紙おむつ等の介護用品、高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事、生理用品、粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

エ. 避難所の鍵の分散管理

第4 避難場所等の周知徹底

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、災害時に住民が避難場所に避難する際、迅速かつ安全に避難できるよう、避難場所・防災拠点を示す標識を整備し、住民への周知徹底を図る。また、防災マップの配布や防災訓練の実施等により、地域や職域における避難場所、防災拠点の周知徹底を図る。

第5 避難誘導體制の整備

担当部署	市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、教育総務課、学校教育課
------	--

市民安全課は、消防団を中心とした避難誘導體制の整備に努めると共に、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう大和郡山市赤十字奉仕団、自治会や自主防災組織と連携した体制づくりを図る。

また、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、教育総務課、学校教育課は、それぞれ所掌する業務に係る学校、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者に対して、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制の整備を図るよう指導する。

第6 避難所運営体制の整備

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、避難所の開設に備え、次の内容について詳細に定めた避難所運営マニュアルの作成を推進する。

- ア. 避難所運営の基本方針
- イ. マニュアルの目的・構成及び使い方
- ウ. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- エ. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- オ. 要配慮者への対応
- カ. 女性への配慮
- キ. 避難所のペット対策
- ク. 大規模災害時の避難所の状況想定
- ケ. 関係機関の役割
- コ. 様式

第7 避難路の選定

担当部署	市民安全課、総務課、管理課
------	---------------

市民安全課は、総務課、管理課と連携して、住民参加のもと自治会ごとに最寄りの避難場所までの避難路の選定に努める。

なお、避難路は、土砂災害、浸水害等の危険性がない道路を選定すると共に、道路施設自体の安全性（歩道、水銀灯、ガードレール等の有無）について十分検討する。

第8 帰宅困難者対策

担当部署	市民安全課、企画政策課、地域振興課
------	-------------------

大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない人たち（帰宅困難者）が多数発生することが予想される。

市は、帰宅困難者の帰宅行動を支援するため、県、防災関係機関、企業、学校、宿泊施設、観光関連施設（以下この節において「事業所」という。）等とが相互に連携、協力する仕組みづくりを推進し、震災時における交通機関等の情報収集及び迅速な提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、必要な体制構築を図る。

(1) 普及啓発

市民安全課は、大和郡山市ホームページ、広報紙（つながり）、パンフレット等の活用により、地震発生時には、交通機関が麻痺（まひ）する可能性があること、平常時からの携帯ラジオや地図等の準備等についての意識啓発を図る。また、同時に、事業所、学校等における水、食料、毛布等の備蓄の推進を啓発する。

(2) 情報提供の体制整備

市民安全課は、避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を、駅、交番の掲示板における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 徒歩帰宅の支援対策

市民安全課は、幹線道路沿いに公共施設等を活用した帰宅支援施設を配置し、水、食料、トイレ、情報等の提供が行えるよう務める。その際、民間事業者の協力を求める。

(4) 観光客対策

地域振興課は、国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所確保や輸送対策等の体制づくりを行う。また、企画政策課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保を図る。

[避難場所等一覧]

■災害時避難所

番号	災害時避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	電話番号
1	郡山南小学校	柳町 85	896	540	52-0041
2	郡山北小学校	北郡山町 115	820	500	53-2807
3	郡山中学校	柳町 404	1,461	890	52-0021
4	三の丸会館 (中央公民館)	南郡山町 529-1	4,548	2,755	53-5350
5	郡山西小学校	田中町 632	822	500	53-8930
6	矢田小学校	矢田町 966-2	851	520	53-1880
7	金魚スクエア (総合公園多目的体育館)	矢田山町 2	1,600	970	55-1010
8	矢田南小学校	山田町 83	891	540	52-8631
9	郡山西中学校	田中町 767	1,616	975	53-3700
10	片桐小学校	池ノ内町 117	835	510	52-0051
11	片桐西小学校	小泉町 1618	914	550	53-3201
12	片桐中学校	小泉町 173-1	1,298	790	54-2666
13	片桐地区公民館	小泉町 105-1	310	190	54-1181
14	筒井小学校	筒井町 120	845	510	59-2087
15	昭和小学校	額田部北町 555	870	530	56-0521
16	郡山南中学校	筒井町 398	1,116	680	59-0031
17	南部公民館	筒井町 600-4	288	170	59-1316
18	昭和地区公民館	馬司町 331-56	247	150	56-0330
19	平和小学校	美濃庄町 262	892	540	55-0234
20	郡山東中学校	若槻町 134-2	1,243	750	52-1021
21	平和地区公民館	若槻町 4-4	238	140	55-3121
22	治道小学校	横田町 254	808	490	56-3087
23	治道地区公民館	横田町 261-1	168	100	57-6380
24	やまと郡山城ホール	北郡山町 211-3	1,611	977	54-8000
25	社会福祉会館	植槻町 3-8	220	133	53-6531
26	ゆたんぼ (老人福祉センター)	植槻町 3-11	206	125	53-0122
27	市民交流館	高田町 92-16	442	269	51-1155
28	矢田コミュニティ会館	矢田町 4547	300	181	52-3404
29	額田部運動公園施設	額田部北町 642	589	354	59-2088
30	郡山南幼稚園	柳町 85	1,069	645	52-2479
31	筒井幼稚園	丹後庄町 177-3	824	495	56-6099
32	矢田幼稚園	矢田町 947	1,274	770	53-3210
33	治道認定こども園	横田町 254	844	510	56-0760
34	昭和幼稚園	額田部北町 555	779	470	56-1639
35	片桐幼稚園	池之内町 167	1,253	755	52-0818
36	郡山北幼稚園	北郡山町 115	965	580	53-2808
37	平和幼稚園	美濃庄町 533	865	520	53-2801
38	片桐西幼稚園	小泉町 1658	694	420	53-4025
39	郡山西幼稚園	田中町 723	1,005	605	53-0725
40	矢田南幼稚園	山田町 82	948	570	52-8635

(※「災害時避難所」は、「緊急避難場所」を兼ねる)

■二次的避難所

番号	二次的避難所	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人)	電話番号
30	郡山高等学校 (冠山学舎)	城内町 1-26	922	560	52-0001
31	郡山高等学校 (城内学舎)	城内町 2-45	848	510	52-0012
32	大和中央高等学校	筒井町 1201	850	520	56-2271
33	奈良工業高等専門学校	矢田町 22	1,626	991	55-6000
34	県立盲学校	丹後庄町 222-1	702	425	56-3171
35	県立ろう学校	丹後庄町 456	503	305	56-2921

■広域避難地

番号	広域避難地	所在地	面積 (㎡)	電話番号
36	郡山城跡公園	城内町	6,826	—
37	総合公園多目的運動場	矢田町	108,000	55-1010

第11節 医療計画

担当部署	保健センター、奈良県広域消防組合消防本部
------	----------------------

膨大な死傷者の発生に対しては、市内医療機関の活動や奈良県広域消防組合消防本部の救急・救助活動だけでなく、自治会や自主防災組織等の住民組織、ボランティア、医師、地域医療機関による救護活動、さらには県や近隣市町村の防災関係機関、医療関係団体からの応援による応急支援活動等、総力を挙げて取り組むことが必要となってくる。

このため、市は、平常時から、これらの応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システム等を整備すると共に、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。

第1 災害医療体制の整備

担当部署	保健センター、奈良県広域消防組合消防本部
------	----------------------

保健センターは、市医師会等医療機関と連携して、災害時において通常の医療体制では対応できない多数の重軽傷者が発生した場合や、医療機関の施設被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、次のような医療体制の整備を図る。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

奈良県広域災害・救急医療情報システム^{*}を活用すると共に、医療機関と連携して、迅速かつ的確な情報収集や伝達ができる通信手段や情報システムの構築、整備に努める。

^{*}奈良県広域災害・救急医療情報システム

奈良県が主体となり、消防機関、医療機関などに情報端末を設置し、端末設置医療機関の診療応需情報や空きベッドの有無などを消防機関などに提供することにより、救急患者の迅速かつ的確な搬送を支援するシステム。また、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、医薬品の備蓄状況等災害医療の情報収集、提供を行い、災害時における医療の確保を支援する。

<http://www.qq.pref.nara.jp/qq/men/qqtmenuult.aspx>

(2) 医師会等との協力体制の確立

奈良県広域消防組合消防本部と医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制について、市医師会等と検討や調整を行うと共に、傷病者の移送について医療機関の相互連携が図れるように関係機関を交えた総合調整を行う。

また、奈良県広域消防組合消防本部、医療機関が共催する救助・救急活動訓練を支援し、災害活動における協力体制の強化に努める。

なお、市は市医師会と災害時における医療救護について協定を締結している。(資料編の資料12-14参照)

(3) 医療救護チームの整備

市医師会及び医療機関等の医療関係者と協議し、医療救護チームの整備を図る。なお、十分な医療救護チームの編成が困難な時に備え、医療ボランティアの情報を把握、確保し、受

入れ体制の整備に努める。

医療救護チームの編成基準は次の通りとする。

ア. 医療救護チームは、医師1名ないし2名、看護師2名及び補助者1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。

イ. 歯科医療救護チームは、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

(4) 医療救護所設置予定施設の確保

災害発生直後から、主に軽傷病者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう救護拠点となる保健センターや各支所及び避難所となる小・中学校医務室等を調査し、医療救護所設置予定場所を確保する。

第2 自主救護能力の向上

担当部署	保健センター、奈良県広域消防組合消防本部
------	----------------------

奈良県広域消防組合消防本部は、住民の自主救護能力の向上を図るため、保健センターや医療機関と連携して、住民に対する応急手当及び救助活動に関する基礎技術の普及を推進する。

第12節 ボランティア活動支援環境整備計画

担当部署	介護福祉課、関係各課
------	------------

大規模な災害の発生時には、国内・国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等の幅広い分野での協力を得ることができる。

また、災害時におけるボランティア活動内容は、軽作業の補助、専門的な知識、技術の提供等、あらゆる分野にわたり、参加形態も個人あるいは団体、さらに参加期間も長短がある等、多様である。

このため、市は、災害時にボランティア活動が円滑に実施できるように、県や関係機関、ボランティア団体等と連携して、ボランティアコーディネーター等の養成を推進していくと共に、活動場所の確保や情報提供等をはじめとした災害時のボランティア活動に対する環境整備に努める。

第1 基本的な考え

ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）との連携・支援が必要となる。

従って、市は、ボランティアとの関係を次のように明確化する。

- ア．市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- イ．市は、ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等について、ボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）との連携を図ると共に、その活動に対して支援、協力を行う。

第2 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

担当部署	介護福祉課、関係各課
------	------------

介護福祉課は、市社会福祉協議会、関係各課、県、関係機関・関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うと共に、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

(1) ボランティア拠点の整備

社会福祉会館をボランティア拠点として位置づけ、災害時には（仮称）災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行う窓口が開設できるよう、体制整備に努める。ただし、社会福祉会館が被災し、拠点としての機能を全うできない場合の代替拠点も検討しておく。

(2) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

ボランティア調整機関の中核を担える災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(3) 災害ボランティアの啓発・育成

災害ボランティアの確保とボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアの啓発・育成に関する次の活動を実施する。

- ア. 災害ボランティア登録制度の確立
- イ. パソコン通信や各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
- ウ. 児童・生徒等に対する各種の啓発活動
- エ. ボランティア希望者のための各種講習の開催
- オ. ボランティアとの防災訓練の実施

(4) 専門技術ボランティアの確保

県ボランティア・NPO活動情報提供システム(奈良ボランティアネット[※])等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

※奈良ボランティアネット

奈良県生活環境部県民生活課が開設しているボランティア活動情報を提供するホームページ。

<http://www.nvn.pref.nara.jp/>

(5) 支援協力依頼

平常時よりボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ活動への協力を依頼する。

- ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、市社会福祉協議会等のボランティア組織
- イ. 住民組織
- ウ. 他地域のボランティア組織
- エ. 企業労働団体
- オ. 学校
- カ. 一般ボランティア

(6) 広域応援体制の確立

災害時のボランティア活動を円滑に実施するため、ボランティアの応援体制に関する近隣市町村や遠隔地との応援協定の締結について検討する。

第13節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター
------	--

近年の都市化、高齢化、国際化等に伴う社会構造の変化、核家族化等による家庭や地域コミュニティ機能低下等に伴って、大規模発生時に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害対応能力の弱い者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市は、災害時にこれらの者に対して、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ対象者の把握、設備の点検、要配慮者の支援に関する指導・啓発等の対策に努める。

第1 要配慮者への防災知識の普及

担当部署	市民安全課、厚生福祉課
------	-------------

市民安全課、厚生福祉課は、地域における災害予防、あるいは災害応急対策等の防災知識を普及するため、地域に即した住民ネットワークの構築や要配慮者に適した方法、媒体等により防災知識の普及を行う。

なお、防災知識の普及は、要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、概ね次の方法により行う。

(1) 視覚機能に障害のある者

- ア. 音声情報による周知
- イ. 拡大文字による周知
- ウ. その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚機能に障害のある者

- ア. 文字情報による周知
- イ. 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- ウ. 手話による周知
- エ. その他、効果的な方法の併用による周知

(3) 日本語理解に障害のある者

- ア. 外国語による周知
- イ. その他、効果的な方法の併用による周知

(4) 地理的理解に障害のある者

- ア. 地図付きの情報等による周知
- イ. その他、効果的な方法の併用による周知

第2 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

担当部署	市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター
------	--

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という）を災害から確実に保護するためには、より具体的な活動計画が必要になっており、国では避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針*が示されている。

市民安全課は、これに基づき、介護福祉課、厚生福祉課と連携して、(仮称)避難行動要支援者の避難行動支援計画の策定に努め、段階的に必要な支援体制の整備を図る。

介護福祉課、厚生福祉課は、避難行動支援計画の具現化を図るため、市社会福祉協議会、消防団、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、障害者団体等の福祉関係者、ボランティア等の協力を得て、情報提供や避難行動要支援者を支援するための仕組みづくりを行う。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

内閣府（防災担当）から平成25年8月に示された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組について示されたガイドライン

(1) 要配慮者支援チームの設置

要配慮者の避難行動支援業務を的確に実施するため、介護福祉課、厚生福祉課は、市民安全課、市社会福祉協議会と連携して、横断的な組織として要配慮者支援チームを設置する。

(2) 避難行動支援計画等の策定

要配慮者支援チームは、避難支援対象者特定のお考え方、支援に係る自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制（関係各課、関係機関の役割分担）等について検討し、次の内容を定めた避難行動支援計画（全体計画）を策定し、平常時から消防団、自治会や自主防災組織、民生・児童委員や障害者団体等の福祉関係者と連携を強化して、その内容の周知に努めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という）を作成する。

ア. 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になり得る者は、自治会や自主防災組織、消防団、民生・児童委員、障害者団体等の福祉関係者に限らず、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

イ. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

- (ア) 70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- (イ) 介護保険要介護認定者（要介護3以上）の方
- (ウ) 身体障害者（身体障害者手帳1～2級）の方
- (エ) 知的障害者（療育手帳A）の方
- (オ) 難病患者

- (カ) その他、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とされる方
- ウ. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。また、その入手方法として、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- エ. 名簿の更新に関する事項
- 名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。
- オ. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置
- 以下の事項を徹底する。
- (ア) 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (イ) 地域の自主防災組織等に対して市内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ) 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
 - (オ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- カ. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。
- (ア) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
 - (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
 - (ウ) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を提供する。
 - (エ) 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
 - (オ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。
- キ. 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

要配慮者支援チームは、災害発生時において避難支援を円滑に実施するため、避難支援等の実施に必要な限度で、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、この措置は、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合に限る。

(4) 個別避難支援計画の作成

要配慮者支援チームは、収集した避難行動要支援者情報に基づき、避難行動要支援者一人一人に対応した個別避難支援計画の作成に努める。

第3 避難行動要支援者対策

担当部署	介護福祉課、厚生福祉課
------	-------------

介護福祉課、厚生福祉課は、所掌する業務に係る次に示す在宅の避難行動要支援者に関する災害予防対策の実施に努める。

(1) 避難行動要支援者の状況把握

介護を要する高齢者や障害者に対する所在の確認、災害時における保健サービスの要否、在宅の要配慮者に関する的確な状況等について、平常時から市社会福祉協議会、消防団、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、障害者団体等の福祉関係者、ボランティア等の協力を得て行き、情報のデータベース化を推進する。ただし、その取扱いについては、住民のプライバシー保護の観点から慎重に行う。

また、別途定める避難行動要支援者の避難行動支援計画（全体計画）にしたがい、名簿を作成する。

(2) 緊急通報装置の整備

避難行動要支援者の安全を確保するため、緊急通報装置の整備を促進する。

(3) 地域的支援体制の整備

福祉関係機関、医療機関、自治会や自主防災組織等の住民組織、ボランティア団体等との連携を図り、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等、地域ぐるみの支援体制確立に努める。

また、日常的に専門的介助・援助が必要で避難所での対応が難しい者に対し提供する施設として、市内外の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の緊急受入れが可能な施設をあらかじめ把握し、災害時の利用に関する協定の締結に努める。

(4) 避難行動要支援者に配慮した避難対策

避難行動要支援者を安全、かつ適切に避難誘導するため、次の体制を整備する。

ア. 避難行動要支援者の避難・救出体制

消防団、自治会や自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、寝たきり老人、ひとり暮らし老人、重度障害者等の避難行動要支援者の避難・救出体制の整備に努める。また、上記の避難行動要支援者については、その実態を常時把握し、避難・救出方法を定め、近隣住民の協力支援についてあらかじめ承諾を得ておく。また、緊急時のバス派遣等による避難

支援方法について検討しておく。

イ. 避難所対策

災害時に避難所となる公共施設については安全性の向上、段差の解消、スロープ化や身体障害者用トイレの設置等、避難行動要支援者に配慮した施設整備に努める。また、避難行動要支援者の避難所生活を支援するために、平常時から必要物資等の備蓄推進に努める。

ウ. 福祉避難所の整備

避難行動要支援者のうち、入院の必要や施設に入所するほどではないが、避難所等での生活に支障を来す者に対し、何らかの特別な福祉的配慮がされている避難所として、福祉避難所を整備する。福祉避難所に位置付けた施設については、日頃より施設管理者と連携し、災害時に必要となる空間や物資・器財、人材、移動手段等の事前整備に努める。

また、指定避難所の学校施設には、介護や医療相談等を受けることができる空間として、福祉避難室を整備することを想定し、災害時に必要となる空間や物資・器材等の事前整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、市社会福祉協議会、自治会や自主防災組織、消防団、民生・児童委員、障害者団体等の福祉関係者、社会福祉施設・福祉サービス事業者等も参加した訓練の実施に努める。

第4 要配慮者関連施設対策

担当部署	介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課
------	-------------------------------

介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課は、所掌する業務に係る要配慮者関連施設に対して、災害時に入院患者や入所者等の安全を確保するために、次の災害予防対策の実施について指導する。

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等に対して、施設の安全性を高めるため、防災設備の整備等を実施するよう指導する。また災害に備えて、平常時から施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品及びその他の生活必需品等の備蓄を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の整備

社会福祉施設等に対して、災害時に迅速かつ的確な防災対応が行えるように、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等を確立するよう指導する。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

社会福祉施設等に対して、他の社会福祉施設等において、被害が発生し応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員、各種資機材（移動入浴車、小型リフト付車両等、車椅子、ストレッチャー）等、応援出動体制を整え、必要物資を確保するよう指導する。また、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制を整備するよう指導する。

(4) 防災訓練の実施

社会福祉施設等に対して、職員及び利用者（入所者）等に対する防災意識の高揚を図るため、防災訓練の実施に努めるよう指導する。

第5 外国人対策

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、外国人に配慮した避難場所等の表示、防災知識の普及等を推進する。

(1) 外国人等の状況把握及び支援体制整備

市内における外国人の居住状況等をあらかじめ把握する。また、外国人に対して防災訓練等への参加を促し、防災知識の普及、自主防災組意識の啓発を図ると共に、地域における外国人への支援体制の育成を図る。

(2) 情報の提供

外国人に対して、次の方法により災害時に必要となる情報の提供に努める。

ア. 広報、パンフレット等による情報提供

外国語版の防災啓発資料の作成や配布等を通じて防災知識の普及を図る。

イ. 案内板等の充実

外国人に対して、避難場所等の周知を図るために、案内板等については簡明かつ効果的に表示すると共に、多言語化を推進する。また、駅等の多くの人が集まる場所において、避難所、避難行動等に対する情報提供を充実する。

第14節 緊急輸送道路の整備計画

担当部署	市民安全課、総務課、管理課
------	---------------

市は、災害時及び復旧時に救助、救急、消火並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 緊急輸送道路の整備

担当部署	管理課
------	-----

県は、防災計画において、次の通り緊急輸送道路を指定し、多重性、代替性を有し難拠点と救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図っている。
(資料編の資料7-1 参照)

[県指定緊急輸送道路]

区分	摘要	路線名※
第1次緊急輸送道路	他府県と連絡する広域幹線道路	西名阪自動車道 国道24号 国道25号
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点を連絡する道路	(主) 奈良大和郡山斑鳩線 (主) 枚方大和郡山線 (主) 枚方大和郡山線バイパス (県) 大和郡山広陵線 (県) 天理斑鳩線 (県) 大和郡山上三橋線 (県) 矢田寺線 (県) 木津横田線 (県) 大和郡山環状線 (県) 大和小泉停車場松尾寺線
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路	

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(市)は市道

管理課は、県において指定した緊急輸送道路から市の防災拠点(災害対策本部、避難所、輸送拠点等)に連絡する市が管理する道路について、緊急輸送道路と位置づけ、円滑に物資輸送が実施できるよう、多重性・代替性を確保した効率的な緊急輸送道路網の整備を計画的に進める。

また、緊急輸送道路について、平常時からその安全性を十分に監視し、巡視点検すると共に、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

第2 輸送手段の確保

担当部署	総務課
------	-----

総務課は、平常時より庁用車両の定期点検・整備等を実施し、運用能力を把握すると共に、車両等の不足が生じる場合をあらかじめ想定し、民間事業者との協定締結に努める。

なお、市は、現在、赤帽奈良軽自動車運送協同組合と災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定を締結している。(資料編の資料12-15参照)

第3 緊急通行車両等の事前届出

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両や規制除外車両として使用される車両について県(公安委員会)に事前に届出をしておく。

(1) 緊急通行車両事前届出の対象車両

次のア及びイのいずれにも該当する場合において、事前届出が受理される。

- ア. 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項を行う車両。
- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規則、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- イ. 市長が保有し、もしくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 緊急通行車両事前届出の申請手続き

ア. 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

イ. 申請先

郡山警察署又は県(交通規制課)

ウ. 申請書類等

- (ア) 「緊急通行車両事前届出書」(資料編の資料7-3参照)2通
- (イ) 市が所有する車両以外の車両にあっては、契約を証明する書類(貸借契約書、業務委託契約書等)を添付

(3) 規制除外車両事前届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものについて、事前届出が受理される。

- ア. 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- イ. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ. 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ. 建設用重機、道路啓開作業用車両未又は重機輸送用車両

(4) 規制除外車両事前届出の申請手続き

ア. 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者

イ. 申請先

郡山警察署

ウ. 申請書類等

- (ア) 「規制除外車両事前届出書」（資料編の資料7-4参照）2通
- (イ) 医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- (ウ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- (エ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるものに限る。）
- (オ) 建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真
- (カ) 重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）

第15節 防災用資機材整備計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、管理課、建設課、関係各課、 奈良県広域消防組合消防本部
------	--

市は、災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材、機材（以下「防災用資機材」という）を平常時から十分点検、整備を行い、各防災用資機材の機能を有効に発揮できるようにする。

また、災害発生時の応急対策の迅速性を確保する目的から、自治会や自主防災組織等のコミュニティ単位で防災資機材を整備、拡充するように努める。

第1 防災用資機材の点検整備

担当部署	市民安全課、企画政策課、管理課、建設課、関係各課 奈良県広域消防組合消防本部
------	---

(1) 情報伝達用資機材

市民安全課、企画政策課は、災害時における住民への情報伝達、連絡手段を確保するため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の点検、並びに整備に努める。

(2) 水防用資機材

市民安全課は、毎年出水期前に、水防用資機材（大和郡山市水防計画参照）について、点検、整備を行う。

(3) 避難、救出、応急救護用資機材

奈良県広域消防組合消防本部は、住民が避難する際に障害となる物の除去、倒壊家屋等からの被災者救出、傷病者の応急救護等のために用いるジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、ワイヤー、チェンブロック、救命ロープ、非常用小型発電機、救急医療セット、担架、テント等の点検、整備に努める。

(4) 道路交通用資機材

管理課は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、国、県の道路管理者と連携して、災害により道路施設の損壊等が生じ通行が危険な状態で、応急復旧を必要とする場合を想定し、道路交通法に基づく交通諸規制を実施するために必要な資機材を整備する。特に、通行禁止等を示す看板やカラーコーン、道路被災箇所を囲い込むバリケード等の整備に努める。

(5) その他

上記の他、関係各課は適宜、自動車、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装備具、治療用の医療用具、医薬品（希少ワクチン類を含む）、衛生材料、資材運搬用の資機材、被災建築物応急危険度判定資機材、並びに農業関係災害応急対策に必要な資機材等について、点検、整備に努める。

第2 コミュニティ単位の防災資機材の整備

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、公民館等の既存の公共施設を活用して、地区（大字等）住民の避難や防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備について検討し、順次防災資機材等の整備と拡充に努める。

第16節 食料、生活必需品の確保計画

担当部署	市民安全課、業務課、工務課、関係各課
------	--------------------

市は、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制について整備する。

また、住民・事業所に対して、災害発生直後の最低限の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図るように周知・啓発に努める。

第1 物資の備蓄

担当部署	市民安全課
------	-------

物資の備蓄については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される3日分程度の食料及び物資を各家庭に準備することを基本とする。

市民安全課は、上記を踏まえて最低限必要とされる被災者への供給食料・生活物資等の支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。

(1) 備蓄品目

調達品目については、生命の維持や人間の尊厳性に係わる災害発生後に直ちに必要となる物資（食料、水）とし、緊急性の程度が相対的に低く、災害発生数日後での供給でも許される物資については、調達協定や広域支援により対応する。また、要配慮者に配慮し、粉ミルク、紙おむつ等の調達についてもあらかじめ検討する。

(2) 備蓄目標

災害が発生した際に想定される避難者数を参考として、食料、水及び生活必需品の確保に努める。

(3) 備蓄方法

備蓄目標に示した物資を、次の方法等により確保する。

ア. 公的備蓄

備蓄倉庫（本編の第2章第5節第3参照）を設け、避難所の数や位置を考慮しつつ物資の分散備蓄に努める。なお、備蓄物資は定期的に点検し、必要に応じて更新する。

イ. 流通備蓄

食品その他必要物資の供給確保に関して、関係製造・販売業者等と災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定（見本は、資料編の資料12-17参照）等の締結に努める。

ウ. 自主備蓄

住民に対して、非常時の食料や水（1週間分以上の量を目安とする）、日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報し、自主備蓄の重要性について啓発する。

第2 給水体制の整備

担当部署	業務課、工務課
------	---------

業務課、工務課は、関係機関と相互協力しつつ、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給できる給水体制を整備する。また、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

- ア. 貯留施設の増強・整備
- イ. 緊急遮断弁の設置
- ウ. 緊急給水装置の設置

(2) 体制等の整備

- ア. 給水車等の配備
- イ. 給水用資機材の備蓄
- ウ. 陸路による調達及びその情報交換等の体制整備

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要となる情報を収集して、総合調整、指示、支援を行うために、県及び近隣市町村と相互協力体制を整備する。

(6) 給水データベースの整備

給水車や給水用資機材等の保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報を、データベースとして整備する。

第3 食料、生活必需品調達体制の整備

担当部署	関係各課
------	------

関係各課は、それぞれ次のような物資を確保するため、関連する市内及び近隣市町村の主要業者からの物資調達可能数量を把握すると共に、調達に関する協定を締結する等、緊急時に円滑に調達のできる体制の整備に努める。

(1) 食料品

精米、アルファ米、パン、カンパン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水（ペットボトル等）、離乳食、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、のり、牛乳、麺等

(2) 医薬品

消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、ばんそうこう、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）等

(3) 寝具・衣料

毛布、布団、マット、下着、靴下、乳幼児用衣類、おむつカバー、防寒着、さらし、タオル等

(4) 日用品

ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、割りばし、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具等

(5) その他

ビニールシート、マット、じゅうたん、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、電気ストーブ、要援護高齢者・障害者等用の介護機器、補装具、日常生活用具（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器）、棺桶 等

第4 住民に対する啓発

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、食料、生活必需品等の確保に関してパンフレットの配布や防災訓練等を通じ、住民に対して次の内容の啓発及び指導に努める。

(1) 緊急食料・物資の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等、長期保存の可能な食料と緊急物資を1週間分以上備蓄する。

(2) 非常持ち出し品の食料・物資の備蓄

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については概ね次の基準により準備する。

ア. 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常備薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、ちり紙、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋等

イ. 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、ほ乳瓶、紙おむつ、毛布等

ウ. 自主判断によるもの

貴重品、その他

(3) 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

(4) 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。備蓄物資としては、住民各々の物資の他、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等を、自治会や自主防災組織ごとに計画する。

第5 平常時の報告

市は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第17節 防疫予防計画

担当部署	保健センター
------	--------

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高く、防疫活動の重要性が極めて高い。

このため、市は、災害時に的確、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

第1 防疫実施組織の設置

保健センターは、災害発生時における防疫体制の確立のため、あらかじめ数名（4～5名）からなる防疫チームを編成できるようにしておく。

また、郡山保健所、市医師会と緊密な連絡体制を構築し、災害時の感染症等の発生状況、緊急度等を勘案して、必要に応じて相互に応援職員、専門家を派遣できるように支援体制の整備に努める。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

保健センターは、郡山保健所と連携して、防疫・保健衛生用資機材等に関する調達計画を策定し、必要な資機材の整備に努める。

第3 職員の訓練

保健センターは、郡山保健所の指導のもと、平常時より防疫作業の習熟を図ると共に、災害時を想定した防疫訓練の実施に努める。

第18節 廃棄物処理計画

担当部署	市民安全課、クリーンセンター
------	----------------

市は、災害によって一時的に大量発生するごみ及びし尿等の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ及びし尿等の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

第1 処理施設の整備等

担当部署	クリーンセンター
------	----------

クリーンセンターは、所管する処理施設等が風水害等により、一般廃棄物処理施設の円滑な稼働を損なわれることがないように、平常時から施設設備の点検整備と施設保護のための周辺整備に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により、施設が稼働不能となった場合の代替設備の確保に努める。

第2 災害時の相互協力体制

担当部署	市民安全課、クリーンセンター
------	----------------

(1) 廃棄物及びし尿の処理業務に係る協力体制

クリーンセンターは、担当する業務（廃棄物処理、し尿処理）に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めると共に、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。

(2) 仮設トイレの確保

市民安全課は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めると共に、仮設トイレ等を取り扱うリース業者を事前に調べる等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。

第3 廃棄物仮置き場等の配置計画

担当部署	クリーンセンター
------	----------

クリーンセンターは、交通事情、地域ごとの廃棄物発生量、安全性（有害物質拡散防止や火災予防等）、収集効率等を考慮し、平常時から仮置き場といったような可能な範囲で中間処理等のできる場所を確保する等の緊急処理のための配置計画を検討する。

第19節 火葬場等の確保計画

担当部署	市民課、環境政策課
------	-----------

市は、県と連携して、災害によって一時的に大量発生する遺体の処置等を円滑に実施するために必要となる火葬場等を確保する。また応援協力体制の整備に努め、公衆衛生上の危害発生を防止する。

第1 火葬データベースの整備

担当部署	市民課、環境政策課
------	-----------

市民課、環境政策課は、災害時に死者が多数発生又は清浄会館が被災し、利用できない場合を想定し、遺体収容可能施設（寺院、公共建物、公園等の遺体収容に適当なところ）を把握すると共に、災害時に応援協力ができる葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

第2 応援協力体制の確立

担当部署	市民課、環境政策課
------	-----------

(1) 広域的な応援体制の整備

市民課、環境政策課は、災害時に死者が多数発生又は清浄会館が被災し、利用できない場合に備え、県（生活衛生課）、近隣市町村等と連携して、災害事情に応じて相互に火葬場を利用できるよう調整する等、応援協力体制の整備に努める。

(2) 葬祭業者との協力体制の整備

市民課、環境政策課は、災害時に死者が多数発生する場合に備え、平常時より葬祭業者等との協力体制を整備し、必要となるドライアイス、柩（ひつぎ）、骨つぼ等の確保に努める。

また、遺体収容のための適当な既存建物が得られない場合を想定して、天幕や幕張り及び必要器具（納棺用品等）の確保に努める。

第20節 火災予防計画

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

奈良県広域消防組合消防本部は、大規模火災等の災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

第1 消防計画の策定

奈良県広域消防組合消防本部は、大和郡山消防署及び消防団が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び主な内容、事項については次の通りである。

(1) 消防計画の大綱

- ア. 消防力の整備に関する事。
- イ. 防災のための調査に関する事。
- ウ. 防災教育訓練に関する事。
- エ. 災害の予防、警戒及び防御に関する事。
- オ. 災害時の避難、救助及び救急に関する事。
- カ. その他災害対策に関する事。

(2) 消防計画の内容

- ア. 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び隊の編成）
- イ. 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- ウ. 調査計画（消防水利調査、災害危険区域等調査）
- エ. 教育訓練（教育、訓練）
- オ. 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、広報活動）
- カ. 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- キ. 情報計画（情報収集、報告、連絡、及び情報広報、情報記録）
- ク. 火災警備計画（消防職員、団員の招集、出動、警戒、通信、火災防御）
- ケ. 避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難所の指定及び誘導方法、避難所の警戒）
- コ. 救急救助計画（非常招集、出動、通信統制、医療機関との協力体制）
- サ. 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

第2 消防力の充実

奈良県広域消防組合消防本部は、次のように消防力の充実に努める。

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成20年消防庁告示第2号）に基づき市街地に消防署を配置し、消防車両等の消防施設整備、情報通信システムを活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の防災対策に努める。

(2) 消防水利の確保

「消防力の整備指針」(平成20年消防庁告示第2号)に基づき、消火栓等を配置する。また、プール、河川、ため池、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設や設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

本編の第2章第3節に準じる。

第3 防火思想の普及

奈良県広域消防組合消防本部は、住民に対して、次のような防火思想の普及活動を推進する。

- ア. 一般家庭に対して、災害発生時の火気器具の取扱い及び消火器の使用方法等について指導を行う。
- イ. 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士又は自治会や自主防災組織、女性団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等を行う。
- ウ. 住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより、火災の多発時期及び火災予防運動週間等においては、より積極的に広報活動を実施する。
- エ. 家庭内における火災予防の徹底を図るため、女性防火クラブをつくり、初期消火訓練、防火講習会及び防災訓練等への参加を通して、一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。
- オ. 保育園、幼稚園等において幼年消防クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図り、将来的な予防的成果を期待すると共に、小中学生を対象とした少年防火クラブの結成・育成を推進する。
- カ. 震災時に多発することが予想される出火を防止するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。

第4 救急救助体制の整備

奈良県広域消防組合消防本部は、救急救助体制の充実に努めるため、救助隊員や救急隊員の知識の高度化、救急車両の整備拡充、資機材の充実強化、及び住民への応急救助方法等の啓発に努める。

(1) 救急救助活動の指導

消防団に対して、救急救助活動について指導を積極的に行う。

(2) 救急救命士の育成

救急隊員や救助隊員の専任率の向上を図ると共に、救急隊員として高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成に努める。

(3) 応急手当に関する知識等の啓発

主に救急の日(9月9日)を中心に、住民に対して心肺蘇生法等の応急手当の講習会等を実

施する。

(4) トリアージ※の研修

災害時に救急隊員が医療救護所等において負傷者のトリアージが適切に実施されるよう研修の実施に努める。

※トリアージ

災害現場、医療救護所等における傷病者の重傷度、緊急度等を分析し、医療機関や搬送の優先順位を決めること。医師、保健師、看護師、救急隊員が実施主体となる。

(5) 救急救助用資機材の整備

救助工作車、災害対応特殊救急自動車、支援車等の救急救助車両の整備拡充を図り、またファイバースコープ、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線通信機器等の救助用資機材等を整備し、機動力の強化を図る。

第5 防火管理者に対する指導

奈良県広域消防組合消防本部は、消防法により選任されている防火管理者に対して、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(1) 火災予防査察等の強化

防火対象物について、防火管理の徹底を図るため、次の予防査察等を実施する。

- ア. 定期予防査察
- イ. 危険物予防査察
- ウ. 特別予防査察
- エ. 防火診断
- オ. 警報発令中の予防査察

(2) 防火管理者制度※の推進

防火対象物の所有者、管理者、占有者に対して、消防法に基づく防火管理者制度※を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

※防火管理者制度

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権限を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。これを防火管理者制度という。

第6 広域消防応援体制の整備

奈良県広域消防組合消防本部は、大規模な災害発生に備え、消防機関等と消防相互応援協定の締結に努める他、受入れ体制の整備に努める。

また、県は、広域的な大規模災害が発生し、県の消防力をもってしてはこれに対処できない場合に備え、消防組織法に基づく緊急消防援助隊受援計画を策定し、広域応援体制の整備を図っている。

奈良県広域消防組合消防本部は、この計画に基づき、あらかじめ緊急時の応援部隊の受入れに係る次の事項について整備に努める。

- ア. 応援要請に必要な手続きに関すること
- イ. 応援部隊の集結地への誘導に関すること

-
- ウ. 災害現場活動に係る方針に関する事
 - エ. 応援部隊の活動拠点、宿営地に関する事
 - オ. 応援部隊が担当する災害現場活動に関する事
 - カ. 補給物資の調達及び搬送に関する事
 - キ. 災害活動の記録に関する事
 - ク. 管内地図及び消防水利に関する事
 - ケ. 医療機関の所在地図に関する事
 - コ. その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関する事

第21節 林野火災予防計画

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

市は、林野火災の発生に備えて、国、県及び林野の所有者等との連携を図り、林野火災予防に必要な環境整備を実施する。

奈良県広域消防組合消防本部は、災害の発生に備えて、次の災害予防対策を実施する。

第1 林野火災に強い地域づくり

(1) 監視体制の強化

奈良県広域消防組合消防本部は、林野火災発生のおそれがある時は、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア. 火災警報の発令等

気象状況が火災予防上危険であると認められる時は、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等の必要な措置をとる。

イ. 火災警報の周知

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用する他、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(2) 林野所有（管理）者等への指導

奈良県広域消防組合消防本部は、林野所有（管理）者等に対して、平常時より次の事項を指導し、林野火災の予防に努める。

ア. 防火線、防火樹帯の整備

林野所有者（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入に努める指導を行う。

イ. 防火用水の確保

林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ. 森林等への火入れの制限

森林等へ火入れをする者に対し、森林法第21条に基づく許可を受けた上で、適正な火入れを実施するよう指導を行う。

エ. 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認める時は、一定区域内のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

オ. 火気使用施設に対する指導

森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等、火気を使用する施設管理者に対して、必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(3) 防災知識の普及

奈良県広域消防組合消防本部は、林野火災が入山者のたばこ、たき火等の不始末等、人的

原因によるものが大半であることから、入山者、住民、林業関係者に対して、森林愛護及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア. 公衆に対する啓発活動

(ア) 広報宣伝の充実

広域的な林野火災防止運動を関係者と連携して展開し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

(イ) 学校教育による防火思想の普及

県及び市教育員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

イ. 住民、林内作業者に対する啓発活動

林野内に立入る機会の多い山間地域の住民を対象に、森林火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

第2 活動体制の整備

奈良県広域消防組合消防本部は、林野火災に対する消防力を高めるため、次のような活動体制の整備並びに消防力の充実を図る。

(1) 消防体制の整備

地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

(2) 広域相互応援体制

県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察や自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう努める。

(3) 消防資機材の整備

林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図る。

(4) 消防水利の確保

防火水槽等を整備する他、河川やため池等の自然水利や砂防えん堤等の貯水空間等、水源として利用できる状況を把握し、平常時から河川やため池管理者等と調整を行い、林野火災発生時の消防水利の迅速な確保に努める。

(5) 林野火災消防訓練の実施

林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するように努める。

第22節 水害予防計画

担当部署	市民安全課、管理課、建設課
------	---------------

台風や集中豪雨等による河川の増水時には、大規模な被害が発生するおそれがある。

市は、国及び県と連携して、災害時における河川堤防及び河川構造物について有効な災害予防対策を実施する。また、住民に対し、危険箇所の周知に努める。

第1 河川管理施設

担当部署	管理課、建設課
------	---------

管理課、建設課は、災害に備え、堤防の強化等河川の安全性を高めるため、国、県（河川課）の行う河川整備事業等に協力する他、所管する河川施設については、次のような災害予防対策を実施する。

(1) 河川の改修等

管理課、建設課は、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進し、洪水の予防に努める。また、耐震点検基準等により耐震度を点検し、必要に応じて補強する等、次の対策に努める。

- ア．準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備の推進
- イ．水路整備の積極的な推進
- ウ．老朽化した施設の改築並びに改良
- エ．浚渫（しゅんせつ）、内水排除等の実施

(2) 災害復旧用資機材の備蓄

管理課、市民安全課は、災害により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資機材の備蓄に努めると共に、あらかじめ関係業者等と資機材の調達に関する協定を締結する等して、災害時に必要な資機材を調達できる体制を整備する。

第2 危険箇所等の周知

担当部署	市民安全課、建設課
------	-----------

(1) 浸水想定区域の周知

建設課は、水防法に基づき、県（河川課）より佐保川、富雄川等の浸水想定区域（資料編の資料 16-10 参照）が示された場合には、その区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定める他、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する。

また、豪雨時に浸水が想定される地域、あるいは過去実際に浸水した地域を把握し、住民に対しパンフレット等の配布、インターネットによる情報提供、説明会の開催等の方法により、災害時に危険な箇所、避難所等の情報について周知に努める。

(2)要配慮者施設

市民安全課は、水防法第15条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2に規定に基づき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地（資料編の資料9-3参照）を定める。

第23節 風害予防計画

担当部署	市民安全課、管理課、入札検査課、都市計画課
------	-----------------------

市は、風害の予防について防風施設の整備等によりその効果を期すものとするが、台風等に対する当面の災害予防については、予想しうる気象状況を早期に把握し、住民への広報や施設等への予防措置を講じることで、災害予防対策とする。

第1 予防広報

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、台風期又は強風が予想される時期は、次の風害予防対策を広く公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民に呼びかける。

- ア. 看板、アンテナ等の固定、補強
- イ. 瓦、窓、扉、塀等の点検、補修
- ウ. 飛散、落下するおそれのあるものの固定、補修、あるいは除去
- エ. 樹木の剪定、支柱の補強
- オ. 気象情報への注意
- カ. 外出する場合の注意
- キ. 電線の断線等への注意
- ク. 火災予防
- ケ. 車両運行上の注意

第2 電柱・電線等対策

担当部署	市民安全課
------	-------

市民安全課は、災害の発生に備え、関西電力(株)、西日本電信電話(株)等の電柱・電線設置者に対して、風害対策の強化を働きかけると共に、各社が実施する災害予防対策の協力に努める。

第3 樹木対策

担当部署	管理課、都市計画課
------	-----------

管理課、都市計画課は、道路、公園等の整備にあたっては、強風による倒木を避けるため、風に強い樹木を植樹するほか、安全を考慮した植樹方法・場所を選定する。

第4 建築物対策

担当部署	入札検査課、都市計画課
------	-------------

入札検査課、都市計画課は、建築物防災週間*等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊、落下、又は飛散するおそれのある設備等の安全対策について啓発活動を実施する。

※建築物防災週間

春の建築物防災週間は3月1日から3月7日、秋の建築物防災週間は8月30日から9月5日。

第24節 道路災害予防計画

担当部署	管理課、建設課
------	---------

風水害による道路被害は、高盛土部では地すべり・地崩れ等が、また切土部・山すそ部においては土砂崩壊・落石等が予想される。また、橋りょう被害については、経年変化による老朽化等による落橋、河川はん濫に伴う流出等が予想される。

一方、地震災害による道路被害は、道路斜面の崩壊や落橋等による交通の途絶が予想される。

市は、災害時における円滑な交通を確保するため、県の行う道路整備事業等に協力する他、所管する道路及び橋りょうについて、次の災害予防対策を実施する。

第1 道路及び橋りょうの防災点検調査

担当部署	管理課
------	-----

管理課は、集中豪雨や長雨による災害等の発生に備え、道路ストック総点検（道路防災総点検）を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

(1) 道路ストック総点検（道路防災総点検）

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。

(2) 道路の災害補修工事

道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

第2 道路の改良・整備

担当部署	管理課、建設課
------	---------

管理課、建設課は、災害時における緊急輸送等の道路機能確保のため、道路防災点検調査結果に基づき、道路の防災補修工事や拡幅整備等の道路改良工事を、緊急性を考慮しながら順次推進する。

第3 橋りょうの改良・整備

担当部署	管理課、建設課
------	---------

管理課、建設課は、主要な道路の橋りょうについて、道路防災点検調査結果に基づき老朽橋の補強等を行う。また、事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成24年3月改訂（社）日本道路協会）^{※2}」に基づき整備を進める。

※2 道路橋示方書・同解説

平成24年3月に（社）日本道路協会より発行された、道路における橋りょうを設計・施工する際の新しい技術基準に定める内容を適切かつ効率的に実施していくために編纂された解説書。

第4 道路付帯施設の整備

担当部署	管理課
------	-----

管理課は、道路付帯施設の更新や補強等を推進する。また、災害時における夜間の安全な道路交通を確保するため、道路照明設備等の整備に努める。

第25節 土石流等予防計画

担当部署	建設課、関係各課
------	----------

市には、県が実施した土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領^{※1}に基づく調査によれば、17 渓流（土石流危険渓流Ⅰが 12 渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流が 5 渓流）の土石流危険渓流がある。（一覧表、位置図は、資料編の資料 16-2 参照）

県は、土石流災害等を予防するため砂防設備の整備促進を図っており、砂防指定地及び土石流危険渓流を主な対象とし、緊急度や重要度を考慮しつつ、砂防えん堤工、渓流保全工事等の砂防事業を実施している。また、特に、保全人家と共に災害時の緊急輸送路や要配慮者施設等へ被害を及ぼすおそれがある渓流については、重点的に事業を展開している。

建設課、関係各課は、県（砂防課）の砂防事業推進に協力すると共に、必要に応じて、事業推進の要請を行う等土石流災害の予防に努める。また、特に、砂防事業のうちの土砂災害情報相互通報システム整備事業^{※2}等を活用し、土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互で通報可能なシステムの構築を検討する。

※1 土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領

「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査の実施について」（平成11年4月16日：建設省河傾発第20号）で建設省（注：現国土交通省）河川局砂防部より示された調査要領。

土石流とは、集中豪雨等の大量の水によって、渓流内の土・石・砂等が津波のように一気に流れ、時速20～40kmの速さで一瞬のうちに人家や田畑等を壊滅させてしまう現象のことである。

また、土石流危険渓流とは、土石流が発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある渓流のことで、谷地形をしている渓流、過去に土石流が発生した渓流、土石流が発生するおそれのある渓流がこれにあるとされている。

※2 土砂災害情報相互通報システム整備事業

平成12年度に創設された土砂災害から住民の生命又は身体を守るために、災害時または平常時においても土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互通報するシステムを整備する事業。

第26節 地すべり予防計画

担当部署	建設課、関係各課
------	----------

市には、地すべり等防止法に基づいた地すべりの防止に有害な行為を制限する区域（地すべり防止区域）に指定されている地域はないが、県が実施した地すべり危険箇所調査要領※に基づく調査によれば、東明寺、蛇谷の2箇所に地すべり危険箇所がある。（一覧表、位置図は、資料編の資料16-3参照）

県は、地すべりによる被害を除去、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に地すべり防止施設の整備促進を図っており、当該市町村の協力を得て逐次地すべり危険箇所における地すべり状況の把握に努め、又は巡視を行うことで当面の危険を発見するよう努めている。また、地すべり発生及び兆候が発見された箇所には、地すべり防止区域として法指定し、緊急度や重要度に応じて、集排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事を実施している。

建設課、関係各課は、県（砂防課）の地すべり対策事業の推進に協力すると共に、必要に応じて、事業推進要請を行う等、地すべり災害の予防に努める。なお、地すべり対策事業は、そのほとんどが、過去に地すべり災害が起こった箇所、あるいは地すべりの兆候が顕著となり、災害の発生が緊迫している箇所に実施されている。そのため、災害を未然に防止するためには、地すべり対策事業計画のもとに先行的に事業を進めることが基本となる。

※地すべり危険箇所調査要領

「地すべり危険箇所の再点検について」（平成8年10月4日：建設省河傾発第40号）で建設省（注：現国土交通省）河川局砂防部傾斜地保全課より示された調査要領。

地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が梅雨あるいは台風等の集中豪雨等による地下水の影響と重力によって、原地形を保ったままで、ゆっくりと斜面下方に移動する大規模な土砂移動現象のことであり、一般的に移動土塊量が大きいため、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難であり、甚大な被害を及ぼすことがある。

また、地すべり危険箇所とは、地すべりが発生し、河川や道路、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所のことで、過去の地すべりが発生した箇所、地すべりが発生するおそれのある箇所がこれにあたりとされている。

第27節 急傾斜地崩壊予防計画

担当部署	建設課、関係各課
------	----------

市には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に指定された急傾斜地崩壊危険区域が1箇所あり、県が実施した急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領[※]に基づく点検調査によれば、15箇所の急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが14箇所、Ⅲが1箇所）がある。（一覧表、位置図は、資料編の資料16-4参照）

県は、急傾斜地におけるがけ崩れ災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、国土の保全と民生の安定に資することを目的として、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図ると共に、「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領[※]」に基づき、がけ崩れの危険性がある箇所を抽出し、調査を行っている。また、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を主対象とし、防止区域として法指定を行い、緊急度・重要度を考慮して、擁壁工、法面工等の対策を実施している。特に急傾斜地崩壊対策として、保全人家と共に災害時の緊急輸送路や要配慮者施設等に係る箇所については、重点的に整備を図っている。

建設課、関係各課は、県（砂防課）の急傾斜地崩壊対策事業の推進に協力すると共に、必要に応じて、事業推進の要請を行う等、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）災害の予防に努める。また、事前調査を実施し、斜面カルテとして管理しながら、急傾斜地災害の予想される未指定の急傾斜地の把握に努め、これらの箇所について、対策工事等の検討及びパトロール等を実施する。

※急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領

「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について」（平成11年11月30日：建設省河傾発第112号）で建設省（注：現国土交通省）河川局砂防部傾斜地保全課より示された点検要領。

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）とは、地中にしみ込んだ水分が土の内部摩擦や粘着抵抗力を弱め、集中豪雨等の影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象のことである。急傾斜地崩壊（がけ崩れ）は、突然起きる現象であるため、人家の近くで発生すると逃げ遅れる人も多く、人的被害の発生につながる割合も高いとされている。

また、急傾斜地崩壊危険箇所とは、がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある斜面のことで、傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地がこれにあたりとされている。

第28節 総合的な土砂災害防止対策

担当部署	市民安全課、企画政策課、建設課、都市計画課、関係各課
------	----------------------------

県は、土砂災害から、住民の生命又は身体を守るため、従来より実施している施設整備等のハード対策だけでなく、市町村及び住民に対して土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報の提供、市町村の警戒避難体制を支援するシステム整備等のソフト対策を推進している。

また、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）により、土砂災害から住民の生命又は身体を守るために、土砂災害警戒区域を指定することで危険な区域を明らかにし、警戒避難体制の整備促進を図っており、さらに、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限、建築構造規制、移転等の勧告と移転を行う者への支援等を実施する計画である。

市は、県（砂防課）と連携して、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等について防災体制の整備及び自主防災組織の育成等の予防対策を講じ、当該区域住民の安全確保に努める。

第1 土砂災害警戒区域等の周知と防災意識の啓発

担当部署	市民安全課、建設課
------	-----------

土砂災害は突発的に発生するため、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要である。そのため、市民安全課は、建設課、県（砂防課）と連携して、土砂災害ハザードマップ等の作成により、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及に努める。

また、市と住民が常に情報を共有し、市側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。

第2 警戒避難体制の整備

担当部署	市民安全課、企画政策課、建設課、都市計画課、関係各課
------	----------------------------

市民安全課、企画政策課、建設課、都市計画課、関係各課は、土砂災害予防と住民の生命又は身体を守ることを目的として、緊急時の災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するため、事前に次の施策を実施し、警戒避難体制の確立に努める。

(1) 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

市民安全課は、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する矢田地区等、市域西部の集落を対象として、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。

(2) 防災パトロール体制の整備

建設課、関係各課は、防災関係機関及び自主防災組織等と連携して、集中豪雨時等に土砂災害が発生するおそれがある箇所について、防災パトロールが実施できる体制整備に努める。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

市民安全課は、災害時に迅速な情報収集や伝達を実施するため、必要な防災行政無線等の通信機器整備を推進すると共に、災害時における被害情報等を早期に把握するため、住民と相互に情報交換が可能なシステム構築について検討を行う。

また、企画政策課は、あらかじめ広報車による住民への伝達手段、手順及びルートを定めておく。

さらに、県が推進する土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備に向けて、県と連携して、情報伝達体制等の構築に努める。

なお、土砂災害警戒区域ごとの情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項及び警戒区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は資料編に示す。(資料編の資料16-5参照)

(4) 住宅等の移転促進

都市計画課は、地震災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、急傾斜地の崩壊等により危険を及ぼすおそれのある区域にある危険宅地に対して、県(建築課)の技術指導及び助成(がけ地近接等危険住宅移転事業[※])に基づき、住宅等の移転の促進に努める。

※がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う人に対して、国と県、市町村が除却費等と新築する住宅の建設費や土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業。

第3 砂防ボランティア(斜面判定士等)の活用

担当部署	市民安全課、建設課
------	-----------

市民安全課、建設課は、土砂災害発生時において、砂防ボランティア(斜面判定士[※]等)の有効な活用を図るため、県(砂防課)を通じて県砂防ボランティア協会と連携協力体制を整備する。

県砂防ボランティア協会は、概ね次の活動を実施する団体であり、県(砂防課)が連絡窓口となっている。

- ア. 土砂災害に関する知識の一般への普及、広報活動
- イ. 溪流、地盤等に土砂災害発生の前兆として生じる変状の発見及び行政への連絡
- ウ. 土砂災害時の被災者の救援活動
- エ. 土砂災害時の障害者、高齢者への救援活動
- オ. その他、土砂災害防止に役立つ活動全般

※斜面判定士

国、都道府県が事業実施主体となり、災害発生時に土砂災害の危険箇所の危険性等を一定の技術水準で点検できる斜面判定士の育成、登録等を行っている。

斜面判定士は、大規模災害時等の避難、復旧活動等に際し、土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の危険箇所の危険度を判定する。

第29節 山地災害予防計画

担当部署	農業水産課
------	-------

市には、県が実施した危険地区調査によると、山腹崩壊危険地区が6地区、崩壊土砂流出危険地区が5地区の計11地区の山地災害危険地区がある。(一覧表、位置図は、資料編の資料16-6参照)

県では、集中豪雨等により山腹の荒廃拡大又は土砂の流出等により、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地域を山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区)として抽出し、調査を行っている。また、既設保安林の防災機能の維持と強化を図っており、山腹崩壊が発生するおそれがある危険地については、治山事業の拡充と造林を推進している。

農業水産課は、県(林業基盤課)が行う治山事業に協力する他、ハザードマップ等により住民に対して、山地災害危険地区を周知する。また、県(森林保全課)と連携して、流域における森林に関する自然的条件、社会・経済的背景及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、保安林について法指定、配備を促進し、山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進を図る。

第30節 ため池災害予防計画

担当部署	農業水産課
------	-------

ため池の決壊等による農地等への災害は、集中豪雨時に発生することが懸念される。

市は、ため池の決壊等による農地等の湛水（たんすい）被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。

第1 ため池要整備箇所

県が実施した調査によれば、市内にある整備を要するため池は、8箇所ある。

農業水産課は、ため池管理者を通じて、ため池の実態把握に努めると共に、県（耕地課）の支援を得て、ため池要整備箇所に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水による堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆砂状況等の調査）を行い、ため池管理者に対して注意を促すと共に、必要な対策工事や維持管理のための適切な措置を行うよう指導に努める。（一覧表、位置図は、資料編の資料16-7参照）

第2 ため池整備事業

農業水産課は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。

第3 ため池の防災・減災対策の実施

農業水産課は、ため池の防災・減災に関する次の対策を実施する。

(1) ため池防災対策等推進事業の実施

堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等、ため池防災対策等推進事業を県と連携して進める。

(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を県と連携して行う。

第31節 宅地等災害予防計画

担当部署	都市計画課
------	-------

台風、前線の停滞等に伴う集中豪雨時には、宅地の擁壁、法面等の崩壊による災害が発生することが懸念される。

市は、宅地災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導・規制を行い、必要に応じて宅地造成等規制法に基づく区域指定（宅地造成工事規制区域）を行うことにより、災害予防を図る。また、県と連携して、次の災害予防対策を実施する。

第1 宅地造成災害危険住宅の移転計画

都市計画課は、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、急傾斜地の崩壊等により危険を及ぼすおそれのある区域にある危険宅地に対して、県（建築課）の技術指導及び助成（がけ地近接住宅移転事業[※]）に基づき、住宅等の移転の促進に努める。

※がけ地近接住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う人に対して、国と県、市町村が除却費等と新築する住宅の建設費や土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業。

第2 宅地防災計画

都市計画課は、県（建築課）と連携して、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、集中豪雨等による宅地への災害を防止するため、より一層、宅地造成等規制法、並びに都市計画法の適切な運用に努め、宅地の安全性向上を図る。

また、梅雨期及び台風期には防災パトロールを強化して、危険箇所の応急対策工事の勧告又は改善命令を発する等、災害防止と環境の整備された良好な宅地形成に努めると共に、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布等を行い、広く住民に対して宅地防災意識の高揚を図る。

第3 被災宅地応急危険度判定制度等の整備

都市計画課は、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、宅地造成等規制法並びに都市計画法の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図ると共に、県（建築課）と連携して、次のように被災した宅地に対する危険度判定実施について体制整備に努める。

(1) 被災宅地応急危険度判定士の養成

職員や住民、建築関係事業者等に対して、県及び建築関係団体の主催による危険度判定講習会への受講を推奨し、被災宅地応急危険度判定士[※]の養成に努める。

※被災宅地応急危険度判定士

被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の二次災害の危険度を判定する土木、建築等の技術者。宅地判定士になるためには、都道府県知事等が実施する被災宅地危険度判定講習会を修了し、危険度判定を適正に執行できると認定され（もしくは同等以上の知識および経験を持つと認められ）、登録される必要がある。

(2) 実施体制の整備

応急危険度判定に必要な技術マニュアル、判定時に必要な資機材や備品の整備、近隣市町村との広域相互応援協定の締結等、実施体制の整備に努める。

(3) 制度の普及啓発

毎年5月の宅地防災月間には、防災パトロールや標識の設置、ポスターの掲示等を行い、災害時の建築物や宅地に関する安全確保を目的とした応急危険度判定制度等の普及、啓発を進める。

第32節 危険物施設災害予防計画

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがある。

市は、施設関係者に対する保安教育及び訓練の実施、自衛消防組織の育成等を図り、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。

奈良県広域消防組合消防本部は、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、次の危険物施設対策を推進する。

第1 保安教育の実施

事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対して、保安管理の向上を図るため、関係機関（各種保安協会等）と連携して、講習会並びに研修会等の保安教育を実施する。

第2 規制の強化

危険物施設に対して、消防職員の立入検査を次の事項について重点的に実施すると共に、必要に応じて行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア．危険物施設の位置、構造及び設備の保安、維持管理についての検査の強化
- イ．危険物の貯蔵、取扱い、積載及び運搬等の方法についての検査、並びに安全管理についての指導強化
- ウ．施設管理者及び危険物保安監督者等に対する災害時にとるべき措置についての指導強化
- エ．施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等への影響に対する緊急安全措置の指導強化

第3 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査

移動タンク貯蔵所等の常置場所等に対する消防職員による立入検査、及び郡山警察署等との共同実施による保安基準を満たさない危険物運搬車両等の街頭取締りを定期的の実施し、危険物取扱者への保安意識の高揚と災害の未然防止を図る。

第4 自衛消防組織の組織強化

施設関係者に対する自衛消防組織の組織強化や自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導する。

第5 消防資機材の整備

消防本部警防課は、危険物施設対策として、次のような消防資機材の整備に努める。

- ア．危険物火災の消火活動に必要な化学消防車や化学防護服等の整備を図り、消防力の強化を推進する。
- イ．危険物災害の拡大防止を図るため、危険物事業所に常備すべき応急資機材の点検や整備、中和剤等の薬剤備蓄を促進するように指導する。

第6 防火研修会等の実施

市内の事業所相互の連絡と協調を図り、火災予防知識等の普及を目的とした防火研修会等を実施し、各事業所に対して災害予防に関する保安意識の向上を促すと共に、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守徹底を周知する。

第33節 火薬類施設災害予防計画

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

県及び施設管理者等は、火薬類（煙火関係を含む）の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いにより発生する災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、以下の計画を実施する。

また、県は、火薬類取締法に基づいて、公安委員会の協力のもと、関係者及び事業所に対する取締りや保安指導に努める。

奈良県広域消防組合消防本部は、県（防災統括室）が実施する次の予防計画に協力する。

(1) 煙火製造及び火薬類販売関係

- ア. 市内の火薬類販売所に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離、並びに製造施設等の保安基準の維持、製造方法の指導監督を強化する。
- イ. 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、諸基準の徹底とさらに製造技術向上のため保安講習会を実施する。また自主保安教育を励行させることで、事業所内の保安体制強化を図る。

(2) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

- ア. 工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。
- イ. 火薬類の消費許可については、当時者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

第34節 毒物・劇物保管施設災害予防計画

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

県は、災害により発生する毒物・劇物の流出等の一次災害を防止し、公共の安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づいた必要な取締り、並びに指導に努めている。奈良県広域消防組合消防本部は、県（薬務課）が実施する次の予防計画に協力する。

- ア. 毒物・劇物営業者に対して当該保管施設について防災措置を講じ、飛散や流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理対策の徹底等を指導する。
- イ. 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者研修を実施し、保安教育に関する技能向上を図る。
- ウ. その他、平常時から毒物及び劇物を業務上多量に取扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

第35節 放射性物質保管施設災害予防計画

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

県は、災害に起因する放射性物質汚染等の一次災害を予防するため、医療法に基づき、X線装置、診療放射線照射装置等を使用する病院、診療所の保安規制、並びに管理運営指導等に努めている。

奈良県広域消防組合消防本部は、県（防災統括室）が実施する予防計画に協力すると共に、県（防災統括室）と連携して、放射性物質施設で取扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、災害発生時における消防活動が有効、かつ的確に遂行できるように努める。

第36節 鉄道災害予防計画

担当部署	市民安全課
------	-------

市には、西日本旅客鉄道(株)の関西本線大和路線、近畿日本鉄道(株)の橿原線が南北に、また、平端駅から分岐する天理線が東西に通過しており、市内には、前者が郡山駅、大和小泉駅、後者が九条駅、近鉄郡山駅、筒井駅、平端駅、ファミリー公園前駅が置かれている。

西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)(以下、「鉄道会社」という)は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態把握、また、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行い、災害発生のおそれがある場合における警戒体制をあらかじめ確立している。

市民安全課は、災害の発生に備えて、各鉄道会社との緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定める他、各鉄道会社が実施する災害予防対策の協力を努める。また、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

第37節 原子力災害予防計画

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、奈良県の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするように対応することが必要となる。

県において、関係隣接都道府県知事として、知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、大阪府の1箇所（学校法人近畿大学）である。

そこで、この計画では、原子力緊急事態に関する情報収集や住民への迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、住民の不要な混乱を防止することを目的とする。

市は、県や奈良県広域消防組合消防本部と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材の整備に努める。

第1 協議の対象となる原子力事業所

市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部は、市内の事業所相互の連絡と協調を図り、火災予防知識等の普及を目的とした防火研修会等を実施し、各事業所に対して災害予防に関する保安意識の向上を促すと共に、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守徹底を周知する。

第2 原子力災害時の広域避難受入れ体制の整備

市は、福井県敦賀市等と「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」（資料編の資料12-30参照）を締結している。

市民安全課は、福井県敦賀市及びその周辺地域において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、協定に基づく広域避難が円滑に行われるよう受入体制等を整備する。

第38節 電気災害予防計画

担当部署	市民安全課
------	-------

市内の電気施設の防災については、関西電力(株)において、平常時から保安規定を始め関係諸規定、規則、要綱、指針等に基づき施設の管理、維持改良が行われている。

市民安全課は、災害の発生に備えて、関西電力(株)との緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定める他、関西電力(株)が実施する災害予防対策の協力を努める。

第39節 ガス災害予防計画

担当部署	市民安全課
------	-------

市内のガス施設の防災については、大阪ガス(株)において、平常時からガス保安規定に基づく「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、大阪ガス(株)及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制に関する具体的な措置が定められ、実施されている。

市民安全課は、災害の発生に備えて、大阪ガス(株)との緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定める他、大阪ガス(株)が実施する災害予防対策の協力を努める。また、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

【大阪ガス(株)連絡窓口】

連絡先	大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部保安指令センター
住所	東大阪市稲葉2-3-17
電話番号	072-966-5356
FAX番号	072-966-5869

第40節 上水道災害予防計画

担当部署	業務課、工務課
------	---------

市は、上水道施設について、災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めると共に、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

業務課、工務課は、水道事業（水道普及表は、資料編の資料 10-1 参照）に係る次の災害予防対策を実施する。

第1 施設設備の強化と保全

工務課は、水道施設の維持管理に係る次の予防対策を実施する。

(1) 水道施設の安全強化

取水施設、浄水場、配水場及び主要管路等、重要度の高い基幹施設等について、施設の新設、拡張並びに改良と併せて計画的に安全強化を進める。特に過去に災害を受けた場所及び被害発生危険性が高い場所では、施設の新設や更新に際して十分な防災対策を講じる。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努め、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

(2) 水の融通体制の確立

導水管路、送水管路及び配水幹線が被害を受けた場合には、その系統の給水区域が全て断水となり大きな影響が発生する。このため、導水、送水及び配水幹線の各段階にて異なる系統間との相互連絡機能の確保を検討する。

(3) 災害対策用資機材等の整備

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式発電機及び運搬車両等を整備すると共に、あらかじめ調達方法や保管場所等を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう平常時から図面等の整備や管理の徹底を図り、施設の現況を逐次把握する。なお、資機材や図面等の保管については、交通の便利な場所に適宜分散させる。また、浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対しては、停電時に緊急対応ができるよう、施設整備に努める。

(4) 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

第2 防災体制の整備

業務課、工務課は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から次のように防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア. 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情

報伝達施設（水道情報通信ネットワーク）の整備により、情報連絡体制を強化する。

- イ. 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ. 関係機関等との協力体制を整備する。
- エ. 初動マニュアル及び応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- オ. 管路図等の管理体制を整備する。

(2) 防災訓練の実施

情報収集及び連絡体制の確立、さらに他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、防災意識の高揚等を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(3) 応援体制の整備

災害発生時に迅速な復旧活動等に必要となる上水道に関する情報を収集し、これに基づき総合調整、対策指示、支援を効果的に行うため、県及び近隣市町村との相互応援協力体制を整備する。（現在締結している災害時応援協定を資料編の資料12-7～資料12-11に示す）

また、緊急時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、市内の給水装置指定工事店等との協定締結に努める等、協力体制を整備する。

第3 停電対策

工務課は、災害時の停電に備え、次の対策を実施する。

- ア. 送・配水施設の計装設備等のバックアップ機能として無停電電源設備を設置する。
- イ. 重要施設については、2系統2回線での受電化を進める。

第4 突発事故対策

工務課は、道路の掘さく等に伴う突発的事故的防止について、道路掘さくを必要とする上水道管の敷設及び布設管取替え工事に際し、他の既設地下埋設物と関連することから、施工に際しては各関係機関との綿密な協議・連絡体制をとるよう、受託施工業者へ指導を徹底する。なお、具体的な事故予防対策としては、次のような措置を行い、事故の未然防止を図るよう指導する。

- ア. 設計時において、他の埋設物状況を施設台帳等にて十分に調査し、その施設管理者と事故防止のための協議調書等を作成し、関係者間で内容の相互確認を徹底する。また、設計図書には、工事の安全対策方法をできるだけ詳細に記入する。なお、この安全対策には、道路管理者及び郡山警察署の許可条件を織り込む。
- イ. 工事契約に際して、設計図書、仕様書等に基づき安全確保を優先させ、特に事故防止の趣旨を徹底させる。
- ウ. 請負業者及び工事従事者に対して、事故防止に関する保安対策や保安教育を徹底させる。また、請負業者には保安体制、緊急避難体制、自主監視体制、地下埋設物の確認及び防護方法を明記した施工計画書を提出させると共に、工事着手前に関係機関や企業者と密接な連絡・調整を図り、指導確認を受けるように徹底する。

第41節 下水道災害予防計画

担当部署	下水道推進課
------	--------

市は、下水道施設について、災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めると共に、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第1 内水はん濫・滞水予防対策

内水はん濫等による浸水被害を予防するため、雨水貯留管や既設下水管渠のネットワーク化等の公共下水道整備事業を計画的に推進する。

第2 施設設備の強化と保全

(1) 浸水危険箇所の調査

平常時より、相当量の雨で冠水、あるいは排水不良となる浸水危険箇所の把握に努め、それぞれの箇所毎に可能な限りの予防措置を行い、被害の軽減を図る。

(2) 災害対策用資機材等の整備

ア. 災害発生時に必要な復旧用資機材を把握し、調達・備蓄により確保する。

イ. 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の調達体制を確保する。

(3) 下水道台帳の整備

応急復旧活動に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理する。

(4) 保守点検等

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握すると共に、老朽施設、故障箇所の改善に努める。また、施設管理図書の電子データ化を推進し、複数箇所に保存・整備する。

(5) 下水道施設の設置（管理）者

異常気象に備え自家発電、予備機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。

定期的にマンホール等の地表から異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

また、雨天時の流入水量が増大することから不明水の究明も継続的に進める。

(6) 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うと共に、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。

なお、すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備すると共に、この指針と解説に照らし耐震性能に大幅に差異がある場合には、補修、補強等を実施する等、耐震性向上に

努める。

また、下水道台帳のバックアップを図ると共に、下水道施設が損傷した場合、その機能を代替えできるよう下水道施設のネットワーク化を検討する。

第3 防災体制の整備

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

応急復旧に必要な関係機関のリストアップ(市内排水設備指定工事店、建設業者、上水道、電気、ガス、電話、道路等の占用施設管理者、警察署等)を行い、その機関との協議連絡、協力内容について定めておく。

(2) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(3) 応援体制の整備

施設の緊急点検、復旧要員の確保を図るため、県及び近隣市町村間との協力応援体制を整備する。

また、緊急時に資機材や復旧要員等の迅速な応援が得られるよう、市内の排水設備指定工事店等との協定締結に努める等、協力体制を整備する。

第42節 住宅応急対策予防計画

担当部署	住宅課、関係各課
------	----------

応急仮設住宅の建設は、災害救助法に定める手続・活動によるが、市は、災害時の仮設住宅建設等の住宅応急対策に備え、次の事前対策を講じる。

第1 応急仮設住宅の応急体制の整備

住宅課は、関係各課の協力を得て、応急仮設住宅候補地を把握するほか、社団法人プレハブ建築協会等関係機関と協議、調整するなど、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

なお、災害時の高齢者や障害者の生活に配慮した構造、設備の応急仮設住宅が確保されるよう、平常時から県及び住宅供給公社等の関係機関と連絡・協議、調整を行う。

第2 公営住宅の空家状況の把握

住宅課は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

第3 民間賃貸住宅等の紹介に係る連絡体制の整備

県は、災害時における被災者用の住居を確保するため、民間賃貸住宅等の紹介に係る関係団体等との連絡調整を行い、災害時に迅速な紹介ができるよう体制の整備に努めることになっている。

住宅課は、あらかじめ、県と調整を図り、災害時における民間賃貸住宅等の紹介に係る業務の連絡体制の整備に努める。

第43節 第4次地震防災緊急事業五箇年計画

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本法に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成23年度を初年度とする第4次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。また、同様に、長期的な整備目標を設定し、計画的に事業を行っている。

市は、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、計画に基づく事業を推進している。

市が事業主体になっている事業は以下の通りである。

[市計画事業]

整備する施設等		事業量	事業費（百万円）
1	避難地	—	—
2	避難路	—	—
3	消防用施設	—	—
4	消防活動用道路	—	—
5	緊急輸送道路	1箇所	1,123
6	共同溝等	—	—
7	医療機関	—	—
8	社会福祉施設	1施設	798
8-2	公立幼稚園	47棟	628
9	公立小中学校	—	—
10	公立盲学校等	—	—
11	公的建造物	—	—
12	海岸・河川施設	—	—
13	砂防設備等	砂防施設	—
		保安施設	—
		地すべり防止施設	—
		急傾斜地崩壊防止施設	—
		ため池	4箇所
14	地域防災拠点施設	—	—
15	防災行政無線設備	—	—
16	飲料水施設・電源施設等	—	—
17	備蓄倉庫	—	—
18	応急救護設備	—	—
19	老朽住宅密集市街地	—	—
総事業費			2,772

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

担当部署	市民安全課、秘書人事課、建設課、関係各課
------	----------------------

災害が発生し、又は発するおそれがある場合、市長は必要に応じ、災害対策本部を設置し、緊急な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。災害対策本部を設置するに至らない場合は、災害警戒体制をとる。

第1 市防災会議

市長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織される。その所掌事務は、本計画の作成、並びにその実施の推進を図ると共に、災害情報の収集等をつかさどる。

第2 災害警戒体制

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、市長を長とする災害警戒の体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。ただし、水防関係の体制については、市水防計画の定めるところによる。

(1) 設置基準

ア. 1号警戒配備

大雨又は洪水警報が発表され、被害の発生するおそれがあり警戒を必要とする時。

イ. 2号警戒配備

(ア) 大雨又は洪水警報が発表され、水害、土砂災害等の危険性が高まった時。

(イ) 水防警報第2段階（準備）（148頁参照）が発令された時。

(ウ) 住民の自主避難が始まることが見込まれる時。

ウ. 地震災害警戒体制

(ア) 市域に震度4（気象庁発表）の地震が発生した時。（自動的に配備）

(イ) 東海地震警戒宣言発令の報を受けた時。

(ウ) その他状況により市長が必要と認めた時。

(2) 廃止基準

ア. 市長が、災害応急対策が概ね終了したと認めた時。

イ. 調査の結果、災害対策本部の設置によって災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた時。

(3) 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、災害対策本部組織（129頁参照）及び事務分掌（137頁～142頁参照）に準ずるものとする。また、標準配備人員数については、127頁に定めるところによる。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各部にその旨を通知する。その場合、防災統轄班（市民安全課）は、緊急連絡系統（130頁参照）の通り連絡する。勤務時間内にあっては、庁内放送を通じて連絡する。

第3 災害対策本部の設置

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

災害対策基本法第23条の2に基づき、市域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次災害予防を実施する。また、副市長、教育長は、副本部長となり、本部長を助け、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

(1) 設置基準

- ア. 大雨又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生した時、又は発生することが予測される時。
- イ. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある時。
- ウ. 相当規模の災害が発生した時、又は発生することが予測される時。
- エ. 大規模災害が発生した時、又は発生することが予測される時。
- オ. 市域に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生した時。（自動的に設置）
- カ. その他の状況により市長が必要と認めた時。

(2) 廃止基準

- ア. 本部長が、市域において災害応急対策が概ね終了したと認めた時。
- イ. 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた時。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒体制等）に移行する。

(3) 組織及び運営**ア. 災害対策本部の組織**

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織（129頁参照）及び事務分掌（137頁～142頁参照）に基づく。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、基本方針を決定する。

イ. 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の災害応急対策に関する重要事項の協議を行うため、本部長が必要に応じ招集する。ただし、本部長は極めて緊急を要し、災害対策本部会議を招集するいとまがない場合には、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

災害対策本部会議の所掌事務は概ね次の通りとする。

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること
- (イ) 動員配備体制に関すること

- (ウ) 各部間の調整事項に関すること
- (エ) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること
- (キ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- (ク) 災害救助法適用要請に関すること
- (ケ) 激甚災害の指定の要請に関すること
- (コ) その他、災害応急対策の実施及び調整に関すること

ウ. 本部事務局

本部が設置された場合は、本部に本部事務局を置く。この事務局員は、総務部職員をもってあてる。

エ. 連絡員

本部員は、連絡員1名を指名し、部内に置く。連絡員は、本部事務局と各部との連絡にあたる。

(4) 設置及び廃止の通知

市長(本部長)は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、防災関係機関、報道機関、住民等にその旨を通知する。

(5) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関に「大和郡山市災害対策本部」の標識を掲示する。

(6) 設置場所

災害対策本部は、市役所内市長応接室に置く。ただし、災害の規模、その他の状況により、他の場所で応急対策を推進する必要がある場合には、防災センターに設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

(7) 職務・権限の代行

ア. 災害対策本部の本部長は市長があたり、不在時には、次の順位で代行する。

- (イ) 副市長
- (ロ) 教育長

イ. 本部員の代行は次長を置く部にあつては次長、その他の部にあつてはあらかじめ指名した班長をもってあてる。

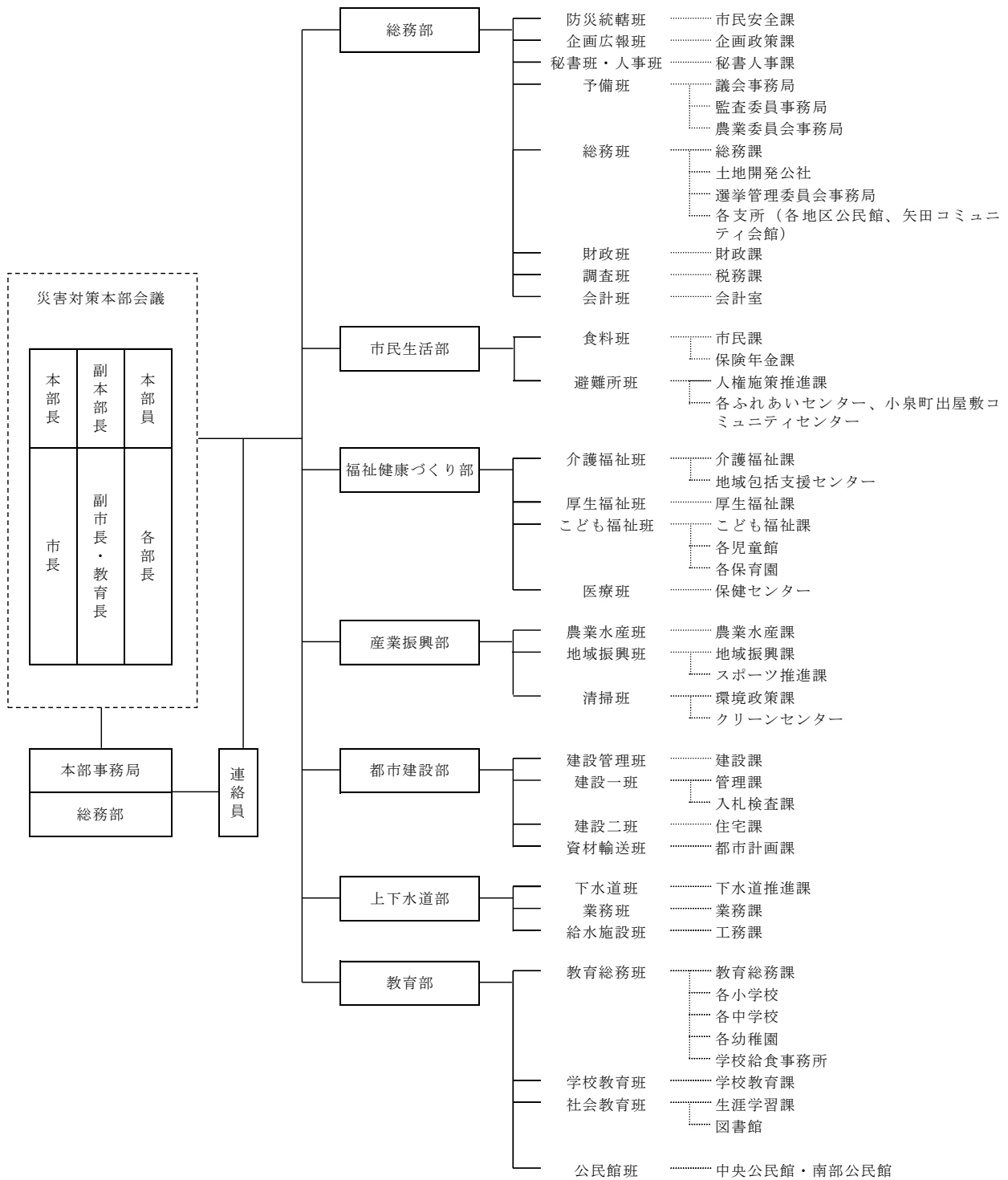
ウ. 班長の代行は副班長とする。

[職員動員内容]

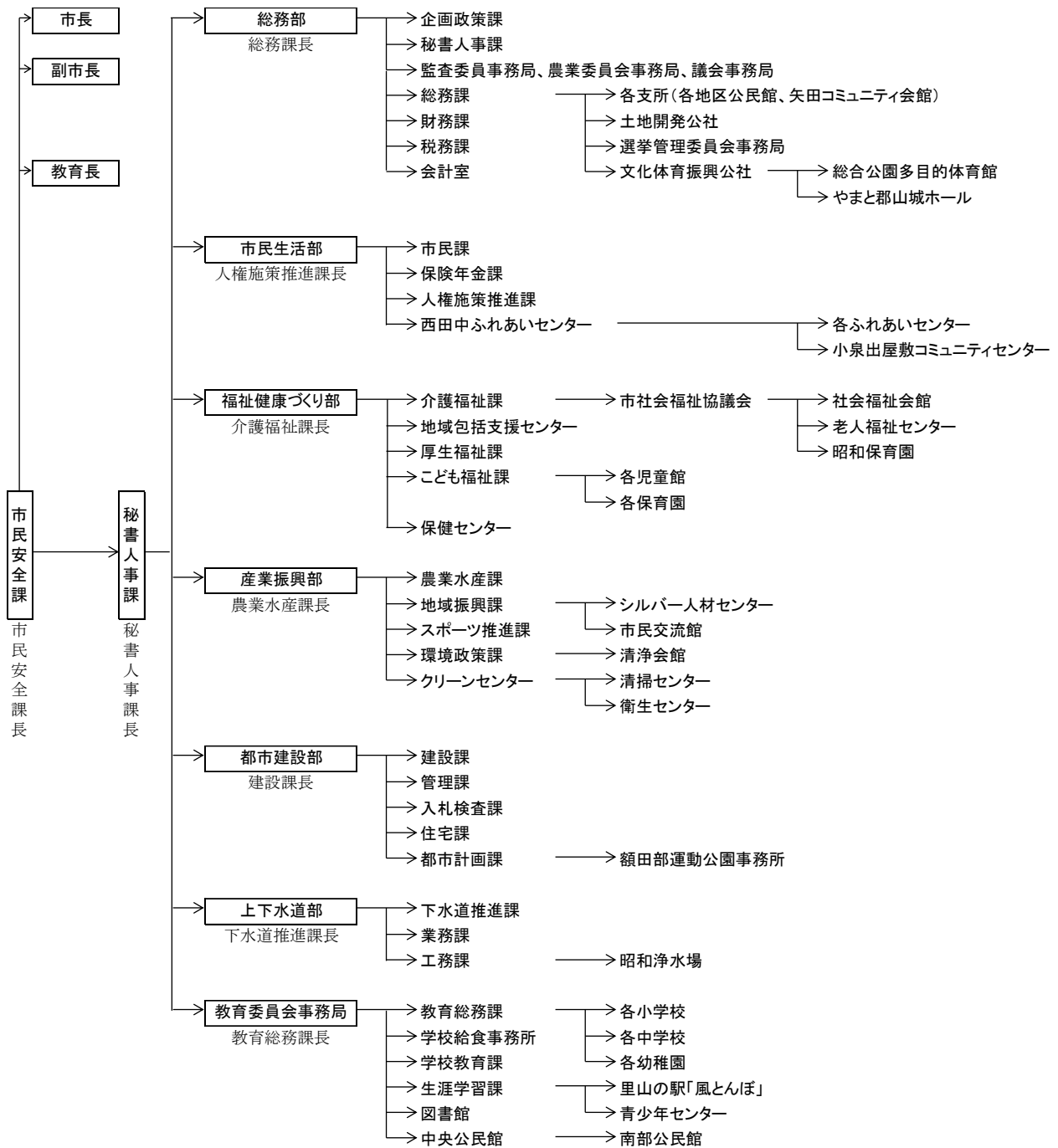
災害対策本部体制時の部名	災害対策本部体制時の班名	所属課	地震災害警戒体制	災害警戒体制		災害対策本部体制		
				1号警戒配備	2号警戒配備	1号動員	2号動員	3号動員
総務部	防災統轄班	市民安全課	4 (全員)	4 (全員)	4 (全員)	全員	全員	係長級以上の職員 1号動員に加え、市内在住職員
	企画広報班	企画政策課	1 (企画政策課長)	1 (企画政策課長)	1 (企画政策課長)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	秘書班・人事班	秘書人事課	3 (秘書人事課長、係長2) 2 (秘書室長、係長)	3 (秘書人事課長、係長2) 2 (秘書室長、係長)	3 (秘書人事課長、係長2) 2 (秘書室長、係長)			
	予備班	議事事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局						
	総務班	総務課 選挙管理委員会事務局 各支所	1 (総務課長) ※2 (文化体育振興公社事務局長1、総合公園施設長1) ※5 (各支所長)	1 (総務課長) ※2 (文化体育振興公社事務局長1、総合公園施設長1) ※5 (各支所長)	1 (総務課長) ※2 (文化体育振興公社事務局長1、総合公園施設長1) ※5 (各支所長)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	財政班	財政課						
	調査班 会計班	税務課 会計室						
市民生活部	食料班	市民課 保険年金課	1 (市民課長) 1 (保険年金課長)	1 (市民課長) 1 (保険年金課長)	1 (市民課長) 1 (保険年金課長)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	避難所班	人権施策推進課 各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター	1 (人権施策推進課長)	1 (人権施策推進課長)	1 (人権施策推進課長)			
福祉健康づくり部	介護福祉班	介護福祉課 地域包括支援センター	1 (介護福祉課長) ※4 (市社会福祉協議会事務局長1、市社会福祉協議会総務課長1、市社会福祉協議会事業課長、市社会福祉協議会福祉課長1)	1 (介護福祉課長) ※4 (市社会福祉協議会事務局長1、市社会福祉協議会総務課長1、市社会福祉協議会事業課長、市社会福祉協議会福祉課長1)	1 (介護福祉課長) ※4 (市社会福祉協議会事務局長1、市社会福祉協議会総務課長1、市社会福祉協議会事業課長、市社会福祉協議会福祉課長1)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	厚生福祉班	厚生福祉課	1 (厚生福祉課長)	1 (厚生福祉課長)	1 (厚生福祉課長)			
	こども福祉班	こども福祉課 各児童館 各保育園	1 (こども福祉課長)	1 (こども福祉課長)	1 (こども福祉課長)			
	医療班	保健センター	1 (保健センター所長)	1 (保健センター所長)	1 (保健センター所長)			
産業振興部	農業水産班	農業水産課	1 (農業水産課長)	必要に応じ水防計画の体制に準ずる	必要に応じ水防計画の体制に準ずる	全員	全員	
	地域振興班	地域振興課 スポーツ推進課	1 (地域振興課長) ※1 (市民交流館)		1 (地域振興課長) ※1 (市民交流館)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	清掃班	環境政策課 クリーンセンター	1 (環境政策課長)		1 (環境政策課長)			
都市建設部	建設管理班	建設課	1 (建設課長)	必要に応じ水防計画の体制に準ずる	必要に応じ水防計画の体制に準ずる	全員	全員	
	建設一班	管理課 入札検査課	1 (管理課長) 1 (入札検査課長)					
	建設二班	住宅課	1 (住宅課長)					
	資材輸送班	都市計画課	1 (都市計画課長) ※1 (額田部運動公園事務所)	必要に応じ水防計画の体制に準ずる	必要に応じ水防計画の体制に準ずる	全員	全員	
上下水道部	下水道班	下水道推進課	1 (下水道推進課長)		1 (下水道推進課長)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	業務班	業務課	1 (業務課長)		1 (業務課長)			
	給水施設班	工務課	1 (工務課長)		1 (工務課長)			
教育部	教育総務班	教育総務課 各小学校 各中学校 各幼稚園 学校給食事務所	1 (教育総務課長) ※11 (各小学校) ※5 (各中学校)		1 (教育総務課長) ※11 (各小学校) ※5 (各中学校)	係長級以上の職員	1号動員に加え、市内在住職員	
	学校教育班	学校教育課	1 (学校教育課長)		1 (学校教育課長)			
	社会教育班	生涯学習課 図書館	1 (生涯学習課長)		1 (生涯学習課長)			
	公民館班	中央公民館・南部公民館	※1 (中央公民館長)、1 (南部公民館長)		※1 (中央公民館長)、1 (南部公民館長)			

※避難所の開設準備のため待機する人員数を示す
注) 地震時には震度5弱・5強で2号動員、震度6弱以上で3号動員であり、2号動員はない

[大和郡山市災害対策本部組織図]



[緊急連絡系統図]



第4 動員基準

担当部署	関係各課
------	------

(1) 動員基準

災害警戒体制、災害対策本部体制の動員基準及び動員内容は、次頁に示す動員区分表の通りとする。

(2) 勤務時間外の過渡的措置

本部員は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて緊急の応急対策活動を実施する。

(3) 勤務時間内における動員方法

平常時の勤務体制から、災害対策本部の指示に基づき非常配備体制に切り替える。

勤務時間内に動員が発令された時には、人事班（秘書人事課長）は、庁内放送又は動員連絡系統（130頁参照）により連絡する。

(4) 勤務時間外における動員方法

ア. 職員参集

勤務時間外に配備体制の伝達を受けた時は、動員区分に従って速やかに所定の場所に参集する。

ただし、勤務時間外において地震に関する状況が動員区分に定める事由に該当することを知った時は、直ちに自己の指定参集場所に参集する。

イ. 参集指令の伝達

参集指令の伝達は、130頁に示す緊急連絡系統に基づき実施する。伝達を受けた職員は系統図に従って該当する課、事務局等の職員に伝達する。

ウ. 職員の参集場所

職員の参集場所は、あらかじめ定められた場所とする。

(5) 消防団における動員の特例

消防団長は消防団の特性から独自の判断により団員の動員を発令することができる。ただし、発令後は直ちに市長（本部長）に報告しなければならない。

[大和郡山市災害時動員区分表]

動員区分	動員基準	動員内容	体制
警戒配備	1号警戒配備 1. 大雨又は洪水警報が発表され、被害が発生するおそれがあり、警戒を必要とする時	1. 災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動、及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに高次の動員に移行できる体制とする。	災害警戒体制
	2号警戒配備 1. 大雨又は洪水警報が発表され、水害、土砂災害等の危険性が高まった時 2. 水防警報第2段階（準備）（148頁参照）が発令された時 3. 住民の自主避難が始まることが見込まれる時		
	警戒配備 1. 市域で震度4の地震が発生した時 2. 東海地震警戒宣言発令の報を受けた時 3. その他の状況により市長が必要と認めた時		地震災害警戒体制
1号動員	1. 大雨又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生した時、又は発生することが予測される時 2. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある時 3. その他の状況により市長が必要と認めた時	1. 市各部課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、突発的災害に対して小規模な応急処置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに2号動員に移行できる体制とする。	災害対策本部体制
2号動員	1. 相当規模の災害が発生した時、又は発生することが予測される時 2. 市域で震度5弱、5強の地震が発生した時 3. その他の状況により市長が必要と認めた時	1. 幾つかの地域について援助・救護活動を行い、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動、及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに3号動員に移行できる体制とする。	
3号動員	1. 大規模災害が発生した時、又は発生することが予測される時 2. 市域で震度6弱以上の地震が発生した時 3. その他の状況により市長が必要と認めた時	1. 大規模の災害が発生した場合は、各部、各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。	

第5 震災対策初動体制(勤務時間外)

担当部署	関係各課
------	------

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した時、災害対策本部が稼働するまでに必要な作業を円滑に実施するため、次に示す震災対策初動体制を敷く。

(1) 緊急対策部の設置

勤務時間外において震度5弱以上の地震が起き、災害が発生した時、本庁に参集できる職員の人数が少ないことは明らかである。また、市域も庁舎内も混乱し、災害対策本部が稼働するまでに時間を要することは明らかである。

このため、災害対策本部が稼働するまでの間の対応として、緊急対策部を設置する。緊急対策部は①総括班、②情報班、③広報班、④応急対策班の4つの班で構成され、混乱時において被災地との対応を図る。

ア. 緊急対策部要員（責任者：総務部長）

緊急対策部要員は、本庁より2km圏内に居住する職員で構成され、総勢約50名（総括班10名、情報班15名、広報班5名、応急対策班20名）からなる。緊急対策部要員はどの職員よりも迅速に登庁し、まず、以下の準備を行う。

(ア) 参集場所

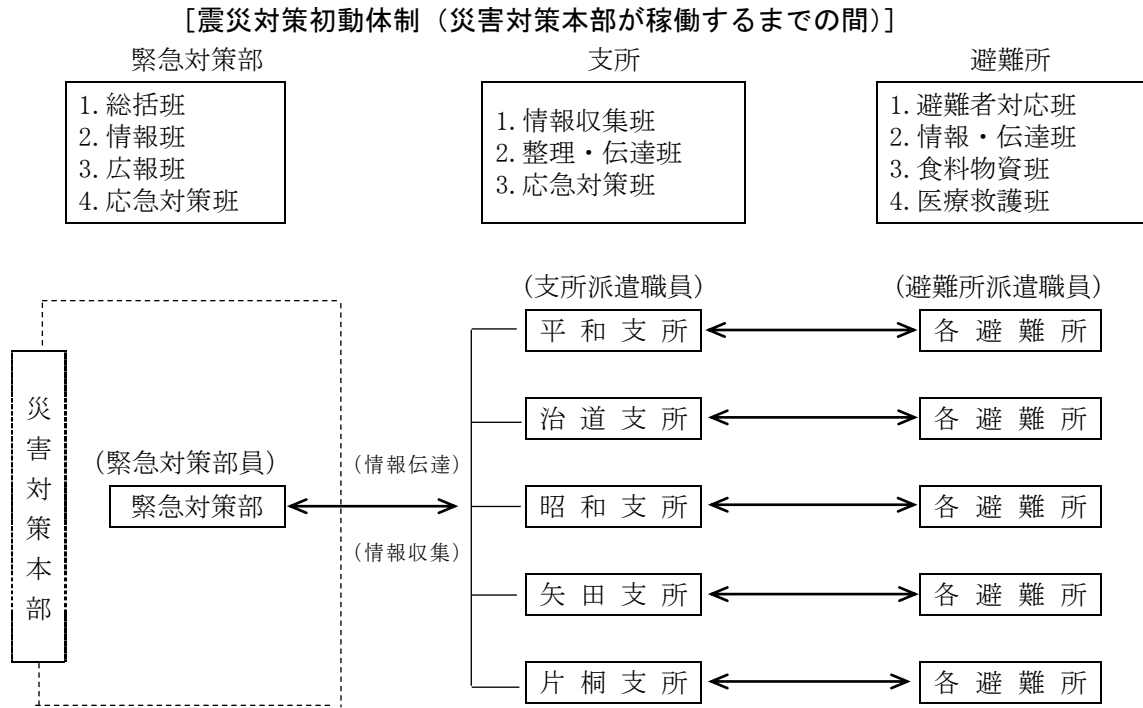
第1候補：200会議室

第2候補：防災センター

(イ) 緊急対策部（災害対策本部）の場所の開設

机・椅子・必要な事務機器・ホワイトボード・各種図面等を持ち込み配置し、①総括班、②情報班、③広報班、④応急対策班ごとに作業準備にかかる。

(ウ) 災害対策部（災害対策本部）の場所の開設



(2) 支所の位置づけ及び役割（責任者：支所長）

震災が発生した時、各地区の防災拠点となり、支所管内の情報収集及び避難所を総括し、また、緊急対策部（災害対策本部）と避難所との中継地点として位置づける。各支所の役割は、災害対策本部と被災現場との間の調整を図り、初期応急活動においては、管轄する地域の情報の収集を中心に行い、緊急対策部に定期的な報告を行う。支所は①情報収集班、②整理・伝達班、③応急対策班の3班で構成される。

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した時、支所職員は支所近隣と在住する職員であらかじめ定められた職員（支所派遣職員）が自主参集し混乱時に対応する。

(3) 避難所の役割（責任者：市民生活部長）

避難所は、文字通り避難所としての役割を果たすと共に、緊急対策部（災害対策本部）の手足として情報収集活動や広報活動を行う拠点となる。

各避難所はその地区が所属する支所に情報伝達を行い、支所を通じて緊急対策部（災害対策本部）の指示を受信する。避難所は①避難者対応班、②情報・伝達班、③食料物資班、④医療救護班で構成される。

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した時、あらかじめ定められた避難所派遣職員が自主参集し対応する。

第6 大和郡山市水防本部

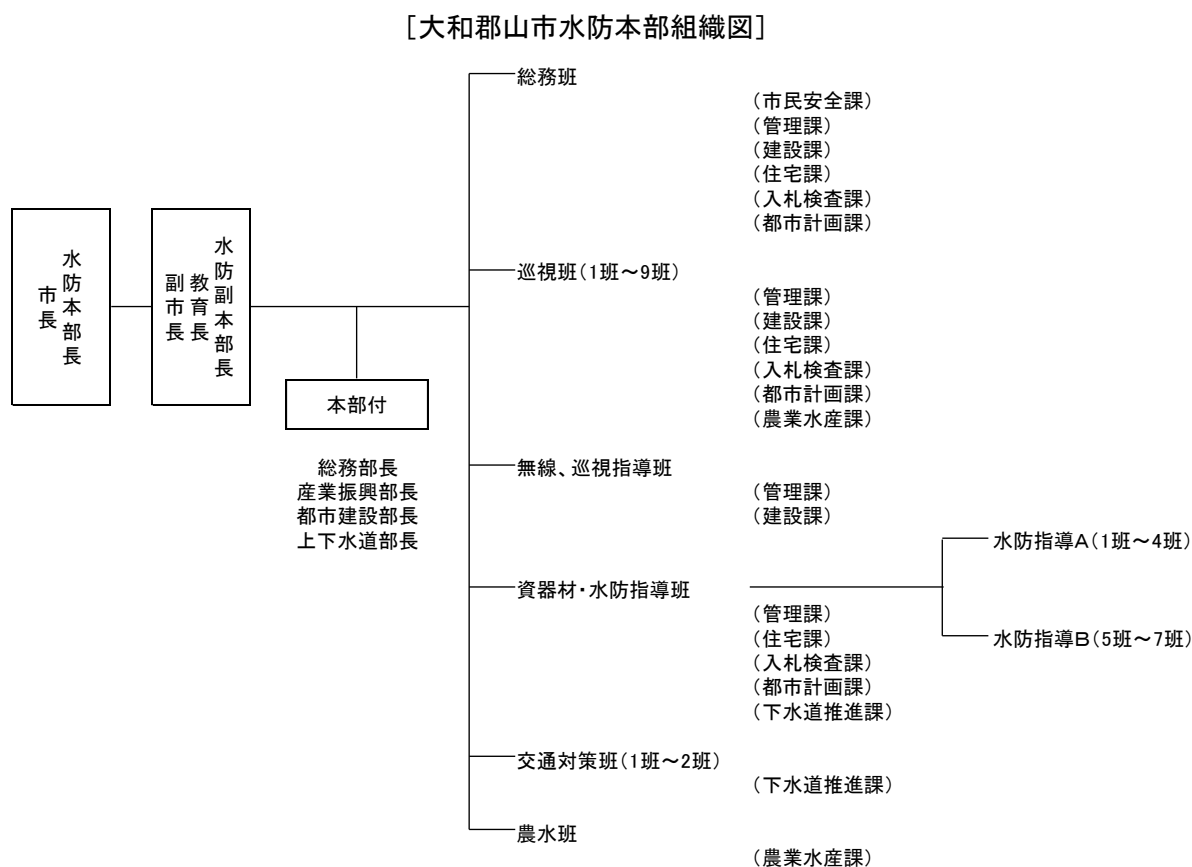
担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

市の水防を統轄するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、災害対策本部が設置された時は、同本部に統合される。

水防本部の組織及び運営については、大和郡山市水防計画の定めるところによるが、概ね次の通りである。

(1) 水防本部の組織

水防本部は、市民安全課内に置き、組織は次の通りとする。



(2) 水防事務分担

水防本部の事務分担は、次の通りである。

ア. 総務班

- (ア) 水防本部及び関係機関（奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署）との調整、情報連絡に関すること。
- (イ) 指示等に関する記録を作成すること。
- (ウ) 自動車の配備に関すること。
- (エ) 資機材の調整及び業者への連絡等、水防事務をとりまとめること。

イ. 巡視班

水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集、及び被害状況の報告と記録に関すること。

ウ. 無線、巡視指導班

巡視班との連絡及び被害状況報告の記録に関すること。

エ. 資器材・水防指導班

水防資器材の整備調整、搬出、受払及び水防管理団体からの資材要請事務等に関すること。

オ. 交通対策班

水防時における道路交通の情報収集及び確保等に関すること。

カ. 農林班

ため池・井堰に関すること、及び農林に関する被害の収集や取りまとめ、及び関係諸機関への報告に関すること。

第7 動員状況の報告及び連絡

担当部署	秘書人事課、関係各課
------	------------

各班長は、配備指令に基づき、所属の職員を非常招集した時、又は職員が自主参集した時は、その状況を取りまとめ、速やかに「班員の動員状況報告書」（資料編の資料1-6参照）により、人事班長に報告する。

ア. すべての班員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ. 班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告すると共に、参集状況を人事班へも報告する。

第8 人員の確保等

担当部署	秘書人事課、関係各課
------	------------

人事班は被害状況や程度により、他部、あるいは班により応援に回ることができるように、臨機応変に人員の確保と調整を行う。

(1) 人員確保

本部員は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、なおかつ応援が必要な場合には人事班に要請する。この場合、人事班は速やかに可能な範囲において、応援要員の派遣を行う。

(2) 平常業務の機能確保

全職員が動員される配備体制下では、災害発生から時間経過と共に平常業務の機能を確保していく必要がある。このため、これらの業務機能の確保については防災統轄班と協議のうえで、住民サービス部門等から優先して平常業務を確保していくように努める。

第9 各部署の役割

大和郡山市災害対策本部の編成及び事務分掌は概ね次の通りとする。

(1) 総務部

指揮者：総務部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
防災統轄班 (市民安全課長)	市民安全課	1 本部事務局に関する事	第3章第1節
		2 本部長の指示及び命令の伝達に関する事	
		3 動員の指示及び伝達に関する事	
		4 防災関係機関並びに各部署との連絡調整に関する事	
		5 地震並びに気象情報の収集及び報告に関する事	第3章第2節
		6 県災害対策本部との連絡及び報告に関する事	第3章第3節
		7 消防団員の非常招集に関する事	第3章第28節
		8 消防団及び各関係機関との連絡調整に関する事	第3章第30節 第3章第32節
		9 水防団体の動員要領に関する事	第3章第30節
		10 被害状況のとりまとめに関する事	第3章第4節
		11 防災行政無線の運用に関する事	第3章第6節
		12 自衛隊、警察、消防の緊急援助隊並びに他の公共団体職員等、応援要請に関する事	第3章第8節
		13 管内の避難の勧告指示及び避難者の収容、避難者の管理運営に関する事	第3章第13節
		14 激甚災害の指定促進に関する事	第4章第6節
		15 その他各部に属さない事	
企画広報班 (企画政策課長)	企画政策課	1 防災関係機関との連絡調整に関する事	第3章第34節
		2 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関する事	第3章第2節
		3 各機関からの支援受入れに関する事	第3章第8節
		4 海外からの支援受入れに関する事	第3章第11節
		5 災害時の広報に関する事	第3章第7節
		6 災害情報及び災害応急対策の広報に関する事	
		7 災害記録写真の作成及び保存に関する事	第3章第10節
		8 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事	
		9 被災者生活支援金の支給に関する事	
		10 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事	第3章第1節
秘書班 (秘書人事課長)	秘書人事課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事	
		2 防災功労者の表彰に関する事	
		3 災害視察者及び見舞者の応援に関する事	
		4 関係部局との連絡調整に関する事	
人事班 (秘書人事課長)	秘書人事課	1 職員の動員及び配置状況のとりまとめに関する事	第3章第1節
		2 職員の人員調整に関する事	
		3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関する事	第3章第8節
		4 他の地方公共団体の職員の応援要請に関する事	第3章第25節

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
総務班 (総務課長)	総務課 各支所 選挙管理委員会事務局	1 庁舎及び所管財産の被害状況の調査及び応急復旧に関する事	第3章第1節
		2 庁内電話回線の保守管理に関する事	
		3 臨時有線電話の応急架設に関する事	
		4 防災行政無線の運用(各支所)に関する事	第3章第2節
		5 車両の配車及び借り上げに関する事	第3章第14節
		6 公用負担命令及び同補償に関する事	第3章第25節
		7 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		8 部内各班との連絡調整に関する事	
		9 部所管の被害状況のとりまとめに関する事	
		10 避難者の収容並びに避難所の運営管理に関する事	第3章第13節
		11 災害情報の伝達(各支所)に関する事	第3章第2節
財政班 (財政課長)	財政課	1 災害予算並びに災害時の資金運用に関する事	
		2 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する政府機関との連絡調整に関する事	
調査班 (税務課長)	税務課	1 被災者及び家屋の被害調査に関する事	第3章第4節
		2 り災証明書(火災以外)の発行に関する事	第4章第3節
		3 り災による市税の減免に関する事	第4章第2節
会計班 (会計室長)	会計室	1 金銭の出納及び保管に関する事	第3章第27節
		2 非常用備品及び消耗品の調達に関する事	
予備班 (議会事務局長)	議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1 避難所の管理運営補助、避難所への対応に関する事	第3章第13節
		2 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事	第3章第10節
		3 防災・復旧活動の応援に関する事	

(2) 市民生活部

指揮者：市民生活部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
食料班 (市民課長)	市民課 保険年金課	1 応急食料の調達及び支給に関する事	第3章第16節
		2 応急食料の炊き出し配分に関する事	
		3 給食計画の作成に関する事	
		4 遺体の捜索、収容に関する事	第3章第19節
		5 本部事務局との連絡及び報告に関する事	
		6 部内各班との連絡調整に関する事	
避難所班 (人権施策推進課長)	人権施策推進課 各ふれあいセンター 小泉町出屋敷コミュニティセンター	1 避難所の開設及び管理運営、避難者への対応に関する事	第3章第13節
		2 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与に関する事	第3章第16節
		3 所管施設に係る被害状況の調査及び応急復旧に関する事	第3章第4節

(3) 福祉健康づくり部

指揮者：福祉健康づくり部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
介護福祉班 (介護福祉課長)	介護福祉課 地域包括支援センター	1 所管施設に係る被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		2 (仮称)災害ボランティアセンターの設置及び市 社会福祉協議会との連絡調整に関する事	第3章第10節
		3 被災した要配慮者への支援活動に関する事	第3章第12節
		4 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事	
		5 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		6 厚生福祉班への協力に関する事	
		7 施設入所者及び利用者の安全確保措置に関する 事	第3章第13節
		8 本部事務局との連絡及び報告に関する事	
		9 部内各班との連絡調整に関する事	
		10 部所管の被害状況のとりまとめに関する事	
厚生福祉班 (厚生福祉課長)	厚生福祉課	1 民生・児童委員との連絡調整に関する事	第3章第12節
		2 被災した要配慮者への支援活動に関する事	
		3 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事	
		4 災害救助法の適用及び実施に関する事	第3章第26節
		5 救援物資、義援物資の受領及び配分に関する事	第3章第27節
		6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに 関する事	第4章第2節
		7 義援金の分配に関する事	第3章第27節
		8 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選 考に関する事	第3章第23節
こども福祉班 (こども福祉課長)	こども福祉課 各児童館 各保育園	1 所管施設に係る被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		2 被災した要配慮者への支援活動に関する事	第3章第12節
		3 園児の避難に関する事	第3章第13節
		4 応急保育に関する事	第3章第21節
		5 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		6 生活福祉資金等の斡旋に関する事	第4章第2節
		7 厚生福祉班への協力に関する事	
医療班 (保健センター所長)	保健センター	1 傷病者の応急手当及び助産に関する事	第3章第9節
		2 救護所の設置運営に関する事	
		3 感染症の発生及び蔓延防止に関する事	第3章第18節
		4 防疫班の編成に関する事	
		5 医療機関との連絡調整に関する事	第3章第9節
		6 所管施設に係る被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		7 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		8 被災した要配慮者への支援活動に関する事	第3章第12節
		9 メンタルケアに関する事	第4章第2節

(4) 産業振興部

指揮者：産業振興部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
農業水産班 (農業水産課長)	農業水産課	1 被災農地、山林及びため池等の復旧に関する事	第3章第24節
		2 耕地、農地、農業用施設及び農林水産物の被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		3 本部事務局との連絡及び報告に関する事	
		4 部内各班との連絡調整に関する事	
		5 部所管の被害状況のとりまとめに関する事	
		6 水防活動に関する事	第3章第30節
		7 状況の巡視に関する事	
		8 ため池の巡視に関する事	第3章第32節
		9 災害融資制度相談窓口の開設に関する事	第4章第5節
地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課 スポーツ推進課	1 被災中小企業者に対する融資に関する事	第4章第2節
		2 り災住宅復旧資材購入、斡旋、配給に関する事	第4章第4節
		3 商工業等の被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		4 所管施設に係る被害状況の調査に関する事	
		5 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
清掃班 (環境政策課長)	環境政策課 クリーンセンター	1 廃棄物処理に関する事	第3章第20節
		2 清掃及びし尿処理に関する事	
		3 遺体の火葬に関する事	第3章第19節
		4 所管施設に係る被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		5 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		6 り災による身元不明の死者の収容に関する事	第3章第19節

(5) 都市建設部

指揮者：都市建設部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
建設管理班 (建設課長)	建設課	1 水防活動に関する事	第3章第30節
		2 状況の巡視に関する事	
		3 部所管の被害状況のとりまとめに関する事	
		4 本部事務局との連絡及び報告に関する事	
		5 部内各班との連絡調整に関する事	
建設一班 (管理課長)	管理課 入札検査課	1 道路、河川、橋梁等土木施設の被害状況の調査及びとりまとめに関する事	第3章第4節
		2 道路、河川、橋梁等土木施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		3 障害物の撤去に関する事	第3章第23節
		4 緊急輸送道路の確保に関する事	第3章第14節
		5 水防活動に関する事	第3章第30節
		6 状況の巡視に関する事	
		7 土砂災害危険箇所の点検に関する事	第3章第32節
		8 交通規制に関する事	第3章第35節
		9 応急仮設住宅の建築に関する事	第3章第23節
		10 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事	
		11 市有施設の応急修理に関する事	第3章第24節
		12 被災建築物の応急危険度判定に関する事	第3章第32節
		13 住宅金融公庫等災害融資相談窓口の開設に関する事	第4章第2節

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
建設二班 (住宅課長)	住宅課	1 公営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 こと	第3章第4節
		2 水防活動に関する事 こと	第3章第30節
		3 状況の巡視に関する事 こと	
資材輸送班 (都市計画課長)	都市計画課	1 防災資機材の輸送に関する事 こと	第3章第14節
		2 水防活動に関する事 こと	第3章第30節
		3 所管施設に係る被害状況の調査及び応急復旧に関する事 こと	第3章第4節 第3章第24節
		4 本部事務局との連絡及び報告に関する事 こと	
		5 部内各班との連絡調整に関する事 こと	
		6 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 こと	
		7 状況の巡視に関する事 こと	第3章第30節
		8 被災宅地の応急危険度判定に関する事 こと	第3章第32節

(6) 上下水道部

指揮者：上下水道部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
下水道班 (下水道推進課長)	下水道推進課	1 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 こと	第3章第4節
		2 状況の巡視に関する事 こと	第3章第30節
		3 水防活動に関する事 こと	
業務班 (業務課長)	業務課	1 水道施設の被害状況の調査に関する事 こと	第3章第4節
		2 部の経理及び給与に関する事 こと	
		3 本部事務局との連絡及び報告に関する事 こと	
		4 部内各班との連絡調整に関する事 こと	
		5 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 こと	
給水施設班 (工務課長)	工務課	1 飲料水の供給に関する事 こと	第3章第17節
		2 非常給水に関する事 こと	
		3 水道施設の応急復旧に関する事 こと	第3章第34節

(7) 教育部

指揮者：教育部長

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課 各小学校 各中学校 各幼稚園 学校給食事務所	1 学校教育施設その他の被害状況の調査及び応急復旧に 関すること	第3章第4節 第3章第24節
		2 学校給食調理員の動員に関する事 こと	第3章第16節
		3 学校施設等の避難所開設及び管理運営の協力に関する こと	第3章第13節
		4 学校保健衛生に関する事 こと	第3章第21節
		5 本部事務局との連絡及び報告に関する事 こと	
		6 部内各班との連絡調整に関する事 こと	
		7 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 こと	
学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課	1 児童、生徒の避難に関する事 こと	第3章第13節
		2 被災学校の授業の応急措置に関する事 こと	第3章第21節
		3 学用品の配布に関する事 こと	

班名 (班長)	所属課	所掌事務	参照
社会教育班 (生涯学習課長)	生涯学習課 図書館	1 所管施設に係る被害状況の調査に関する事	第3章第4節
		2 所管施設の応急復旧に関する事	第3章第24節
		3 児童・生徒の避難に関する事	第3章第21節
		4 文化財の被害状況調査と県教育委員会への報告に関する事	第3章第22節
		5 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事	
公民館班 (中央公民館長)	中央公民館 南部公民館	1 公民館施設の避難所開設及び管理運営に関する事	第3章第13節
		2 避難者の収容及び世話に関する事	
		3 所管施設に係る被害状況の調査及び応急復旧に関する事	第3章第4節 第3章第24節

第10 支援体制の整備

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

(1) 被災地への人的支援

市は、県と協力し、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

(2) 市内への避難者の受入れ対応

県への避難者に対しては、県は、「市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する」としている。

市は、市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

(3) 災害支援対策本部の設置

市外被災地への人的・物的支援、市外からの避難者の受入れを実施する場合に、市長が必要と認めた場合は、災害支援対策本部を設置し、必要な災害支援活動を実施する。なお、災害支援対策本部は、支援対策活動が概ね終了し、市長が必要なしと判断した場合に閉鎖する。

ア. 支援対策本部組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部長

イ. 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置し、総務部市民安全課が担当する。

ウ. 支援対策本部の設置場所

支援対策本部の設置場所は、200会議室とする。

エ. 災害支援活動の内容

災害応急対策の実施に必要な事項全般について、支援活動を実施する。

第2節 気象情報・地震情報等の伝達計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、総務課、建設課、関係各課
------	--------------------------

風水害や地震災害は、情報を迅速かつ的確に把握することにより、災害の発生や拡大をある程度回避できる。気象予警報、地震に関する情報やその他の災害に関する情報等は、関係機関の有機的連携のもとに、伝達、周知徹底を図る。

第1 実施体制

担当部署	市民安全課、総務課、建設課、関係各課
------	--------------------

県から伝達される気象情報等の受理は、防災統轄班、総務班（総務課）、建設管理班が実施する。ただし、各班は、それぞれテレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

第2 情報の種類

奈良地方気象台より発表される警報、注意報の種類及び発表基準は、144頁に示す通りである。

なお、警報、注意報は、全県に対して発表する他に、北部、南部、又は北西部、北東部、五条・北部吉野、南東部、南西部の区域毎に発表があるほか、市町村毎に発表される。なお、市は、北部又は北西部に位置する。この奈良県の注意報・警報区域細分図を145頁に示す。

また、市に関係する主な気象観測所及び雨量観測所は、気象庁、国土交通省、県が所管するもの等があり、その詳細については146頁に示す。

(1) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づいて、県内のいずれかの地域にて被害の発生が予想される場合に、奈良地方気象台から地域の住民に対し注意を促すために発表されるものをいう。

(2) 警報

警報とは、気象業務法に基づいて、県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合に、奈良地方気象台から地域の住民に厳重な警戒を促すために発表されるものをいう。

(3) 特別警報

特別警報とは、気象業務法に基づいて、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛けるために発表されるものをいう。

(4) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域に台風や低気圧に伴う大雨や強風等の災害を予想した場合や、既に災害が発生している場合に、奈良地方気象台から発表される。これは大雨や強風等の現況、今後の見通し等について、円滑な防災活動が実施できるよう、防災機関や地域の住民を支援するために発表される。

[奈良地方気象台から発表される警報・注意報発表基準]

○府県予報区：奈良県 ○一次細分区域：北部 ○市町村等をまとめた地域：北西部

警報	大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：1 時間雨量 45 mm 平坦地以外：1 時間雨量 70mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準	122
	洪水		雨量基準	平坦地：1 時間雨量 45 mm 平坦地以外：1 時間雨量 70mm
			流域雨量指数基準	佐保川流域=17, 富雄川流域=15, 秋篠川流域=10, 高瀬川流域=7
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [板東]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	平坦地：1 時間雨量 30 mm 平坦地以外：1 時間雨量 40mm
			土壌雨量指数基準	97
	洪水		雨量基準	平坦地：1 時間雨量 30 mm 平坦地以外：1 時間雨量 40mm
			流域雨量指数基準	佐保川流域=9, 富雄川流域=12, 秋篠川流域=8, 高瀬川流域=6
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [板東]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上 又はかなりの降雨 (気温は奈良地方気象台の値)		
	低温	最低気温 -5℃以下 (気温は奈良地方気象台の値)		
	霜	4 月以降の晩霜		
	着氷			
	着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上、気温: -2℃~2℃		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm	

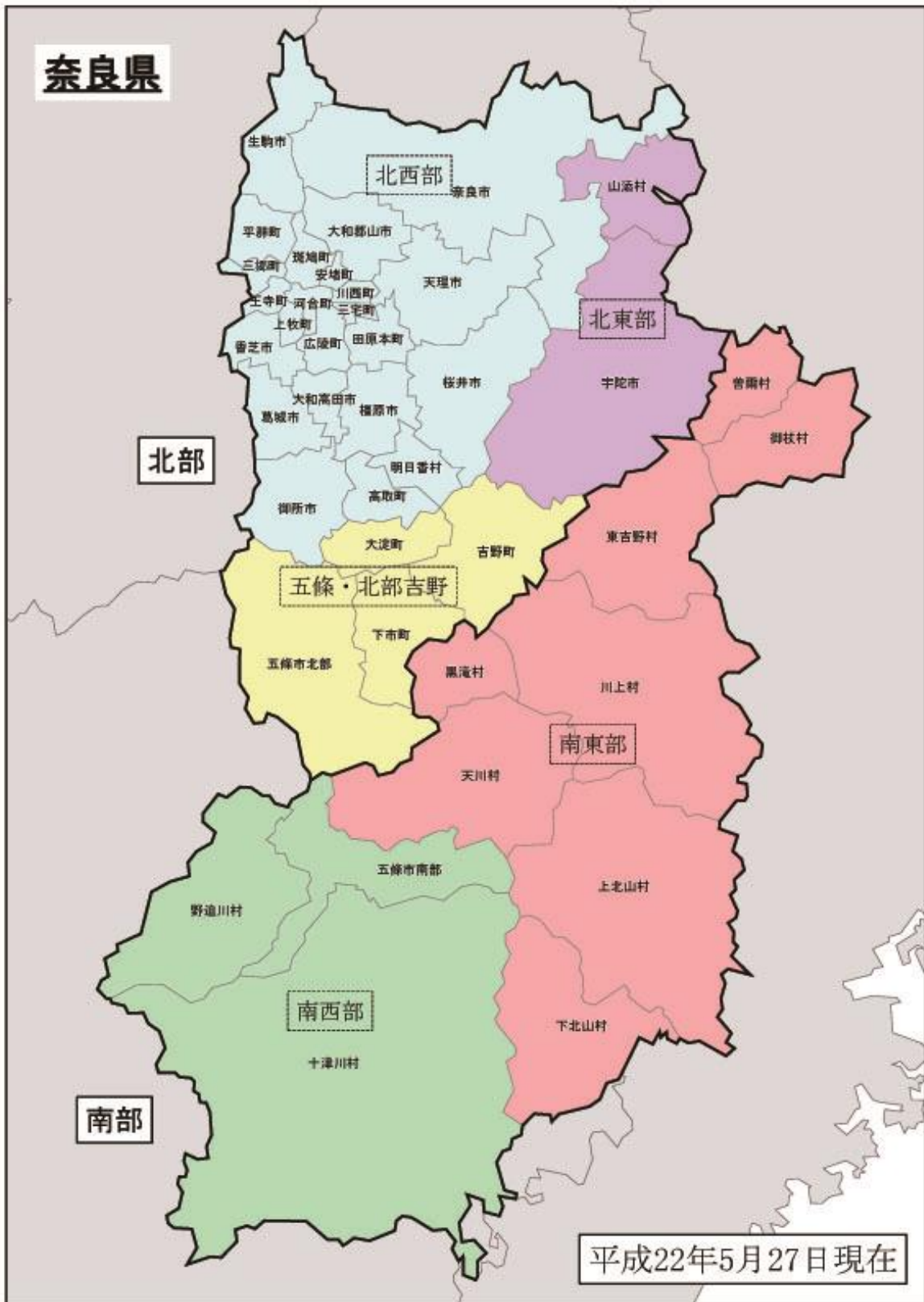
平成 22 年 5 月 27 日現在

○特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強風や台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

平成 25 年 8 月 30 日現在

[奈良県の注意報・警報区域細分図（平成22年5月27日現在）]



[気象観測所及び雨量観測所（市に關係する主な観測所）]

1. 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方気象台）

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
佐保川	奈良	奈良市半田開町7 (奈良地方気象台)	○	○	○	○	○	地域気象観測所 (気象官署)

2. 雨量観測所（河川課）

ア. 国土交通省

流域 河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
竜田川	生駒	生駒市門前町10-1近鉄宝山寺駅	普通自記	大和川河川事務所
	檜木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王寺	北葛城郡王寺町王寺1-13-8 王寺出張所	自記	大和川河川事務所
		北葛城郡王寺町久度1	自記テレメータ	大和川河川事務所
佐保川	川上	奈良市川上町向山内石ヶ峰758-2	自記テレメータ	大和川河川事務所

イ. 奈良県

流域 河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
佐保川	奈良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742-23-8011
秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記 テレメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742-23-8011
秋篠川	郡山	大和郡山市北郡山町 (郡山土木事務所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	51-0201
竜田川	生駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	51-0201
富雄川	高山	生駒市高山町 (生駒消防署北出張所)	自記 テレメータ	郡山	郡山土木 事務所長	51-0201

第3 水防警報

担当部署	市民安全課、建設課
------	-----------

水防警報は、水防法第16条に基づき国土交通大臣、又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められる時、警報が発せられるもので、この措置については奈良県水防計画で定められている。

市は、水防警報を受けた時は、その発表基準（次頁参照）に従い水防活動体制を整える。（詳細は、大和郡山市水防計画参照）

(1) 対象河川

ア. 国土交通省が指定する河川

河川名	区域	対象量水標	水位 (m)
大和川 右岸	額田部南方から安堵町との境界まで	板東	水防団待機水位（指定水位） 2.00 はん濫注意水位（警戒水位） 3.00 避難判断水位（特別警戒水位） 3.50
佐保川 左岸 右岸	秋篠川合流点から大和川合流点まで	番条	水防団待機水位（指定水位） 1.00 はん濫注意水位（警戒水位） 2.40 避難判断水位（特別警戒水位） 2.70

イ. 奈良県知事が指定する河川

河川名	区域	対象量水標	水位 (m)
大和川 右岸	川西町界から 国土交通大臣指定河川との境界まで	庵治	水防団待機水位（通報水位） 1.60 はん濫注意水位（警戒水位） 3.10 避難判断水位（特別警戒水位） 3.20
佐保川 左岸 右岸	奈良市との境界から 国土交通大臣指定河川との境界まで	法蓮	水防団待機水位（通報水位） 0.70 はん濫注意水位（警戒水位） 1.20 避難判断水位（特別警戒水位） 1.30
秋篠川 左岸 右岸	奈良市との境界から 佐保川合流点まで	秋篠	水防団待機水位（通報水位） 1.10 はん濫注意水位（警戒水位） 2.10 避難判断水位（特別警戒水位） 2.20
富雄川 左岸 右岸	奈良市との境界より 安堵町との境界まで	石木	水防団待機水位（通報水位） 1.00 はん濫注意水位（警戒水位） 1.70 避難判断水位（特別警戒水位） 1.80
地藏院川 左岸 右岸	奈良市藤原町十六橋から佐保川合流点 まで	下三橋	水防団待機水位（通報水位） 1.20 はん濫注意水位（警戒水位） 1.90 避難判断水位（特別警戒水位） 2.20

(2) 県知事の発する水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えた場合を基準とし、かつ重大な水防事態の発生が予想される場合に出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位(警戒水位)を越えた場合を基準とし、かつ事態が切迫した場合に出す。
特別警戒	水位情報	市町村の避難勧告等の目安となる水位情報で、避難判断水位(特別警戒水位)に達した場合に出す
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等水防活動上必要な水位状況を通知する。

(注) ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。

(3) 国土交通大臣の発する水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待機	水防(消防)団員の足止めを行うことを目的とし、主として気象予警報に基づいて行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
特別警戒	水位情報	市町村の避難勧告等の目安となる水位情報で、避難判断水位(特別警戒水位)に達した場合に出す
第4段階	解除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係機関に通知する。

(4) 水防警報の発表時期

警報及び情報の種類	河川名	大和川、佐保川、秋篠川、富雄川
	対象量水標	王寺、板東、番条、保田、豊田、法蓮、秋篠、石木
水防警報	待機	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約3時間前
	準備	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約2時間前
	出動	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約1時間前
	解除	水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下回り水防活動を必要としなくなった時
	水位	適宜

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略されることがある

[水位観測所（市に關係する主な量水標）]

ア. 国土交通省

流域 河川名	観測所名	所在地	観測所属（所管）
大和川	王寺	王寺町久度1丁目	大和川河川事務所
	板東	大和郡山市板東	大和川河川事務所
佐保川	番条	大和郡山市番条町	大和川河川事務所

イ. 奈良県

流域 河川名	観測所名	所在地	管轄土木事務所	電話番号
大和川	豊田	桜井市大泉	桜井	0744-42-9191
佐保川	法蓮	奈良市法蓮南	奈良	0742-23-8011
秋篠川	秋篠	奈良市秋篠町	奈良	0742-23-8011
富雄川	石木	奈良市石木町	奈良	0742-23-8011
高瀬川	横田	大和郡山市横田町	郡山	51-0201

[参考 河川水位情報と避難勧告・指示等の関係]

水位の種類	内容	拘束力	避難情報の種類
はん濫注意水位	避難準備開始、避難行動要支援者は避難行動開始（避難支援者は支援行動開始）の参考になる水位		避難準備情報 事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるもの
避難判断水位	避難行動開始の参考になる水位 「避難勧告」の目安		避難勧告 居住者に立ち退きを勧め促すもの
はん濫危険水位	避難行動完了等の参考になる水位		避難指示 被害の危険が切迫した場合に発するもの。「勧告」より拘束力が強いが強制はできない

第4 火災気象通報及び火災警報

担当部署	市民安全課
------	-------

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより、気象の状況が火災の予防上危険であると認める時は、その状況を火災気象通報として直ちに県に対して通報することになっている。県（防災統括室）は、消防法第22条第2項の定めにより、火災気象通報を受けた時には直ちに市町村に通報することとなっている。

市長は、県から火災気象通報を受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められた時は、消防法22条第3項の定めにより火災警報を発することができる。

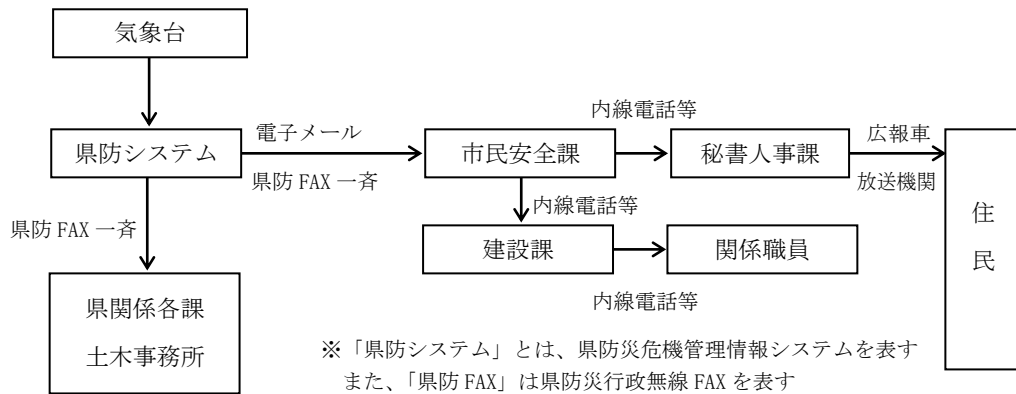
なお、火災気象通報の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みの時である。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第5 気象情報等の伝達系統

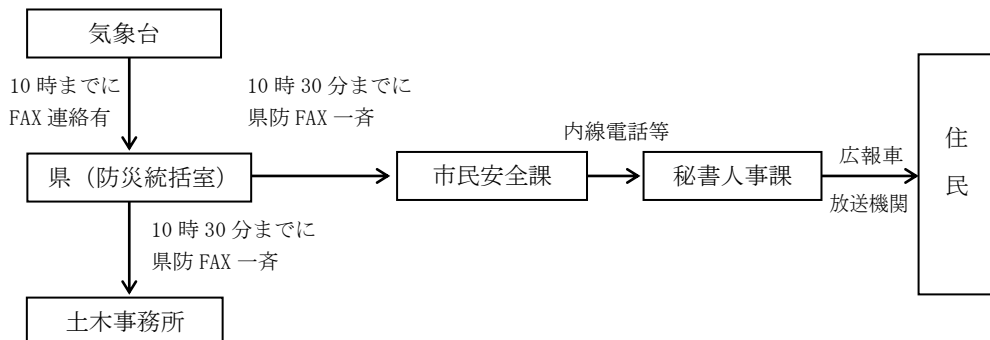
市は、次の伝達系統に従って、住民へ風水害等に係る気象情報を提供する。

(1) 気象予警報等の伝達系統（勤務時間内）

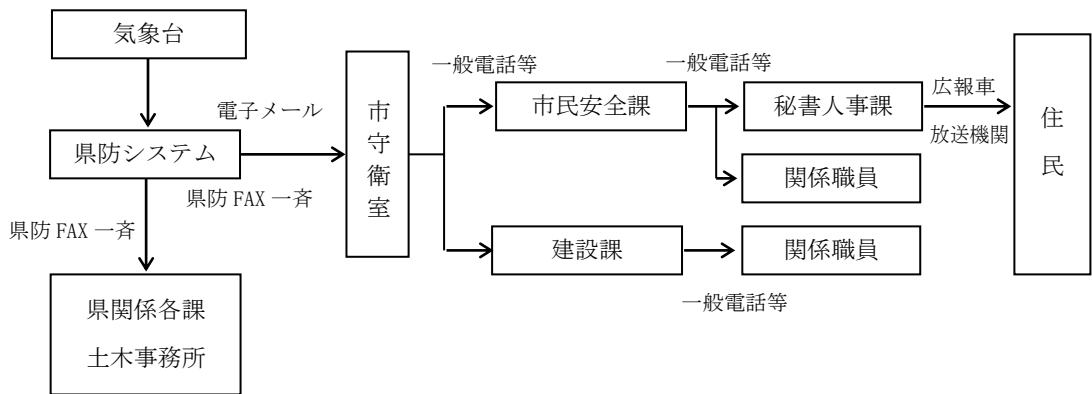
ア. 火災気象通報以外の気象予警報



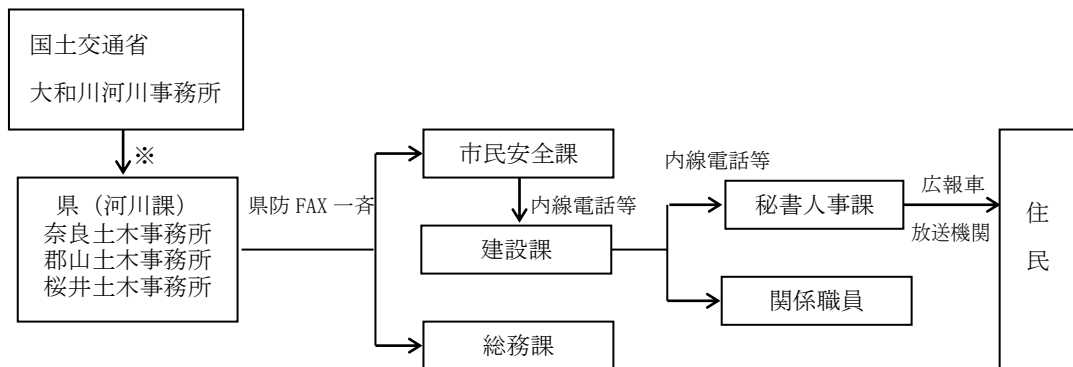
イ. 火災気象通報



(2) 気象予警報等の伝達系統（勤務時間外）

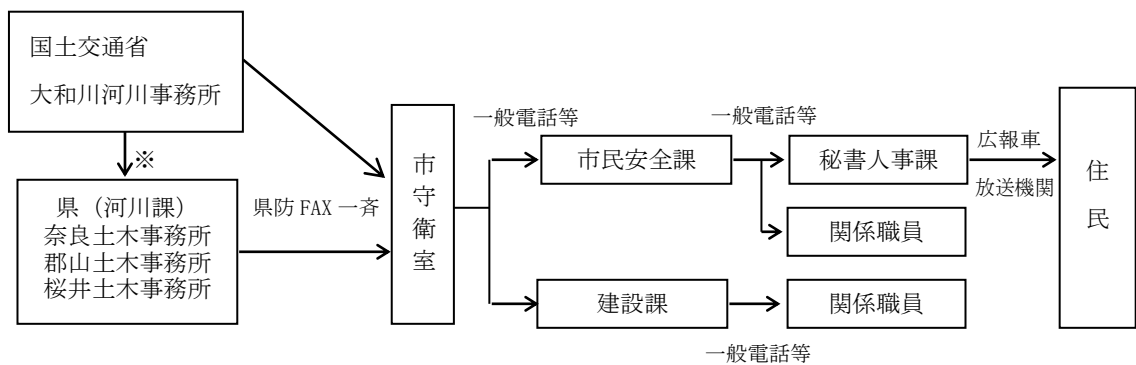


(3) 洪水予報、水防警報の伝達系統（勤務時間内）



※直轄河川のみの伝達系統

(4) 洪水予報、水防警報の伝達系統（勤務時間外）



※直轄河川のみの伝達系統

第6 気象予警報等の伝達機関における措置

担当部署	市民安全課、企画政策課、関係各課
------	------------------

市民安全課、企画政策課は、気象予警報等を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知する。各部、出先機関にあつては、通報を待つのみでなく、積極的に関係機関と連絡すると共に、ラジオ、テレビ放送及びインターネット等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければ

ならない。

また、住民への情報伝達は、広報車による巡回等により実施するが、避難勧告等緊急に伝達が必要な情報については、放送機関を通じて実施する。

放送機関に避難勧告等情報の伝達を依頼する場合は、必要事項を記入した所定の様式（資料編の資料6-13参照）を県（防災統括室）及び依頼する放送局へ直接提出する。

第7 地震に関する情報

担当部署	市民安全課
------	-------

(1) 地震に関する情報の種類と内容

市で把握できる地震に関する情報及びその内容は、次に示す通りである。また、気象庁震度階級を資料編の資料13-6に示す。

[地震に関する情報の種類及びその内容]

種類	内容
震源・震度に関する情報（気象庁）	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
各地の震度に関する情報（気象庁）	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
地震回数に関する情報（気象庁）	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、1時間あたりの震度1以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
緊急地震速報（気象庁）	1 気象庁による警報発表と報道機関の協力による住民への伝達 2 緊急地震速報の利用に係る周知・広報の実施
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度（奈良県）	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。

(2) 東海地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定される地震防災対策強化地域に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁から次の情報が発表される。この情報は、奈良地方気象台から県を通じて、市に連絡される。

ア. 東海地震観測情報

観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、東海地震の前兆現象とは関係ないと分かった場合に発表される情報。

イ. 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。また、東海地震の発生のおそれについて判定を下すため、地震防災対策強化地域判定会が召集された場合は、この情報の中でその旨が知らされる。

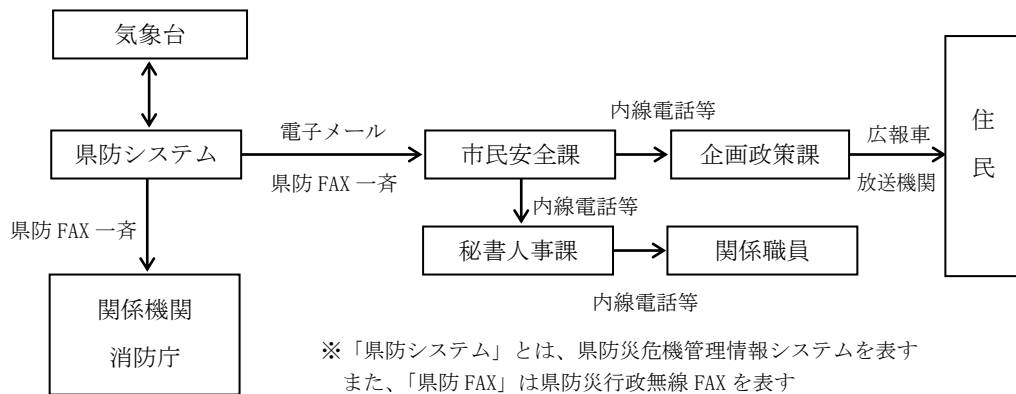
ウ. 東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると判断された場合に発表される情報。警戒宣言等の対応がとられる。

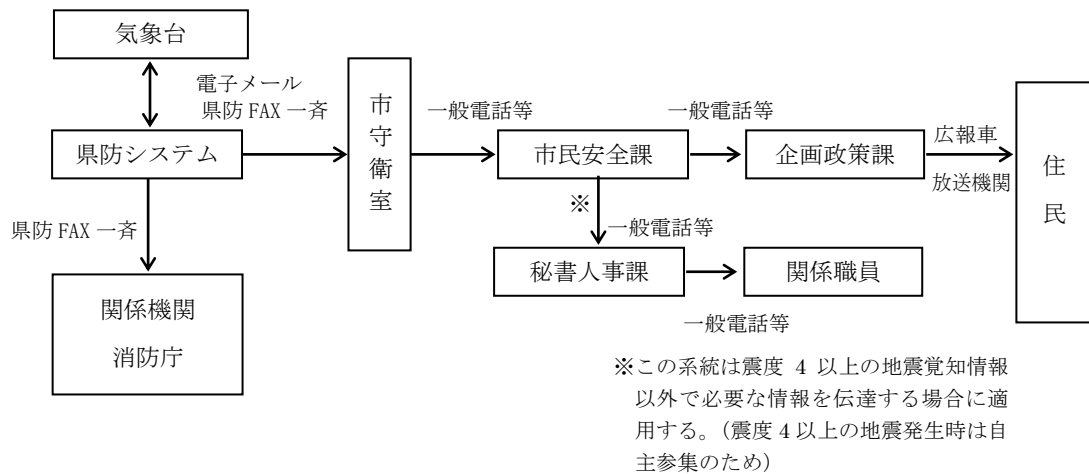
第8 地震に関する情報の伝達系統

市は、次の伝達系統に従って、住民に地震に関する情報を提供する。

(1) 地震に関する情報の伝達系統（勤務時間内）



(2) 地震に関する情報の伝達系統（勤務時間外）



第3節 早期災害情報収集の計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、関係各課
------	------------------

市は、迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、災害発生後、なるべく早期に詳細情報を把握するように努める。特に初動期においては、被害の全体像を早期に把握し迅速な対応に資するため、概括的な情報を中心として収集活動を実施する。

[初動期の概括的な情報により、必要に応じ次の節を参照]

- ・被害の全体像が把握できない場合等 →第5節 ヘリコプターの要請活動
- ・市及び関係機関等のみでは対応が困難となる可能性がある場合 →第8節 各機関への派遣要請活動

[初動期の概括的な情報の収集に引き続き、次節へ]

- ・概括的情報の収集と共に、被害情報を把握する→第4節 被害状況の調査・報告活動

第1 実施体制

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

早期災害情報収集に係る業務の連絡窓口は、防災統轄班とし、各班との連携協力のもとで実施する。

なお、早期災害情報として把握した情報は、被害状況の把握を待たず、災害概況即報（第4号様式その1）（170頁参照）に取りまとめ、災害の覚知後、30分以内に県（防災統括室）に報告する。

第2 参集途上職員の情報収集

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

職員は、勤務時間外等において、動員する場合は、参集途上の情報を事務分掌に係わらず把握し、防災統轄班に報告する。また、参集途上における情報収集活動は次の事項に十分留意して行う。

(1) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握について、携帯カメラやデジタルカメラ等の画像情報を活用しつつ効果的に実施し、参集場所に参集した後、直ちに応急被災状況報告書（157頁参照）を作成し、所属班長を通じて防災統轄班へ報告する。

- ア. 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- イ. 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- ウ. 建築物等の倒壊等の被災状況
- エ. 河川、ため池等の被災及び水位の状況
- オ. 崖崩れ等の土砂災害の状況
- カ. 火災発生状況
- キ. 被災者・避難者の状況
- ク. その他必要な状況

(2) 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署に緊急通報すると共に、状況に応じ救助・救護活動を行う。

第3 早期災害情報の集約

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

防災統轄班は各班からの報告に基づき、次の状況を取りまとめ、災害概況即報（第1号様式）（本編の第3章第4節第5参照）を作成する。

(1) 被害の概況

ア. 発生場所、発生日時

災害が発生した具体的地名及び日時を記入する。

イ. 災害種別概況

建物の倒壊、火災、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(2) 被害の状況

災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。

また、要配慮者の被害状況を併記する。

(3) 応急対策の状況

該当災害に対して市が講じた措置について具体的に記載する。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記する。

(4) 災害対策本部等の設置状況

災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合は、設置日時等を記載する。また、設置していない場合は、その旨を記載する。

第4 早期災害情報の報告

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、直ちに作成した災害概況即報（第4号様式その1）（170頁参照）を県防災行政無線FAX等により県（防災統括室）に報告する。

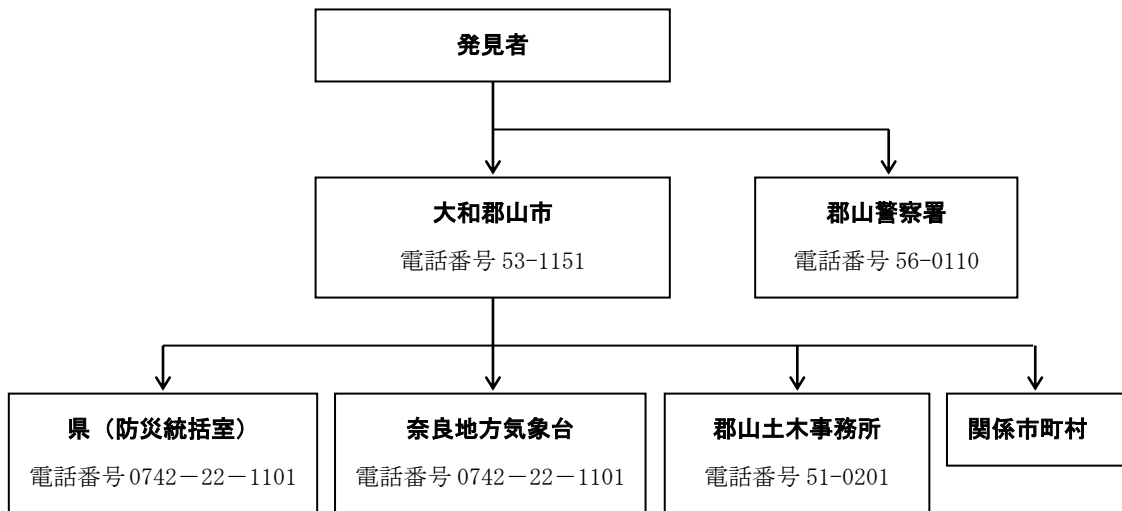
なお、通信の不通等により県に報告できない場合は、国（消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、県（防災統括室）には、連絡がとれるようになった後に報告する。この場合、報告は、電話、FAX、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて行う。

第5 異常現象発見者の通報

担当部署	市民安全課、企画政策課
------	-------------

防災統轄班は、消防職（団）員、警察官や住民等より異常現象（火災、山地や橋りょう等の崩壊、ガスや化学物質等の漏洩といった災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象）の通報を受けた時には、直ちに各班に伝え、県（防災統括室）、奈良地方気象台（著しく異常な気象現象に限る）、郡山土木事務所、その他災害に関係ある市町村に通報する。また、企画広報班は、広報車等を利用して、その近隣の住民に対してその危険性を周知徹底する。

[異常現象発見時の措置]



■ 応急被災状況報告書

<h2 style="margin: 0;">応急被災状況報告書</h2>						No. _____															
平成 年 月 日																					
職員所属		役職		氏名																	
情報入手時間	月	日	時	分	確認方法	現場確認 ・ 通報															
通報者氏名			性別		年齢(推・実)	才															
通報者住所				電話番号 (携帯電話番号)																	
被災場所																					
被災状況	火災 ・ 家屋倒壊 ・ 斜面崩壊 ・ 浸水 ・ その他 () (件) (棟) (箇所) (棟) (箇所)																				
被災者の状況	死亡 ・ 要救出 ・ 負傷 ・ 無し ・ その他 () (人) (人) (人)																				
報告要旨					私見																
概要図	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">凡例</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding: 5px;">全焼</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(火)</td> <td style="padding: 5px;">半焼</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(火)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">全壊</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(ト)</td> <td style="padding: 5px;">半壊</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(ト)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">崩壊</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(ホ)</td> <td style="padding: 5px;">浸水</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(水)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">通行不可</td> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">(×)</td> </tr> </table> </div>					全焼	(火)	半焼	(火)	全壊	(ト)	半壊	(ト)	崩壊	(ホ)	浸水	(水)	通行不可	(×)		
全焼	(火)	半焼	(火)																		
全壊	(ト)	半壊	(ト)																		
崩壊	(ホ)	浸水	(水)																		
通行不可	(×)																				
※建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡、行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。																					

第4節 被害状況の調査・報告計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、税務課、建設課、関係各課
------	--------------------------

災害に関する情報や被害状況の把握といった被害状況調査及び調査結果の報告は、災害対策の基礎として必要不可欠である。

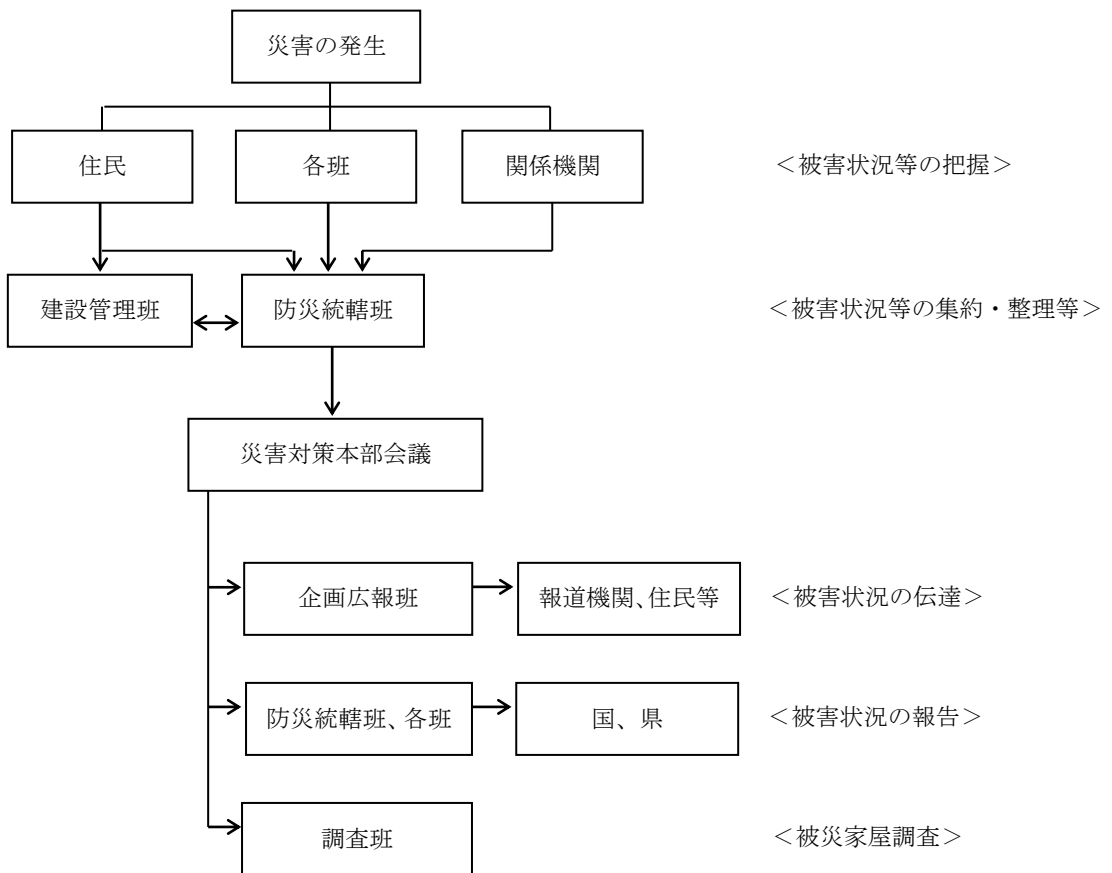
このため、市は、関係機関、自治会や自主防災組織等の住民組織等の協力を得て、詳細な被害状況を迅速かつ的確に把握する。なお、把握した被害情報については必要なものを整理、分析し、国、県に速やかに報告する。

第1 実施体制

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

各班は、自己の班が所掌する人員、施設等、被害状況調査を行う。また、被害状況の調査や報告の取りまとめに係る業務の連絡窓口は防災統轄班とし、各班からの連絡、報告をもとに情報内容の一元化を図り、県及びその他関係機関に必要な情報を報告する。

[被害情報伝達フロー]



第2 被害状況等の把握

担当部署	市民安全課、建設課、関係各課
------	----------------

(1) 被害状況調査

各班長は、被害の程度及び規模等の他、次に示す状況を災害の推移に応じ迅速、かつ的確に調査する。

- ア. 被害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した区域、場所
- エ. 被害状況、被害規模、二次災害発生の可能性
- オ. 災害に対して既にとった措置
- カ. 災害に対して今後とろうとする措置
- キ. 災害対策に要した費用の概算額
- ク. その他必要な事項

(2) 調査報告

各班長は、自己の班が所掌する人員、施設等の被害状況調査結果を取りまとめ、防災統轄班に報告する。なお、緊急を要する被害報告は、無線で本部に連絡する。

(3) 住民からの通報受付

災害対策本部の応急対策活動の円滑化と効率化を図るために、住民等からの被害通報及び応急対策依頼内容については、建設管理班又は防災統轄班が集中して受領する。

(4) 調査報告の留意事項

- ア. 被害状況に迅速かつ的確に対処するため関係機関と常に連絡をとり、情報の正確さを期す。
- イ. 本部への報告は、前述の応急被災状況報告書又は災害概況即報（第1～第3号様式）（167頁～169頁参照）等を準用して実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
- ウ. 被害状況については、可能であれば写真を添付する。
- エ. 被害調査については、郡山警察署と連絡をとる。

第3 被害状況等の集約・整理等

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

防災統轄班は、各班の被害状況の報告を受けた場合、次の要領で被害状況等の集約・整理を行う。

(1) 被害状況等の集約・整理

各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理すると共に、各班や関係機関からの求めに応じ、速やかに報告できるよう準備する。また、必要に応じ次に掲げる資料を作成する。

- ア. 被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ. 被害分布図等

ウ. 市内における被害総額

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- ア. 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別すること。
- イ. 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- ウ. 応援要請等に係る情報を整理すること。
- エ. 情報の空白地帯を把握すること。
- オ. 被害が軽微な地区、又は被害がない地区を把握すること。

第4 被害状況の伝達

担当部署	企画政策課
------	-------

企画広報班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次の通り関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期するため、関係機関等の情報を相互に交換する。

なお、住民への被害状況の伝達は、本編の第3章第7節に示す方法で行う。

- ア. 報告を要する関係機関
- イ. 応急対策を実施する関係各班
- ウ. 報道機関

第5 被害状況の報告

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

(1) 報告の基準

防災統轄班、各班は、火災・災害等即報要領[※]の即報基準（161頁～163頁参照）に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県（防災統括室、各事業担当課）へ報告する。

また、防災統轄班は、同様に火災・災害等即報要領の直接報告基準（164頁参照）に該当する災害については、被害状況及び応急措置の実施状況等を県（防災統括室）に加え、直接消防庁に対しても報告する。

※火災・災害等即報要領

消防庁（昭和59年10月15日付け消防災第267号）により定められた火災、災害等を覚知した場合の報告要領。平成24年5月に一部改正（消防応第111号）された。

[即報基準]

1 火災等即報

(1) 一般基準

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

 - (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む）。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年

法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

[直接報告基準]

<p>1 火災等即報</p> <p>ア 交通機関の火災 即報基準の1の(2)のアのウ)に同じ。</p> <p>イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 即報基準の1の(2)のイ1)、2)に同じ。</p> <p>ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) 1) 即報基準の1の(2)のウ1)、2)に同じ。 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p> <p>エ 原子力災害等 即報基準の1の(2)のエに同じ。</p> <p>オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</p> <p>カ 爆発、異臭等の事故があつて、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)</p>
<p>2 救急・救助事故即報</p> <p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>(1) 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>(2) バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
<p>3 武力攻撃災害即報</p> <p>即報基準の3の1)、2)に同じ</p>
<p>4 災害即報</p> <p>ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)</p> <p>イ 即報基準の4の(2)のイ、ウ及びオのうち死者又は行方不明者が生じたもの</p>

(2) 県（防災統括室）への報告

防災統轄班は、被害状況及び応急措置の実施状況等について、災害概況即報（第4号様式－その1）（170頁参照）、被害状況即報、災害確定報告（第4号様式－その2）（171頁～172頁参照）、災害年報（173頁～174頁参照）により、県（防災統括室）へ報告する。

なお、各報告様式に記載する内容は、被害報告基準（175頁～177頁参照）を参考に記述する。

[県（防災統括室）報告窓口]

連絡先	奈良県防災統括室		
住所	奈良市登大路町30		
電話番号	代表電話 0742-22-1101 内線2275（昼間） 0742-22-1001（夜間等*） 直通電話 0742-27-8425 *県は、保安員室対応、保安員室から防災統括室員に連絡する。		
FAX番号	0742-23-9244		
県防災行政無線 （地上系）	81-111-9011	県防災行政無線 （衛星系）	82-111-9011
県防災行政無線 FAX（地上系）	81-111-9210	県防災行政無線 FAX（衛星系）	82-111-9210

ア. 災害概況即報

即報基準（161頁～163頁参照）に該当する災害が発生した時は、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲の災害に関する第1報を、災害概況即報（第4号様式－その1）（170頁参照）により、県防災行政無線等で報告する。

イ. 被害状況即報

即報基準（161頁～163頁参照）に該当する災害が発生した時は、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（第4号様式－その2）（171頁～172頁参照）により、県防災行政無線等で報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

ウ. 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式－その2）（171頁～172頁参照）と同様式により報告する。

エ. 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（173頁～174頁参照）により報告する。

[報告の区分及び様式]

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告様式
即報	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後詳細が判明の都 度報告	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害、住家被害及び幹線道路被害 ・現況を把握できた範囲で報告する ・迅速性を第一に考える ・部分情報、未確認情報も報告する（ただし、この場合は、情報源を明記すること） 	応急被災状況報告書 で受付及び調査 第4号様式その1（170 頁参照）で災害概況即 報を行う
	措置情報	応急措置実施後直ち に報告 以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策、措置状況（避難、食料・飲料水・生活必需品等の供給、保健衛生等） ・対策要員の人身に係わる事故 ・その他必要事項 	第1～第3号様式 （火災報告取扱要領、 災害報告取扱要領、救 急事故等報告要領の 定めるところによる） （167頁～169頁参照） 第4号様式その2 （171頁～172頁参照）
	要請情報	必要な時にその都度	<ul style="list-style-type: none"> ・対策要員の補充・応援の要請 ・応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ・広報活動実施の要請 ・自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ・その他必要事項 	/
定期報告	被害情報	被害状況が確定する までの間、毎日10時 までに取りまとめて 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、緊急に報告した情報をまとめて、確認された情報を報告する ・全半壊、全半焼、死者及び重傷者が発生した場合には、その集計及び氏名・年令・住所等を出来る限り速やかに報告する 	第4号様式その2 （171頁～172頁参照）
	措置情報	応急対策が完了する までの間、毎日10時 までに取りまとめて 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策、措置状況（避難、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ・その他必要事項 	第4号様式その2 （171頁～172頁参照）
	要請情報	応急対策が完了する までの間、毎日10時 までに取りまとめて 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・対策要員の補充・応援の要請 ・応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ・広報活動実施の要請 ・自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ・その他必要事項 	/

第1号様式 (火災)

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火 災 種 類	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火 元 の 業 態・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽傷 人					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 台 人		消 防 団 台 人		そ の 他	
救 急・救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
そ の 他 参 考 事 項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分	発 見 日 時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法	気象状況				
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物 質 名			
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施 設 の 概 要	危 険 物 施 設 の 区 分				
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽傷	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織		
			共同防災組織		
			そ の 他		
		消 防 本 部 (署)			
		消 防 団			
		海 上 保 安 庁			
		自 衛 隊			
そ の 他					
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計		{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 傷 人 (人)
	不 明	人	
救 助 部 隊 の 要 否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

市町村名				区 分			被 害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha		
	第 報	報			冠	水	ha	
報告者名		(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
						冠	水	ha
				文教施設	箇所			
					病院	箇所		
				道路		箇所		
					橋りょう	箇所		
				河川		箇所		
					港湾	箇所		
				砂防		箇所		
					清掃施設	箇所		
				崖くずれ		箇所		
					鉄道不通	箇所		
				被害船舶隻				
					水道	戸		
				電話		回線		
					電気	戸		
				ガス		戸		
					ブロック塀等	箇所		
				り		災世帯数	世帯	
					り	災者数	人	
				火災発生		建物	件	
					危険	物	件	
				その他		件		
非住家	公共の建物	棟						
	その他	棟						

災害年報			市町村名					計
発生年月日								
区分								
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の	田	流失・埋没	h a					
		冠水	h a					
	畑	流失・埋没	h a					
		冠水	h a					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
水道	戸							

市町村名

区分		災害名		市町村名					計
		発生年月日							
電	話	回線							
電	気	戸							
ガ	ス	戸							
そ の 他	ブロック塀等	箇所							
火 災 発 生	建 物	件							
	危 険 物	件							
	そ の 他	件							
り 災 世 帯 数	世帯								
り 災 者 数	人								
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小 計	千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
被 害 総 額	千円								
市 町 村 災 害 対 策	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									

■被害報告基準(1/3)

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい付属建物(物置、便所、風呂場等)が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

■被害報告基準(2/3)

被害項目		報告基準	
その 他 の 被 害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り 災 者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。	
火災発生		地震による被害の場合のみ報告する。	

■被害報告基準(3/3)

被害項目		報告基準
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他公共施設	「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産施設の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

(3) 県（事業担当課）への報告

各班は、災害が発生した時は、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、県計画に定める報告系統（資料編の資料6-5参照）に従って調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

(4) 国（消防庁）への報告

防災統轄班は、直接報告基準（164頁参照）に該当する災害が発生した時は、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲の災害に関する第1報を、災害概況即報（第1号様式）（167頁参照）により、国（消防庁）に報告する。

〔国（消防庁）報告窓口〕

連絡先	総務省消防庁（昼間：応急対策室、夜間等：宿直室）		
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
電話番号	03-5253-7527（昼間） 03-5253-7777（夜間等）		
FAX番号	03-5253-7537（昼間） 03-5253-7553（夜間等）		
県防災行政無線（地上系）	81-90-49013（昼間） 81-90-49102（夜間等）	県防災行政無線（衛星系）	82-048-500-90-49013（昼間） 82-048-500-90-49012（夜間等）
県防災行政無線FAX（地上系）	81-90-49033（昼間） 81-90-49036（夜間等）	県防災行政無線FAX（衛星系）	82-048-500-90-49033（昼間） 82-048-500-90-49036（夜間等）

第6 被災家屋調査

担当部署	税務課
------	-----

被災家屋状況の把握は、災害救助法の適用根拠となり、被災証明書の交付や被災者への各種対策実施の根拠となる。このため、災害が発生した場合、災害対策本部は速やかに調査本部を設置し、被災家屋調査を実施して、被災家屋調査台帳を作成する。

(1) 調査本部

災害が発生した場合、総務部長は、部内に調査本部を設置する。調査班は、迅速に被災家屋調査を実施する。

(2) 被害家屋調査

ア. 調査準備

(ア) 調査全体計画の作成

市域全体の調査の必要性を検討して、調査全体計画を作成する。

(イ) 調査全体計画の作成

(ロ) 調査地区割の検討

(ウ) 調査員の確保

災害対策本部は、被災状況に応じ次の方法で調査員を確保する。

(イ) 家屋補償関係機関、建築士、消防査察員、税務課経験者等の職員の動員

(ロ) 建築士会、不動産鑑定士協会、土地家屋調査士協会等に対する協力依頼

(ハ) 県や近隣市町村に対する応援要請

(ニ) 調査に必要な物品等の調達

次の通り、調査に必要な物品等を調達する。

(イ) 調査携帯品（調査票等）

(ロ) 調査地図（住宅地図）

(ハ) 調査員用車両

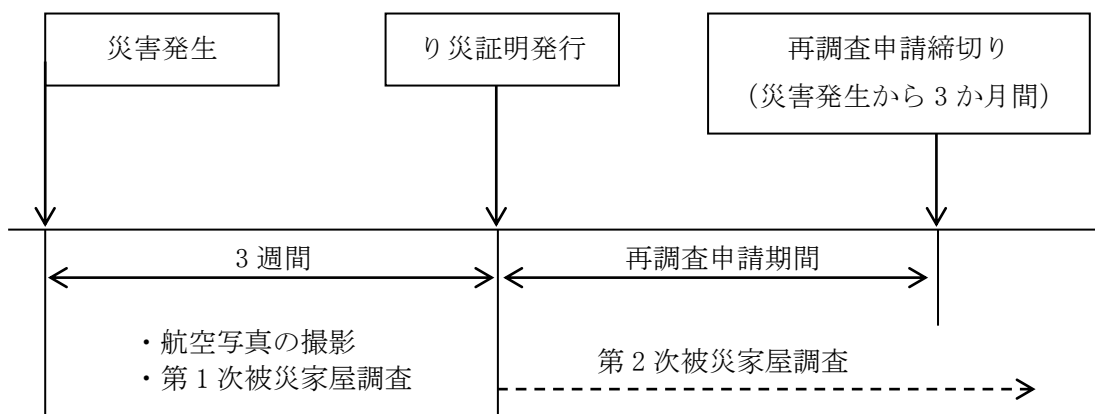
イ. 調査実施

(ア) 調査体制

人員：2人1組

調査員：市職員、県や近隣市町村の応援職員及び建築士会等の協力者

(イ) 調査期間



(ウ) 調査方法

(a) 被災地域の航空写真の撮影

災害発生後速やかに、被災状況に応じて被災地の航空写真を次の通り撮影する。

- ・市街地（縮尺：S=1/1,000）

(b) 第1次被災家屋調査

被災建築物の応急危険度判定後に、被災家屋を対象に2人1組で外観から目視により調査を行う。

(c) 第2次被災家屋調査

第1次調査の結果に不服申し出があった家屋（被災者からの申出期間は災害発生後3か月以内）及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、再調査を行う。

ウ. 被災者台帳の作成

調査本部は、被災家屋調査による判定結果、家屋データ、町名・地番、住居標示及び住民基本台帳等のデータを集積し、被災者台帳を作成する。

なお、調査期間が災害発生から3か月間と短いため、調査実施から被災者台帳の作成までは、GISデータを活用する等、効率的な処理に努める。

(3) 被害家屋の判定基準

り災証明を行うにあたっての被災家屋の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日 政府第518号内閣府政策官（防災担当）通知）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に概ね1か月以内の状況をもとに行う。（資料編の資料6-4参照）

(4) 安否情報の提供

次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ア. 被災者の同居の親族

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ. 被災者の同居でない親族または職場等の関係者

被災者の負傷または疾病の状況

ウ. 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

県及び市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

第5節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ計画

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

市は、災害時に陸上の道路交通が寸断され、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策が円滑に実施できない場合、次の要領により、県、自衛隊等にヘリコプターによる支援を要請し、その受入れ体制を整備する。

第1 実施体制

ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ計画に係る業務の連絡窓口は、防災統轄班とし、奈良県広域消防組合消防本部、県（消防救急課）、自衛隊その他関係機関等との連携協力のもとで実施する。

第2 要請の対象となる事由

ヘリコプター等の要請の対象となるのは、概ね次の事由とする。

- ア. 偵察による情報収集
- イ. 災害時の救助
- ウ. 重度傷病者の救急搬送
- エ. 災害応急対策要員の搬送
- オ. 林野火災の空中消火
- カ. 医薬品等の緊急物資の輸送

第3 出動要請の要領

防災統轄班は、ヘリコプターの出動要請にあたり、奈良県広域消防組合消防本部と連携のもと、次の事項について可能な限り状況を調査し、緊急を要する場合については電話で要請する。（文書による手続きが必要な場合は、資料編の資料7-2等に基づき、事後速やかに行う）

(1) 要請事項

防災統轄班は、ヘリコプターの出動要請にあたり、奈良県広域消防組合消防本部と連携のもと、次の事項について可能な限り状況を調査する。

- ア. 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- イ. 活動に必要な資機材等
- ウ. ヘリポート及び給油等の支援体制
- エ. 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ. 資機材等の準備状況
- カ. 気象状況
- キ. ヘリコプターの誘導方法
- ク. 他のヘリコプターや航空機の活動状況
- ケ. その他必要な事項

(2) 市が措置する事項

運航を要請した場合、防災統轄班は、奈良県広域消防組合消防本部と連携して、県（消防救急課防災航空隊）と緊密な連絡を図ると共に、必要に応じて次の受入れ体制を整える。

- ア. 国、県と連携して適切なヘリポートを選定し、発着場エリアの確保、必要な誘導灯火等の支援設備の設置、誘導人員の配置、発着場への散水、その他の危険防止のための適切な措置を行う。
- イ. 傷病者を搬送する場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- ウ. 必要に応じ空中消火用資機材、空中消火基地を確保する。
- エ. 連絡責任者は、大阪航空局や国、県に対して臨時ヘリポート開設手続き等を行い、空域管制の支援を要請すると共に、ヘリポートにて待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。なお、機長等との連絡は、要請時にあらかじめ定めた防災無線周波数を用いる。

第4 要請窓口

市長（本部長）がヘリコプターの出動が必要と判断した時には、防災統轄班は、奈良県広域消防組合消防本部と緊密に連携を図り、次の窓口等に対して、ヘリコプターの派遣要請を行う。

(1) 県消防防災ヘリコプター（県防災航空隊）

連絡先	奈良県消防救急課防災航空隊		
住所	奈良市矢田原町2450		
電話番号	勤務時間内 0742-81-0399 勤務時間外 0742-22-1001（県庁夜間等代表電話） （保安員室が受信し、保安員室から消防救急課員に連絡する。）		
FAX番号	0742-81-5119		
県防災行政無線 （地上系）	81-111-9029	県防災行政無線 （衛星系）	82-111-9029

(2) 警察保有ヘリコプター（県警察地域課）

連絡先	奈良県警察本部地域課
住所	奈良市登大路町80番地
電話番号	0742-23-0110（内線3572）

(3) 自衛隊保有ヘリコプター（航空自衛隊）

連絡先	航空自衛隊奈良基地司令
住所	奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校
電話番号	0742-33-3951（内線211）（夜間225）
FAX番号	0742-33-3951（交換切替、内線403） ※注（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）

※原則は、県を通じての派遣要請

第5 ヘリポートの開設

(1) 災害活動用緊急ヘリポート

防災統轄班は、奈良県広域消防組合消防本部と連携して、市内の2ヶ所の災害活動用緊急ヘリポート指定地（本編の第2章第6節第2参照）より、効果的な活動が可能な場所を選定する。なお、選定にあたっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置する等、運航上の安全に配慮する。

(2) ヘリポートの整備方法

防災統轄班は、奈良県広域消防組合消防本部と連携して、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けた時は、緊急に次の措置を講ずる。（資料編の資料7-2参照）

- ア. ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ. 離着陸地点には、県計画に示される「離着陸地点等の基準」によるⓂ記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- ウ. ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ. ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地を明示する。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- オ. 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- カ. 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

第6節 通信運用計画

担当部署	市民安全課、建設課、工務課、関係各課
------	--------------------

市は、災害時における通信連絡について、迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関と連携して無線・有線の通信手段を的確に運用すると共に、通信施設被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

第1 実施体制

担当部署	市民安全課
------	-------

通信運用計画に係る業務担当は、防災統轄班とする。

第2 災害時の通信連絡

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、県及び気象庁等が行う予報、警報及び情報の伝達、もしくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等について、次に示す順に、加入電話、防災行政無線、無線通信等により速やかに行う。

- ア. 災害に関する情報の収集及び伝達（報告、指示及び命令等も含む）は、電話、無線電話、又はFAXのうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。
- イ. 電話が途絶した場合は、県防災行政無線、消防無線、警察無線[※]等を利用する。
- ウ. これらの通信施設が不通の場合は、早急に通信施設の復旧を行うと共に、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣する等、あらゆる手段を尽くして連絡系統を確保する。

※警察無線

警察本部、パトカー、白バイ等の相互通信を行うための無線

第3 通信手段の確保

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うと共に、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用して、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(1) 関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜（さくそう）をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 電気通信設備の優先利用

関係機関は、応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合には、通信事業者等の協力により、次のような電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

また、本庁内及び市内の主な公共施設に設置した災害時優先電話（資料編の資料4-3参照）を利用する。

- ア．災害時には電話が著しく輻輳（ふくそう）し、かかりにくい場合が予測されるため、あらかじめ西日本電信電話(株)に申し出て措置した災害時優先電話を、発信専用として活用する。
- イ．一般加入電話が途絶した場合には、最寄りの西日本電信電話(株)が臨時に設置する特設公衆電話等を利用する。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合には、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

- ア．大和郡山市防災行政無線通信
- イ．県防災行政無線
- ウ．水道無線
- エ．消防無線
- オ．各機関の相互通信無線

第4 通信手段の運用

担当部署	市民安全課、建設課、工務課、関係各課
------	--------------------

防災統轄班、建設管理班及び各班は、有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、次の通り無線設備等の運用により通信連絡手段を確保する。

なお、災害現場等に出動している各班員との連絡は、原則として携帯電話、携帯メール、移動系防災行政無線により行うが、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣する。

(1) 大和郡山市防災行政無線

防災統轄班は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、大和郡山市防災行政無線局運用管理要綱（資料編の資料18-6参照）に基づき、同無線を運用する。

(2) 県防災行政無線

防災統轄班は、災害の予防及び応急対策を円滑に実施するため、県防災行政無線を活用して、県からの気象予警報、水防警報及び災害に関する情報の受信や、市からの被害状況等の伝達を行う。(各機関の端末局等は、資料編の資料4-2参照)

[県防災行政無線通信窓口]

通信先	奈良県防災統括室		
住所	奈良市登大路町30		
県防災行政無線 (地上系)	81-111-9011	県防災行政無線 (衛星系)	82-111-9011
県防災行政無線 F A X (地上系)	81-111-9210	県防災行政無線 F A X (衛星系)	82-111-9210

(3) 水道無線

給水施設班(工務課)は、給水活動及び上水道施設の応急復旧活動のための通信連絡を目的として、電波法に基づき水道無線を運用する。

(4) 消防無線

防災統轄班は、人命の救助、災害の救援等のために他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、消防無線を活用する。

(5) 各機関の相互通信無線

防災統轄班は、人命の救助、災害の救援等のため、もしくは(1)～(4)の無線、有線電話等が使用不能、又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用により通信連絡を確保する。(資料編の資料4-1参照)

非常通信は、無線局を開設している者が自ら発受する他、次に掲げる者の依頼により発受できる。なお、非常通信を実施する際は、必要に応じ市在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

- ア. 近畿日本鉄道(株)
- イ. 郡山警察署
- ウ. 関西電力(株)

第7節 広報・広聴計画

担当部署	市民安全課、企画政策課
------	-------------

市は、災害が発生した時、又は二次災害等の発生するおそれがある時は、人心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、住民に迅速かつ適切な広報・広聴活動を行う。

第1 実施体制

担当部署	企画政策課
------	-------

災害時における広報・広聴活動は、企画広報班が担当する。ただし、災害状況に応じてその他の班においても実施する。

第2 広報内容の一元化

担当部署	企画政策課、市民安全課
------	-------------

企画広報班は、防災統轄班との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、住民に混乱が生じないように配慮する。

第3 広報の内容

担当部署	企画政策課
------	-------

企画広報班は、平常時の広報手段を活用する他、避難所への臨時広報紙の掲示等、災害対策の各段階に応じ、次に示す方法により広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 広報の内容

ア. 災害発生直後の広報

- (ア) 気象等の状況、災害の規模
- (イ) 避難所、避難路の周知徹底
- (ウ) 要配慮者への支援の呼びかけ

イ. その他の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災者のために講じている施策
- (ウ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (エ) 交通規制情報
- (オ) 医療機関等の医療関連情報
- (カ) 義援物資等の取扱い
- (キ) NTTによる災害用伝言ダイヤル※（安否確認）の活用

- (ク) 被災状況とその見通し
- (ケ) 食料、生活必需品の供給及び給水に関する情報
- (コ) ごみ、し尿収集等の生活関連情報
- (サ) その他、人心の安定及び社会秩序保持に関すること

※N T Tによる災害用伝言ダイヤル

災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合に西日本電信電話(株)が速やかに運用を開始する。

(2) 広報の方法

- ア. 市広報紙（つながり）の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ. ヘリコプター、広報車やハンドマイクによる現場広報
- ウ. 避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布
- エ. パソコン通信（市ホームページ等の電子掲示板）、インターネットの活用
- オ. 視覚障害者、聴覚障害者等への点字やF A X等、多様な手段の活用による広報
- カ. 自治会や自主防災組織、大和郡山市赤十字奉仕団等の住民組織の協力
- キ. 報道機関への情報提供
- ク. コミュニティメディアを通じての広報

(3) 災害時の広報体制

- ア. 広報責任者による情報の一元化
- イ. 広報資料の作成
- ウ. 関係機関との連絡調整

(4) 要配慮者に配慮した広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、F A X、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用する他、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

第4 報道機関との連携

担当部署	市民安全課、企画政策課
------	-------------

防災統轄班、企画広報班は、災害時において、次のように報道機関等との連携に努め、必要な広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

緊急を要するもので特別の必要がある時は、災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和54年3月1日）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送(株)に災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を県（防災統括室）を通じて依頼する。

なお、避難勧告等発令情報については、所定の様式（資料編の資料6-13参照）により、県（防災統括室）及び放送局へ同時に連絡し、放送を依頼する。

また、その他特別の必要がある時は、あらかじめ定めた手続きにより、F Mラジオ放送局等に対して、同様の放送の要請を行う。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事

業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア. 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障害者に配慮した広報を行う。

イ. 外国人への情報提供

通信手段が喪失又は混乱し、在住外国人の生活に影響が及ぶと判断される場合は、住民やボランティア等と協力して、できるだけ迅速な情報提供に努める。

第5 広聴活動の実施

担当部署	企画政策課
------	-------

企画広報班は、災害時において、次の広聴活動を実施する。

(1) 広聴活動の実施

被災地住民の要望事項等を把握すると共に、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、市庁舎に専用電話及び専用FAXを備えた窓口を開設する等、積極的な広聴活動を実施する。

(2) 臨時相談所の開設・運営

被災者の状況に応じ、被災地の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。また、聴取した相談内容等を個人情報の保護に留意しつつ、速やかに取りまとめたうえで、必要に応じて関係機関へ連絡し、対応策を協議する。

第6 記録の作成

担当部署	企画政策課
------	-------

企画広報班は、災害状況の写真撮影等を行い、貴重な災害記録として保存し、将来の風水害対策の参考資料にすると共に、住民に広く公開する。

第8節 各機関への派遣要請計画

担当部署	市民安全課、秘書人事課、関係各課
------	------------------

市は、大規模な災害により被害が発生し、又は二次災害の発生のおそれがある場合で、市及び防災関係機関等の対応のみでは住民の生命、身体及び財産を災害から守ることが困難と判断される場合においては、災害対策基本法等に基づき、国、自衛隊、県、他の地方公共団体、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行うと共に、受入れ体制を整備して、災害応急対策に万全を期する。

第1 実施体制

担当部署	市民安全課、秘書人事課、関係各課
------	------------------

防災統轄班は、各班からの連絡、報告をもとに要請内容の一元化を図り、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請依頼を県（防災統括室）を通じて実施する。また、災害対策基本法、地方自治法等に規定された県、他市町村等への職員の派遣要請については、人事班が連絡窓口となり、必要に応じて、手続き、受入れ準備等を実施する。

なお、その他物資の応援要請等については、各班がそれぞれ所掌する業務に係る応援協定の締結等に基づき実施する。

第2 自衛隊への災害派遣要請依頼

担当部署	市民安全課
------	-------

(1) 災害派遣要請依頼基準

市長（本部長）は、次の状況を勘案し、自衛隊の災害派遣要請について検討する。

- ア. 人命救助のため応援を必要とする時
- イ. 大規模な災害の発生が予想され、緊急に応援を必要とする時
- ウ. 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とする時
- エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とする時
- オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とする時
- カ. 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とする時

(2) 派遣要請依頼手続き

市長（本部長）の判断に基づき、自衛隊の災害派遣要請が決定された場合は、防災統轄班は、次の事項を明らかにして、原則として文書（資料編の資料14-1参照）により県防災行政無線FAXを利用し、県（防災統括室）に派遣要請依頼を行う。ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合には、前記の各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容

エ. その他参考となるべき事項

(3) 派遣要請の通知

知事への要請依頼ができない場合には、市長（本部長）は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

この場合、市長（本部長）は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

なお、緊急を要するため、やむを得ず直接自衛隊に要請の通知を行う場合の連絡先は次の通りである。

〔陸上自衛隊第4施設団連絡窓口〕

連絡先	陸上自衛隊第4施設団
住所	京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
電話番号	勤務時間内 0774-44-0001（内線236、235、237）第4施設団本部第3科総括班 勤務時間外 0774-44-0001（内線223）第4施設団本部付隊当直
F A X 番号	0774-44-0001（交換切替、内線233） ※注（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）

〔航空自衛隊奈良基地司令連絡窓口（主として航空自衛隊に関する場合）〕

連絡先	航空自衛隊奈良基地司令
住所	奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校
電話番号	0742-33-3951（内線211）
F A X 番号	0742-33-3951（交換切替、内線403） ※注（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAXボタンを押す）

〔陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合の連絡窓口〕

連絡先	陸上自衛隊 第3師団 第3部 防衛班
住所	兵庫県伊丹市広畑1-1
電話番号	0727-81-0021（内線3734）
F A X 番号	0727-81-0021（交換切替、内線3724）

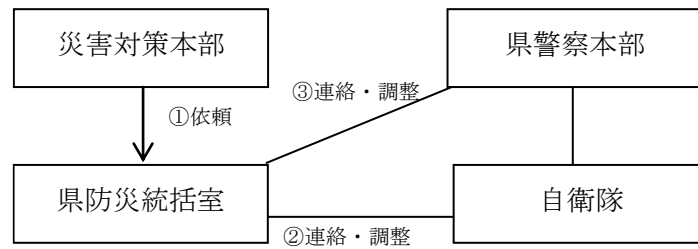
(4) 派遣部隊の受入れ体制

派遣要請を依頼した時は、直ちにその旨を関係機関に連絡すると共に、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次のことを行う。

ア. 派遣部隊の誘導

市は、自衛隊の派遣要請を知事に求めた場合で、派遣部隊の誘導が必要と認める時は、県を通じて県警察本部に対し、その旨を依頼する。

ただし、派遣部隊の誘導は、県警察本部において、災害警備活動に支障が生じない範囲で行われることとなる。



イ. 受入れ体制

(ア) 市は、防災統轄班長を受入れ責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

(イ) 受入れ体制の確立

派遣部隊の集結場所は、原則として九条公園とするが、災害状況に応じて適宜判断する。
また、派遣部隊の宿泊場所等を確保する。

[派遣部隊の集結場所]

派遣部隊活動拠点	九条グラウンド				
住所	九条町11	面積	36,500m ²	野外宿泊スペース	7,000m ²

(ウ) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう、作業内容及び計画を策定すると共に、作業実施に必要な資機材を準備する。

(エ) ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについて開設準備をする。(本編の第3章第5節及び資料編の資料7-2参照)

(5) 自衛隊の活動内容

市は、次の内容について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に要請する。

ア. 被害状況の把握

車両、航空機等による被害状況の偵察

イ. 避難の援助

避難者の援助、誘導、輸送等

ウ. 被災者の捜索・救助

死者、行方不明者、負傷者等の捜索・救助活動

エ. 水防活動

堤防、護岸等の防護及びその決壊に対する水防活動

オ. 消防活動

利用可能な消火・防災用具を活用した消火活動、及び消防機関への協力

カ. 道路又は水路の啓開

道路、水路の損傷又は土石の堆積等による障害物の除去作業

キ. 診療、防疫、病虫害防除等の支援

被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援

ク. 通信支援

災害派遣部隊の任務の達成に支障のない限度における通信支援

ケ. 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合の救急患者の輸送及び医師、その他の救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送

コ. 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合の炊飯及び給水

サ. 交通規制の支援

交通が輻輳（ふくそう）する地点での自衛隊車両を対象とした交通規制

シ. 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対して救援物資を無償貸付又は譲与する。

ス. 危険物の保安及び除去

処理能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

セ. その他

その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所用の処置をとる。

(6) 自衛隊派遣の経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

ア. 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

イ. 上記に規定するものの他、必要経費で協議により負担すべきと判断されたもの

(7) 派遣部隊等の撤収要請依頼

市長（本部長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時又は必要がなくなったと判断した時には、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえで、速やかに文書をもって知事に対して撤収要請を依頼する。（資料編の資料14-1参照）

第3 県への応援要請

担当部署	秘書人事課
------	-------

災害発生後、市長（本部長）は、現有の災害対応能力を越える災害規模であると判断した場合において、災害対策基本法等に基づき、知事に対して応援の要請や職員の派遣要請を実施し、災害応急対策又は災害復旧に万全を期する。

(1) 応援要請の決定

応援の要請や職員の派遣要請は、次に掲げる場合において、災害対策本部会議の決定に基づき、人事班が行う。

ア. 市域内に大規模な災害が発生し、市独自の力では住民の生命、身体及び財産を保護しきれないと判断した時

イ. 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、隣接する市町に被害を及ぼすことなく、しかも、被害を最小限にとどめること

ができると判断される時

ウ. その他市長（本部長）が必要と判断した時

(2) 応援事項

応援要求する事項は、概ね次の事項とする。

- ア. 消防・救急・水防作業隊の応援及び所要の資機材の提供
- イ. 被災者の応急救助・救出に係る職員の派遣及び所要の施設の利用
- ウ. 道路、医療施設等、防災基幹施設等の応急措置や応急復旧のための土木及び建築技術職員の応援、並びに所要の重機、資機材の提供
- エ. 通信施設・輸送機関の確保・復旧のための職員の応援、及び所要の器具や車両の提供
- オ. 緊急輸送や輸送拠点に必要な自動車、バイク等の車両、運転要員
- カ. 被災者の食料、生活必需品、生活資機材等の提供
- キ. 河川やため池の利水、その他応急活動に必要な措置及び資機材等の提供

(3) 応援要請の手続

人事班は、知事に対して応援や職員の派遣、あつ旋を要請する時は、原則として文書によるものとし、次に示す項目を明確にして、県（防災統括室）に要請する。ただし、緊急を要する場合は、FAX又は電話等により行い、後日速やかに文書を提出する。

[県への応援要請に必要な事項]

要請内容	必要な事項	根拠法令
応援の要請	災害の状況及び応援の理由 応援を必要とする期間 日時、場所 応援を希望する物資等の品目、数量等 応援を必要とする場所、活動内容 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員の派遣要請、あつ旋	派遣のあつ旋を求める理由 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数 日時、場所 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与、その他勤務条件 その他必要な事項	派遣要請 災害対策基本法第29条 地方自治法第252条の17 地方独立行政法人法第91条 あつ旋 災害対策基本法第30条

(4) 受入れ体制の整備

人事班は、応援の要請又は職員の派遣要請をした時は、要請と同時に企画広報班と協力して、次の受入れ体制を整える。

- ア. 要求及び応援活動記録の作成
 - (ア) 要求先、要求時間、要求内容
 - (イ) 回答内容、回答時間
 - (ウ) 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名及び連絡先
 - (エ) 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿泊所）
 - (オ) 搬入物資内容及び量、返却義務の有無
 - (カ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
 - (キ) 撤収日時
- イ. 応援部隊の活動計画

応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要求するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

ウ. 食料、飲料水、宿泊所等の準備

必要最低限の食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等について、要請を行った担当部の責任において災害対策本部と連携して準備する。

第4 他市町村への応援要請

担当部署	秘書人事課
------	-------

災害発生後、市長（本部長）は、現有の災害対応能力を越える災害規模であると判断した場合に、災害対策基本法等に基づき、他の市町村長に対して応援要請や職員の派遣要請を行い、災害応急対策又は災害復旧に万全を期する。

(1) 応援要請の決定

前項 (1) に準じる。

(2) 応援事項

前項 (2) に準じる。

(3) 応援要請の手続

人事班は、他の市町村長に対して応援や職員の派遣を要請する時は、原則として文書によるものとし、次に示す項目を明確にする。ただし、緊急を要する場合には、FAX又は電話等により行い、後日速やかに文書を提出する。

[他市町村への応援要請に必要な事項]

内容及び要請先	事 項	根 拠 法 令
応援の要請	災害の状況及び応援の理由 応援を必要とする期間 日時、場所 応援を希望する物資等の品目、数量等 応援を必要とする場所、活動内容 その他必要な事項	災害対策基本法第67条
職員の派遣要請	派遣を求める理由 派遣を求める職員の職種別人員数 日時、場所 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与その他勤務条件 その他必要な事項	地方自治法第252条の17

(4) 受入れ体制の整備

前項 (4) に準じる。

第5 応援協定による応援要請

担当部署	関係各課
------	------

関係各班は、次の協定を締結した他市町村や関係機関に対して、協定の内容に基づき必要な食料、医療品、生活必需品、資機材等の物資援助の要請を行う。

(1) 相互応援協定等（資料編の資料 12-1～資料 12-2、資料 12-4～資料 12-12、資料 12-22、資料 12-28 参照）

- ア. 奈良県消防広域相互応援協定
- イ. 他市・他消防組合との「消防相互応援協定」
- ウ. 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定
- エ. 西名阪自動車道沿線消防本部との「西名阪自動車道消防相互応援協定に基づく覚書」
- オ. 北和都市連合協議会構成市との「災害時における水道水の相互融通に関する基本協定」
- カ. 奈良県及び県下市町村との「奈良県水道災害相互応援協定」
- キ. 日本水道協会関西支部構成府県市町村との「日本水道協会関西支部水道災害時相互応援協定」
- ク. 日本水道協会奈良県支部構成市町村との「日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援協定」
- ケ. 奈良県都市清掃協議会の会員都市及び事務組合との「災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定」
- コ. 市町村広域災害ネットワークの「災害時相互応援に関する協定」
- サ. 奈良県並びに県内の市町村及び一部組合の「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」

(2) 応援協定等（資料編の資料 12-3、資料 12-13～資料 12-16、資料 12-21、資料 12-23、資料 12-25、資料 12-27、資料 12-29 参照）

- ア. 西名阪自動車道沿線消防本部及び日本道路公団（西日本高速道路(株)）との「西名阪自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書」
- イ. 市医師会との「災害時における医療救護についての協定書」
- ウ. 赤帽奈良県軽自動車運送協同組合との「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」
- エ. 大和郡山市内郵便局との「災害時における大和郡山市と大和郡山市内郵便局との相互協力に関する覚書」
- オ. ジャパンレッキングサービス協同組合との「災害時等における車両等排除業務に関する協定」
- カ. 奈良県電気工事工業組合との「災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定」
- キ. イオンモール(株)との「災害時における被災者に対する防災活動協力等に関する協定」
- ク. 大和郡山市上下水道協同組合との「災害時における応急復旧等に関する協定」
- ケ. 国土交通省近畿地方整備局との「災害時等の応援に関する申し合わせ」

(3) 物資調達に関する協定等（資料編の資料 12-17、資料 12-19～資料 12-20、資料 12-24、資料 12-26 参照）

- ア. 敷島製パン(株)との「災害時における応急食料の確保に関する協定」
- イ. 大徳食品(株)との「災害時における応急食料の確保に関する協定」
- ウ. 太平食品工業(株)との「災害時における応急食料の確保に関する協定」
- エ. 奈良県農業協同組合との「災害時における応急食料の確保に関する協定」
- オ. 三笠コココーラボトリング(株)との「災害時における飲料の提供協力に関する協定」
- カ. ユニー(株)（アピタ大和郡山店）との「災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定」
- キ. イオンリテール(株)西日本カンパニーとの「災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定」
- ク. 市民生活協同組合ならコープとの「災害時における物資供給等に関する協定」
- サ. 株式会社マルタマフーズとの「災害時における物資供給等に関する協定」
- シ. イズミフード株式会社との「災害時における物資供給等に関する協定」
- ス. ダイドードリンコ株式会社との「災害時における応急物資供給等に関する協定」

第6 その他防災関係機関への応援要請

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

各班長は、災害による被害が発生し、各班だけでは災害応急対策の実施が困難な場合、又は特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足する場合には、他の公共団体等へ応援協力要請を実施し、災害応急対策要員を確保する。

なお、応援協力要請を行った場合には、速やかに防災統轄班へ報告する。

第9節 医療救護計画

担当部署	保健センター、奈良県広域消防組合消防本部
------	----------------------

市は、災害時における医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災者に対して、応急的な医療救護措置を実施するため、次に示す医療救護計画により、情報収集、体制整備、応急医療活動を実施する。

第1 実施体制

担当部署	保健センター
------	--------

災害応急救助としての医療及び助産は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（本部長）が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が実施する。

また、医療救護に係る業務担当は医療班とし、市医師会等の医療関係機関との連携協力のもとで実施する。

医療班は、市医師会等の医療関係機関の医療関係者とあらかじめ整備した医療救護チーム（本編の第2章第11節第1参照）の派遣を要請し、被災地域及び避難所の医療救護活動を実施する。

第2 医療救護の対象者

災害のために医療又は助産の途を失った者で、応急的に処置を施す必要がある者を対象とする。

第3 医療情報の収集活動

担当部署	保健センター
------	--------

医療班は、医療関係機関と連携して、奈良県広域災害・救急医療情報システム（本編の第2章第11節第1参照）や医療情報連絡員を活用して、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

第4 医療救護活動体制の整備

担当部署	保健センター
------	--------

医療班は、医療関係機関と提携して、災害の状況に応じた適切な医療救護活動体制を整備する。また、市単独では必要な医療・助産手段が確保できない時は、近隣市町村や県（医務課）に応援を依頼する。

(1) 医療救護チームの編成

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、市医師会との協定（資料編の資料12-14参照）に基づき医療救護チームを編成する。

(2) 医療救護所の設置

保健センターに救護拠点を開設し、医療救護に係る業務の情報を集中管理する。また、医療救護所を設置し、医療救護チームは医療及び助産を必要とする者に対して、迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

医療救護所の設置は、原則として次の通りとする。

ア. 設置基準

- (ア) 市内医療機関が被災し、その機能が低下、あるいは停止したために、市内の医療機関だけでは対応できない場合
- (イ) 傷病者が多数で、市内の医療機関だけでは対応できない場合
- (ウ) 被災地と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から、被災地から医療機関への傷病者搬送に時間がかかる等、被災地での対応が不可欠な場合

イ. 設置場所

- (ア) 負傷者が多数発生した災害現場
- (イ) 避難所
- (ウ) 負傷者が殺到する病院

ウ. 運営方法

次の事項に留意して、医療救護所を運営する。

- (ア) 医療品、医療用資機材の補給
- (イ) 医療用水の確保
- (ウ) 交代要員の確保
- (エ) 食料、飲料水の確保
- (オ) 携帯電話等通信手段の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

エ. 報告

医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置すると共に、防災統轄班を通じて関係機関に報告を行う。

(3) 医療救護チームの業務

- ア. 傷病者に対する応急処置
- イ. 傷病者の傷病程度の診断、並びに後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ. 死亡の確認

第5 医療活動

担当部署	保健センター、奈良県広域消防組合消防本部
------	----------------------

(1) 初期医療活動

派遣される医療救護チームは、災害発生後、家屋倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対して、災害現場にてトリアージ (Triage) 判定を行い、負傷者の身体に

直接トリアージタグを付し、応急手当を実施する。また、重症者については奈良県広域消防組合消防本部と連携して、救急医療機関等へ搬送する。なお、軽傷者は、避難所や医療救護所、最寄りの医療機関にて医療処置を行う。

〔トリアージについて〕

トリアージのカテゴリー

○傷病の緊急性・重症度に応じ次の4区分に分類し、トリアージタグをつける。

○限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、災害規模等により、トリアージの運用は変更される。

順位	分類	識別色	傷病等の状態
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (I)	直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群 (中等症群)	黄色 (II)	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的には、バイタルサインが安定している者
第3順位	軽処置群 (軽症群)	緑色 (III)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群 (死亡群)	黒色 (0)	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

トリアージの実施方法

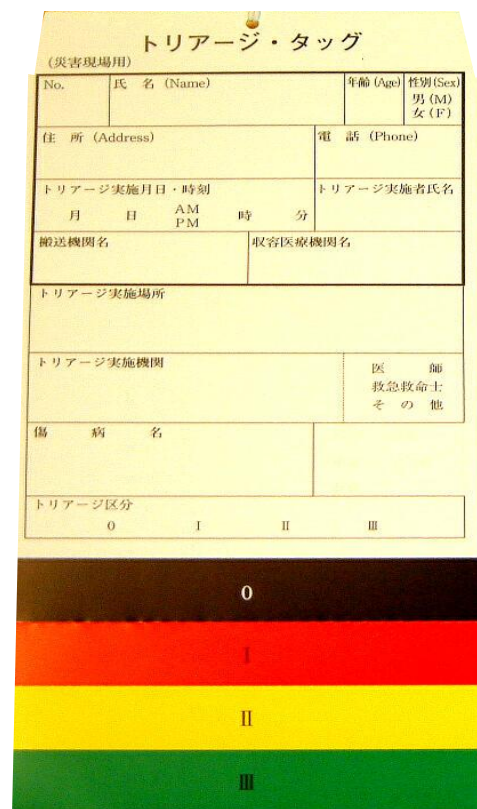
○トリアージの具体的な手順

- トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながら優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける
- トリアージタグは、原則として右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。
- トリアージスタッフは、トリアージタグの記入にあたって、トリアージ区分等トリアージタグ主要記載事項以外の部分については、事前にできるだけ、記入可能もしくは聞き取り可能な患者について、タグの配布又は患者への聞き取りにより記入すること

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおよそ1人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは1回で終わるのではなく、災害現場、医療救護所、病院到着後等、必要に応じ繰り返し実施する。

○各医療従事者や救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。



(2) 後方医療活動

医療班は、医療救護所において応急手当をなされた負傷者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合には、必要に応じ地域災害医療センターや市外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等の特段の配慮を行う。

ア. 地域災害医療センター

連絡先	奈良県立奈良病院
住所	奈良市平松町1-30-1
電話番号	0742-46-6001
FAX番号	0742-46-6011

イ. 基幹災害医療センター

連絡先	奈良県立医科大学附属病院
住所	橿原市四条町840
電話番号	0744-22-3051
FAX番号	0744-22-4121

第6 医療品等の確保供給活動

担当部署	保健センター
------	--------

医療班は、医療機関等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合には、県（薬務課）に対して供給の要請を行う。

なお、ガス壊疽抗毒素及び破傷風抗毒素については、県（薬務課）を通じて奈良県医薬品卸協同組合に対して医療器具及び医薬品等の調達、あっ旋を要請する。

また、輸血用血液の調達、供給活動は、日本赤十字社奈良県支部により実施されるため、必要に応じ協力を行う。

[奈良県医薬品卸協同組合連絡窓口]

連絡先	奈良県医薬品卸協同組合（合同東邦(株)奈良木下営業部内）
住所	奈良市池田町210-4
電話番号	0742-61-2615
FAX番号	0742-61-6717

第7 災害救助法が適用された場合の措置方法

担当部署	保健センター
------	--------

医療班は、災害救助法が適用され、県が医療、助産等の応急措置を実施する場合は、必要に応じ、協力を行う。

(1) 医療

ア. 対象

災害のため医療の途を失った者(応急的処置)

イ. 医療の範囲

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容看護

(オ) 看護

ウ. 方法

(ア) 災害救助法による医療は、原則として知事が派遣する救護班（従事命令を受けた医師、看護婦、日本赤十字社の救護班）によって行われるが、重症患者等で県の救護班による医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。

(イ) 県の救護班の他に、市は医療救護チームを編成して医療救護に万全を期す。

エ. 実施期間

医療の実施期間は、原則として災害発生の日から14日以内とする。ただし、15日目以降も医療を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対して、期間の延長を申請する。

オ. 経費の負担

災害応急救助としての医療のために支出する費用は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の費用とする。

(ア) 県の救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費

(イ) 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合は、協定料金の額以内

(エ) 輸送費及び賃金職員等雇上費

(2) 助産

ア. 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）

イ. 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ. 方法

県の救護班及び助産師による他、助産施設のある市内の医療機関で行う。

エ. 実施期間

助産の実施期間は、原則として分べんした日から7日以内とする。ただし、8日目以降も助産を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対して、期間の延長を申請する。

オ. 経費の負担

災害応急救助としての助産のために支出する費用は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の費用とする。

(ア) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額

(ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費

第10節 ボランティア活動支援計画

担当部署	企画政策課、介護福祉課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、関係各課
------	---

災害時には、市内の住民をはじめ全国から多くのボランティアが参集し、被災者の救援や生活の安定、再建等に大きな力を発揮することが期待される。

このため、市は、災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、関係団体等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

第1 実施体制

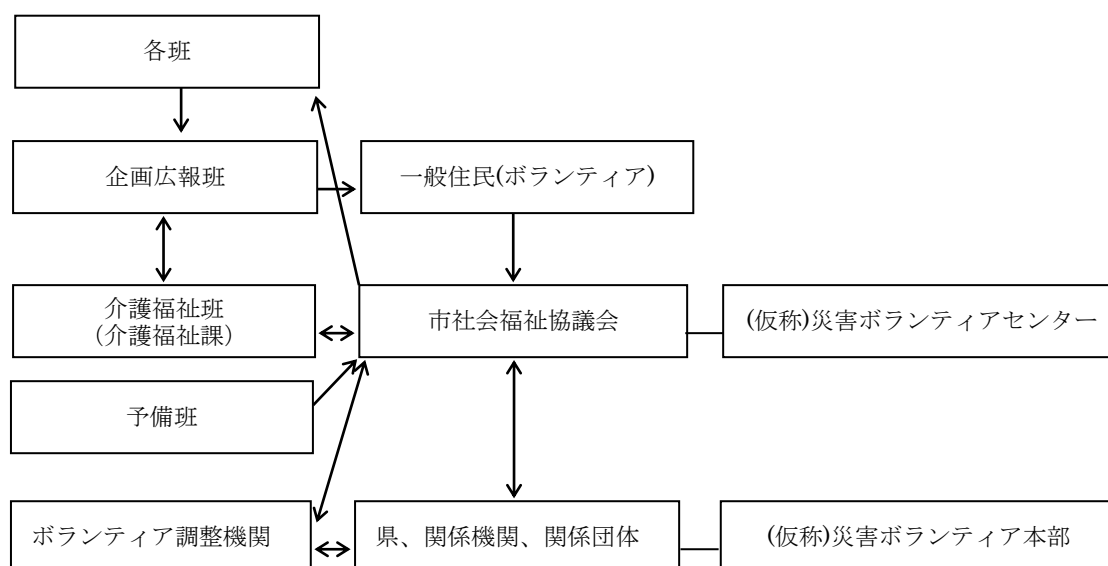
担当部署	企画政策課、介護福祉課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、関係各課
------	---

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重する。

介護福祉班（介護福祉課）は、予備班、市社会福祉協議会と連携して、社会福祉会館に情報提供、調整支援を行う窓口（（仮称）災害ボランティアセンター）を開設し、ボランティア活動に係る連絡調整を実施する。なお、社会福祉会館が被災し、拠点としての使用が困難な場合は、適宜、代替施設を選定する。

また、企画広報班は、ボランティア募集に係る広報や、活動支援等を実施する。

[ボランティア受入れ実施体制]



第2 ボランティアの確保

担当部署	企画政策課、関係各課
------	------------

各班は、ボランティア活動を効果的に進めるため、受入れに関するマニュアルを作成する。各班は専門技術ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの協力を得る。

(1) 専門的技能を有するボランティア

企画広報班は、各班より災害応急対策を実施するうえで、下記のような専門的技能を有するボランティアの要請があった場合には、県や関係機関に対して、活動内容や期間、派遣場所等を明らかにしたうえで、ボランティアの派遣を依頼する。

- ア. 医療、助産分野
- イ. 心身障害者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー等）
- ウ. 建築分野（被災建築物危険度判定士、被災宅地危険度判定士、斜面判定士等）
- エ. 語学分野
- オ. 輸送分野
- カ. 情報通信分野
- キ. その他専門的な技能を有する分野

(2) 一般ボランティア

災害により多数のボランティアが必要となった場合、企画広報班は、県（県民生活課）を通じてテレビやラジオ、新聞等の報道機関に災害ボランティアの募集の報道を要請する。また、奈良県総合ボランティアセンター、FMラジオ放送局への依頼、ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット：<http://www.nvn.pref.nara.jp/>）等により、ボランティアを募集する。

各班は、専門的技能を有するボランティア以外に、主として次の活動に係るボランティアの協力を得る。

- ア. 災害情報、生活情報等の収集及び伝達
- イ. 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ウ. 救援物資（義援物資）、資機材の配分・輸送
- エ. 軽易な応急、復旧作業
- オ. 災害ボランティアの受入れ事務

[奈良県総合ボランティアセンター連絡窓口]

連絡先	奈良県総合ボランティアセンター
住所	橿原市大久保町320-11（県社会福祉総合センター2F）
電話番号	0744-26-0233
FAX番号	0744-26-0234

第3 (仮称)災害ボランティアセンターの運営

担当部署	企画政策課、介護福祉課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
------	------------------------------------

介護福祉班（介護福祉課）は、予備班、市社会福祉協議会と連携して、災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉会館に（仮称）災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

この場合、介護福祉班（介護福祉課）は、（仮称）災害ボランティアセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保すると共に、企画広報班と連携を図り、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

（仮称）災害ボランティアセンターは、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制について、県が設置する（仮称）災害ボランティア本部に連絡する。

第4 ボランティア活動への支援

担当部署	企画政策課
------	-------

企画広報班は、ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

(1) 情報の共有化

ボランティア活動の円滑化を図るため、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図ると共に、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(2) 必要資機材の提供

ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な資機材及び活動の拠点を提供する。特に、これまでの災害に際してのボランティア活動による各種の応急活動に必要とされた備品提供に努める。また、清掃活動等のボランティア活動には、十分な量のタオル、ゴーグル、マスク、軍手、ゴム手袋等の備品提供に努める。なお、アスベスト等の飛散によって被害の拡大が生じることを未然に防止するため、アスベストを使用した倒壊建物に不用意に入ったり、家屋解体現場に近づいたりすることがないように注意を呼びかける。

また、防じんマスクも防疫上有効と思われるため、備品の提供に努める。

(3) ボランティア活動保険の加入

市社会福祉協議会は、ボランティア活動保険に関する相談窓口を開設すると共に、加入手続きを実施する。

(参考) ボランティア活動保険

- ① ボランティア活動保険とは、ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任等について補償する保険である。
- ② 加入申込者は、ボランティア個人又はボランティアグループ、NPO法人である。
- ③ 被保険者は、ボランティア個人、ボランティア監督義務者、NPO法人となる。
- ④ 対象となるボランティア活動は、市又は県社会福祉協議会に登録されたボランティアグループの会則に則り企画立案された活動、届出された活動、あるいは委嘱された活動となる。
- ⑤ ボランティア活動保険の契約の形態は、(福)全国社会福祉協議会が契約者となり、ボランティア個人を被保険者とする。このため、ボランティア個人又はボランティアグループは、所定の加入申込書に必要事項を記入し、捺印したうえで、名簿と共に、掛け金を添えて市又は県社会福祉協議会の担当窓口へ提出する。

第11節 海外からの支援受入れ計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、関係各課
------	------------------

海外からの支援申し入れが、外務省経由又は直接市にあった場合、市は、支援を受けるかどうかを迅速に判断すると共に、支援を受ける場合の受入れ体制を整備する。

第1 外務省経由の海外支援

担当部署	市民安全課、企画政策課、関係各課
------	------------------

外務省へ海外からの支援申し入れがあった場合、外務省から県へ支援国、支援団体名、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が連絡される。

その後、市は、県から支援を受けるかどうかの打診を受けた場合、次のように受入れの判断、受入れ体制の整備等を実施する。

(1) 連絡窓口

県からの支援打診の連絡窓口は、防災統轄班とする。

(2) 受入れの判断と県への回答

市長（本部長）は、県から海外支援の受入れの打診があった場合、災害の状況や応急活動の状況、関係各部の受入れ体制、国、県等の支援体制を総合的に判断し、支援を受けるかどうかを決定する。決定後、防災統轄班長は速やかに県（文化国際課）へ回答する。

(3) 支援部隊の受入れ

海外支援部隊の受入れにあたり、企画広報班は通訳を確保し、支援を希望する各部は、活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(4) 支援部隊の撤収

海外支援部隊の活動期間が終了した場合や支援部隊の活動機会がなくなった場合、市長（本部長）は、支援を受けた本部員に支援部隊の責任者と協議させて、撤収を決める。決定後は、防災統轄班長が県（文化国際課）へ撤収を要請する。

(5) 支援活動の記録

支援を受けた班は、海外支援部隊に国名、団体名、責任者氏名、到着日時、支援の種類、部隊人員、活動場所、活動内容、連絡先等についての報告書の提出を求める。

第2 直接市へ申し入れがある海外支援

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

海外のNGO（非政府組織）団体から、直接、災害対策本部や関係各部に支援受入れの打診がある場合、次のように受入れの判断、受入れ体制の整備等を実施する。

(1) 連絡窓口

海外のNGO（非政府組織）団体からの支援打診の連絡窓口は、防災統轄班とする。

(2) 支援受入れの判断と申し入れ者への回答

前項(2)に準じて、支援を受けるかどうかを決定する。決定後は、海外のNGO（非政府組織）団体に対して、防災統轄班長が回答する。

(3) 支援部隊の受入れ

前項(3)に準じる。

(4) 支援部隊の撤収

前項(4)に準じて、撤収を決める。決定後は、防災統轄班長は申し入れ者に撤収を要請する。

(5) 支援活動の記録

前項(5)に準じる。

第3 活動拠点、宿舎等の提供

担当部署	秘書人事課、関係各課
------	------------

支援を受ける各部は、人事班と連携して、当該支援部隊の活動拠点、宿舎等を提供する。

第12節 要配慮者の支援計画

担当部署	市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター
------	--

要配慮者は避難等に特別の配慮が必要なうえ、避難所生活においても生活上の支障を生じることが予想されるため、市は、県と連携して、次の対策を実施し、必要な支援の実施について万全を期す。

第1 実施体制

担当部署	市民安全課、介護福祉課、厚生福祉課
------	-------------------

要配慮者の被災状況確認、生活援護及び相談については、介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班が、防災統轄班、市社会福祉協議会、消防団、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、障害者団体等の福祉関係者、ボランティアと協力して、状況の把握及び相談等を実施すると共に、必要な援護措置をとる。

ただし、上記の者に限ることなく、職員、防災関係機関、住民は、相互扶助の精神に基づき、必要な措置を講じる。

また、防災統轄班は、被災した要配慮者で、援護者の確保及び援助物品の確保等、福祉的処遇が必要な者に対しては、必要に応じ県に支援を要請する。

第2 安否確認と福祉ニーズの把握

担当部署	介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター
------	--------------------------------------

福祉健康づくり部の各班は、災害直後に要配慮者の被害状況や安否について、近隣住民や家族等の協力を得て把握、確認する。また、病院や福祉施設等へ入院・入所の必要がある者については、的確な処置をとる。なお、病院や福祉施設等、要配慮者を受入れている施設管理者は、災害発生直後に要配慮者の被害状況の把握を行う。

(1) 安否確認・所在の把握

ア. 民生・児童委員

厚生福祉班は、民生・児童委員の安否・被害状況を自治会や自主防災組織等を通じて確認する。民生・児童委員は、要配慮者の安否確認を行い、自治会や自主防災組織等を通じて厚生福祉班へ連絡する。

イ. 社会福祉施設管理者

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、災害発生直後、速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認及び所在の把握を行うと共に、施設の被害状況を福祉健康づくり部の各所管班に連絡する。

ウ. 要配慮者に緊急通報整備の貸与等、緊急連絡網の整備を図る。

(2) 要配慮者の実態調査

福祉健康づくり部の各班は、要配慮者に適切な介護を実施するため、発災後1週間以内を目途に、避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を行う。

ア. 避難所の要配慮者の把握

福祉健康づくり部の各班員は、避難所管理者の協力を得て、65歳以上の高齢者及び障害者、児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（A. D. L.）等を調査すると共に、要配慮者を把握する。

イ. 在宅の要配慮者の把握

民生・児童委員は、要配慮者の生活状況を把握する。

ウ. 巡回相談の実施

福祉健康づくり部の各班員及び保健師、児童相談員は、避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うと共に、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

[安否確認に関するまとめ]

安否確認班	協力機関	対象者	確認先
介護福祉班	市社会福祉協議会 施設管理者 民生・児童委員 自治会や自主防災組織	高齢者	避難所 社会福祉施設 在宅者
厚生福祉班	市社会福祉協議会 施設管理者 民生・児童委員 自治会や自主防災組織	障害者	社会福祉施設 在宅者
こども福祉班	施設管理者 児童相談員	児童	避難所 在宅者
医療班	施設管理者 保健師	傷病者 妊産婦	医療施設 避難所 在宅者

第3 緊急介護の実施

担当部署	介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター
------	--------------------------------------

福祉健康づくり部の各班は、要配慮者に対し、必要に応じて、緊急介護を実施する。

福祉健康づくり部の各班員及び保健師等関係職員は、要配慮者の実態調査の結果に基づき、必要な場合は医療救護所、又は医療機関の医師の意見を求めたうえで、直ちに関係先との協議を行い、次の通り緊急介護を実施する。

なお、生活保護世帯の高齢者、障害者等で介護を必要とする者については、生活保護ケースワーカーが関係者と十分連携して、適切な対応を図っていく。

また、要配慮者の受入れ及び職員の応援等に関しては、近隣市町村等と協力体制を確立しておき、災害発生後には必要に応じて迅速な協力を要請する。

(1) 施設介護**ア. 緊急入院・緊急一時入所**

避難所での生活が困窮で、介護を必要とする要配慮者、又は被災による事情により在宅で十分に介護できない要配慮者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者更正援護施設、乳児院等への緊急入院、又は緊急一時入所を実施する。

イ. 在宅介護**(ア) ホームヘルプサービス**

災害後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

(イ) 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅の寝たきり老人等に入浴サービスを実施する。

(ウ) 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要配慮者の介護、看護について随時指導し、必要な医療ケアの確保に努める。

(エ) 日常生活用具の給付

日常生活用具を速やかに確保すると共に、迅速に給付する。

(オ) ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、ボランティアによるガイドヘルパーを速やかに派遣する。

(カ) ボランティアによる援助

ボランティアによる在宅福祉サービスを提供する。

(2) 福祉避難所

介護福祉班、厚生福祉班は、被害の状況に応じて、社会福祉施設を福祉避難所として利用し、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者を受入れる。

福祉避難所には、必要に応じ訪問看護やホームヘルパーの派遣を行う。

第4 仮設住宅地域等での訪問活動の推進

担当部署	総務課、介護福祉課、厚生福祉課、保健センター
------	------------------------

介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班、医療班は、市社会福祉協議会、民生・児童委員、市医師会等と協力、連携して、仮設住宅地域での訪問活動を推進する。また、情報広報班は、緊急連絡体制の整備や仮設住宅自治会の結成支援を行う。

(1) 入居者確認及びニーズ把握

介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班、医療班は、仮設住宅入居者の入居状況の把握に努める。入居者確認は、市社会福祉協議会、民生・児童委員、市医師会等の協力を得て、仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性等に関する把握調査を行う。

(2) 連絡体制の整備

仮設住宅からの通報に対して、介護福祉班（介護福祉課）による緊急時の連絡体制を整備する。

(3) 安否確認活動の推進

介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班は、仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、市社会福祉協議会、民生・児童委員等の協力を得て、友愛訪問活動を推進する。

(4) 要配慮者の生活支援の実施

介護福祉班（介護福祉課）、医療班は、ホームヘルパー及び市医師会等の協力を得て、仮設住宅における高齢者や障害者等に対して、生活状況の把握や生活支援のための訪問活動を行う。

(5) 住民相互の助け合い

総務班（総務課）は、仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援すると共に、必要に応じ集会所の警備を検討する。

また、入居者同士の声かけ運動の展開等、住民相互による地域訪問を推進する。

第5 被災した外国人への支援活動

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、次のように被災した外国人への支援活動を行う。

(1) 情報の提供

ア．被災した外国人に対して、被害状況、避難勧告等の避難情報、医療救護情報、食料や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ．情報提供の手段として、パンフレットの配布や掲示板等における外国語表示による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

(2) 支援サービス

ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を避難所に設置するよう努める。

第13節 避難対策計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、総務課、各支所、土地開発公社、人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、介護福祉課、子ども福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携して、避難勧告・指示、誘導等の必要な措置を講じる。避難の際には、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等に十分配慮する。

また、市は、災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 実施体制

担当部署	総務課、各支所、人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、介護福祉課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、奈良県広域消防組合消防本部
------	--

避難の指示等は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊等による。

また、避難誘導は、学校教育班等を中心に、施設管理者、消防団、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署、自治会や自主防災組織等が緊密に連携して実施する。

また、避難所の開設、運営は、総務班、避難所班、介護福祉班（介護福祉課）、教育総務班、公民館班、予備班等を中心に、施設管理者、自治会や自主防災組織、住民等と連携協力して実施する。

第2 避難勧告等

担当部署	市民安全課、企画政策課、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------------------

(1) 避難勧告等

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長（本部長）は、地域ごとに指定された避難所への避難の勧告や避難指示を行う。また、市長（本部長）は避難行動要支援者が安全に避難できるよう、避難準備情報を発令する。

避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下、「避難勧告等」という）を住民に伝達する時は、可能な限り郡山警察署及び防災関係機関の協力を得て実施すると共に、直ちに県（防災統括室）へ報告する。

企画広報班は、避難勧告等の発令が決定された場合、避難地区に対して、広報車による巡回等により避難情報を伝達する。また、防災統轄班は、放送機関を通じて住民にその情報を

伝達するため、必要事項を記入した所定の様式（資料編の資料6-13参照）を県（防災統括室）及び直接依頼する放送局へ提出する。また、これら手段が不可能な場合は、関係各班が協力して、職員の口頭伝達、電話・伝令等あらゆる手段を用いて情報を伝達する。

- ア. 避難準備情報とは、事態の推移によっては浸水害、土砂災害のおそれがある場合等に発するものであり、特に、避難行動要支援者等の避難に時間を必要とする住民への情報提供が必要な場合等に発するものである。
- イ. 避難勧告とは、その地域の居住者等に対して避難を拘束するものではないが、居住者がある勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為である。
- ウ. 避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者を避難のため立ち退かせる行為である。しかし、勧告・指示に従わなかった者に対しての直接強制権や罰則規制はない。

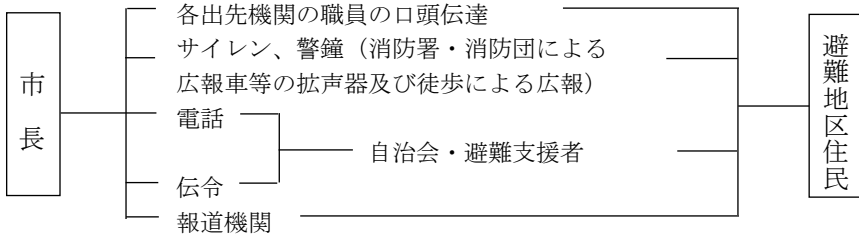
(2) 避難のための勧告又は指示等の権限

避難のための勧告又は指示等の責任者は、次に示す通りである。

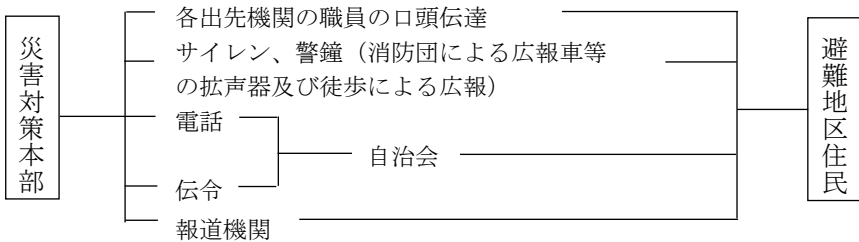
[避難勧告・指示等の実施責任者]

	実施責任者	措置	要件
避難準備情報	市長	・住民に対する避難準備 ・避難行動要支援者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められるとき
避難勧告	市長 災害対策基本法第60条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき
	知事 災害対策基本法第60条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができないとき
避難の指示等	市長 災害対策基本法第60条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき
	知事 災害対策基本法第60条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 災害対策基本法第61条	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき
	警察官職務執行法第4条	・避難等の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき
	自衛官 自衛隊法第94条	・避難等の措置	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき
	知事及びその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	・立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	・立退きの指示	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき

(3) 避難準備情報

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法令による根拠はなく、市長の判断による。 ・事態の推移によっては浸水害、土砂災害のおそれがある場合。 ・避難の準備を呼びかけるもの。 ・特に、避難行動要支援者等の避難に時間を必要とする住民への情報提供が必要な場合。
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地区 ・避難先 ・避難路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	
避難準備情報 伝達文 (例文)	<p>こちらは大和郡山市です。ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。高齢者の方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇〇へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。</p>

(4) 避難勧告

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想される場合。 ・火災が拡大するおそれがある場合。 ・爆発等のおそれがある場合。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫している場合。 ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認める場合。
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地区 ・避難先 ・避難路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	
避難勧告 伝達文 (例文)	<p>こちらは大和郡山市です。ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇〇へ避難してください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。</p>

(5) 避難指示

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告と同じ
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すと共に、必要に応じ直接口頭により伝達する。
避難指示 伝達文 (例文)	<p>こちらは大和郡山市です。ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇〇への避難を完了してください。</p> <p>十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。</p>

(6) 避難の注意事項

避難の準備に際しては、次の事項について周知徹底する。

- ア. 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- イ. 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処理を講じる。
- ウ. 非常持ち出し品等は必要最小限にとどめ、平常時から準備しておく。

(7) 避難措置の周知

ア. 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施者は、その内容を住民に対し周知徹底する。その際、避難行動要支援者を考慮して、迅速且つ確実に伝達できるよう留意する。

イ. 市長は、避難の勧告、指示を実施したとき、又は警察官が避難の指示を行いその旨を市に報告してきたときは、速やかに県に報告する。

ウ. 関係機関相互の連絡

県、郡山警察署、市及び自衛隊は、避難の勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第3 避難者の誘導

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

避難誘導は、消防職員、消防団員、警察官、自治会や自主防災組織の役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行い、極力安全と統制を図り実施する。

- ア. 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、要配慮者及びこれらの者に必要な介護者を優先して行う。なお、これらの誘導にあたっては、あらかじめ定められた初動マニュアルに基づき迅速、的確に行う。
- イ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- ウ. 避難にあたっては、非常持ち出し品を必要最少限に制限し、早期に避難を完了させる。
- エ. 避難者の移送及び輸送は、避難者が自ら行うことを原則とするが、避難者が自力で避難不可能な場合には、車両等により行う。

オ. 災害が広範囲で大規模な避難移送を要し、市では対応不可能な時は、県に協力を要請する。

第4 学校・社会福祉施設等における避難対策

担当部署	介護福祉課、こども福祉課、保健センター、教育総務課、学校教育課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---

学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設及び病院等、集団避難を必要とする施設にあつては、各施設管理者は、あらかじめ次の事項について定めた避難計画に基づき、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署等関係機関の協力のもとで避難対策を実施する。

- ア. 避難実施責任者
- イ. 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ. 避難の順位
- エ. 避難誘導責任者・補助者
- オ. 避難誘導の要領・処置
- カ. 避難者の確認方法
- キ. 家族等への引き渡し方法
- ク. 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ. 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第5 警戒区域の設定等

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

市長、知事及び法に定められた警戒区域の設定権者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

奈良県広域消防組合消防本部は、警戒区域の設定について、郡山警察署等の関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。さらに県警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

[警戒区域の設定権限]

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

第6 避難所の開設

担当部署	総務課、各支所、人権施策推進課、各ふれあいセンター、 小泉町出屋敷コミュニティセンター、介護福祉課、教育総務課、学校教育課、 生涯学習課、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、 選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
------	--

(1) 避難所の開設

- ア. 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所（本編の第2章第10節第2参照）を選定すると共に、避難所を開設する時は、速やかに総務班、介護福祉班（介護福祉課）、教育総務班をはじめとする各施設の管理班を通じて、避難所の施設管理者に連絡する。避難所の施設管理者は、避難所の安全性を確認してから、避難所を開設する。
- イ. 市長（本部長）は避難所を開設した時は、直ちに建物及び収容者を管理するため避難所派遣職員（避難所班、公民館班及び予備班）を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自治会や自主防災組織の役員や施設管理者を開設者とする事ができる。
- ウ. 避難所を開設した時は、直ちに次の事項を知事及び郡山警察署長へ報告する。（閉鎖した時も同様に報告する）

- (ア) 開設の日時、場所
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) 避難対象地区名

(2) 避難所の収容対象者

- ア. 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- イ. 自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに非難しなければならない者
- ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
- エ. 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
- オ. その他避難が必要と認められる者

(3) 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合、避難所の開設は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、8日目以降も収容を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対して、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(4) 経費の負担

避難所の開設のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。ただし、福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

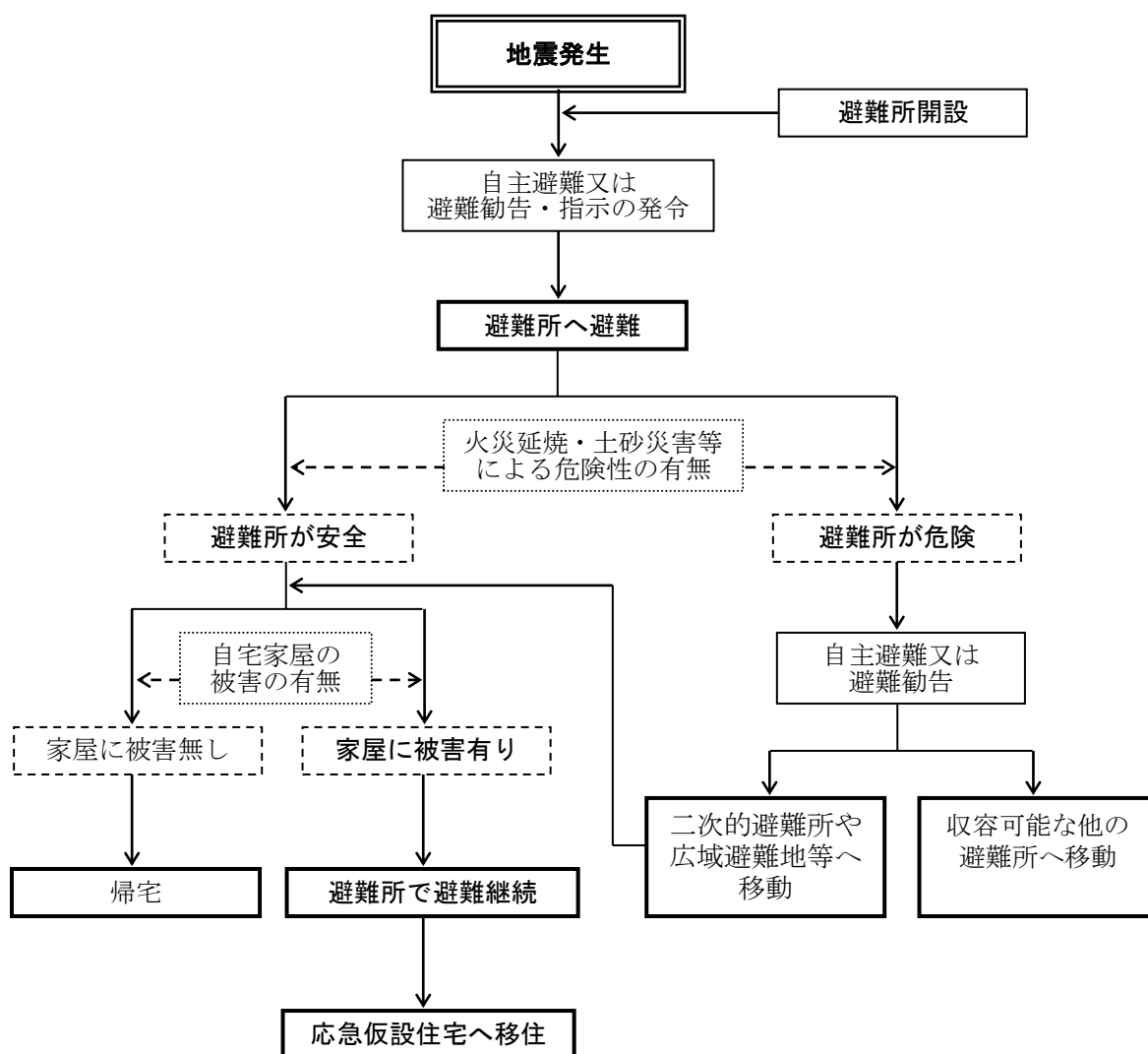
- ア. 避難所の設置、維持又は管理のための賃金職員等雇上費
- イ. 消耗器材費
- ウ. 建物の使用謝金
- エ. 器物の使用謝金
- オ. 借上費又は購入費
- カ. 光熱水費及び仮設便所等の設置費
- キ. 避難に当たっての輸送費

第7 避難体系

担当部署	市民安全課
------	-------

地震時の避難体系は、次のような段階避難方式とする。

[地震発生時の避難体系図]



(1) 避難勧告・指示の発令（又は自主避難）

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、避難勧告・指示が発令されるか、又は住民の自主判断で避難が必要な状況が発生した場合には、避難行動が開始される。避難行動は、地域ごとに一団となって避難することを原則とする。

(2) 避難所へ避難

避難行動を開始した住民は、事前に決められた小・中学校の校庭や、公園、集会所、田畑・丘陵等の空地等の避難所へ危険回避のために避難を行う。

(3) 避難者の帰宅

避難した住民のうち、火災の危険がなくなる等地域や自宅等が被災する危険がさり、被害を免れた、あるいは被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅する。

(4) 避難所での避難者収容

地震発生後、火災延焼や崖崩れ等、避難所の安全が確保された場合、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を避難所に収容する。

(5) 他の避難所へ移動し避難継続

地震発生後、火災延焼や崖崩れ等により事前に定められた避難所が危険な状況に陥った場合には、避難者は他地区の避難所へ移動避難をする。

(6) 広域避難地等へ避難

地震発生後、火災延焼や崖崩れ等により避難所が危険な状況になり、移動可能な避難所がない場合、あるいは大規模な災害が発生し、避難勧告・指示が出された場合、事前に定められている広域避難地や小学校の運動場（一時避難地）※等へ避難を行う。

※小学校の運動場（一時避難地）

災害の状況、避難者の状況等により柔軟に選定する。候補地を資料編の資料8-1に示す。

(7) 広域避難地等から避難所へ移動し避難者を収容

広域避難地等は、比較的大きな公園の屋外空間であることから、危険要因が去った後、安全性が確保された避難所へと最終避難を行う。

(8) 応急仮設住宅への移住

避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、被災者は応急仮設住宅での生活に移行する。

第8 避難所の管理・運営

担当部署	人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、学校教育課、生涯学習課、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局
------	--

(1) 運営責任者

避難所の運営責任者（以下、「避難所責任者」という）は、避難所派遣職員（避難所班、公民館班及び予備班）とし、施設管理者の意見を聞きながら教職員、自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得てその運営にあたる。

(2) 避難者の収容

- ア. 避難所責任者は、避難地域の被災者を収容すると共に、他地区より避難してきた被災者についても収容する。
- イ. 避難所責任者は、避難者を収容した時は、直ちに避難収容者名簿を作成する。
- ウ. 避難所責任者は、避難者の収容にあたり当該避難所が被害を受け、収容困難となった時、又は収容能力に余力がない時は、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。
- エ. 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、他の公共施設、民間施設の施設管理者等の関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設を確保する。

(3) 避難所の管理

- ア. 避難所責任者は、施設管理者、警察官、大和郡山市赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所の管理を行う。
- イ. 避難所責任者は、避難所開設日誌により、逐次収容状況を避難所班長や公民館班長に報告する。
- ウ. 避難所責任者は、次の事項が発生した時は、防災行政無線等により直ちに避難所班長に報告する。

(ア) 被災者の収容を開始した時

- (イ) 収容者全部が退出又は転出した時
- (ウ) 収容者が死亡した時
- (エ) 避難所に悪疫が発生した時
- (オ) その他報告を必要とする事項が発生した時

エ. 避難所責任者は、避難者のうち自宅、又は縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。

オ. 高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者については、十分に態様を把握し、介護者が不在の場合には、他の避難者（健常者）等、なるべく多くの住民に援護協力を要請する。

(4) 他の避難所への収容

ア. 避難所責任者は災害により多数の被災者が発生し、当該避難所では収容できない場合において、市長（本部長）の指示のもとで避難者を他の地区の避難所に収容する対応を行う。

イ. 被災地が広域にわたり、市域に予定していた避難所では被災者の収容ができないと判断される場合、市長（本部長）は県（県本部又は防災統括室）を通じて他市町村へ避難の受入れを要請する。

ウ. 他の避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮したうえで、輸送手段を判断する。また、避難者の生命、身体保護のため、緊急輸送を必要とする場合は、総務班（総務課）を通じて、市保有の車両又は借り上げ車両により輸送を行う。

(5) 避難所の閉鎖

ア. 市長（本部長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める時は、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ. 避難所責任者は、市長（本部長）の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。

ウ. 市長（本部長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

(6) 避難所の運営上の留意事項

避難所の運営に際して、特に次の7点に留意し対応する。

避難所収容者名簿の作成 （資料編の資料6-14参照）	① 救援物資（義援物資）の供給量、品目等を決定する際の基礎資料となる。 ② 尋ね人に関する問い合わせへの回答のための基礎資料となる。 ③ 行方不明者の捜索活動を行うための基礎資料となる。 ④ 名簿作成により、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の継続的な把握を行う。
自治組織の発足	① 避難所の運営にあたって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。 ② 男女共同参画の視点を取り入れた体制とする。

<p>自主的な管理運営</p>	<p>① 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。</p> <p>② 必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。</p>
<p>要配慮者への配慮</p>	<p>① 高齢者、障害者、病弱者はトイレに近いところに。</p> <p>② 2日目以降は、老人ホーム等の設備の整った施設へ移送手続きを行う。(本編の第3章第12節第3参照)</p> <p>③ やむを得ず入所を継続する場合は、最大限の配慮をほらう。</p>
<p>ニーズの把握</p>	<p>① 避難者の心のケアやプライバシーの確保に努める。</p> <p>② 要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、良好な避難所運営に常に努める。</p> <p>③ 老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮する。</p>
<p>夜間の安眠確保</p>	<p>① 管内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない。</p> <p>② 室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめる。</p> <p>③ 談話コーナー、喫煙コーナー等をつくり、夜間（10時以降）の憩いの場を確保する。</p>
<p>健康状態のモニタリング</p>	<p>① 避難者名簿に基づき健康状態を定期的に通診する。</p> <p>② ボランティア等の協力を得て、日常の会話から心的外傷後ストレス障害（PTSD）*の兆候の発見に努める。</p> <p>③ 慢性病等、継続的な治療を受けていた人に対する特殊医薬品の過不足等をモニタリングし、調達に努める。</p>

※心的外傷後ストレス障害（PTSD）

Past Traumatic Stress Disorderの略。PTSDはアメリカのベトナム戦争で大変なトラウマ（精神的な傷）を経験してきた人が、アメリカに戻った時に社会に適応できず、様々な精神症状を呈したため、PTSDとして取りまとめられた。現在は、災害、事故、犯罪等によっても認められ、フラッシュバック現象やパニック麻痺等の症状がある。

第14節 緊急輸送計画

担当部署	総務課、厚生福祉課、管理課、入札検査課、都市計画課、関係各課
------	--------------------------------

市は、災害時において救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するため、陸上交通の確保はもちろん、空路の活用を含む総合的な緊急輸送活動を行う。

第1 実施体制

担当部署	総務課、都市計画課、関係各課
------	----------------

緊急輸送計画に係る業務の連絡窓口は、総務班（総務課）とし、緊急輸送を実施する資材輸送班、各部、県、郡山警察署、その他関係機関等との緊密な連携協力のもとで実施する。

ただし、消防活動、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用等は、各所管班において実施し、その結果は総務班（総務課）に報告する。

第2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、緊急度に応じ概ね次の通りとする。

(1) 第1段階

- ア. 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する人員及び物資
- イ. 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ. 情報通信、電気、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員、並びに物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ. 被災者に対して、災害対策本部等が供給する食料及び飲料水等、生命維持に必要な物資
- キ. 被災者に対して、災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

(2) 第2段階

- ア. 上記第1の続行
- イ. 要配慮者の保護にかかる二次的避難所への移送
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア. 上記第2の続行
- イ. 災害応急対策に必要な人員及び物資

第3 輸送力の確保

担当部署	総務課
------	-----

総務班（総務課）は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な要員や資機材等を迅速に輸送するため、市が所有する車両（資料編の資料7-11参照）を活用する他、必要に応じて運送業者等の民間車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送手段を確保する。

(1) 車両の確保

ア. 車両の集中管理

災害時における効率的な輸送を確保するため、車両（各課等の特殊車両を除く）を集中管理する。

イ. 配車の要請

災害対策本部の各部において、車両を必要とする場合は、総務班（総務課）に配車要請を行う。

ウ. 配車の通知

各部から要請があった場合には、総務班長は使用車両を決定し通知する。

エ. その他車両の調達

市保有の車両では不足する場合は、市内の次の運送業者等に協力を要請する。

(ア) (公社)奈良県トラック協会

連絡先	(公社)奈良県トラック協会
住所	大和郡山市額田部北町981-6
電話番号	23-1200
FAX番号	23-1212

(イ) 日本通運(株)奈良支店

連絡先	日本通運(株)奈良支店
住所	横田町1092-1
電話番号	56-2371
FAX番号	56-5474

(ウ) 赤帽奈良県軽自動車運送協同組合（応援協定は資料編の資料12-15参照）

連絡先	赤帽奈良県軽自動車運送協同組合
住所	大和郡山市馬司町635-1
電話番号	59-1313
FAX番号	56-1976

オ. 燃料等の調達

ガソリン等の燃料が不足する場合は、奈良県石油商業組合（応援協定は資料編の資料12-19参照）等に協力を要請する。

連絡先	奈良県石油商業組合
住所	奈良市芝辻町85-10（奈良県自由民主会館3階）
電話番号	0742-26-1800
FAX番号	0742-27-4611

(2) 県への要請

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県（商業・金融振興課）に調達・あっ旋を要請する。

- ア. 輸送区間及び借り上げ期間
- イ. 輸送人員又は輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集結場所及び日時
- オ. 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ. その他必要事項

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

第4 緊急輸送体制の確立

担当部署	厚生福祉課、管理課、入札検査課、都市計画課
------	-----------------------

(1) 輸送拠点の確保

資材輸送班は、県と連携協力して、災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保する。

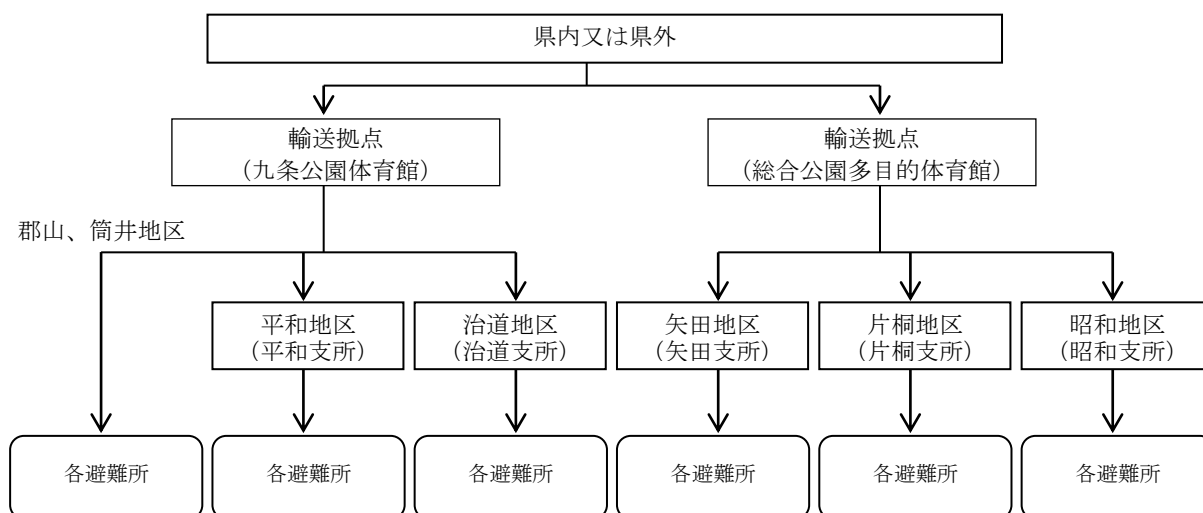
ア. 輸送拠点

県、県内市町村、県外からの救援物資、義援物資は、次の輸送拠点に集積し、厚生福祉班が配分を行った後に、資材輸送班が原則として各支所に輸送し、各支所において、各地区ごとに開設された避難所へ輸送する。また、市の備蓄倉庫に確保する飲料水、食料、生活必需品等の備蓄物資は、資材輸送班が各地区ごとに開設された避難所へ輸送する。

(ア) 九条公園体育館

(イ) 総合公園多目的体育館（ただし、避難所を兼ねる）

[救援物資、義援物資の輸送体系イメージ]



イ. 県の広域防災拠点

県は、広域防災拠点として次の場所を指定している。緊急輸送実施時は、これらの拠点との連携を円滑に行う。

- | | |
|---------------|------------------|
| (ア) 県営競輪場 | (奈良市秋篠町 98) |
| (イ) 第二浄化センター | (北葛城郡広陵町萱野 533) |
| (ウ) 消防学校 | (宇陀市榛原区下井足 17-2) |
| (エ) 吉野川浄化センター | (五條市二見 5-1314) |

ウ. 航空機等による輸送

地上の輸送が不可能な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、ヘリポートを指定して、県（防災統括室）に調達・あっ旋を要請する。（本編の第3章第5節第5参照）

(2) 緊急輸送道路の確保

市は、県に要請して、災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保する。

ア. 緊急輸送路線

県は、災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送道路を定めている。（本編の第2章第14節第1参照）

建設一斑は、これら緊急輸送道路と輸送拠点、開設された避難所等を結ぶ市が管理する道路について、適宜緊急輸送道路として確保し、必要な措置を講じる。

イ. 啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急輸送路が途絶した場合には、道路管理者は、ジャパンレッキングサービス協同組合等関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

第5 緊急通行車両の取扱い

担当部署	総務課
------	-----

総務班（総務課）は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、郡山警察署、または交通検問所に「緊急通行車両確認申出書」（資料編の資料7-5参照）、「規制除外車両確認申出書」（資料編の資料7-6参照）に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両等確認証明書」（資料編の資料7-7参照）、「規制除外車両確認証明書」（資料編の資料7-8参照）及び標章の交付を受けるとともに、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車に掲示する。

なお、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用したときは、「緊急通行車両等事前届出済書」（資料編の資料7-3参照）や「規制除外車両事前届出済書」（資料編の資料7-4参照）を準備し、郡山警察署、または交通検問所に提出して所要の手続きを受ける。

また、緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

第6 緊急輸送の実施

担当部署	都市計画課
------	-------

資材輸送班は、災害発生後の時間経過に従って、交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するため、それらを検討のうえで緊急輸送を実施する。

なお、緊急輸送の実施においては、陸上輸送の利用を原則とし、航空輸送は陸上輸送の補助的役割を担う。

第15節 交通規制計画

担当部署	企画政策課、管理課、入札検査課
------	-----------------

郡山警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時、警察法及び災害対策基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に任じ、関係機関と緊密な協力、連絡のもとに、交通規制等を行うことになっている。

市は、県（公安委員会、郡山警察署、道路管理者）等と相互に協力して、交通に関する情報を迅速かつ的確に把握すると共に、県が実施する災害警備活動や交通規制等に協力し、所管道路に係る必要な対策を実施する。

第1 実施体制

担当部署	企画政策課、管理課、入札検査課
------	-----------------

交通規制計画に係る業務の連絡窓口は、建設一班とし、企画広報班、消防団、郡山警察署、その他関係機関等との緊密な連携協力のもとで実施する。

第2 交通規制の実施責任者

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

道路管理者及び郡山警察署は、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見した時、もしくは通報によりこれを認知した時は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止又は制限を行うと共に、連携して適切な処置をとる。

(1) 道路管理者の交通規制

建設一班は、市が管理する道路について、市長（本部長）の指示に基づき、次の交通規制を実施する。

- ア. 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、県警察と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
- イ. 道路法による交通規制を行った時は、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。（資料編の資料7-9参照）
- ウ. 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板を掲示するか、又は報道機関を通じて交通関係業者、一般通行者等に対して広報すると共に、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。
- エ. 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(2) 県公安委員会、県警察による交通規制

- ア. 災害発生直後の交通規制

- (ア) 災害により通信が途絶した場合は、府県境において、他府県から県下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じて規制区域の増減等の必要な措置を講じる。
- (イ) 交通規制地点においては、パトカー等を重点的に配置すると共に、状況に応じロープ、柵、看板を使用して規制の実効を期する。
- (ウ) 交通規制区域においては、走行中の車両を道路の左側に寄せて停止させ、避難路及び緊急車両の通行路を確保する。
- (エ) 主要幹線道路及び避難路等において、緊急車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を、近くの公園、空地等に可能な限り一時収容する等して、道路幅員の確保を図る。

イ. 交通安全の施設の機能確保

信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他の異常の発見に努め、早期回復措置を講じると共に、信号機に異常のある交差点等では、手信号等による交通整理を実施する。

ウ. 緊急輸送確保の交通規制

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認められた時は、関係機関と連携してその緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急通行車両（知事又は公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じる。

エ. 道路管理者への要請

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

[交通規制の実施責任者及び範囲等]

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	1. 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 2. 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 道路交通法 第6条第4項

第3 相互連絡

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、郡山土木事務所、県公安委員会、県警察等と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報について相互交換すると共に、交通規制が必要な場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由について、相互に通知する。

第4 迂回路の選定

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、市の管理する道路において、市長（本部長）が道路交通の規制を行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

第5 交通規制の標識等

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、市の管理する道路において、市長（本部長）が道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき規制条件等を表示した標識（資料編の資料7-9参照）を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難な時には、必要に応じて警察官又は関係職員が現地において交通規制する等の措置を講じる。

第6 広報

担当部署	企画政策課、管理課、入札検査課
------	-----------------

建設一班は、企画広報班と連携して、道路交通の規制等の措置を講じた場合には、表示板を掲示するか、又はインターネット、報道機関を通じて、交通関係者、一般通行者に対し規制等の情報を広報することにより、一般交通にできる限り支障のないよう努めると共に、交通緩和や安全に協力を求める。

第7 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

上記の道路交通法に係る交通規制の他、警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行妨害となることによって、災害応急対策の実施に障害が生じるおそれがあると認める場合には、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して、緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じることができる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行確保のため、同様の措置を講じることができる。

第16節 食料、生活必需品の供給計画

担当部署	各支所、市民課、保険年金課、人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、厚生福祉課、都市計画課、学校給食事務所、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
------	---

市は、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という）の供給について、県、関係機関、住民等それぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ適切に行うための体制の確立を図る。

第1 実施体制

担当部署	各支所、市民課、保険年金課、人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、厚生福祉課、都市計画課、学校給食事務所、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
------	---

食料の供給計画に係る業務の連絡窓口は、食料班とし、災害規模に応じて、総務班（各支所）、避難所班、厚生福祉班、資材輸送班、教育総務班（学校給食事務所）、公民館班、予備班、県、近隣市町村、住民その他関係機関等と連携協力のもとで実施する。

また、生活必需品の供給計画に係る業務の連絡窓口は、厚生福祉班とし、災害規模に応じて、総務班（各支所）、避難所班、資材輸送班、公民館班、予備班、県、近隣市町村、住民その他関係機関等と連携協力のもとで実施する。

なお、市、県、関係機関の役割は概ね次に示す通りである。

(1) 市の役割

市は、災害時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講じる。なお、不足する場合は、県や近隣市町村に応援を要請する。他市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援を要請した場合には、これを県に報告する。

- ア. 避難所ごとの必要量算定
- イ. 災害用備蓄物資の供給（資料編の資料10-3参照）
- ウ. 協定締結している物資の調達

(2) 県の役割

県は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講じる。

- ア. 被災市町村ごとの必要量、ニーズの情報収集
- イ. 災害用備蓄物資の供給
- ウ. 協定締結している物資の調達
- エ. 市町村間の応援措置について指示
- オ. 奈良農政事務所に対する食糧、日本赤十字社奈良県支部に対する毛布・日用品の供給要請
- カ. 広域応援協定に基づく要請。（不足する場合）
- キ. 応援物資等の市町村の集積地への輸送

(3) 関係機関の役割

下記の関係機関は、市及び県からの要請があった場合には、次の措置を講じる。

ア. 農林水産省生産局

災害救助法又は国民保護法が適用された場合においては、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（資料編の資料10-5参照）の定めるところにより、備蓄物資の供給を行う。

イ. 日本赤十字社奈良県支部

毛布、日用品の備蓄物資の供給を行う。

ウ. 近畿経済産業局

生活必需品等を取り扱う業者・団体と物資供給に関する調整を行う。

第2 食料の供給

担当部署	各支所、市民課、保険年金課、人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、厚生福祉課、都市計画課、学校給食事務所、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
------	---

食料班は、災害発生時において、被災者及び応急対策従事者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、食料供給計画を作成して、災害用食料の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を確保する。

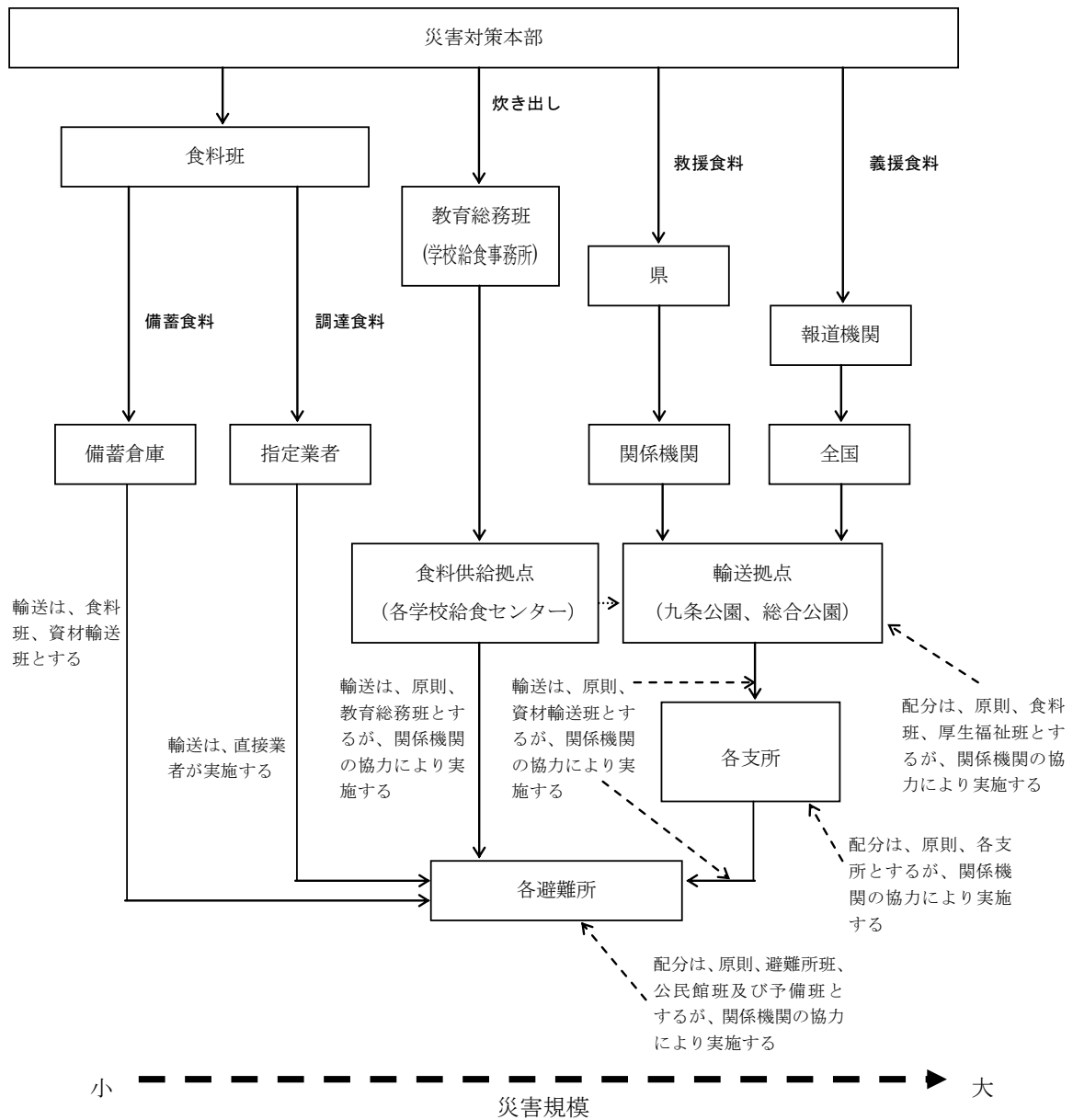
なお、市が備蓄する食料は、災害用備蓄物資一覧に示す通りである。

また、災害規模に応じた食料の供給体系イメージを次頁に示す。

[大規模災害発生後の時間経過ごとの食料供給計画]

	住民	市	県
(1) 災害発生後 24時間程度 まで	原則として各家庭 の備蓄食料で対応	1. 被害状況及び避難状況等 の把握 2. 備蓄食料の供出 3. 食料班の編成 4. 県に備蓄食料の払い出し を要請	1. (公社)奈良県トラック協 会に輸送の協力要請 2. 流通業者への協力要請 (流通在庫の供出) 3. 必要に応じ広域応援依頼
(2) 災害発生後 3日目程度 まで	上記(1)に加え、市 の供給により食料 を確保	1. 食料供給場所の設置(避 難所等) 2. 県備蓄物資の受入れ 3. 避難所等への食料輸送 4. 避難所等での食料供給	応援主管府県、自衛隊、日 本赤十字社等との連携のも と、災害対策本部の食料供 給活動を支援
(3) 災害発生後 4日目以降	上記(2)に加え、可 能な範囲で炊事調 理を実施	上記(2)に加え、県外からの 輸送された食料を避難所等 に輸送し、供給・炊き出し を実施	1. 県外からの輸送される物 資の受入れ 2. 災害対策本部の食料供給 活動を支援

[食料の供給体系イメージ]



(1) 食料供給の対象者

食料供給を実施する対象者は、原則として次の通りとする。

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家が全焼、全壊、半壊、半焼等の被害を受け、炊事ができない者
- ウ. 補助作業に従事する者で給食を行う必要がある場合
- エ. 通常の流通機関が一時的に麻痺（まひ）、混乱し、主食の供給が受けられない者

(2) 食料の調達方法

食料班は、精米、弁当、パン、副食品等について、市の備蓄食料及び事前に協定を締結した業者等から調達する。また、特に、おかゆ等の食べやすいもの、粉ミルク等の要配慮者に配慮した食料も併せて調達する。

なお、市長（本部長）は、市単独で必要数量を調達できない時は、米穀については、県（マーケティング課）を通じて農林水産省生産局に供給を要請し、調達する。（市長は、災害救助法又は国民保護法が適用された場合で県と連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接災害救助用米穀等の引き渡しを要請することができる。この連絡を行った場合、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。）

また、副食品等については、県に業者のあっ旋等を依頼する。

なお、調達を実施する時は、避難所班、公民館班及び予備班を通じて被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握する。

(3) 炊き出し

教育総務班（学校給食事務所）は、各学校給食センターを食料供給拠点（炊き出し拠点）として定め、炊き出しの実施を行う。

ア. 炊き出しの場所

炊き出しは、次の施設において実施するが、当該施設が被災を受けた場合は、適宜代替施設を選定し実施する。なお、炊き出しを実施する場合は、衛生管理や火災発生に十分に配慮しながら実施する。

[炊き出しの場所]

施設名	所在地
市役所食堂調理場	北郡山町248-4
中学校給食センターおおぞら	矢田町4563-1
小学校給食センターあすなる	高田町347-1

イ. 炊き出しの応援

炊き出しは、食料班員の他、自治会や自主防災組織、ボランティア、自衛隊等の応援協力を得て実施する。

また、炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。なお、他団体等からの炊き出しの申入れについては、調整のうえ受入れる。

ウ. 炊き出しにあたっての留意点

炊き出し現場には、責任者を配置し、責任者は混乱がないように指導し、調理については清潔を旨とし、衛生管理等に十分留意する。

(4) 食料の輸送

ア. 備蓄食料

市の備蓄食料は、市長（本部長）が指示する場所（避難所等）へ、食料班あるいは資材輸送班が車両にて輸送する。

イ. 調達食料

指定業者より調達する食料は、当該業者が市長（本部長）の指示する場所（避難所等）へ直送する。

ウ. 炊き出し

炊き出しによる食料は、原則として教育総務班（学校給食事務所）が、市長（本部長）の指示する場所（避難所等）へ輸送する。ただし、状況に応じて、資材輸送班その他関係機関と協力して実施する。

エ. 救援食料

市長（本部長）は、県に食料のあっ旋を要請する場合、救援食料は、輸送拠点（九条公園体育館及び総合公園多目的体育館）に一時集積するよう依頼する。輸送拠点では、食料班は、厚生福祉班、その他関係機関の協力により、配分をしたうえで、資材輸送班が車両にて、原則として各支所を通じて地区ごとの避難所へ輸送する。

オ. 義援食料

市長（本部長）は、義援食料を募集し、受入れを行う場合、義援物資受付本部を設置（本編の第3章第27節参照）すると共に、食料を輸送拠点（九条公園体育館及び総合公園多目的体育館）に一時集積する。輸送拠点では、義援物資受付本部が食料班、その他関係機関の協力により、配分をしたうえで、資材輸送班が車両にて、原則として各支所を通じて地区ごとの避難所へ輸送する。

(5) 食料の配布

避難所等での炊き出しその他による食料の配布は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、避難所班、公民館班及び予備班が避難所内の自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

(6) 炊き出しその他による食料の給与期間

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他による食料の給与期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、8日目以降も炊き出しその他による食料の給与を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。なお、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給することがある。

また、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(7) 経費の負担

炊き出しその他による食料の給与のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

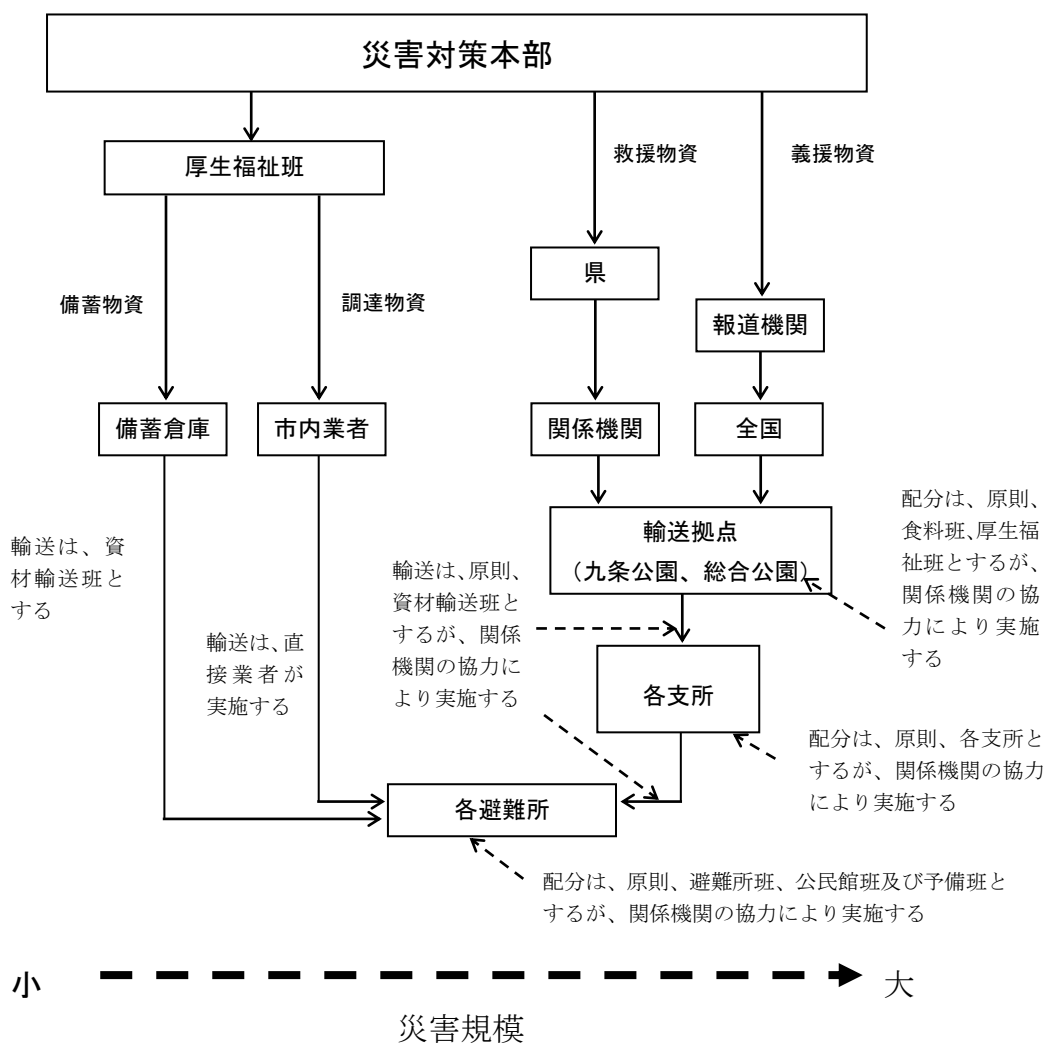
第3 生活必需品の供給

担当部署	各支所、人権施策推進課、各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター、厚生福祉課、都市計画課、学校給食事務所、中央公民館、南部公民館、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
------	---

厚生福祉班は、災害発生時において、被災者に対して、寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、生活必需品供給計画を作成し、次のように生活必需品を供給する。

また、災害規模に応じた食料の供給体系イメージを次に示す。

[生活必需品の供給体系イメージ]



(1) 生活必需品供給の対象者

生活必需品を供給する対象者は、原則として全半壊又は全半焼等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 生活必需品の調達方法

厚生福祉班は、市で備蓄している生活必需品の他、市内の関係業者の協力を得て協議のうえで調達し、必要量が確保できない場合には、県（福祉政策課）に対して物資の調達あつ旋を依頼する。

なお、調達を実施する時は、避難所班、公民館班及び予備班を通じて被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握する。

(3) 生活必需品の輸送

厚生福祉班は、生活必需品の輸送については、資材輸送班と緊密に連携して、概ね次のように実施する。

ア. 備蓄物資

市の備蓄物資は、市長（本部長）が指示する場所（避難所等）へ、資材輸送班が車両にて輸送する。

イ. 調達物資

市内業者より調達する物資は、当該業者が市長（本部長）から指示された場所（避難所等）へ直送する。

ウ. 救援物資

市長（本部長）は、県に生活必需品のあつ旋を要請する場合、救援物資は、輸送拠点（九条公園体育館及び総合公園多目的体育館）に一時集積するよう依頼する。輸送拠点では、関係機関の協力により配分をしたうえで、資材輸送班が車両にて、原則として各支所を通じて地区ごとの避難所へ輸送する。

エ. 義援物資

市長（本部長）は、義援物資を募集し、受入れを行う場合、義援物資受付本部を設置（本編の第3章第27節参照）すると共に、義援物資を輸送拠点（九条公園体育館及び総合公園多目的体育館）に一時集積する。輸送拠点では、義援物資受付本部が食料班、その他関係機関の協力により、配分をしたうえで、資材輸送班が車両にて、原則として各支所を通じて地区ごとの避難所へ輸送する。

(4) 生活必需品の配布

避難所等での生活必需品の配布は、避難所班、公民館班及び予備班が避難所内の自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。なお、供給にあたっては、供給品目や数量等を避難所単位でリスト化して明らかにし、被災者間に不公平感が生じることのないように配慮する。

(5) 生活必需品の給与期間

災害救助法が適用された場合、生活必需品の給与期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、11日目以降も生活必需品の給与を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(6) 経費の負担

生活必需品の給与のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、及び県の小災害に対する救助内規（資料編の資料6-10参照）が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、その他の場合は、市が負担する。

なお、生活必需品の範囲は、次の通りとし、現物給付に限る。また、県の備蓄物資の価格は年度当初の評価額とされる。

- ア．被服、寝具及び身の回り品
- イ．日用品
- ウ．炊事用具及び食器
- エ．光熱材料

第17節 給水計画

担当部署	企画政策課、業務課、工務課
------	---------------

市は、災害時における飲料水等の確保のため、次に示す給水計画により、速やかな応急給水を実施する。

なお、避難所等の地域の給水拠点においては、自治会や自主防災組織、施設管理者等の協力を得て給水活動を実施する。またその場合には、要配慮者に対する給水について十分留意する。

第1 実施体制

担当部署	業務課、工務課
------	---------

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合及び知事が認めた場合は、県が市町村相互間の連絡調節を行い、広域的な見地から給水を実施する。また、災害救助法が適用された場合でも知事が職権の一部を委任した場合は、市長（本部長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が実施し、市において実施できないときは、近隣市町村が協力を得て実施する。

また、給水計画に係る業務の連絡窓口は業務班とし、給水施設班、県（生活衛生課、水道局）、近隣市町村、その他関係機関等との連携協力のもとで実施する。

(2) 拠点給水等

ア．市は、各水道施設（浄水場・排水場・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。

イ．給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点給水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 緊急措置

担当部署	業務課、工務課
------	---------

業務班、給水施設班は、災害発生後、次の措置を行い、情報を集約及び整理し、被害範囲や規模等について迅速に把握する。

ア．緊急修理資機材及び消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）を集結し、出動体制を整備する。

イ．水道施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

ウ．配水場等水道施設の状態を確認し、貯水量の把握を行う。

エ．各給水区域の断水状況の収集、把握を行う。

オ．施設の損壊、漏水等を応急復旧する。

カ．水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当な時は、直ちにその使用禁止、あ

るいは停止及び制限等の措置をとる。

第3 給水活動

担当部署	企画政策課、業務課、工務課
------	---------------

給水施設班は、把握情報に基づいて応急給水計画を作成し、応急給水活動を実施する。

(1) 給水の対象者

給水の対象者は、原則として下記の者とする。

- ア. 災害により水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者
- イ. 飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

(2) 目標量

災害発生時に飲料水を得られない者に対しては、災害発生後の時間経過ごとに、次のように供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の給水水準まで回復させる。

[災害発生後の時間経過ごとの給水計画]

	住民	市	県
災害発生後24時間程度まで	原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1人1日当たり3リットルを目安にして備蓄）	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水施設班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院等人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・県への応援依頼 ・1人1日当たり3ℓ 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・他市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等へ応援要請
災害発生後3日目程度まで	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え ・応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水場所等において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報 ・1人1日当たり3ℓ 	他市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等と連携して災害対策本部の給水活動を支援
災害発生後4日目以降	上記に加え応急給水活動に協力	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬・給水 ・1人1日当たり20ℓ 	同上

(3) 給水方法

- ア. 被災地において水源を確保することが困難な時は、被災地に近い浄水場、配水場から給水車等で搬送し、給水する。
- イ. 飲料水兼用耐震性防火水槽の利用が可能な場合は、これを利用する。
- ウ. 飲料水が汚染したと認める場合は水質検査を行う。
- エ. 給水は、まず医療施設や避難所、医療救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

(4) 住民への広報

業務班は、企画広報班の協力を得て、広報車等により給水場所や給水時間を住民に広報すると共に、節水について呼びかける。

(5) 応援要請

市単独では十分な給水活動を実施することが困難な場合は、業務班は、県（生活衛生課、水道局）又は他市町村に応援を要請する。（関連応援協定は資料編の資料12-7～11、資料12-25参照）

(6) 給水の実施期間

災害救助法が適用された場合、給水の実施期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、8日目以降も給水を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(7) 経費の負担

給水の実施のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとし、その額は通常の実費とする。

ア．水の購入費

イ．給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費、並びに薬品及び資材費

ウ．輸送費及び賃金職員等雇上費

第18節 防疫、保健衛生計画

担当部署	保健センター、人権施策推進課、各ふれあいセンター、 小泉町出屋敷コミュニティセンター、中央公民館、南部公民館、議会事務局、 監査委員事務局、農業委員会事務局
------	--

市は、大規模な災害時において、多数の被災者が避難生活等を余儀なくされるような状況が予見されるため、避難所等における衛生環境の維持、確保を図ると共に、食中毒や感染症等の発生に対する予防措置の徹底を図る。また、市は同時に生活環境の急変や災害によるショックや心的外傷後ストレス障害（PTSD）等による被災者への精神的ケア対策を含めた保健医療対策の実施を図る。

第1 実施体制

担当部署	保健センター
------	--------

被災地の防疫、保健衛生は、医療班が郡山保健所長の指導、指示に基づいて実施体制を整える。ただし、市の被害が甚大で、市単独での防疫、保健衛生活動の実施が不可能、又は困難な時は、郡山保健所に応援要請を行い、郡山保健所又は郡山保健所管内の各市町村からの応援を得て実施する。

なお、郡山保健所内において実施が不可能な時は、県救助福祉部防疫班（健康増進課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2 防疫活動

担当部署	保健センター、人権施策推進課、各ふれあいセンター、 小泉町出屋敷コミュニティセンター、中央公民館、南部公民館、議会事務局、 監査委員事務局、農業委員会事務局
------	--

医療班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症予防法」という）に基づき、県及び関係機関と連携しながら迅速な防疫活動を実施する。

(1) 消毒

感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件について消毒を実施する。

- ア. 浸水家屋、下水その他、不潔場所の消毒
- イ. 避難所の便所、その他不潔場所の消毒
- ウ. 感染症患者家屋の消毒
- エ. 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除
- オ. 井戸の消毒

(2) ねずみ、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いが

あるねずみや昆虫等を駆除する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いあるとして生活の用に供される水の使用、又は供給を制限した場合においては、感染症予防法第31条第2項に基づき、当該生活の用に供される水の利用者に対して給水を実施するよう上下水道部業務班に連絡する。

(4) 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合には、予防接種法第6条に基づき、県に予防接種実施を要請すると共に、県から指導があった場合には、医療救護チームと連携して、臨時予防接種を行う。

また、被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合には、直ちに県（郡山保健所）へ通報すると共に、県の指示、指導により、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置、その他の予防措置をとる。なお、被災状況等によりやむを得ない事由により、入院措置がとれない場合には、県指導のもとで自宅隔離を行い、し尿等の衛生的処理について厳重に指導する。

(5) 避難所における防疫活動

避難所班、公民館班及び予備班と連携して、避難所等において、生活上の保健衛生に関する次の広報及び指導を行う。病院

- ア. 食品の衛生管理（保存方法、調理方法等、食品の取扱い方法及び調理者の衛生管理等）
- イ. 飲料水の衛生管理（必要に応じ煮沸後の飲用、井戸水の消毒等）
- ウ. 手洗いの励行、手指の消毒
- エ. トイレ等の衛生管理（消毒方法等）
- オ. その他衛生情報（入浴施設等の情報）

(6) 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合には、防災統轄班を通じて県（健康増進課）に協力要請を行う。

(7) 県への報告

被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を取りまとめると共に、郡山保健所を經由して知事へ報告する。また災害防疫活動を終了した場合には、速やかに災害防疫完了報告書（資料編の資料6-12参照）を作成し、郡山保健所を經由して県に提出する。

(8) 経費関係事務

災害防疫活動終了後、災害に要した経費を他の防疫活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱^{*}に基づき作成し、郡山保健所を經由して県に提出する。

^{*}災害防疫実施要綱

昭和40年5月10日に各都道府県知事・各指定都市市長あてに出された厚生省（現厚生労働省）公衆衛生局通知であり、災害防疫の特性に鑑み、企画及び総合性ある業務運営を確保し、行政運用の効率化を図るため、これに必要な防疫態勢の整備、組織的活動の推進を行い、防疫措置に万全を期するために定められた要綱。

第3 被災者の健康維持活動

担当部署	保健センター
------	--------

医療班は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握すると共に、医療面での助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を県（健康増進課）と連携して実施する。

(1) 住民、自らが実施する対策

住民に対して、次の健康維持活動を行うように指導する。

- ア. 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ. 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして健康維持活動を行う。

(2) 巡回相談等の実施

- ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- ウ. 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(3) 心の健康相談等の実施

- ア. 災害による災害神経症（DSD）※、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症候群に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ. 環境の激変による精神疾患の発生、通院患者の治療中断に対応するため、精神科救護チームを設置し、また、精神科夜間診療体制を確保する。

※災害神経症（disaster stress disorder）

大規模な災害や戦争等によって、傷ついた心が引き起こす身体の症状

第4 愛玩動物の収容対策

担当部署	環境政策課
------	-------

清掃班（環境政策課）は、次のように愛玩動物の収容対策を実施する。また、収容に際しては、動物を介した感染症等の被害拡大が発生しないように留意する。

(1) 実施方法

（公社）奈良県獣医師会及び各動物愛護団体と連携、協力して、愛玩動物を救援するため、県等の指導や助言のもとで、次のような愛玩動物の収容対策を実施する。

- ア. 放浪動物の収容、保管
- イ. 負傷した動物の収容、治療、保管
- ウ. 飼養困難な動物の一時的な保管
- エ. 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集、提供
- オ. 動物に関する相談の実施等

〔(公社)奈良県獣医師会連絡窓口〕

連絡先	(公社)奈良県獣医師会
電話番号	0742-27-5653

(2) その他の対策

- ア. 県（生活衛生課）と調整のうえ、被災動物を救護するために応急保護施設の設置を検討する。
- イ. 避難所における愛玩動物の状況等について、必要に応じ情報収集すると共に、住民に広報する。
- ウ. 愛玩動物の所有者に対して、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期間放置せず適切な対応に努めるよう、指導又は助言する。

第5 防疫用資機材・薬剤の調達

担当部署	保健センター
------	--------

医療班は、防疫活動が必要と予測される災害の発生時においては、防疫活動に関する資機材の必要量を速やかに算出する。また、災害状況から算出した防疫用資機材や、薬品の必要量から、保管品等の備蓄量では不足が生じると判断される場合は、県（薬務課）を通じた奈良県医薬品卸協同組合や近隣市町村への応援要請、及び民間の製薬会社や薬局、商店からの追加購入等により不足分の調達に努める。

〔奈良県医薬品卸協同組合連絡窓口〕

連絡先	奈良県医薬品卸協同組合
住所	奈良市池田町210-4（合同東邦(株)奈良木下営業部内）
電話番号	0742-61-2615
FAX番号	0742-61-6717

第19節 遺体の火葬等計画

担当部署	市民安全課、市民課、環境政策課、クリーンセンター、奈良県広域消防組合消防本部
------	--

市は、災害により多数の行方不明者や死者が発生した場合においては、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署等の関係機関と連携して、行方不明者の捜索、遺体の処置等を実施すると共に、必要に応じて他の自治体や関係業者等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。

また、捜索の結果、生存が確認された場合には、適切な救急活動を実施する。

第1 実施体制

担当部署	市民課、環境政策課
------	-----------

災害応急救助としての遺体の埋葬（火葬）は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（本部長）が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が実施する。

また、遺体の火葬等計画に係る業務の連絡窓口は、遺体の捜索については食料班（市民課）、遺体の収容については清掃班（環境政策課）とし、それぞれ、県（生活衛生課）、近隣市町村、郡山警察署、市医師会、遺体収容可能施設、並びに葬祭業者等との連携協力のもとで実施する。

清掃班（環境政策課）は、あらかじめ遺体収容可能施設、葬祭業者等を把握し、火葬場等の確保に努め、必要に応じ葬祭業者等との連携協力体制、近隣市町村との応援体制の整備を推進する等、災害発生時における遺体の処置体制の整備に努める。

第2 遺体の捜索

担当部署	市民課、奈良県広域消防組合消防本部
------	-------------------

食料班（市民課）は、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署、自衛隊、自治会や自主防災組織等の協力を得ながら、捜索に必要な機械器具等を借上げて遺体の捜索を実施する。

(1) 捜索の対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 捜索活動

捜索は、捜索チームを編成し実施する。また、この場合必要がある場合は、自衛隊、自治会や自主防災組織の協力を求める。

(3) 遺体の捜索期間

災害救助法が適用された場合、遺体の捜索期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、11日目以降も遺体の捜索を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(4) 経費の負担

遺体の捜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

- ア. 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費
- イ. 捜索のために使用した機械器具の修繕費
- ウ. 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等燃料費
- エ. 輸送費及び賃金職員等雇上費

第3 遺体の収容

担当部署	市民安全課、環境政策課
------	-------------

清掃班（環境政策課）は、遺体を発見した場合には、次の措置を行う。

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ア. 遺体を発見した場合、発見者は速やかに郡山警察署に連絡する。
- イ. 郡山警察署は、遺体検視、その他所要の処置を行った後、関係者（遺族又は医療班）に引き渡す。

(2) 遺体の収容

- ア. 遺体収容所の開設

遺体収容所は、あらかじめ確保したオープンスペース、その他公共施設の中から適宜選定し、施設管理者と協議しつつ開設する。なお、遺体収容所を開設した場合、防災統轄班は関係機関に報告を行う。

- イ. 遺体の収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体について、郡山警察署とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。ただし、現場での検視や検案が困難な場合には、遺体収容所において検視及び検案を行う。

第4 遺体の処置

担当部署	環境政策課、クリーンセンター
------	----------------

清掃班（環境政策課、クリーンセンター）は、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合、これらの処置を実施する。

(1) 遺体の処置方法

遺体の処置は、見分を行う警察と密接な連携をとりながら実施し、必要に応じて葬儀業者の雇用又は自治会や自主防災組織等の住民組織の協力を得て行う。

ア. 遺体の引き渡し

郡山警察署から遺体の引き渡し連絡を受けた時は、直ちに職員、並びに委託葬儀業者を現場に派遣し、遺体の引き渡しを受ける。

イ. 遺体の検案

処置を行う前に警察官による見分が行われているが、検案は通常その時に行われる。従って、見分・検案が終わった後に洗浄等の処置を行うことになることに留意する。

ウ. 洗浄、縫合、消毒

引き渡しを受けた遺体を、直ちに遺体収容所において、必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

また、遺体収容所は寺院、公共建物又は公園等適当な場所を選び開設する。適当な収容施設がない場合においては天幕等を設置し、開設する。

エ. 遺体の一時保存

遺体の一時保存は遺体収容所において行なう。

保存にあたっては、棺桶、ドライアイス等を委託葬儀業者や広域応援機関から調達し、遺体の腐乱を避ける。特に、夏期等気温が高い季節には、遺体の腐乱防止に十分注意を払う。

オ. 遺体の身元確認

遺体の身元を確認し、遺体処置票及び遺留品処理票を作成したうえで納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

カ. 遺体の引き取り

身元が判明し、引取人がある時は、速やかに遺族等へ引き渡す。

遺体の引き取りがあった場合は、死体処理台帳（資料編の資料 6-7 様式 20 参照）に必要事項を記載する。

(2) 遺体の処置期間

災害救助法が適用された場合、遺体の処置期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、11日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(3) 経費の負担

遺体の処置のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

- ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用（遺体1体当たり3,300円以内）
- イ. 遺体の一時保存のための費用（遺体1体当たり5,000円以内）
- ウ. 検案に要する費用（ただし、通常の場合は医療救護チームにより実施するので費用は支出しない。）
- エ. 輸送費及び賃金職員等雇上費

第5 遺体の埋葬(火葬)

担当部署	環境政策課
------	-------

清掃班（環境政策課）は、遺族が混乱期のために資力の有無にかかわらず埋葬（火葬）を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、次の方法により遺体の埋葬（火葬）を実施する。

(1) 遺体の埋葬（火葬）方法

遺体の埋葬（火葬）は、災害の際に死亡した者に対して、応急的に実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引き取りのない場合は市で埋葬（火葬）する。遺体は、遺体処置台帳（資料編の資料6-7様式20参照）を作成して、遺品を保存したうえで埋葬する。

ア. 埋葬は、原則として火葬により実施する。

イ. 身元不明遺体については、埋葬の後、遺骨及び遺品等を寺院等に依頼して保存する。

ウ. 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等、関連する情報を広域のかつ迅速に収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

エ. 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講じる。

オ. 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

(2) 埋葬（火葬）の実施期間

災害救助法が適用された場合、埋葬（火葬）の実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、11日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(3) 経費の負担

埋葬（火葬）のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

ア. 棺（附属品を含む）

イ. 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む)

ウ. 骨つぼ及び骨箱

第6 応援要請

担当部署	市民安全課、市民課、環境政策課、クリーンセンター
------	--------------------------

食料班（市民課）、清掃班（環境政策課、クリーンセンター）は、遺体の搜索、処置、埋葬等について、市単独では対応できない時は、次の事項を示した上で防災統轄班を通じて県（生活衛生課）に応援を要請する。

ア. 搜索、処置、埋葬等の区別及びそれぞれの対象人員

イ. 搜索地域

- ウ. 火葬等施設の使用可否
- エ. 必要な輸送車両の数
- オ. 遺体処置に必要な機材、資材の品目別数量

第20節 廃棄物の処理及び清掃計画

担当部署	市民安全課、環境政策課、クリーンセンター
------	----------------------

市は、し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持、及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。

第1 し尿処理

担当部署	市民安全課、環境政策課、クリーンセンター
------	----------------------

(1) 実施体制

し尿処理に係る業務の連絡窓口は、清掃班（環境政策課、クリーンセンター）とし、防災統轄班、委託業者、県（廃棄物対策課）その他関係機関との連携協力のもとで実施する。

(2) 初期対応

- ア. 避難所及び避難人員の確認を行い、上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みとを勘案して、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み及び仮設トイレの必要数を把握し、県（廃棄物対策課）に報告する。
- イ. 倒壊家屋や焼失家屋の便槽及び仮設トイレからの発生量を予測して県（廃棄物対策課）に報告する。
- ウ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- エ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを確保する。

(3) 仮設トイレの設置

清掃班（環境政策課）は、必要に応じ関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア. 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレは、100人当たり1台を目安として設置する。

イ. 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、関係業者等より借り上げるが、不足が生じる場合には、防災統轄班を通じて県（廃棄物対策課）に支援協力を要請する。

ウ. 仮設トイレの設置

- (ア) 仮設トイレは、避難所等の公共施設に優先的に設置する。
- (イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。
- (ウ) 仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。
- (エ) 冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

エ. 設置期間

仮設トイレの設置期間については、上水道及び下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの期間とする。

オ. 仮設トイレの管理

関係事業者と協力のうえで、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生

状態を保つ。ただし、設置された仮設トイレ清掃等の衛生管理は、原則として避難した住民の自治会や自主防災組織等が中心となる。

(4) 処理

清掃班（クリーンセンター）は、し尿の収集処分については、処理施設で処理する。

(5) 広域支援

清掃班（クリーンセンター）は、単独でし尿の収集及び処理が困難な場合には、必要に応じて委託業者等に応援を要請する。なお、不足する場合には、県（廃棄物対策課）、近隣市町村に応援を要請する。

また、他の被災市町村を支援する場合は、市の処理能力に応じて、可能な限り支援を行う。

第2 生活ごみの処理

担当部署	クリーンセンター
------	----------

既往の災害時にはあらゆる廃棄物が同時、かつ大量に排出されており、社会問題化しているが、これらは季節によっては衛生管理上の観点からも、一層迅速な処理が必要とされる。

従って、被災状況を的確に把握し、生活ごみを影響の大きいと見込まれる住宅密度の高いところから収集する等とし、道路交通の状況によっては夜間収集も考慮する。

直営収集を核とした収集体制づくりと併せ、災害規模によっては、速やかに県（廃棄物対策課）、他市町村、民間からの応援を要請する。

一方、住民に対しては、報道機関等を通じてごみの収集計画等を広報すると共に、排出全量の縮減や曜日や排出区分のルールを守るよう協力を呼びかける。

(1) 実施体制

生活ごみの処理に係る業務の連絡窓口は、清掃班（クリーンセンター）とし、委託業者、県（廃棄物対策課）、その他関係機関との連携協力のもとで実施する。

(2) 初期対応

ア. 避難所及び避難人員の確認を行い、県（廃棄物対策課）に報告する。

イ. 避難所をはじめ被災地域におけるごみの発生見込み量を予測し、県（廃棄物対策課）に報告する。

ウ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、県（廃棄物対策課）に報告する。

(3) 処理活動

ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ. ごみの処理を行うために必要な人員及び収集運搬車両を確保する。

ウ. 被災地の住民に対して、集積場所及び収集日時の周知を行う。

エ. 必要に応じて仮置場、一時保管場所を設置する。

オ. 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

カ. 消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置き場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

キ. 必要に応じて、委託業者、県（廃棄物対策課）、近隣市町村、関係団体等に応援要請を行う。

(4) 避難所ごみ対策

避難所の開設規模を勘案し、必要に応じて一般のごみ処理とは別ルートでの収集計画を講じる。また、収集計画には、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等、一時大量に発生するものについて、再利用・リサイクルの方法と併せて、その処理方法を定める。

(5) 不法投棄対策

排出ルールの乱れと共に、不法投棄が長期間発生することが予測される場合には、不法投棄パトロール等の対策を実施する。

第3 がれきの処理

担当部署	クリーンセンター
------	----------

(1) 実施体制

がれきの処理に係る業務の連絡窓口は、清掃班（クリーンセンター）とし、委託業者、専門事業者、県（廃棄物対策課）、その他関係機関との連携協力のもとで実施する。

(2) 初期対応

- ア. 浸水・倒壊家屋や焼失家屋の数、及びがれきの状況等の情報を収集し、県（廃棄物対策課）に報告する。
- イ. がれきの発生量を把握し、県（廃棄物対策課）に報告する。
- ウ. がれきの選別、保管、焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保すると共に、がれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

(3) 処理活動

- ア. がれき処理については、危険なもの、道路通行上支障のある物等を優先的に収集、運搬する。
- イ. がれきの適正な分別、処理、処分を行うと共に、可能な限りリサイクルに努める。
- ウ. アスベスト等の有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めると共に、住民及び作業員の健康管理や安全管理にも十分配慮する。
- エ. 必要に応じて、県（廃棄物対策課）、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。
- オ. 他の被災市町村を支援する場合は、市の処理能力に応じて、可能な限り支援を行う。

(4) 解体工事及び災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うものであるが、清掃班（クリーンセンター）は、これらの廃棄物処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。

ただし、災害の規模や状況によっては、災害廃棄物として扱い、公費負担制度について県（廃棄物対策課）を通じて国と協議する。

(5) 専門業者への委託

アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門事業者に委託して処理する。

第21節 文教対策計画

担当部署	こども福祉課、保健センター、教育総務課、学校教育課、学校給食事務所
------	-----------------------------------

市は、災害の発生又はそのおそれがある場合は、児童・生徒等の保護及び教育施設の保全の措置を講じる。

また、災害による教育施設、児童福祉施設の被害、及び児童・生徒等の被災により通常の教育（保育）ができない場合は、施設の応急復旧、並びに児童・生徒等に対する応急教育（保育）等を実施する。

第1 実施体制

担当部署	こども福祉課、教育総務課
------	--------------

文教対策に係る業務の連絡窓口は、幼稚園、小学校、中学校については教育総務班（教育総務課）、保育園についてはこども福祉班（こども福祉課）とし、それぞれ学校長等との連携協力のもとで応急対策を実施する。ただし、災害に対する学校等の措置については、学校長等が具体的な応急対策をたてる。

また、学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（本部長）が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が実施する。

第2 情報の収集

担当部署	こども福祉課、教育総務課
------	--------------

教育総務班（教育総務課）、こども福祉班（こども福祉課）は、災害の規模や程度に応じ迅速な情報収集を行うこととし、被災地域の学校等から被害情報を収集する。また、情報の収集は、災害発生後迅速に行い、学校等において災害に対する所要の応急措置を講じられるよう、必要な情報の伝達を行う。

第3 児童・生徒等の安全確保

担当部署	こども福祉課、教育総務課
------	--------------

(1) 在校時の対策

災害発生時においては、児童・生徒等の生命の安全確保を第一とし、危険が予想される場合は、学校長等の判断により、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す他、臨時休校（園）の措置を行う等、柔軟な対策を実施する。

授業開始後にあつて臨時休校（園）を決定した場合は、早急に児童・生徒等を帰宅させるが、その際危険防止等についての注意事項を徹底させると共に、必要に応じ教職員が地区別に付き添う。ただし、保護者が不在、又は住宅及び通学路にて被災するおそれがある児童・

生徒等については、学校等にて保護する。

なお、幼稚園、保育園においては、保護者等に緊急連絡網を活用して迅速に連絡し、直接引き渡す。

(2) 在校時以外の対策

児童・生徒等の在校時以外に災害が発生した場合には、児童・生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。また、災害の状況に応じ休校（園）措置を登校（園）前に決定した時は、直ちに広報車、学校等の緊急連絡網を通じて周知徹底する。

第4 教育施設の保全・応急復旧

担当部署	こども福祉課、教育総務課
------	--------------

学校長等は、教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の防災措置を講じ、停電、断水等、予測される事故に対する措置を行う。また、災害により、被害を受けた場合には、速やかに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合は写真撮影等により、被災事実及びその被災状況を立証しておく処置をとる。

第5 応急教育の実施

担当部署	教育総務課、学校教育課
------	-------------

学校長は、施設の被害状況等を考慮して、教育総務班（教育総務課）等の関係機関と協議のうえ、応急の学校運営を行い、教育再開を実施する。

(1) 応急教育の区分

災害により施設が損傷、もしくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合には、施設の応急復旧の状況、教職員、児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関・道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。

- ア. 臨時休校
- イ. 短縮授業
- ウ. 二部授業
- エ. 分散授業
- オ. 複式授業
- カ. 上記の併用授業

(2) 応急教育実施場所の確保

校舎の一部が使用できない時は残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。また、校舎の全部又は大部分が使用できない場合には、公民館等の公共施設を利用する他、隣接学校等の余裕教室を利用する。

なお、被害がさらに大きい場合には、被災をまぬがれた公共施設を利用するが、利用すべき施設がない時は、教育総務班（教育総務課）が応急仮設校舎を建設する。

(3) 授業時間数の確保

- ア. 休校、二部授業その他のために授業時間数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開する等、授業時間数の確保に努める。

イ. 長期にわたり休校となった場合は、児童・生徒等に対して自宅学習を促すと共に、夏季休業日等を利用する等の振替授業によって授業時間数の確保に努める。

(4) 教職員の確保

災害により教職員の不足を生じ、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合には、学校長は、学校教育班（学校教育課）に連絡する。学校教育班（学校教育課）は、県（教育委員会）に報告し、教員の臨時配置を要請し、又は他の学校等の教員の活用について協議する。

第6 学校給食の応急措置

担当部署	学校給食事務所
------	---------

被災した学校において、給食施設や設備、物資等に被害があった場合には、学校長等は、速やかに教育総務班（学校給食事務所）に報告し、協議のうえ給食活動の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。なお、教育総務班（学校給食事務所）は、関係機関とも協議のうえで学校給食用物資の供給対策を速やかに講じる。

- ア. 被害があってもできる限り継続実施に努めること。
- イ. 給食施設の被災により学校給食が実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- ウ. 各学校とも避難所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われている場合は、その調整に留意すること。
- エ. 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いため、衛生管理については十分な注意のうえで実施すること。

第7 保育園の措置

担当部署	こども福祉課
------	--------

園長は、保育園施設について、こども福祉班（こども福祉課）と連携して、上記の文教対策計画に準じた保育園児の保護等の措置を実施する。

第8 児童・生徒等に対する援助

担当部署	学校教育課、保健センター
------	--------------

(1) 学用品の給与

学校教育班（学校教育課）は、応急教育に必要な教科書及び学用品について、学校別、使用教科書別に数量を調査し、県（教育委員会）に報告し供給を受ける。

ア. 給与の対象

住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等により学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）

イ. 学用品の給与期間

災害救助法が適用された場合、学用品の給与期間は、原則として災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内とする。ただし、それら以降も学用品の給与を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対して、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

ウ. 経費の負担

学用品の給与のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で県（教育委員会）に届出、又はその承認を受けて使用している教材の実費

(イ) 文房具及び通学用品費用

(2) 転出、転入の手続き

学校教育班（学校教育課）は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ迅速かつ弾力的な措置を講じる。また、転入学に関する他府県の対応等に関する情報、及び手続き等の広報に努めると共に、相談窓口を設けて問い合わせに対応する。

(3) 児童生徒等の健康保持

学校教育班（学校教育課）は、被災した児童・生徒等の身体と健康管理を図るため、医療班の協力を得て、県（教育委員会）及び郡山保健所と連携して、健康診断や教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第9 被災者の救護活動への連携、協力

学校長は、学校が避難所になる場合は、炊出し等に協力すると共に、災害の状況によっては、災害救援活動に協力できるよう人的支援体制を整備する。

第22節 文化財災害応急対策計画

担当部署	生涯学習課
------	-------

市は、大和郡山市文化財保護条例等で指定される文化財の所有者又は管理者の協力のもとで被災状況を調査し、その結果を把握して、必要に応じて県（教育委員会）に報告する。

また、県（教育委員会）からの指示等に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対して、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

第1 実施体制

文化財災害応急計画に係る業務の連絡窓口は、社会教育班（生涯学習課）とし、国、県（教育委員会）、文化財所有者又は管理者、その他関係機関等との連携協力のもとで実施する。

第2 被害状況の把握

社会教育班（生涯学習課）は、文化財所有者又は管理者から被災状況の情報を速やかに収集すると共に、必要に応じ係員を現地に派遣する等、被害状況の調査を実施する。

なお、指定文化財の被害状況を確認した場合は、直ちに県（教育委員会）へ連絡する。（文化財の一覧表は、資料編の資料9-2参照）

第3 応急措置

社会教育班（生涯学習課）は、被害状況の把握の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があるると判断された場合は、文化財所有者又は管理者に次の応急措置を講じるよう指導する。ただし、指定文化財の応急処置については、直ちに県（教育委員会）へ実施した内容を報告する。また、文化財の移設措置を行った場合や応急措置中に破損が生じた時は、県（教育委員会）に対して事後の報告を行う。

[文化財災害応急処置]

災害別	種別	応急対策
1. 火災	焼損	素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは県教育委員会の指示に従う。
	煤、消火剤等による汚損	除去作業は専門技術を要するので県教育委員会の指示に従う。
	水損	通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。
2. 風水害	物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。
	水損	火災の水損に準ずる
	がけ崩れ等による建造物の傾斜	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3. 震災	物理的な損傷	被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。
	建造物の傾斜や倒壊	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐと共に、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。
4. 全般		被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第4 支援要請

社会教育班（生涯学習課）は、大規模な災害が発生し、被害状況から応援が必要であると判断した場合には、速やかに近隣府県等（文化財保護関係機関を含む、以下同じ）に被害状況を連絡すると共に、応援を受けることについて関係機関との連絡調整を図る。その際、必要とする応援内容については、支援府県等に対して文書により要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出する。

第23節 住宅応急対策計画

担当部署	介護福祉課、厚生福祉課、クリーンセンター、管理課、建設課、住宅課、 入札検査課
------	--

災害により、住家が全壊又は全焼し、自己の資力では住宅を得ることができない住民に対して、応急仮設住宅を建設し、供給する。

また、住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない住民に対しては、住宅の応急修理及び住居障害物の除去等の必要な支援措置を講じると共に、公営住宅等の空き家への一時入居措置等を実施する。

第1 実施体制

担当部署	介護福祉課、厚生福祉課、クリーンセンター、管理課、建設課、住宅課、 入札検査課
------	--

災害応急救助としての住宅の応急修理、住居障害物の除去、仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて市長（本部長）が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が実施する。

これら住宅応急対策計画に係る業務の連絡窓口は、建設一班とし、介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班、清掃班（クリーンセンター）、建設管理班、建設二班、県（住宅課）、その他関係機関との連携協力のもとで実施する。

第2 被災住宅の応急修理

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、災害により住家が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者が発生した場合、次の方法により住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急修理の方法

災害にかかった被害住宅の応急修理は、建築業者等の協力を得て速やかに実施する。ただし、修理は、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことができない部分の応急的措置に限る。

(2) 応急修理の実施期間

災害救助法が適用された場合、応急修理の実施期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。ただし、引き続き応急修理を実施する必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(3) 経費の負担

応急修理のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助

法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

- ア. 原材料費
- イ. 労務費
- ウ. 輸送費
- エ. 工事事務費等その他経費

第3 住居障害物の除去

担当部署	クリーンセンター、管理課、住宅課、入札検査課
------	------------------------

建設一班は、建設二班、清掃班（クリーンセンター）と連携して、災害により住居又はその周辺に障害物（運び込まれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が発生した場合、次の方法により障害物の除去を実施する。

(1) 住居障害物除去の対象者

災害救助法が適用された場合は、災害により住居又はその周辺に障害物（運び込まれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が発生した者のうち、次の者に対して行う。また、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が除去の必要を認めたものを対象とする。

- ア. 自らの資力では当該障害物の除去ができない者。
- イ. 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者。

(2) 住居障害物除去の方法

災害による住居障害物の除去は、専門業者等の協力を得て、速やかに実施する。除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう可能な限り配慮する。また、障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。

(3) 住居障害物除去の実施期間

災害救助法が適用された場合、障害物除去の実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、引き続き障害物除去を実施する必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(4) 経費の負担

障害物除去のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

- ア. ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費
- イ. 輸送費及び賃金職員等雇上費

第4 応急仮設住宅の確保

担当部署	介護福祉課、厚生福祉課、管理課、建設課、入札検査課
------	---------------------------

建設一班は、災害により住家が全壊、全焼又は流出した者のうち居住する家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者が発生した場合、次の方法により応急仮設住宅を確保する。また、建設管理班は、介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班（厚生福祉課）と連携して、応急仮設住宅の入居者選定を実施する。

(1) 応急仮設住宅の確保

災害救助法が適用された場合、県（住宅課）は（一社）プレハブ建築協会と協力し、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を建設し、供与する。

この場合、建設一班は、応急仮設住宅の必要戸数を算定したうえで、県（住宅課）と協議、調整して、その建設戸数を要請すると共に、県（住宅課）が行う仮設住宅の設置に協力する。

設置場所は、原則、次の候補地より選定するが、さらに不足する場合等、災害の状況に応じて、都市公園等公共性の高い土地の中から選定する。

また、災害救助法が適用されない場合、建設一班は、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、応急仮設住宅として確保する。また必要に応じて、建設業者等の応援協力のもとに仮設住宅を設置する。

[応急仮設住宅建設候補地]

候補地の名称	所在地	有効面積 (m^2)	仮設住宅設置 可能戸数(戸)
総合公園	矢田山町2	17,175	264
西池グラウンド	北西町48-1	9,572	132
額田部運動公園	額田部北町642-1	5,593	96
九条グラウンド	九条町100	14,368	171

[(一社)プレハブ建築協会連絡窓口]

連絡先	(一社)プレハブ建築協会
住所	東京都千代田区霞ヶ関3-3-2
電話番号	03-3502-9451
FAX番号	03-3502-9455

(2) 応急仮設住宅の入居者選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、建設管理班が十分な調査に基づき実施する。ただし、供給戸数に対して入居希望者数が上回る場合は、可能な限り被災者の生活の継続性について配慮すると共に、介護福祉班（介護福祉課）、厚生福祉班の情報をもとに要配慮者世帯を優先的に入居させる。また、それ以外は、抽選等公正な方法により入居者を選定する。

(3) 応急仮設住宅の設置期間

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置期間は、原則として災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(4) 応急仮設住宅の供与期間

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与期間は、建築基準法第85条第3項に従

い建築工事完了の日から3か月以内とするが、同第4項に従い最高2年までとする。

また、災害救助法が適用されない場合であり、「大和郡山市小災害等救助要綱」（資料編の資料6-11参照）で規定する小災害の範囲に達する場合は、原則として6日以内とする。なお、その他の場合は市長（本部長）が適宜判断する。

(5) 経費の負担

応急仮設住宅の供与のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。

第5 公共住宅等への一時入居

担当部署	住宅課
------	-----

建設二班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、県（住宅課）等の関係機関と協議しつつ県営住宅・市営住宅等の空き家への一時入居推奨措置等を講じる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

〔(公社)奈良県宅地建物取引業協会連絡窓口〕

連絡先	(公社)奈良県宅地建物取引業協会
住所	奈良市大安寺6-20-3
電話番号	0742-61-4528
FAX番号	0742-62-9104

〔(公社)全日本不動産協会連絡窓口〕

連絡先	(公社)全日本不動産協会奈良県本部
住所	奈良市杉ヶ町32-2大谷第5ビル
電話番号	0742-20-7788
FAX番号	0742-20-7780

第24節 公共施設等の応急復旧計画

担当部署	総務課、農業水産課、クリーンセンター、管理課、建設課、住宅課、入札検査課、教育総務課、関係各課
------	---

市は、災害発生時における公共施設等の応急活動について、迅速かつ的確な初動対応を行うと共に、利用者の安全確保のための対策を講じる。

第1 初動応急対策

担当部署	クリーンセンター、管理課、入札検査課
------	--------------------

大規模災害により道路、橋りょう、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

このため、市が管理する公共土木建築施設（河川、道路、ため池、公共建築物）が被害損傷を受けた場合、県、ジャパンレッキングサービス協同組合、（一社）奈良県建設業協会及び防災協定を締結している関係団体等の協力を得て、障害物の除去に努める。

建設一班は、障害物の除去により排出される廃棄物は、危険なもの、通行上の支障となるものを優先的に収集、運搬する。また、清掃班（クリーンセンター）は、選別、保管のできる仮置場を確保すると共に、大量の廃棄物の最終処分までの処理ルートを確保する。

第2 道路、橋りょう等

担当部署	クリーンセンター、管理課、建設課、入札検査課
------	------------------------

(1) 実施体制

道路、橋りょうの応急復旧に係る業務の連絡窓口は、建設管理班とし、建設一班、県（道路管理者）、郡山警察署、建設業者等の関係機関との連携協力のもとで実施する。

(2) 被害状況の把握

建設一班は、道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を迅速に把握すると共に、危険箇所早期発見に努める。さらに道路パトロールを強化し危険箇所、被災箇所の早期発見や被災拡大の危険性に関する詳細状況の把握に努める。特に現地においては徒歩パトロールを強化する等、詳細な被災状況の把握に努める。

(3) 他の道路管理者への通報

市管理道路以外の道路が、損壊等によって通行に支障をきたしている場合には、建設管理班を通じて、当該道路管理者に対して迅速な通報を行い、応急措置を要請する。ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合には、必要最小限の範囲で応急措置を講じると共に、当該道路管理者にその旨を報告する。

(4) 情報発信

建設管理班は、県と協力し、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行

い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

ア. 住民に対する広報の内容

- ・道路等の土木施設の被害状況
- ・交通規制の状況
- ・迂回の方法
- ・仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ・本復旧の見込み

イ. 広報の手段

- ・道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- ・周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ・報道機関への情報提供
- ・市ホームページへの記載
- ・メール配信システムの活用

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通して日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を要請する。

(5) 避難及び立入制限

危険箇所を確認した場合には、直ちに郡山警察署に連絡し、さらに著しい被害を生じるおそれがあると判断される場合には、速やかに関係機関及び住民に周知し、適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。また、交通規制を行うと同時に、これに代わる迂回路を指定する等、道路交通確保に努める。

(6) 応急措置

負傷者には、応急救護の措置を講じると共に、必要に応じて奈良県広域消防組合消防本部及び郡山警察署に通報し、出動を要請する。

また、市管理道路について市単独での応急復旧が困難な場合には、建設管理班がとりまとめて国又は県に対して応援を要請する。また、運行状況、復旧状況、今後の見通し等を関係機関に連絡すると共に、報道機関等を通じて広報する。なお、応急措置に必要な資機材の調達については、必要に応じ市内の建設業者等から調達する。

ア. 道路障害物の除去

建設一班は、市管理道路について、交通の支障となる障害物を除去し、さらに除去した障害物が多量に発生した場合には、これら廃棄物の処理について清掃班（クリーンセンター）と協議して適切に処理する。

なお、障害物の除去に必要な人員、車両、機械、器具等の資機材が不足する場合は、ジャパンレッキングサービス協同組合等に応援を依頼する。

イ. 道路障害物の啓開優先順位

避難、救護、物資の緊急輸送のための道路を確保するため、緊急啓開路線の選定基準を設け、この道路を優先して障害物の除去を行う。緊急啓開路線の選定基準を次の通り定める。

なお、選定基準と共に、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、橋りょう等、復旧に期間を要する箇所を含む道路については、代替道路の確保に努める。

[緊急啓開路線の選定基準]

1. 病院等の主要公共施設や市役所、警察署、消防本部等防災関係機関を結ぶ道路
2. 緊急輸送道路
3. 主要な防災拠点に接続する道路
4. その他上記を補完する道路

(イ) 資機材の確保

障害物の除去に必要な人員、車両、機械、器具等の資機材が不足する場合には、市内の建設業者等から調達する他、他市町村や県に応援を要請する。

(ウ) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等の他に、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積して処理する。

(本編の第3章第20節第3参照)

イ. 道路付帯施設の復旧

建設一班は、市管理道路について、円滑な交通を確保するため道路付帯施設の迅速な復旧を行う。復旧の優先順位は、道路障害物啓開の優先順位に準ずる。また、資材の確保についても同様とする。

第3 河川、水路、ため池

担当部署	農業水産課、管理課、建設課、入札検査課
------	---------------------

(1) 実施体制

河川、水路の応急復旧に係る業務の連絡窓口は、建設管理班とし、ため池の応急復旧にかかる業務の連絡窓口は、農業水産班とする。2班は、それぞれ、建設一班、県、施設管理者等の関係機関との連携協力のもとで応急復旧を実施する。

(2) 被害状況の把握

建設一班は、河川護岸の被害状況等を迅速に把握すると共に、危険箇所の早期発見に努める。さらに道路パトロールを強化し危険箇所、被災箇所の早期発見、並びに被災拡大の危険性に関する詳細状況の把握に努める。

また、農業水産班は、ため池の被害状況について把握し、これらの危険箇所に関する情報を早期に把握する。

(3) 河川管理者、ため池管理者への通報

建設一班、農業水産班は、所管する施設以外の被害や障害物等を発見した場合には、当該施設管理者に通報し、応急措置を要請する。

(4) 避難及び立入制限

建設一班、農業水産班は、河川、水路、ため池等について、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関及び住民に周知すると共に、必要に応じ適切な避難対策、及び危険箇所への立入制限について、広報車等を活用して近隣住民に周知する。

(5) 応急措置

建設一班、農業水産班は、障害物の除去、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置

を速やかに実施すると共に、所管施設以外の応急措置について、協力する。また、市単独での応急復旧が困難な場合には、県に対して応援要請を行う。

第4 公共建築物

担当部署	総務課、各支所、教育総務課、関係各課
------	--------------------

(1) 実施体制

市が所管する公共建築物の応急復旧に係る業務の連絡窓口は、総務班（総務課、各支所）、教育総務班をはじめとする施設を所管する各班とし、関係各班は、関係機関との連携協力のもとで応急対策を実施する。

(2) 被害状況の把握及び応急措置

関係各班は、所管する公共建築物の被害状況を早急に把握する。なお、特に、防災関連業務に必要な施設（避難所、防災拠点施設等）に被害が生じている場合は、被害状況に応じ優先的に次の応急措置を講じる。

- ア. 危険箇所がある場合は、緊急に復旧措置を講じる。
- イ. 施設の機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ. 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、防災統轄班を通じて関係機関に応急措置を要請する。
- エ. 応急措置が不可能と判断される場合には、建物内への立入禁止措置や避難対策等の二次災害防止対策を講じる。
- オ. 防災関連業務実施のため施設使用が不可欠な場合には、仮設建築物の建設を手配する。
- カ. 市の所管以外の公共建築物に被害が生じている場合は、建設管理班を通じて当該施設管理者に通報し、必要に応じ応急措置を要請する。

第25節 労務計画

担当部署	秘書人事課、関係各課
------	------------

市は、災害応急対策を実施するにあたって、全ての市職員及びボランティア等の動員、派遣要請を受けた派遣職員のみでは労力的に不足する場合、災害応急対策作業を行うために必要な補助者として最小限の労働者の確保に努める。

第1 実施体制

担当部署	秘書人事課、関係各課
------	------------

労務計画に係る業務の連絡窓口は、人事班とし、各部、県、公共職業安定所、その他関係機関との連携協力のもとで実施する。

なお、災害応急対策に必要な作業要員の確保は、災害対策本部会議に諮り、要員の確保や調整を行う。ただし、緊急でやむを得ない場合は、本部員の判断により確保することができるが、後刻その旨を市長（本部長）に報告する。

第2 労働者等の雇用

担当部署	秘書人事課
------	-------

人事班は、公共職業安定所長の措置する労働者の確保について、資料の提供、求職者等に対する連絡、その他労働者の確保について協力すると共に、必要な労働者数、種別を把握し、次の通り労働者等の雇用を実施する。

なお、応急救助のための労働者供給の範囲及び雇用の期間は、災害救助法に基づき行う場合と同じとする。

(1) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 必要な労働者の求人依頼

公共職業安定所に対して、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給、あっ旋を依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ. 賃金の支払

賃金の支払いについては、平常時の一般的な支払額例を勘案したうえで予算措置を行い、就労現場にて作業終了後に、直ちに支払う。なお、作業終了後に直ちに賃金を支払うことができない場合には、就労証明書を発行すると共に、支給日を労働者本人に通知する。

ウ. 労働者の輸送

労働者の毎日の作業就労に際して、労働者の住居と作業現場との距離、及び作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

(2) 一般労働者の作業内容

雇用する労働者の作業内容については、概ね次の内容を想定する。

ア. 被災者の救出

被災者を救出するための要員及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に必要な要員。

イ. 被災者の安全な場所への避難誘導

避難指示に必要な誘導要員。

ウ. 医療及び助産における各種移送業務

医療救護チームでは処置できない重傷患者や、医療救護チームが到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院や、診療所に運ぶための要員、あるいは医療救護チームの移動に伴う支援要員。

エ. 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に必要な要員。

オ. 救済用物資の輸送

被服、寝具、その他の生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品等の整理、輸送又は配布に必要な要員。

カ. 遺体の搜索、処置

遺体の搜索、並びにその搜索に要する機械器具、その他資機材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処置、遺体を仮安置所まで輸送するために必要な要員。

キ. その他災害応急対策を実施するうえでの補助支援業務、その他、必要な要員。

第3 従事命令・協力命令による労働者の確保

担当部署	関係各課
------	------

市長（本部長）は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める時は、災害対策基本法第65条に基づき、住民又は応急措置の実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、もしくは疾病にかかった時は、補償を行う。ただし、その者に対する実費弁償については行わない。

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

ア. 従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		” 第65条第2項	警察官
		” 第65条第3項	派遣を命じられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第24条	知事
	協力命令	” 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事
	協力命令	” 第71条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	措置命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

イ. 従事命令等の対象者

命令区分 (作業対象)	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木事業者又は建築事業者及びこれらの者の従事者 6. 鉄道施設管理者及びその従事者 7. 自動車運送事業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策及び救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者等
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者又は水防団員の従事命令 (水防作業)	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

(2) 公用令書の交付

市長（本部長）は、従事命令又は協力命令を発する場合、又は発した命令を変更あるいは取り消す時は、災害対策基本法に定める公用令書を交付する。なお、従事又は協力業務に係る各班は、公用令書の交付手続きを実施する。（公用令書書式は資料編の資料6-9参照）

ア. 費用

市長（本部長）が災害対策基本法第71条の規定に基づき発した従事命令により、災害応急対策に従事した者に対して、実費を弁償する。

イ. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡、負傷、もしくは疾病にかかった場合には、条例の定めるところにより、その損害を補償する。

第26節 災害救助法等による救助計画

担当部署	厚生福祉課
------	-------

災害救助法の適用による救助は国の行う義務とされているが、その実施に当たって、知事が国の機関として行うこととされている。(ただし、その実施について、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができることになっている)

市は、自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、県に対して災害救助法の適用を申請し、法に基づき実施する。

第1 実施体制

市長（本部長）は、災害の程度が災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みである場合は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

なお、災害救助法の適用手続き及び救助実施状況の報告に係わる業務は、厚生福祉班が実施する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じ定められている。

市は、次の基準で適用を受ける。

- ア. 市域内の住家滅失世帯*が80世帯以上に達する場合
- イ. 県下の住家滅失世帯数が、1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達する場合
- ウ. 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数である場合
- エ. 災害隔離した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家の滅失がある場合
- オ. 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

※住家滅失世帯数

住家滅失世帯数の算定は、次の通りとする。(なお、住家の被害程度の認定基準は175頁の住家の被害報告基準を参照)

- (ア) 全壊（焼）流失世帯は1世帯とする。
- (イ) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (ウ) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

第3 適用手続き

市長（本部長）は、次の要領で災害救助法の適用手続きを実施する。

(1) 災害救助法の適用要請

災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、直ちに厚生福祉班を通じて、その旨を知事（福祉政策課）に報告し、災害救助法の適用

を要請する。その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ア. 災害発生の日時及び場所
- イ. 災害の原因及び被害の状況、災害の規模、二次災害のおそれ
- ウ. 適用を要請する理由
- エ. 適用を必要とする期間
- オ. 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- カ. その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指示を受けなければならない。

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、原則として知事が次の表に示す救助を実施する。ただし、市長（本部長）は、災害救助法第30条により、知事から政令の定めるところにより職権の一部を行うこととされた場合は、その救助事項について、救助活動を実施する。この場合、救助の実施は、救助の種類に応じて関係各部が実施する。

なお、県による救助の実施を待つことができない場合には、市長（本部長）は、知事の補助機関として、自ら着手し、その状況を事後速やかに県に報告する。

また、救助の内容等については、災害対策本部会議において十分協議し、適正な救助を図る。

〔災害救助法による救助の種類及び実施機関〕

救助の種類	実施機関
1. 避難所の設置	知事 及び 市長 (本部長)
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3. 災害にかかった者の救出	
4. 埋葬	
5. 遺体の捜索及び処置	
6. 応急仮設住宅の給与	
7. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
8. 医療及び助産	
9. 災害にかかった住宅の応急修理	
10. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
11. 学用品の給与	
12. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」（資料編の資料 6-6 参照）に示す通りであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等、災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理

大臣の同意を得て延長することができる。

第6 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用については県がこれを負担弁償する。ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

第7 救助実施状況の報告

市長（本部長）が災害救助法に基づく救助を実施した場合、救助終了後、厚生福祉班は、救助事務の実施状況を、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿（資料編の資料6-7参照）に記録し、救助にかかった費用等を県（福祉政策課）に報告する。

第8 県の小災害に対する救助内規

市域で、災害救助法の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」（資料編の資料6-10参照）における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。この応急救助に対応して、市は、「大和郡山市小災害等救助要綱」（資料編の資料6-11参照）に基づく事務分担により被災者に応急救助を実施する。

(1) 実施体制

県の「小災害に対する救助内規」適用手続、及び救助実施状況の報告に係わる業務の実施は、厚生福祉班とする。

(2) 小災害に対する救助内規の適用基準

市内で住家の滅失（全壊、全焼、流失、埋没）世帯^{*}が26世帯以上に達した時。

^{*}住家滅失世帯数の算定は、災害救助法の適用基準に準じる。

(3) 適用手続

被害が適用基準に該当した場合、市長（本部長）は直ちにその旨を知事（福祉政策課）に報告すると共に、内規の適用を申請する。

(4) 救助の程度

奈良県災害救助法施行細則（資料編の資料6-6参照）第2条別表第1の3に準拠した被服、寝具等の給与を実施する。

(5) 救助実施状況の報告等

厚生福祉班は、物資を受領した時、県（福祉政策課）に受領書（県小災害救助内規様式第1号：資料編の資料6-10参照）を提出すると共に、救助の実施を完了した時は、救助実施報告書（県小災害救助内規様式第2号：資料編の資料6-10参照）及び救助物資配分表（県小災害救助内規様式第2号の1：資料編の資料6-10参照）を提出する。

第27節 義援金品の取扱いに関する計画

担当部署	会計室、市民課、保険年金課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、関係各課
------	---

市は、県、日本赤十字社奈良県支部、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第1 義援金

担当部署	会計室、厚生福祉課
------	-----------

(1) 義援金の募集

災害時には、県は、被害状況を勘案し、義援金の募集を決定し、被災地の状況を十分考慮しながら日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金等の関係団体と連携を図りながら募集を行う。

厚生福祉班は、県や日本赤十字社奈良県支部等が行う義援金の受入れや管理等について、必要な支援を行う。

(2) 義援金の受付け

厚生福祉班は、被災者あてに寄贈される義援金の受付窓口をボランティア拠点（社会福祉会館）に開設し、義援金の受付を実施する。

義援金を受付けた場合には、会計班を通じて金融機関へ預け入れる等、確実な方法で保管を行う。この場合、会計班は、寄託者に対して受領書を発行すると共に、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

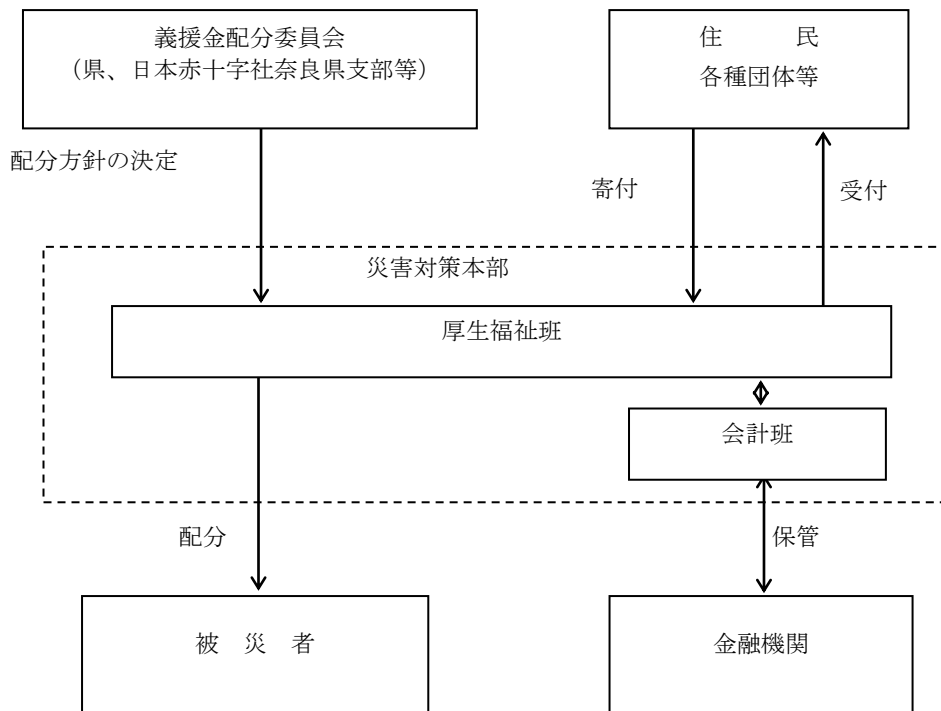
県は、義援金の配分を行う場合、日本赤十字社奈良県支部、学識経験者、福祉関係者、被災地域の住民代表、並びに行政関係者等を交えた義援金配分委員会を設置して、配分の基準や方法等を示した配分計画を策定し、公平かつ適切な配分の実施に努めることになっている。

市は、義援金の配分を行う場合には、「義援金対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により、義援金配分委員会が行う配分業務に関わって、市が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

厚生福祉班は、寄託を受けた義援金の配分・交付を行う場合、住民や企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分及び交付の実施に努める。なお、義援金の配分や交付にあたっては、会計班、県（出納局）及び市社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力のもとに、統一的な基準により義援金の配分や交付を行うことを基本とする。

ただし、災害の規模や被災状況に応じ、市長（本部長）の判断により具体的な運用を決定する。

[義援金の流れ]



第2 義援物資

担当部署	市民課、保険年金課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、関係各課
------	---

(1) 義援物資の受付本部の設置

厚生福祉班は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、概ね被災地に必要とされる物資、不要な物資の量等の情報を整理する。

市長（本部長）は、厚生福祉班の情報をもとに、市内での調達や備蓄による物資では不足が生じると判断した場合、災害対策本部内に義援物資受付本部を設置する。義援物資受付本部は、原則として介護福祉班、厚生福祉班、こども福祉班、医療班で編成する。ただし、被害が広範にわたり、人員が不足する場合は、他の各班員も加えるものとする。

義援物資受付本部では、次の情報について集中管理を行う。この時の情報収集、伝達手段は、防災行政無線、電話、FAX等による。

- ア. 義援物資の募集
- イ. 義援物資の受付
- ウ. 義援物資の集積状況
- エ. 避難所や医療機関等からの物資ニーズ情報
- オ. 避難所や医療機関等への義援物資配分計画
- カ. 避難所や医療機関等へ義援物資配分情報の伝達
- キ. 義援物資の配分指示
- ク. 義援物資応援の中止要請

(2) 義援物資の募集

義援物資受付本部は、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ義援物資の募集を行う。

義援物資の募集を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。特に、マスコミ等への情報提供については十分に留意する。なお、物資が充足した時点で、募集の打切りをマスコミ等を通じて情報提供を行う。

(3) 義援物資の受け

義援物資受付本部は、義援物資の申し出を受けた時点で、提供者、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発時間を確認し、輸送先（場所、担当者、電話番号）等を伝達する。原則として長期保存が困難なものは受入れない。以上の情報を義援物資申出受付リスト（次頁参照）として作成し、義援物資受けの管理を行う。

また、受け付けた義援物資は、原則として輸送拠点（九条公園体育館、総合公園多目的体育館）に集積する。ただし、物資の量、緊急性等の状況に応じて、直接、義援物資受付本部や医療施設、避難所等で受け付ける。

(4) 義援物資の配分

義援物資受付本部は、輸送拠点（九条公園体育館、総合公園多目的体育館）において、食料班、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て、義援物資の配分を実施する。

義援物資の配分を実施する場合は、被災者名簿より被害状況別、地区別に配分の対象者を把握し、公平な配分に努める。

輸送拠点に配置された各班員は、物資の受入れ日時、受入れ量、搬出先、種類、在庫量等を把握すると共に、物資の管理、受入れ、ストックに関する情報は、災害発生後3日間は2時間程度おきに、その後は6時間（1日4回）おきに義援物資受付本部へ報告する。

なお、物資の輸送は、本編の第3章第14節第6、第3章第16節第2及び第3に準じて実施する。

[義援物資申出受付リスト]

提供者	住所	電話番号	物資の内容	物資の量

第28節 火災応急対策計画

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

災害時における消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の充実を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域住民の協力により、出火、延焼の未然防止を図る。

第1 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防隊等により行われるものであるため、奈良県広域消防組合消防本部は、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

(1) 実施体制

防災統轄班は、消防活動を行うに当たって、関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口となり、消防活動を相互協力して実施できるようにする。

(2) 奈良県広域消防組合消防本部

消防活動は、あらかじめ定める消防活動計画に基づき、消防職員や消防水利を確保した上で、次の段階的防御方針に基づき、実施する。

- ア. 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- イ. 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- ウ. 火災が著しく多発する最悪の条件下においても、避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

(3) 大和郡山市消防団

消防団は、奈良県広域消防組合消防本部と連携して、次の体制等により消火活動を実施する。

ア. 消防団における警備の内容

(ア) 通常警備における通常火災の警備とする。

(イ) 非常警備

大火災及び非常災害時における警備とする。

イ. 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めた時は、非常警備体制をとる。

ウ. 出動計画

災害時には、市長（本部長）、消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡、その他により災害の発生を認知した時は、直ちに出動する。

(4) 自主防災組織等

住民による自治会や自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握すると共に、自発的に初期消火、救助、救急活動を実施する。また、消防部情報広報班、郡山警察署等の関係機関との連携に努める。

第3 救急、救助活動

市及び関係機関は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人、あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救急救助活動を行う。

被災者の救助（救出）は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（本部長）が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が実施する。

(1) 実施体制

防災統轄班は、救助活動等を行うに当たって、関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口となり、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

救急、救助活動は、消防団、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署等が協力して実施する。

(2) 救急活動

ア. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

イ. 救急活動は救命措置を必要とする重症者を最優先する。

ウ. 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた収容先、搬送先を判断するために、安全な場所に医療救護所を設置し、応急救護を実施する。なお、負傷の程度や収容能力等、医療救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

(3) 救助の対象

ア. 倒壊家屋の下敷きになった場合

イ. 火災時に火中に取り残された場合

ウ. 流失家屋及び孤立した所に取り残された場合

エ. 崖崩れ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合

オ. 電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合

カ. ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合

キ. その他、これに類似する場合

(4) 救助（救出）の方法

ア. 消防団は、奈良県広域消防組合消防本部と連携して、救助に必要な車両、特殊機材、救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。

イ. 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。

ウ. 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、住民、自治会や自主防災組織、関係機関とも連携して、救助（救出）活動を行う。また、救助資機材等を備蓄し、自治会や自主防災組織、ボランティア等に配布、あるいは貸与し、初動時における救助（救出）の円滑化を図る。

エ. 災害救助法が適用された場合、災害にかかった者の救出期間は、原則として災害発生

の日から3日以内とする。ただし、4日目以降も救出を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。

オ. 救助（救出）のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。

- (ア) 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上賃
- (イ) 舟艇その他救出のための機械、器具等の購入費、修繕費、燃料費
- (ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費

(5) 行方不明者の搜索

奈良県広域消防組合消防本部は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を次のように実施する。

- ア. 災害の規模等を勘案し、郡山警察署と連携して、住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。また関係機関とも連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- イ. 災害救助法が適用された場合、行方不明者の搜索期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、11日目以降も搜索を行う必要がある場合は、延長期間、延長理由等を明らかにして、県に対し、期間の延長を申請する。なお、災害救助法が適用されない場合は市長（本部長）が適宜判断する。
- ウ. 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合には、速やかに所定の手続きをとる。
- エ. 行方不明者の搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、奈良県災害救助法施行細則に定める限度額内（資料編の資料6-6参照）において県が負担する。また、災害救助法が適用されない場合は、市が負担する。なお、支出する費用の範囲は、次の通りとする。
 - (ア) 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上賃
 - (イ) 搜索のために使用した機械器具の修繕費
 - (ウ) 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等燃料費
 - (エ) 輸送費及び賃金職員等雇上費

第4 相互応援

防災統轄班は、奈良県広域消防組合消防本部と協議し、現有勢力では、十分に消防、救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合又は資機材が必要な場合等、状況に応じて、県（消防救急課）、他市町村、自衛隊等に応援を要請する。（本編の第3章第5節第5、第3章第8節第5参照）

なお、応援要請を実施する場合は、次の受援体制を整備する。

- ア. 応援消防隊の結集場所、誘導方法
- イ. 応援消防隊との指揮命令・連絡体制
- ウ. 応援消防隊の種別、隊数、資機材
- エ. 資機材の手配

オ. 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

ア. 市は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。

イ. 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部(代行消防本部)を通じて他の協定市町村へ行う。

(2) 他都道府県からの応援体制

市は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。

第29節 林野火災応急対策計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------------

市は、林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関と連携して迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 出火の発見・通報

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消防活動にあたる。

(2) 消防本部の対応

奈良県広域消防組合消防本部は、通報を受けた場合、直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させると共に、次の関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

ア. 消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

イ. 森林管理者(県森林保全課)

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

[矢田山遊びの森管理事務所連絡窓口]

連絡先	矢田山遊びの森管理事務所
住所	大和郡山市矢田町2070
電話番号	0743-52-1927
FAX番号	0743-52-1927

ウ. 県(消防救急課)

消防防災ヘリコプターの緊急運航

エ. 郡山警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

第2 消火・救出活動

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

(1) 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防職員は、消防団、森林管理者、県(消防救急課)等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア. 情報収集

消防職員は、消防団と共に、自らが火災の発生、及び延焼状況についても情報を収集す

る他、現地の林業関係者や住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

イ. 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に対して、消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ. 消火活動の実施

消防職員は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林伐開により臨時的防火帯を形成する等して延焼を阻止する。

なお、必要に応じて、奈良県広域消防組合消防本部は、県（消防救急課）に消防防災ヘリコプターの派遣を要請（本編の第3章第5節第3参照）し、空中消火を行う。

(2) 孤立者等の救出

孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見した時は、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防部長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

第3 避難・誘導

担当部署	企画政策課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

(1) 森林内の滞在者の退去

企画広報班は、林野火災発生の通報をうけた時は、郡山警察署や消防団等と協力して、直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。消防職員は、道に迷った者に遭遇した時は、安全な避難路を指示し、必要に応じ安全な場所まで誘導する。

(2) 住民の避難

市長（本部長）は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対して、避難勧告を行い、郡山警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

第4 広域応援等の要請

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

(1) 消防の広域応援

奈良県広域消防組合消防本部の本部長は、組合単独での対処が困難であると判断される場合には、県や他の消防本部に対して応援を要請する。この場合、災害の状況、地理などの情報を応援市町村に対して提供する。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長（本部長）は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。この場合、防災統轄班は、本編の第3章第8節第2に準じて、自衛隊の派遣要請手続きを行う。

第5 鎮火後の措置

担当部署	奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------

奈良県広域消防組合消防本部、消防団は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらくの間は警戒にあたる。

また、森林所有(管理)者に対して、消失した林地が放置されて斜面崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うよう指導する。

第30節 風水害応急対策計画

担当部署	市民安全課、農業水産課、管理課、建設課、住宅課、入札検査課、都市計画課、下水道推進課
------	--

市は、水防法第7条第1項の規定により同法第1条の目的を達成するため、降水時等における警戒活動の実施、並びに洪水や溢水時等における応急対策活動に関して迅速、的確に実施する。

第1 実施体制

担当部署	市民安全課、農業水産課、管理課、建設課、住宅課、入札検査課、都市計画課、下水道推進課
------	--

水防管理者である市長（本部長）は、気象予警報、水防警報等の発令を認知した時、又は洪水による被害が予想され、水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置して水防事務を処理する。

なお、市に災害対策本部が設置された時、この水防本部は、災害対策本部の組織に移行する。

また、水防上確保すべき体制の概要については次の通りであるが、水防本部の設置、配備体制、動員方法等の体制整備の詳細、は別途定める水防計画による。なお、消防団員は水防団員を兼ねる。

- ア. 水防上必要な巡視の体制
- イ. 水門、樋門に対する操作の体制
- ウ. 危険箇所に対する応急工作の体制
- エ. 水防上必要な資機材の調達
- オ. 水防管理団体相互の協力及び応援

第2 水防配備と出動

担当部署	市民安全課、農業水産課、管理課、建設課、住宅課、入札検査課、都市計画課、下水道推進課
------	--

(1) 水防配備

水防勤務活動の完遂を期すため、次の要領により配備を行う。

- ア. 奈良地方气象台より気象業務法等に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合等において、水防上必要な時は、次の表による水防配備体制をとる。
- イ. 水防本部に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発表が予想されるときは、自主的にその勤務につく。
- ウ. 水防配備の実施される季節には、出来得る限り不急の外出を避けて待機するよう努める他、やむなく外出の時は、その連絡方法を係員に通知する。
- エ. 水防配備勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れない。
- オ. その他の交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支

障をきたさないようにする。

カ. 平常勤務から水防配備体制への切替えを確実迅速に行うと共に、勤務員をして適当に交代休養せしめて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期す。

[水防配備体制]

配備体制	配備時期	配備内容	配備目標
第1配備 (情報連絡体制)	気象情報の通知を受け、今後の気象情報に注意と警戒を必要とする時。	情報連絡活動を円滑に行い得る体制	班編成の水防要員 自動車数台
第2配備 (情報連絡強化体制)	水防警報第1段階発表の時。又は気象予警報の内容及び降雨状況により第1配備では処理が困難な時。	情報連絡、収集の強化体制	複数班の水防要員 自動車数台
第3配備 (警戒体制)	水防警報第2段階発表の時。又は、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）（量水標のない河川は、それ相応の水位）を超えた時を基準とし、かつ重大な水防事態の発生が予想される時。	事態の推移によって、直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制	水防要員の1/2 自動車10台
第4配備 (非常体制)	水防警報第3段階発表の時。又は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）（量水標のない河川は、それ相応の水位）を超えたときを基準とし、かつ事態が切迫したため第3配備では処理が困難な時。	事態の切迫に対処して水防活動を遂行できる非常体制	水防要員全員 自動車全車

(2) 水防団（消防団）又は消防機関の出動準備・出動

ア. 出動準備

市長（本部長）は、次の場合、管下の水防団（消防団）に対して、水防第1号信号により出動準備させると共に、その旨、郡山土木事務所に報告する。

(ア) 水防警報第2段階を受信した時。

(イ) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時。

イ. 出動

市長（本部長）は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）に対して、あらかじめ定められた計画に従い、水防第2号信号により出動させ、非常配備につかせると共に、その旨、郡山土木事務所に報告する。

(ア) 水防警報第3段階を受信した時。

(イ) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達して危険が予測される時。

[水防信号]

信号の種類	内容	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	居住者出勤	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	居住者避難	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
注 1) 信号は、適宜の時間継続する。 2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。 4) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

(3) 巡視及び警戒

ア. 巡視

水防法第9条に基づき、市長（本部長）は、平時に2kmごとに1人の基準で巡視員を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所がある時は、郡山土木事務所に連絡する。

また、大規模な地震を覚知した時又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、相当の被害が予想され水防上警戒が必要な時は、農業政策班、建設一般、建設二班、資材輸送班、下水道班は、消防団と連携し、直ちに所管する河川、ため池等を巡視する。

イ. 警戒

(ア) 市長（本部長）は、水防団待機水位（通報水位）に達した時、堤防、ため池、調整池、井堰、水（樋）門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は、直ちに郡山土木事務所に報告すると共に水防作業を開始する。また、巡視により、水防上危険な箇所を発見した者は、本部に連絡すると共に、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を講ずるように求める。また、必要に応じて、緊急を要する場合には堤防等の応急補強等を直ちに実施する。

(イ) 水防法第22条に基づき、市長（本部長）は、水防のため必要があると認める時は、郡山警察署長に対して、警察官又は警察職員の出動を求める。

第3 通報と情報交換

(1) 水位の通報

建設管理班は、出水の恐れがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに、郡山土木事務所に報告する。（水防法第12条）

ア. 報告とその間隔

- (ア) 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- (イ) 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- (ウ) はん濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- (エ) 避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき
- (オ) 避難判断水位(特別警戒水位)を下ったとき

- (カ) はん濫注意水位(警戒水位)を下ったとき
- (キ) 水防団待機水位(通報水位)を下ったとき

イ. 報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を電話、県防災行政無線又は電報にて報告する。電報による場合は、水位電文による。(水位電文については県水防計画参照)

(2) 情報交換の徹底

- ア. 建設管理班と郡山土木事務所及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、降雨、水位状況の必要な情報交換に努める。
- イ. 建設管理班は、郡山土木事務所よりの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要ある情報を、住民、水防団(消防団)、排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知する。
- ウ. 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、市等に対し、通報しなければならない。

第4 水防活動

担当部署	市民安全課、農業水産課、管理課、建設課、住宅課、入札検査課、都市計画課、下水道推進課
------	--

災害対策本部が設置された場合、都市建設部の各班、防災統轄班、農業水産班、下水道班は、連携して、次の水防活動を実施する。

なお、水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び水門、樋門の操作、水防のための必要な資機材、並びにこれら運用等の具体的な内容については別に定める水防計画による。

- ア. 気象情報、水防情報等の収集及び連絡
- イ. 河川、土砂災害危険箇所等の巡視及び被害状況調査
- ウ. 水門、樋門の操作
- エ. 応急工作
- オ. 資機材の調達
- カ. 避難対策

第5 警戒避難活動

担当部署	建設課
------	-----

災害対策本部が設置された場合、風水害時の避難勧告、避難指示等を発令するための基準については、次の運用を行い、早期の避難を心がける。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

- ア. 水害
 - 国、県が管理する河川の沿岸地区等水害の可能性がある地域を対象とする。
- イ. 土砂災害

県が調査した土砂災害危険箇所の影響がある地域を対象とする。

(2) 避難勧告、避難指示等の発令区域

避難勧告等の発令区域は、原則として防災地区単位（本編の第2章第5節第2参照）とする。ただし、実際の災害における事態の進行や状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

(3) 水害、土砂災害に対する避難場所

市が指定している災害時避難所、二次的避難所の中から、概ね支所ごとに選定する。ただし、状況によっては、柔軟に運用する。（資料編の資料8-3参照）

(4) 避難勧告等の発令の判断基準

ア. 避難勧告等発令の判断のための情報

建設管理班は、河川はん濫、土砂災害等に対する避難勧告等発令の判断のために必要な次の情報の把握に努める。

(ア) 気象等予警報

奈良地方気象台、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水予報、水防警報等）やテレビ、ラジオ、インターネットの情報。

(イ) 雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等の気象予測情報。

[雨 量 計]

観測所名	位置	確認情報	確認アドレス	避難勧告等判断対象地区
郡山	北郡山町	奈良県河川情報システム	http://www.pref.nara.jp/kasen/kasendb/top.html	矢田地区を除く市域
檜木	矢田町	国土交通省川の防災情報	http://www.river.go.jp/	矢田地区

(ウ) 河川水位情報

次の量水標の観測記録や佐保川、富雄川等河川上流部の水位状況。

[量 水 標]

所管	河川	観測所	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	計画高水位	避難勧告等判断対象地区
国	大和川	板東	川西町及び額田部南方～大阪府界	2.0	3.0	3.5	5.84	昭和地区
	佐保川	番条	秋篠川合流～大和川合流	1.0	2.4	2.7	3.922	郡山、筒井、平和、治道、昭和の各地区
県	大和川	庵治	JR 桜井線鉄橋～直轄区間	1.6	3.1	3.2	—	昭和地区
	佐保川	法蓮	奈良市界～直轄区間	0.7	1.2	1.3	—	郡山、筒井、平和、治道、昭和の各地区
	秋篠川	秋篠	奈良市界～佐保川合流	1.1	2.1	2.2	—	郡山、筒井、平和、治道、昭和の各地区
	富雄川	石木	奈良市界～大和川合流	1.0	1.7	1.8	—	矢田、片桐の各地区
	地藏院川	下三鴨	奈良市界～佐保川合流	1.2	1.9	2.2	—	平和地区

(エ) その他周辺状況

- a) 河川、堤防、水門等の巡回により確認できる水位状況等
- b) その他、巡回又は異常発見者により提供される、次に示すような土砂災害の前兆現象

[様々な土砂災害前兆現象例]

土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・近くで山崩れ、土石流が発生している ・立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる ・溪流の流水が急に濁りだしたり、流木等が混ざっている ・降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める ・異様な山鳴りがする ・異臭がする（こげくさい臭い） ・溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石等が発生している ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない
崖崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面に亀裂ができる ・小石が斜面からばらばらと落ち出す ・斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる ・斜面にはらみがみられる ・普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる ・湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができています ・池や沼の水かさが急に変わる ・井戸の水が濁る ・斜面から水が吹き出す ・家や擁壁に亀裂が入る ・家や擁壁、樹木や電柱が傾く

イ. 避難勧告等発令の判断基準

避難勧告等の発令は、原則は次の表の通りとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているか、暴風域ほどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めると共に、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

(ア) 河川はん濫に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	各河川沿岸地区
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報の通知を受けた時で大雨洪水に関する警報が発令された時 ・いずれかの量水標にてはん濫注意水位（警戒水位）に到達した時
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの量水標にて避難判断水位（特別警戒水位）に到達した時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの量水標にて危険水位に到達した時 ・破堤を確認した時 ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した時

(イ) 内水はん濫に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	市街地
避難準備情報	・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生した時
避難勧告	・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している時 ・大河川に排水する内水排水ポンプ運転停止水位に達することが見込まれる時
避難指示	・近隣の地区で床上浸水が発生した時 ・大河川に排水する内水排水ポンプ運転停止した時

(ウ) 土砂災害に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	矢田町、矢田山町、山田町、小泉町、城町、北郡山町
避難準備情報	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された時
避難勧告	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された時 ・市域に土砂災害警戒情報が発表された時
避難指示	・近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された時

(5) 避難勧告等の伝達方法

ア. 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の住民に対して、その情報を迅速に伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備情報・避難勧告・避難指示の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

なお、住民への情報伝達文例は、本編の第3章第13節第2を参考とする。

イ. 避難勧告等の伝達手段・伝達先

(ア) 住民への伝達

- ・広報車によるマイク放送
- ・戸別の口頭伝達
- ・自治会や自主防災組織の会長へ連絡

(イ) 避難行動要支援者や福祉関係機関への伝達

- ・避難支援者の事前登録者へ連絡
- ・避難行動要支援者の事前登録者へ連絡
- ・避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡

(ウ) 防災関係機関への伝達

- ・消防団長へ連絡
- ・県（防災統括室）へ連絡
- ・郡山警察署へ連絡
- ・消防本部へ連絡
- ・NHK奈良放送局へ連絡
- ・FMラジオ放送局等へ連絡

第6 決壊の通報並びに決壊後の処置

担当部署	市民安全課
------	-------

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊した時は、市長（本部長）は、直ちにその旨、郡山土木事務所及びはん濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する。

また、水防法第26条に基づき、決壊後、はん濫による被害が拡大しないように努める。

第31節 道路災害応急対策計画

担当部署	企画政策課、農業水産課、管理課、建設課、入札検査課
------	---------------------------

市は、道路災害や事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、道路管理者及び防災関係機関と相互連携を図りつつ、迅速な応急対策を講ずるものとし、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

第1 道路、橋りょう

担当部署	企画政策課、管理課、建設課、入札検査課
------	---------------------

道路災害等の応急対策に係る業務の連絡窓口は、建設管理班とし、現場活動を実施する建設一班、道路管理者及び防災関係機関との連携のもとで実施する。

建設一班は、道路災害等事故発生時に、次の応急対策を行う。

(1) 事故発生時における応急対策

ア. 被災状況の把握及び施設点検

道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を迅速に把握すると共に、危険箇所の早期発見に努める。さらに道路パトロールを強化し危険箇所、被災箇所の早期発見や被災拡大の危険性に関する詳細状況把握に努める。特に現地においては徒歩パトロールを強化し、詳細な被災状況の把握に努める。

なお、他の管理道路において被災が確認された場合には、速やかに当該道路管理者へ通報する。

イ. 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合において、関係機関と連携を図り速やかに救助・救出活動を行う。

ウ. 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所や区間において関係機関と連携を図りつつ、交通規制等の措置を講ずる。また、必要に応じ迂回路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努める。なお、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合には、ジャパンレッキングサービス協同組合他、防災協定を締結している関係団体等の協力を得て、路上障害物の除去や簡易な応急作業による道路啓開を行う。なお、他の機関が管理する道路において被災が確認された場合には、速やかに道路管理者へ通報する。

エ. 連絡・広報

道路啓開にあたっては、防災関係機関と相互に情報を共有化して迅速に実施する。

また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報については、企画広報班を通じて速やかに報道機関へ広報を依頼し、住民に周知する。

オ. 二次災害の防止対策

災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、道路管理者と連携をとりながら、応急措置を講じると共に、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の発生防止に努める。

(2) 応急復旧**ア. 道路**

市管理道路の応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、緊急輸送道路を中心として順次実施する。建設一班は、建設管理班の指示のもと障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ. 占用施設

市管理道路での上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合には、市は当該施設管理者へ速やかに通報するように指導する。また、緊急時においては、当該施設管理者は現場付近への立入禁止、避難誘導、周知等住民の安全確保のための必要最低限の措置をとり、事後速やかに市に連絡すると共に、応急復旧を実施する。

なお、他の機関が管理する道路については、必要に応じて協力や復旧支援等を行う。

第2 農道

担当部署	農業水産課
------	-------

農業水産班は、農道管理者と連携して被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめたうえで、県（耕地課）へ報告すると共に、必要に応じ応急措置を行う。また、著しい被害が生じるおそれがある場合においては、速やかに関係機関や住民に連絡すると共に、適切な避難対策、危険箇所への立入制限等を実施する。

第32節 地盤災害等応急対策計画

担当部署	農業水産課、管理課、建設課、入札検査課、都市計画課
------	---------------------------

市は、大雨や台風等による集中豪雨等による土砂災害、宅地法面等の崩壊、山地災害、ため池の破堤等の災害や震災後の降雨や余震等に伴う、地すべり、崖崩れ、建築物の倒壊、部材の落下、並びに宅地法面の崩壊等による二次災害を防止するため、それぞれ次の対策を実施する。

第1 実施体制

担当部署	農業水産課、管理課、建設課、入札検査課、都市計画課
------	---------------------------

地盤災害の防止活動に係る業務の連絡窓口は、建設管理班とし、現場活動を実施する建設一班、資材輸送班、農業水産班、県（砂防課、建築課、耕地課、林業基盤課）、その他、関係機関との連携協力のもとで実施する。

第2 土砂災害対策

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、降雨による出水で土砂の異常流出等の連絡を受けた場合、また、震災後における降雨、余震等により、二次的な災害が発生するおそれがある場合、土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、災害の発生のおそれのある場合には、速やかに避難対策を実施する。また、県（砂防課）に対して砂防ボランティア（斜面判定士等）の出勤、応援協力、情報提供等を依頼する。

また、崩壊崩落等によって被害を受けた土木施設については、県（砂防課）、施設管理者、及びその他の関係機関との協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第3 被災宅地の危険度判定

担当部署	都市計画課
------	-------

資材輸送班（都市計画課）は、豪雨災害や地震災害等で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災した地域の宅地について警戒巡視活動を行う。警戒巡視活動の結果、被災宅地危険度判定を要すると認められた時は、災害対策本部に判定の実施を具申する。市長（本部長）は、被災宅地危険度判定を要すると認められた時は、直ちに被災宅地危険度判定を決定し、県（建築課）に連絡すると共に、マスメディア等を通じて住民に実施判定の周知に努める。

(1) 県への支援要請

被災宅地危険度判定の実施が決定された場合は、資材輸送班長は、速やかに実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ応急危険度判定士の派遣を県（建築課）に要請し、被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 危険度判定の実施

資材輸送班（都市計画課）は、次の体制を整備し、危険度判定を実施する。

ア. 判定資機材の準備

市は、判定作業に必要な次のものを準備するように努める。

- (ア) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (イ) 被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- (ウ) 判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章等の交付

イ. 調査体制

判定士を中心として2～3人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ. 判定士の輸送

判定士を輸送するための手段を確保する。

エ. 判定結果の通知

判定結果について、判定ステッカーの貼付等によって宅地の所有者、近隣住民等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

[判定ステッカー]



この宅地に立入ることは危険です



この宅地に立入る場合は十分注意してください



この宅地の被災程度は小さいと考えられます

第4 被災建築物の応急危険度判定

担当部署	管理課、入札検査課
------	-----------

建設一班は、震災により被災した地域の建築物の警戒巡視活動を行い、被災建築物危険度判定（以下、「応急危険度判定」という）を要すると認めた時、本部に判定の実施を具申する。本部長は、応急危険度判定を必要と認めた時、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という）を設置し、直ちに被災建築物危険度判定の実施を決定し、県本部に連絡すると共に、マスメディア等を通じて住民に判定実施の周知に努める。

また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

(1) 県への支援要請

応急危険度判定実施が決定された場合には、建設管理班長は、速やかに実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ応急危険度判定士の派遣を県（被災建築物応急危険度判定支援本部）に要請し、応急危険度判定を実施する。

(2) 応急危険度判定の実施

建設一班は、以下の体制を整備し、応急危険度判定を実施する。

なお特に、庁舎や避難施設等の防災上重要な建築物は、優先的に応急危険度判定を行う。その結果、崩壊等の危険性が高い場合には、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を行うよう施設管理者に勧告する。また、実施本部のもと、判定コーディネーター業務を行う。

ア. 判定資機材の準備

- (ア) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (イ) 応急危険度判定士受入れ名簿の作成
- (ウ) 判定調査票、判定ステッカー、判定街区マップ、ガムテープ、バインダー、腕章等の交付

イ. 調査体制

判定士を中心として2人1組の判定チームを編成して、応急危険度判定調査を実施する。

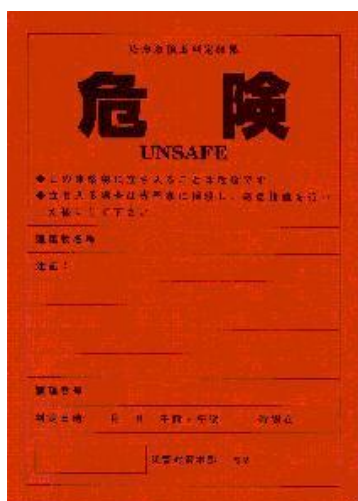
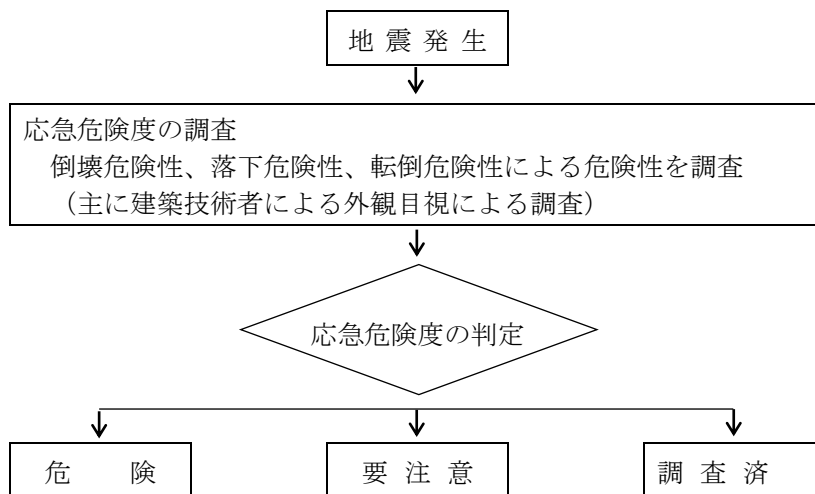
ウ. 判定士の輸送

判定士を輸送するための手段を確保する。

エ. 判定結果の通知

判定結果について、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

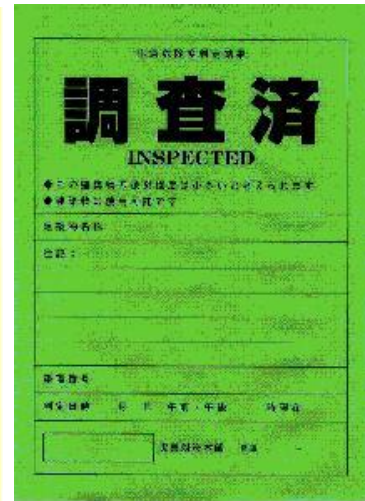
[応急危険度判定の流れ]



この建築物に立入ることは危険です



この建築物に立入る場合は十分注意してください



この建築物は使用可能です

第5 山地災害応急対策

担当部署	農業水産課
------	-------

農業水産班は、地震、台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地における二次的な災害を防止するため、県（林業基盤課）に対して、山地防災ヘルパーの出動等応援協力、情報提供等を依頼する。

第6 ため池災害応急対策

担当部署	農業水産課
------	-------

農業水産班は、震災後における余震等により、ため池に被害が生じた、又は被害が生じるおそれがある場合は、速やかに、ため池管理者、県（耕地課）、関係機関へ通報すると共に、ため池の下流住民を安全な場所へ避難させる。また、大規模な破堤等、被害を拡大させないようにため池管理者に指導を行い、早急に応急工事を実施する。

第33節 危険物等施設応急対策計画

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

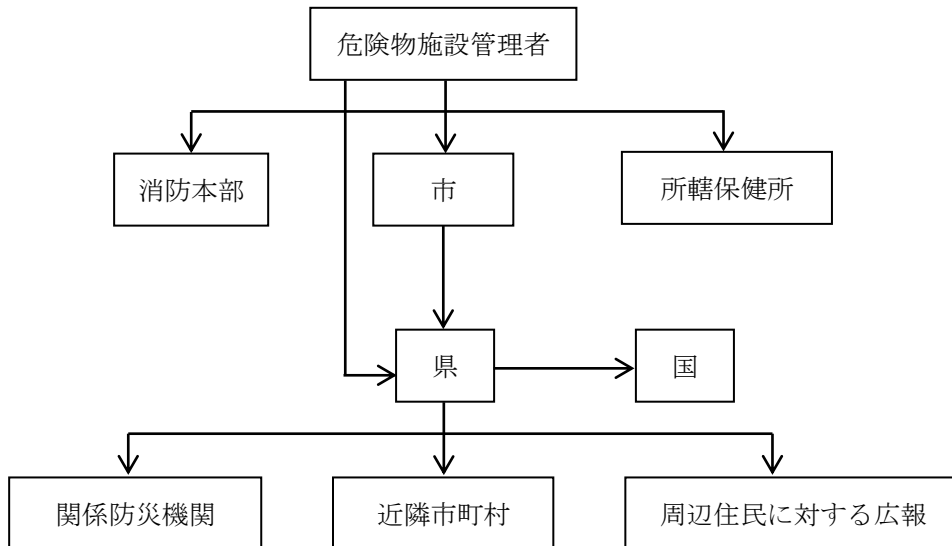
災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者、及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、市は、県、奈良県広域消防組合消防本部や関係団体と密接な連携を図り、適切な対応を講じる。

第1 実施体制

奈良県広域消防組合消防本部は、危険物施設管理者等の関係機関との連携協力のもと、危険物等施設応急対策を実施する。

防災統轄班は、県や奈良県広域消防組合消防本部と連絡調整を図り、適切な対応を講じる。

[危険物施設災害応急対策に係る情報系統図]



第2 危険物施設応急対策

(1) 応急措置

奈良県広域消防組合消防本部は、消防法に定める危険物施設において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立し、関係機関と連携して、状況に応じた措置をとる。

- ア. 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- イ. 付近住民等に対する広報活動
- ウ. 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- エ. 避難誘導及び群衆整理
- オ. 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- カ. 危険物火災の特性に応じた消防活動
- キ. 危険物の除去

(2) 危険物施設管理者に対する指導

奈良県広域消防組合消防本部は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取扱う事業所等の施設管理者等（施設管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等）に対して、次に掲げる措置を行うよう指導する。

- ア. 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- イ. 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ウ. 危険物施設の応急点検
- エ. 異常が認められた施設の応急措置

第3 高圧ガス貯蔵施設

奈良県広域消防組合消防本部は、災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設管理者、その他の関係機関、奈良県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、次の応急措置をとる。

- ア. 奈良県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- イ. 高圧ガス設備運転の緊急停止、及び充てん容器等の安全な場所への移動
- ウ. ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
- エ. 漏洩防止作業
- オ. 注水及び消火活動
- カ. 付近住民等に対する広報活動
- キ. 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク. 避難誘導及び群衆整理
- ケ. 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ. 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- サ. 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

[奈良県高圧ガス地域防災協議会連絡窓口]

連絡先	奈良県高圧ガス地域防災協議会
住所	奈良市大森西町13-12
電話番号	0742-33-7192

第4 火薬類貯蔵施設

奈良県広域消防組合消防本部は、火薬類貯蔵施設付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱い中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係機関等と連携を密にして、次の応急措置をとる。

- ア. 存置火薬類に関する情報収集
- イ. 消火活動
- ウ. 注水その他の延焼防止活動
- エ. 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- オ. 警戒区域の設定及び交通規制
- カ. 飛散火薬類等の検索回収
- キ. 二次爆発の防止措置

第5 毒物・劇物保管施設

奈良県広域消防組合消防本部は、毒物・劇物保管施設において、事故等により毒物・劇物が漏洩、流出、浸出、拡散等の事故が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- ア. 保健所等防災関係機関への通報
- イ. 立入り禁止区域の設定及び交通規制
- ウ. 避難誘導及び群衆整理
- エ. 中和除毒の安全措置、及び被災者の救出救助
- オ. 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- カ. その他、災害の状況に応じた必要な措置

第6 放射性物質使用施設応急対策

奈良県広域消防組合消防本部は、事故等により放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- ア. 関係防災機関への通報
- イ. 放射線量の測定
- ウ. 危険区域の設定
- イ. 立入り禁止制限及び交通規制
- ウ. 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- エ. 被ばく者等の救出救助
- オ. 周辺住民に対する広報
- カ. その他災害の状況に応じた必要な措置

第34節 ライフライン施設の応急復旧計画

担当部署	市民安全課、企画政策課、業務課、工務課、下水道推進課
------	----------------------------

市は、災害により途絶した水道、下水道施設について速やかに復旧を進めると共に、応急供給、サービス提供を行う。

また、鉄道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被災した場合には、それぞれの事業者にて実施されるライフライン施設の応急復旧や二次災害の防止のための措置に協力する。

第1 上水道

担当部署	企画政策課、業務課、工務課
------	---------------

業務班、給水施設班は、災害が発生して上水道施設が被災した場合は、被害状況を早急に調査し、必要な人員、車両及び資機材を確保し、上水道施設の応急復旧等を実施する。

(1) 応急措置

業務班は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、給水施設班は、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始する他、弁操作により可能な限り他系統の管網より給水を図る。

(2) 応急復旧

給水施設班は、被災状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

ア. 本復旧工事の実施

復旧工事を速やかに行い給水を確保した後、被害の程度により、かなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後日、本復旧工事を施工する。

イ. 応援要請

応急復旧等は、必要に応じて市内給水装置指定工事店等の協力を得て実施するが、市単独で対応できない時は、協定（資料編の資料12-7～資料12-9、資料12-25参照）や応援要請に基づく他の水道事業者からの応援により実施する。

(3) 広報

業務班は、給水施設班と緊密に連絡を取り合うと共に、施設の被害、供給、復旧に関する状況等を、企画広報班に伝達する。

企画広報班は、住民にとって、特に上水道復旧の情報が重要視されることから、積極的に施設の被害、供給、復旧に関する状況等の他、今後の見通しを住民等に広報する。（広報方法等は本編の第3章第7節第3参照）

第2 下水道

担当部署	企画政策課、下水道推進課
------	--------------

下水道班は、災害が発生して下水道施設が被災した場合は、被害状況を早急に調査し、必要な人員、車両及び資機材を確保し、下水道施設の応急復旧等を実施する。

(1) 応急措置

ア. 水害時

下水道班は、異常気象に伴い流入汚水量が増大し、ポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり、電気、機械施設が冠水するおそれがある場合は、流入ゲート进行操作して流入汚水量の抑制を行い、管内貯留効果を利用してポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

イ. 地震災害時

下水道班は、震災の発生時に管渠について、地表より目視により、被害状況を調査すると共に、ポンプ場、処理場の各施設について、施設内の巡視により被害状況を調査し、迅速に係関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には、緊急停止の措置を行う。

また、施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握し、必要に応じて、「下水道事業における災害時支援に関するルール」※に基づき県の支援を要請する。

※下水道事業における災害時支援に関するルール

下水道事業に関する大規模な災害時の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールについて、平成8年1月に(社)日本下水道協会より示されたルールの平成24年6月改定版。

(2) 応急復旧

下水道班は、被災状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

- ア. 可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障がないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。
- イ. ポンプ場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るよう応急処置を講じ、下水処理の万全に努める。
- ウ. 応急復旧等は、必要に応じ市内排水設備指定工事店の協力を得て実施するが、さらに応急復旧作業に必要な要員等が不足する場合は、建設業者等に応援を求める。
- エ. 被害状況に基づき、必要な復旧資機材を迅速に調達し、不足する資機材については早急に確保する。

(3) 広報

下水道班は、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しについて、企画広報班に報告する。企画広報班は、下水道の被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しや水洗便所等の使用停止に関する情報について、住民等に広報する。(広報方法等は本編の第3章第7節第3参照)

第3 電気

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、災害により、電気施設が被災し、広域かつ長期間にわたる停電等が発生した場合、関西電力(株)と緊密な連携をとり、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集すると共に、住民に対して、適切な情報の提供に努める。また、必要に応じ関西電力(株)が実施する電気施設の災害応急活動に適切な支援を行う。

[関西電力(株)連絡窓口]

連絡先	関西電力(株) 奈良支店 総務・広報グループ				
代表電話番号	0742-27-1237				
単独電話番号	0742-27-8916	県防災行政無線 (地上系)	81-576-0	県防災行政無線 (衛星系)	82-576-0
FAX番号	0742-27-8925	県防災行政無線 FAX(地上系)	81-576-7	県防災行政無線 FAX(衛星系)	82-576-7
連絡先	関西電力(株) 奈良営業所 所長室				
電話番号	0742-36-1212		FAX 0742-36-1238		
フリーコール	0800-777-8052				

第4 電話

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、災害により、通信施設が被災し、広域かつ長期間にわたる通信障害等が発生した場合、西日本電信電話(株)と緊密な連携をとり、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集すると共に、住民に対して、適切な情報の提供に努める。また、必要に応じ西日本電信電話(株)が実施する電気通信施設の災害応急活動に適切な支援を行う。

[西日本電信電話(株)連絡窓口]

連絡先	西日本電信電話(株) 奈良支店 設備部 災害対策担当
電話番号	0742-23-9517
FAX番号	0742-23-9533

第5 都市ガス

担当部署	市民安全課
------	-------

防災統轄班は、災害により、都市ガス施設が被災し、広域かつ長期間にわたる都市ガスの供給停止等が発生した場合、大阪ガス(株)と緊密な連携をとり、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集すると共に、住民に対して、適切な情報の提供に努める。また、必要に応じ大阪ガス(株)が実施するガス施設の災害応急活動に適切な支援を行う。

[大阪ガス(株)連絡窓口]

連絡先	大阪ガス(株)北東部導管部				
電話番号	072-966-5314 (平日)	県防災行政無線 (地上系)	81-577-0	県防災行政無線 (衛星系)	82-577-0
	072-671-4291 (休日・夜間)				
FAX番号	072-966-5869	県防災行政無線 FAX (地上系)	81-577-7	県防災行政無線 FAX (衛星系)	82-577-7

第35節 突発重大事故対策計画

担当部署	市民安全課、関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------------

市は、これまでに示した風水害や火災の応急対策の他に、突発重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故、危険物等の爆発事故、意図的な毒物の散布、雑踏事故）等が発生した場合、国、県、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第1 事故対策本部の設置

市長は、事故の通報を受けて現場に出動した奈良県広域消防組合消防本部又は郡山警察署の意見を聞いたうえで、火災・災害等即報要領（本編の第3章第4節第5参照）により県、国への報告が必要な事故等であり、必要と認めた場合には直ちに現地、又は適当な場所に事故対策本部を設置する。

事故対策本部は、県、防災機関、事故原因者等と連携して、必要な対策を迅速に実施する。なお、事故対策本部の事務局は市民安全課とする。

なお、市長は、事故に対する応急措置及び応急活動が終了した時は、事故対策本部を閉鎖する。

また、事故対策本部の組織及び運営、設置及び廃止の通知、職務・権限の代行は、第3章第1節第3に準じる。

第2 事故対策本部の機能

担当部署	市民安全課
------	-------

事故対策本部は、防災関係機関の効率的な活動、及び事故の規模、被災状況等情報の統一化を図るため、概ね次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたり、必要な応急活動を実施する。

なお、各課は、災害対策本部の事務分掌に準拠して応急活動を実施する。

- ア. 情報の収集及び伝達
- イ. 広報
- ウ. 防災関係機関の情報交換
- エ. 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- オ. 防災関係機関に関する応援要請
- カ. その他必要な事項

第3 動員計画

事故対策本部の動員は、原則として災害対策本部会議を招集して、事故災害の状況に応じて必要な動員を決定する。

第4 情報の収集及び伝達

担当部署	市民安全課、奈良県広域消防組合消防本部
------	---------------------

防災統轄班は、県（防災統括室）、奈良県広域消防組合消防本部、郡山警察署、事故原因者等関係機関と連絡を取り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（防災統括室）に報告する。火災・災害等即報要領の直接報告基準に該当する事故（本編の第3章第4節第5参照）については、国（消防庁）に対しても覚知後30分以内に報告する。

第5 応急活動

担当部署	関係各課、奈良県広域消防組合消防本部
------	--------------------

(1) 火災防御・消火活動

奈良県広域消防組合消防本部は、消防団と連携し、速やかに事故による火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、奈良県広域消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できない場合には、県（防災統括室）に対し、消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 救出救護活動

事故により多数の要救出、救助者及び負傷者が発生した場合は、奈良県広域消防組合消防本部は、郡山警察署等と連携して、救出、救助、救急救護活動を実施する。負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先となる医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

また、奈良県広域消防組合消防本部のみでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(3) 避難誘導活動

奈良県広域消防組合消防本部は、事故により、事故現場周辺の住民の生命又は身体に危険が切迫するおそれがある場合は、消防団、郡山警察署と連携して、避難誘導を実施する。また、避難者を避難所に収容する必要がある場合は、関係各班は本編の第3章第13節第6に準じて避難所を開設する。

(4) その他必要な活動

関係各班は、その他必要な活動を本編の第3章第3節から第27節に準じて実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

担当部署	関係各課
------	------

市は、災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施する。

第1 災害復旧事業計画

関係各班は、所管する公共施設が被災した場合には、公共施設の被害の状況、発生原因を考慮し、市総合計画におけるまちづくりの方向に留意しながら災害復旧事業計画を作成する。なお、災害復旧事業計画については、被災箇所は原形に復旧することを原則とし、再度の被害発生を防止する必要上から改良を要すると認められる箇所については適宜検討を加える。また、災害復旧事業計画策定に際し、必要な場合は県に対して技術職員の派遣等の技術的支援を要請する。

なお、市に関連する災害復旧事業計画の種類は概ね次の通りである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ. 砂防施設災害復旧事業計画
- ウ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ. 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- オ. 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ. 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ. 下水道災害復旧事業計画
- ク. 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

第2 災害復旧に伴う財政援助の確保等

災害復旧事業費は、市及びその他地方公共団体が提出した資料や実施調査に基づき決定され、これらは法律又は予算範囲内において、国が全部又は一部を負担、もしくは補助して行う災害

復旧事業、並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて援助される。

関係各班は、災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、その他に規定する緊急査定が速やかに実施されるように必要な措置を講じて、早期にその災害復旧事業費の援助、助成を受けられよう努める。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次の通りである。

[災害復旧事業財政援助 (1/2)]

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上
公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同 第5条、6条1項
都市施設災害復旧事業 (街路、公園、流域下水道、公共下水道、都市下水道)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	同上
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上
知的障害者更正援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、26条	同上
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第61条、62条	同 第3条1項、19条
感染症予防事業	同上	同上
堆積土砂排除事業	予算補助	同 第3条1項、9条
湛水排除事業	—	同 第3条1項、10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同 第8条1項
共同利用小型漁船の建造費の補助	—	同 第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第3条	同 第12条

[災害復旧事業財政援助 (2/2)]

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例	—	同 第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同 第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	—	同 第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同 第17条
水防資材費の補助の特例	水防法第44条	同 第21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条1項	同 第22条
産業労働者住宅建設資金の融通	—	同 第23条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	下水道法第34条	同上
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

第2節 被災者の生活確保

担当部署	市民安全課、企画政策課、税務課、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、住宅課、学校教育課、関係各課
------	--

市は、災害により住民の生活が大混乱し、社会不安が増長されないよう、被災者の被害程度に応じて、職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免措置、住宅を復旧するために必要な措置等を実施し、住民生活の早期安定を図り、社会経済活動の回復に努める。

第1 生活相談

担当部署	企画政策課
------	-------

企画広報班は、災害により被害を受けた住民が、生活再建が行えるように各種の生活相談に応じる相談窓口を開設すると共に、住民サービスが可能となるように事務処理体制を整える。

(1) 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律等、生活全般に関する各種相談に対する総合相談窓口を市役所内に設置し、相談内容に応じた的確な対応に努める。

(2) 相談内容

相談窓口における相談内容については、概ね次の通りとする。

- ア. 行方不明者の捜索等に関する事。
- イ. 被災住宅の修理及び仮設住宅のあっ旋に関する事。
- ウ. 建物被害判定に関する事。
- エ. ライフラインの復旧に関する事。
- オ. 各種法律相談に関する事。
- カ. 税等に関する事。
- キ. 生業資金のあっ旋、融資に関する事。
- ク. 義援金品の支給に関する事。
- ケ. その他、必要な事項に関する事。

(3) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するため、次の相談スタッフの充実に努める。

- ア. 市以外の関係機関と連携すると共に、民間の各専門スタッフの協力を得るよう努める。
- イ. 相談体制の充実に努めるため、手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。
- ウ. 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて相談を実施する女性の専門相談員の確保に努める。

第2 雇用対策

担当部署	地域振興課、スポーツ推進課
------	---------------

地域振興班は、災害による離職者の把握に努めると共に、災害により職業を失った人に対する雇用の確保について、市内事業者に対し被災者の優先的な雇用の促進を要請すると共に、奈良労働局、公共職業安定所及び県（雇用労政課）に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等、早期再就職に関する促進対策の要請を行う。

第3 災害弔慰金等の支給

担当部署	厚生福祉課
------	-------

厚生福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律、大和郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編の資料 18-7 参照）等に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合には、その遺族に対して災害弔慰金を支給する。（詳細は、資料編の資料15-5参照）

[災害弔慰金の概要]

死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

(2) 災害障害見舞金

自然災害により著しい障害を受けた者がある場合には、その該当者に対して災害障害見舞金を支給する。なお、ここで障害を受けた者とは、主に災害により負傷又は疾病にかかり治った場合において、精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障害が残る者とする。（詳細は、資料編の資料15-5参照）

[災害傷害見舞金の概要]

障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

(3) 災害援護資金

自然災害により世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯がある場合には、その世帯主に対して、災害援護資金の貸し付けを行う。（詳細は、資料編の資料15-4参照）

[災害援護資金の概要]

	家財の損害及び住居の損害がない場合	家財の損害があり、住居の損害がない場合	住居が半壊した場合	住居が全壊した場合
世帯主の負傷がある場合	150万円	250万円	270万円※2	350万円
世帯主の負傷がない場合		150万円	170万円※2	250万円※1※2

※1 住居の全体が滅失した場合 350万円

※2 被災した住居を建て直す場合、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、また「170万円」とあるのは「250万円」と、世帯主の負傷がない場合で「250万円」とあるのは「350万円」と、それぞれ読み替える。

第4 被災者生活再建支援金の支給

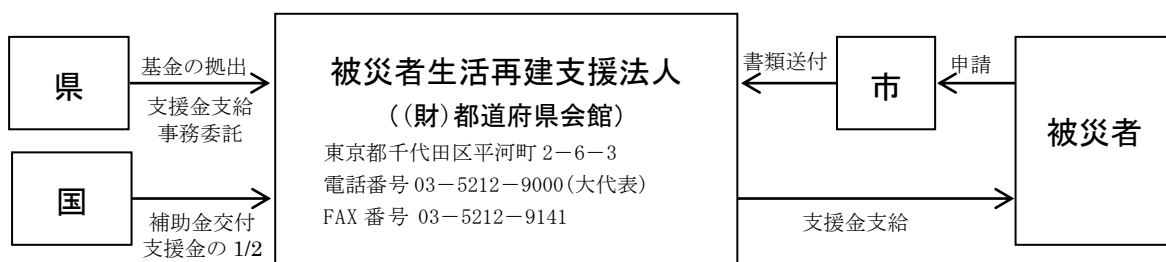
担当部署	市民安全課
------	-------

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害に対して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援することで、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものである。

防災統轄班は、県（防災統括室）と連携して、被災者生活再建支援金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、次の内容について周知を図る。

また、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の確認を行い、県（ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託）に申請書類を送付する。

[支援金支給の仕組み]



(1) 対象となる自然災害

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害については、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のいずれかに該当するものである。

- ア. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害（同条第2項のみなし規定を含む）
 - (イ) 市域内の住家減失世帯数が 80 世帯以上の自然災害
 - (ロ) 県下の住家減失世帯数が 1,500 世帯以上で、市域内の住家減失世帯数が 40 世帯以上の自然災害
 - (ハ) 半壊又は半焼等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって 1 世帯、床上浸水及び

土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする

- イ. 市域内で10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ. 県域内で100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害
- エ. 県域内でア又はイの市町村を含む自然災害であり、市域内で5以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害
- オ. ア～ウに該当する区域に隣接し、市域内で5以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害
- カ. アもしくはイの市区町村を含む府県又はウの府県が2以上ある場合に、市域内で5以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 対象世帯

(1)の自然災害により被害を受けた次の世帯を対象とする。

- ア. 住宅が全壊した世帯
- イ. 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ. 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額とする。

ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額とする。

ア. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

第5 援助資金等の貸付

担当部署	厚生福祉課、こども福祉課
------	--------------

(1) 生活福祉資金

県は、災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯等に対して、経済的自立と生活意欲の助長、促進を図るため、生活福祉資金（災害援護資金や住宅資金）や緊急生活安定資金の貸付を行う。（ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない）

厚生福祉班は、生活福祉資金貸付制度等の概要を広報すると共に、県社会福祉協議会と連

携して、市社会福祉協議会に相談窓口を開設し、生活福祉資金貸付等のあつ旋を行う。(詳細は、資料編の資料15-6参照)

(2) 母子・寡婦福祉資金

県は、母子家庭の母(配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)及び寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者)等に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長、及び扶養している児童の福祉の増進、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。これは、一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

こども福祉班は、母子福祉資金貸付制度、及び寡婦福祉資金貸付制度の概要を広報すると共に、県社会福祉協議会と連携して、母子福祉資金貸付、及び寡婦福祉資金貸付のあつ旋を行う。(詳細は、資料編の資料15-7参照)

(3) 生活保護

厚生福祉班は、生活保護法に基づく保護の要件を備えた被災者に対して、災害救助法が適用されない場合において、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づき特別基準の範囲内で支給する。(詳細は、資料編の資料15-8参照)

第6 税の徴収猶予及び減免

担当部署	税務課
------	-----

調査班は、災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法又は大和郡山市税条例により市税の緩和措置を図るため、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告、その他書類の提出、又は市税を納付できないと認められる場合には、その者の申請に基づき2か月以内に、また特別徴収義務者については30日以内において、これらの納付期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付し、又は早急に納付することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ないと認められる場合等においては、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合には、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

第7 その他の減免等

担当部署	総務課、関係各課
------	----------

総務班（総務課）、関係各班は、災害時におけるその他の減免措置等として、次の事項について周知に努める。

(1) 郵政事業の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、次のような郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施することがある。

ア. 被災地あて救助用小包等の料金免除

総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、又は日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。

イ. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び郵便葉書1枚の範囲で無償交付する。

ウ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。

エ. 郵便貯金等の非常取扱いの実施

災害の際には、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金、恩給及び国債等の利用被災者について、緊急な資金需要を満たすため、総務省令の定めるところにより取扱い局を指定し、かつ期間を決めて一定額の範囲内における非常取扱いを実施する。

オ. 簡易保険の非常即時払、並びに非常即時貸付

災害の際には、簡易生命保険約款の定めるところにより、特に指定した郵便局において、簡易保険の保険金（倍額保険金を含む）、保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込み猶予等の非常取扱いを実施する。

カ. 被災者の救助を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。

(2) その他の減免

ア. 国民健康保険税の減免（大和郡山市国民健康保険税条例第12条）

イ. 介護保険料の減免（大和郡山市介護保険条例第11条）

ウ. 保育料及び入園料の減免（大和郡山市立幼稚園保育料及び入園料条例施行規則第3条）

第8 住宅金融公庫へのあつ旋

担当部署	住宅課
------	-----

県及び市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、災害が住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金融資の適用災害に該当する場合には、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査、及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金借入れの促進を図る。

建設二班は、状況に応じて災害復興住宅資金制度の概要を広報すると共に、市役所内に独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じると共に、災害復興に資する次の融資制度について情報提供に努める。

(1) 地すべり等関連住宅融資

地すべり及び急傾斜地の崩壊による被害を蒙るおそれのある家屋等の移転、建設等に必要な資金の貸付。

(2) 災害復興住宅融資

火災、地震、暴風雨等の災害により住宅に被害を受けた者に対して行われる、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資であり、住宅の建設・購入（中古を含む）又は補修に要する資金の貸付。

第9 公営住宅の建設

担当部署	住宅課
------	-----

国は、一定規模の災害が発生した場合において、事業主体が災害により滅失した住宅の低所得居住者へ住宅を賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合には、公営住宅法等の規定により、その整備に要する費用の一部について補助することになっている。

建設二班は、損壊した公営住宅を速やかに補修すると共に、災害により滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する時は、県（住宅課）と協力して、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告すると共に、災害公営住宅建設計画を作成して、災害査定 of 早期実施が得られるよう努める。

第10 民間賃貸住宅の紹介

担当部署	住宅課
------	-----

建設二班は、県と協力して、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第11 メンタルケアの充実

担当部署	企画政策課、保健センター、学校教育課
------	--------------------

災害に伴い、被災者は様々な精神症状に陥ることがある。これらの症状には個別対応を行うことが肝要であり、被災者が精神的に癒され生きる目的を見つけ、生活再建の意欲を持つことができるように、市は、県や関係機関と協力し、速やかに次の対策を講じる。

(1) 精神科医、保健師等による巡回相談

医療班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、精神科医、保健師等による巡回相談を実施する。

(2) 小・中学校での児童カウンセリングの実施

学校教育班（学校教育課）は、医療班の協力を得て、児童・生徒等及び教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題について、相談窓口を設置し、その解消を図る。

(3) 市広報紙（つながり）による情報提供

企画広報班は、市広報紙（つながり）等により、災害の規模、家族の安否、今後の災害復旧の見通し、流言飛語への注意、援助や医療についての情報を的確に提供することにより住民の不安解消を図る。また、併せて災害に伴う一般的な心理的变化、それへの対応方法、精神的な援助体制に関する情報を提供する。

第3節 り災証明書の発行

担当部署	企画政策課、税務課、奈良県広域消防組合消防本部
------	-------------------------

市長は、災害対策基本法第90条の2に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者からり災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「り災証明書」を交付しなければならないこととされている。

また、災害対策基本法第90条第3項に基づき、市に災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳〔被災者台帳〕を作成することが出来るとされている。

市は、被災者に対して、早期に必要な支援措置を講じるため、り災証明書の交付体制を確立し、り災証明書を交付する。

第1 り災証明の対象及び実務担当者

担当部署	税務課、奈良県広域消防組合消防本部
------	-------------------

り災証明は、災害により被害を受けた家屋について行い、そのうち、火災及び爆発を除く災害による被害調査（全壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水）は、調査班が実施する。また、火災及び爆発による被害調査（全焼、半焼、部分焼、ぼや）は、奈良県広域消防組合消防本部が実施する。

第2 り災証明書の発行

担当部署	税務課、奈良県広域消防組合消防本部
------	-------------------

り災証明書（資料編の資料6-8参照）は、被災家屋の所有者や賃借人等の申請により、被災家屋調査台帳等に基づき、調査班が発行するものとし、発行枚数は原則として1世帯につき1枚とする。

なお、発行業務において、調査班だけでは職員が不足する場合には、災害対策本部は他部から職員の動員を行う。

第3 り災証明に関する相談窓口の設置

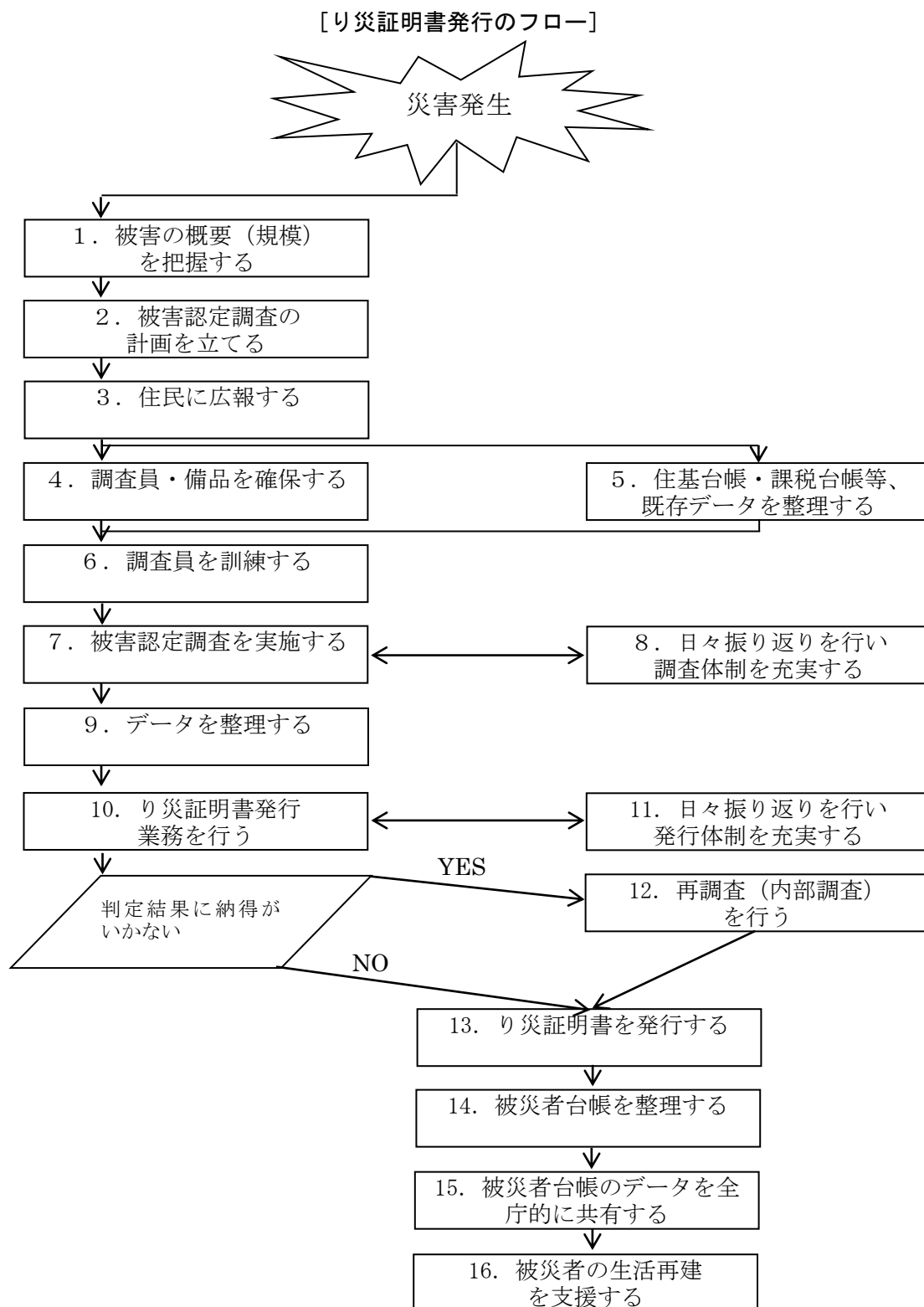
担当部署	税務課
------	-----

調査本部（本編の第3章第4節第6参照）は、り災証明書発行窓口の他に、再調査の受付や相談業務を行う窓口を設置する。

第4 り災証明書発行のフロー

担当部署	税務課、奈良県広域消防組合消防本部
------	-------------------

り災証明書の発行は、次のフローに従い実施する。



※奈良県り災証明ガイドラインー地震災害編ー（平成20年8月）より

第5 り災証明書発行に関する広報

担当部署	税務課、企画政策課
------	-----------

調査本部（本編の第3章第4節第6参照）は、被災者へのり災証明発行に関する広報について、報道機関の利用等を含めて企画広報班に実施を依頼する。

第6 再調査の申し出受付と再調査の実施

担当部署	税務課、奈良県広域消防組合消防本部
------	-------------------

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができる。

調査本部（本編の第3章第4節第6参照）は、申し出のあった家屋に対して、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じて被災家屋調査台帳を修正し、り災証明書を再発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長（本部長）が判定する。

第4節 被災中小企業の振興

担当部署	地域振興課、スポーツ推進課
------	---------------

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の融資、信用保証協会による融資の保証枠の増大措置等により、施設の復旧に必要な資金、並びに事業費の融資が行われる。

市は、被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、県及び関係団体等の支援協力を得て、中小企業の振興に係る制度について、必要な広報活動を実施する。

第1 相談窓口の開設等

地域振興班は、中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握等、県（地域産業課）の講じる措置に協力すると共に、大和郡山市商工会やその他の関係機関と協力し、融資相談窓口を開設する等、災害融資制度の周知徹底を図る。

第2 資金融資

地域振興班は、災害により甚大な損害を受けた中小企業者に対して、経営の安定とより一層の振興が図られるよう、県（地域産業課）が実施する次の措置に協力する。

(1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用に必要な措置

中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

(2) 政府系金融機関への協力要請

株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫等の政府系中小企業金融機関における災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対して要請を行う。

(3) 信用保証協会の保証枠の増大措置

信用力の低い中小企業への融資の円滑化を図るため、信用保証協会^{*}の保証枠の増大等を要請する。

※信用保証協会

中小企業者などに対する金融の円滑化を図ることを目的として設立された公的機関。
事業資金の調達を希望する事業経営者に対し、債務の保証を行う。

(4) 普通銀行等への協力要請

地元一般銀行等、その他の金融機関に対し、中小企業向け融資の特別な配慮を要請する等、協力を求める。

(5) 中小企業信用保険法の適用に必要な措置

災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合には、中小企業信用保険法の指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第5節 農業・水産業者への融資

担当部署	農業水産課
------	-------

災害により、農業・水産業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合には、その経営を維持安定させることを目的として、日本政策金融公庫等の融資制度による救済措置が講じられる。

市は、被災した農業・水産業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、県や関係機関等の支援協力を得て、農業・水産業者への融資制度について、必要な広報活動を実施する。

第1 相談窓口の開設等

農業水産班は、農業・水産業の被害状況調査、再建資金の需要把握等、県（農業経済課、農業水産振興課）の講じる措置に協力すると共に、農業協同組合やその他関係機関と協力して融資相談窓口を開設する等、災害融資制度の周知徹底を図る。

第2 資金融資

農業水産班は、農業協同組合やその他関係機関の協力を得て、次のような融資制度の情報提供に努めると共に、被災した農業・水産業者の相談に応じる。

(1) 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用の融資。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により売上が減少したために必要となる事業運転資金の融資。

(3) 農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用の融資。

(4) 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用の融資。

(5) 経営資金等（天災資金）

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受けた上で、被害農林漁業者に対して経営に必要な資金として行う融資。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

市は、災害対策基本法に規定される著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、県（関係各一部局）が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速、かつ円滑に実施できるようにする。なお、激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県（関係各一部局）に提出する。

第1 激甚災害の指定促進措置

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

防災統轄班は、著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、各班と連携して被害の状況を速やかに調査し把握すると共に、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次の通りである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
- イ. 公共土木施設災害関連事業
- ウ. 公立学校施設災害復旧事業
- エ. 公営住宅災害復旧事業
- オ. 生活保護施設災害復旧事業
- カ. 児童福祉施設災害復旧事業
- キ. 老人福祉施設災害復旧事業
- ク. 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ. 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ. 婦人保護施設災害復旧事業
- サ. 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ. 感染症予防事業
- ス. 堆積土砂排除事業
 - (7) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共施設区域外の排除事業
- セ. 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア. 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- エ. 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

オ. 森林災害復旧事業のに対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ. 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ. 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ. 水防資機材費の補助の特例
- カ. 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ. 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク. 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ. 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2 局地激甚災害の指定促進措置

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

防災統轄班は、激しく局地激甚である災害が発生した場合には、各班と連携して被害の状況を速やかに調査、把握し、局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

なお、局地激甚災害に係る財政援助措置の対象は次の通りである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
- イ. 公共土木施設災害関連事業
- ウ. 公立学校施設災害復旧事業
- エ. 公営住宅災害復旧事業
- オ. 生活保護施設災害復旧事業
- カ. 児童福祉施設災害復旧事業
- キ. 老人福祉施設災害復旧事業
- ク. 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ. 知的障害者施設災害復旧事業
- コ. 婦人保護施設災害復旧事業
- サ. 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ. 感染症予防事業
- ス. 堆積土砂排除事業

- (ア) 公共施設の区域内の排除事業
- (イ) 公共施設区域外の排除事業
- セ. 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成**
 - ア. 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
 - イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 中小企業に関する特別の助成**
 - ア. 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例措置
 - イ. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の延長
 - ウ. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成**
 - ア. 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第7節 災害復旧・復興計画

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

市は、復興の主役は地域の住民であるということを念頭に置いて、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

第1 復旧・復興計画の策定

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

防災統轄班は、関係各班と連携し、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、復興の主役である住民各層の意見を踏まえて復興計画を策定する。

(1) 復旧・復興に係る基本方針の策定

被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市の復旧・復興計画を策定する。

(2) 事前の復旧・復興対策

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県と連携し、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

(3) 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については、速やかに公表し、周知徹底を図る。

第2 災害復旧・復興本部等の設置

担当部署	市民安全課、関係各課
------	------------

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと

円滑に移行（または併設）できるよう、市は、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

また、以下の業務を必要に応じて、復興対策体制において適宜実施する。

- ア. 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の決定
- イ. 復旧・復興計画の策定
- ウ. 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- エ. 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- オ. 県の設立する復興基金への協力
- カ. 復旧・復興計画の進捗管理
- キ. 被災者の生活再建の支援
- ク. 相談窓口等の運営
- ケ. 民心安定上必要な広報
- コ. その他の復旧・復興対策

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第1節 総則

第1 計画の目的

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本市における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取扱う。取扱いに際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 基本的な考え方

(1) 基本方針

本計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、県民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、県及び市による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

(2) 留意事項

本計画策定にあたっては、南海トラフ巨大地震の特質を考慮し、以下の点に留意する。

ア. 自立した災害対応と近隣府県への支援

近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。このため、本市においても、市が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合やより被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。

イ. 地震防災対策の推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、市

内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や市有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

ただし、令和元年6月公表の被害想定にて、直下型地震と同程度の震度になる可能性があるとの予測が示されているので、十分に留意した上で、南海トラフ地震への対策も進めていく。

ウ．突発的な地震に備えた日頃からの対策

突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、市民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択できるよう、市や県がその支援を行う。

エ．計画的かつ早急な予防対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されているので（平成31年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

オ．地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

市域に係る地震防災に関して、市域の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務、又は業務の大綱については、「第1章第3節」に準じる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1か月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

気象庁が①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備え、災害応急対策を取る。

第1 南海トラフ地震臨時情報の発表

(1) 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震または現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生後ほど高く、時間とともに減少する。

(2) 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震が発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

ア. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

イ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域を除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

ウ. 南海トラフ臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報いずれの発表条件を満たさなかった場合、その旨を示す。

(3) 臨時情報発表に対する警戒等措置

ア. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）警戒する体制を取る。

また、南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに 1 週間（対象地震発生から 336 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）注意する措置を取る。なお、それを経過した後は、後発地震に対しては注意する措置は原則解除するものとする。

イ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレートプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸 50 km 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域を除く）の発生から 1 週間（対象地震の発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が計測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置を取るものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

ウ. 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

(4) 必要な情報の伝達・周知等

ア. 市及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び市民に周知する。

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

（イ）国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

イ. 市及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通・物流等をはじめとする

企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

ウ. 市及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携を取りながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- ア．市及び県、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は、可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。
- イ．市民に対して情報伝達を行う際には、具体的に取り組むべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、施設等の整備について、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たって、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。また、地震発生時に円滑に活動できるよう防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める等以下施策を優先的に検討する。

第1 消防用施設の整備

本編第2章第20節に準じる。

第2 建築物、構造物等の耐震化

本編第2章第42節に準じる。

第4節 防災訓練計画等

第1 防災訓練計画

市は、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。総合防災訓練は、地震規模や被害の想定を明確にすると共に、南海トラフ巨大地震、内陸型地震等を想定した発災対応型訓練とする。また、阪神・淡路大震災等の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや、住民と一体となった訓練とするため、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入れ体制の訓練等を実施する。また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。なお、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により行う。

第2 公共施設における防災対策の充実

市は、学校、社会福祉施設等公共施設については、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、本編第2章第1節第3、第4に準じて防災教育を実施すると共に、南海トラフ巨大地震に係る避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について防災計画を定め、防災訓練に努めるよう指導する。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

市は、県その他の防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、本編第2章第1節に準じて防災知識等の普及を実施する他、以下により東南海・南海地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 市職員に対する防災知識の普及

震災時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。市は職員に対し、本編第2章第1節第1に準じて防災知識の普及を実施する他、南海トラフ巨大地震防災対策の円滑な実施を図るため、特に以下の事項を含む内容で研修受講等を促進し、必要な防災知識の普及に努める。

- ア. 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- イ. 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- ウ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- エ. 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- オ. 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、以下の点に留意したもの。
 - (ア) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (イ) 膨大な数の避難者の発生
 - (ウ) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (エ) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (オ) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (カ) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (キ) 復旧・復興の長期化
- カ. 地震に関する一般的な知識
- キ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ク. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ケ. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- コ. 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民に対する防災知識の普及

市は、防災関係機関、地域の自主防衛組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、「自らの身は、自ら守る。自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、本編第2章第1節第2に準じて地域住民に対する防災上必要な教育及び広報を実施するが、南海トラフ巨大地震に備えて、その内容に以下の事項を含む。

- ア. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- イ. 地震発生時における地域の災害危険箇所
- ウ. 過去の地震災害の事例及びその教訓
- エ. 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- オ. 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の字準備等）
- カ. 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- キ. 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- ク. 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- ケ. 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、が発生した場合の出火防止対策、家族の安否確認、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- コ. 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- サ. 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- シ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (ア) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害。
 - (イ) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (ウ) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (エ) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

学校教育を通じた防災知識の普及は、原則、本編第2章第1節第3に準じて実施するが、南海トラフ巨大地震に備えて、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、その内容に以下の事項を含むよう配慮する。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容
 - ア. 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - イ. 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識

- ウ. 地震発生時の緊急行動
 - エ. 応急処置の方法
 - オ. 教職員の業務分担
 - カ. 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - キ. 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - ク. ボランティア活動
 - ケ. その他
- (2) 教育・指導の方法
- ア. 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - イ. 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - ウ. P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
- ア. 防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節第1に準じて実施する。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

市は、南海トラフ巨大地震が広域的、かつ甚大な被害が予想されるため、住民、企業、自主防災組織、NPO等に対して、主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である旨を周知し、連携を強化推進する。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

市は、南海トラフ巨大地震防災対策において「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が重要であることを訴えると共に、市及び奈良県広域消防組合消防本部は、本編第2章第2節、本編第2章第3節の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- ア. 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- イ. 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- ウ. 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- エ. 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。また、地域防災力向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携等、防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。市は、これらの活動を推進するため、平常時から事業所等との情報交換や連携体制の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

第1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様なパターンがあり得るとされ、その中で最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（平成31年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

(1) 住宅の耐震化促進等

本編第2章第10節に準じて予防対策を実施する他、以下対策の実施に努める。

ア．住民の耐震化に関する意識啓発

住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発の実施に努める。

イ．住宅補強や建て替えの促進

地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策の実施に努める。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

市は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。また、耐震診断が義務化された建築物にあつては、所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

(3) 非構造部材の耐震対策

市は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、市は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

第3 斜面崩壊対策、液状化対策

本編第2章第32節及び第42節に準じて予防対策を実施する他、東南海・南海地震発生時は、本編第3章第32節に準じた斜面崩壊対策（土砂災害対策）の迅速な実施に努める。

また、県及び市は液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

(1) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、県と協力して、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険性について、広報する等、住民意識の啓発に努める。

(2) 応急危険度判定の迅速な実施

本編第2章第10節及び第12節に準じて予防対策を実施する他、東南海・南海地震発生時は、本編第3章第23節に準じた応急危険度判定の迅速な実施に努める。

第5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想されるので、交通機関が長期かつ広範囲にわたり不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になる。このため、本編第2章第16節に準じて帰宅困難者対策を一層推進する。

第6 文化財保護対策

本市には、多数の文化財建造物が存在するので、文化財の所有者又は管理者は、地震からこれらの文化財を保護するため、被害軽減対策を強化する。

対策は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、平成24年改正、文化庁）に則ると共に、「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」（内閣府等）の検討結果を参考にする他、本編第2章第42節に準じる。

第8節 地震発生時の応急対策等

第1 災害対策本部等の設置

市は、以下のように災害対策本部等の設置を行う。

(1) 防災組織計画

本編第3章第1節に準じる。

(2) 災害対策本部等の設置

本編第3章第1節に準じ、市長は、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、災害対策基本法に基づき、直ちに大和郡山市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

(3) 災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

本編第3章第1節に準じる。

(4) 休日及び勤務時間外の震災対策初動体制及び震災対策警戒配備

原則、本編第3章第1節に準じるが、特に勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、応急対策が早期に実施できる初動体制の強化に努める。

第2 地震発生時の応急対策

市は、以下のように地震発生時の応急対策を行う。

(1) 地震情報の収集・伝達

ア. 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関する情報（定例）」に変わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を令和元年5月31日より開始している。

情報名	情報種別	情報発表の条件
1. 南海トラフ地震臨時情報		
	調査中	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震（一部割れケース）や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）等
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）

	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
2. 南海トラフ地震関連解説情報		
<p>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>		

上記以外については、本編第3章第2節に準じる。

(2) 早期災害情報の収集

本編第3章第3節に準じる。

(3) 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

ア. 報告の基準

市は、東南海・南海地震が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。報告基準は、本編第3章第4節第5に準じる。

イ. 被害状況の調査

本編第3章第4節第2に準じる。

ウ. 県防災統括室への報告

本編第3章第4節第5に準じる。

エ. 県事業担当課への報告

本編第3章第4節第5の(2)のオに準じる。

オ. 被災者の安否情報

本編第3章第4節第6に準じる。

(4) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じ通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

その他、本編第3章第24節に準じる。

(5) 二次災害の防止

本編第3章第32節から第34節に準じる。

(6) 消火・救急救助活動

ア. 消火活動

本編第3章第28節第1から第3に準じる。

イ. 救急救助活動

本編第3章第28節第4に準じる。

(7) 医療救護活動

本編第3章第10節に準じる。

(8) 輸送活動

本編第3章第14節に準じる。

(9) 防疫・保健衛生活動

本編第3章第18節に準じる。

(10) 食料及び生活必需品等の調達

本編第3章第16節に準じる。

第3 資機材、人員等の配備手配

市は、以下のように、資機材、人員等の配備手配を行う。

(1) 資機材等の調達手配

本編第2章第5節第4に準じて、資機材の調達等の協力体制を整備し、本編第3章第9節第5から第6に準じて、各種対策に係る応援協力依頼先と連絡調整を行い、資機材の整備に努める。

(2) 人員の配置

本編第3章第1節に準じて、活動体制を確立することを原則とするが、人員が不足する場合は、本編第3章第8節第2から第5に準じて、人員の応援を求める。あるいは、本編第3章第25節に準じて、必要な人員を確保する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア．防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ．機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第4 他機関に対する応援要請

本編第3章第8節に準じる。

第9節 支援・受援体制の整備

第1 広域防災体制の確立

(1) 広域的防災対策とネットワーク化

ア. 交通状況の情報の共有化

国及び県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能なように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

イ. 輸送戦略の検討

国及び県と協力し、道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

ウ. 防災活動拠点のネットワーク化

国及び県と協力し、医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

(2) 災害用ヘリポートの整備

南海トラフ巨大地震発生時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により被災地域への救急・救護活動、救急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。このため、機動性があるヘリコプターによる応急・復旧対策活動を重要として、本編第2章第6節に準じて災害用ヘリポートの整備に努める。

(3) 自衛隊の派遣要請

南海トラフ巨大地震が発生した場合に、市及び関係機関だけでは十分な災害応急活動が困難な場合で、住民の人命又は財産を保護するため必要と判断した場合には、本編第3章第9節に準じて自衛隊の災害派遣要請の申入れを行う。

(4) 燃料の確保

救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第2 遠隔市町村との連携

市は、南海トラフ巨大地震が発生すると近隣市町の多くが被災する可能性があるため、大災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村との連携が必要となる。東日本大震災で得られた教訓を踏まえて改正された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく近畿ブロック以外の遠隔地域との連携体制等の活用を図る。

第3 被災地への人的支援

医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や全国市長会等からの要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第4 広域避難対策

(1) 広域避難者の受入れ体制の整備

市は、被害が軽微な場合は、県と連携し、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、県と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

(2) 広域避難者への対応

市は、県、他市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。